



凡例

一、今卷依用の底本は Hermann Oldenberg 刊行本 (London, 1881) にして、兼ねて暹羅版を参照せり。

一、本文行頭に羅馬數字を以て底本の頁數を附し、彼此參看に便せり。

一、文中〔〕印を以て括せる語又は句は、譯者の挿入せるものなり。

一、文中……或は：乃至：とあるは、底本に然く省略せるものにして〔……〕或は〔：乃至：〕とせるは、譯者が便宜上省略せるものなり。

一、固有名詞の中、その音譯の漢譯律中に存するものは可及的に之を探り巴利原音の假名を附せり。但し漢譯律は主にサンスクリットよりの翻譯なれば、その音譯は必ずしも巴利語のそれに對應すとは言ふべからず。

一、術語、名詞等に於ても可及的に漢譯語を用ひ、且つ漢譯態の文章を用ふるに努めたり。

一、假名を以て表せる發音も巴利語の正確なる音を寫せるものとは言ひ難し。從つて漢字假名いづれの表音も、その正しきを知る爲には卷末索隱中の原語に依るを要す。

一、索隱は發音索隱と漢字索隱との二種とし、前者は假名字、原語羅馬字、漢字の順に、後者は漢字、原語羅馬字の順に配し、總て五十音順に列位す。而して漢字索隱中には固有名詞の他に術語をも合入したり。

一、目次中括弧内に示す戒名は佛音の註巴利善見律によるものなり。

目

次

律藏一經分別一

上田天瑞譯

律藏は僧伽生活に於ける禁制箇條たる學處及び僧伽の制度行事を解説せるものなり。漢譯律にてこれに相當するは所謂廣律にして、四分律六十卷、五分律三十卷、十誦律六十一卷、摩訶僧祇律四十卷及び根本說一切有部毘奈耶五十卷等の有部律、鼻奈耶十卷あり。前四は巴利律と同じく内容完全なるものにして、これを古來四律と言ひ、又西藏律も廣律にして有部律に相當す。これ等は皆同一根幹より出でしものにして、大體の骨子は一致するも、傳承の部派の相違によりて變異を來せるなり。巴利律は漢譯中には四分律及び五分律と最もよく一致す。かく諸異派のものを傳ふる點は律藏の一特色なり。而して巴利律藏はこれ等諸律中最もよく整備し、且つ四分律五分律と共に最も古き成立にかかるものと見らるゝ點に於て重要なり。

巴利律藏の内容組織は、(1) 經分別 (*Suttavibhāga*) (2) 韻度部 (*Khandhaka*) (3) 附隨 (*Parivāra*) の三部よりなる。

經分別は律藏の本文骨子たる條文を中心として、これが成立の因縁、條文字句の解釋、

條文運用の實例等を説く部分にして、條文は比丘戒に二百二十七條、比丘尼戒に三百十一條あり(四分律は二百五十戒に三百四十八戒、五分律は二百五十一戒に三百七十戒)。而して比丘戒を説く部分を大分別(Mahāvibhāga)、比丘尼戒を説く部分を比丘尼分別(Bhikkhunivibhāga)とし、比丘戒は二百二十七條の條文を波羅夷以下の八類に分ち、比丘尼戒にては七類に分つ。

魏度とは編品の意にして、この部には編を分ちて教團に於ける制度規定、重要な行事の方法、經分別の補遺的解説となし、大品(Mahāvagga)、小品(Cullavagga)の二部に分る。大品に十篇、小品に十二篇あり、小品最後の二篇には經律編纂(結集)の事情を説く。附隨は所謂附錄にして十九章よりなる。前二部に説けるものを組織分類せる綱要的註釋部にして、漢譯諸律と一致する所少し。

律藏中の根本骨子たる學處を抽出し、これを讀誦用にまとめたるもの、波羅提木叉(Pātimokkha)即ち戒本にして僧衆は毎半月一處に集まりてこれを誦出し、修道に策勵せしなり(布薩)。この戒本にはベリオの中亞にて發見せし梵本(Prātimoksasūtra)あり。本書中ゴチツク字體にて印刷せるは戒本の部分なり。但し戒本に於ける序及び四波羅夷法に於ける表題の誦詞を缺く。

經分別

大分別(比丘戒)

波羅夷

波羅夷 (Pārājika) は比丘の極刑に相當する罪にして、これを犯せるものは比丘としての資格を失ひ僧伽より追放さるゝなり。これに姪盃殺妄の四戒あり。字義は註によると「打ち破られたる」の意なり漢譯には断頭、退没、被他所勝とす。

第一波羅夷〔不淨戒〕

第二波羅夷〔不與取戒〕

第三波羅夷〔人體戒〕

第四波羅夷〔上人法戒〕

僧殘法

僧殘 (Saṅghādisesa) は波羅夷に次ぐ重罪にして、これを犯せば比丘としての資格は失はざるも六晝夜別住摩那埵を課せられ、又この罪を自白せず隱慝せる場合は、その日數に應じて更に別住を課せられ其の間は僧權を停止さる。語義は saṅgha (僧團) aśi (初) sesa (後・殘) の意にして、最初の別住より後の復權に至るまで凡て教團によりて處分され個人或は數人のなすべき所に非ざることを示すなり。但し僧殘なる漢譯語は梵本にて saṅgha-avasāsa (殘餘)となれるを譯せるものにして、僧伽によりて矯正すべき餘地あり、比丘としての生命尙殘るの意に解す。故に僧殘は巴利語の嚴正なる譯に

非ざるも今慣用語たる漢譯語を用ひしなり。これに故意に精を出す等の十三箇條あり。

第一僧殘〔出精戒〕………	一八五
第二僧殘〔身觸戒〕………	二〇〇
第三僧殘〔麤語戒〕………	一一三
第四僧殘〔第四僧殘〕………	一一一
第五僧殘〔媒嫁戒〕………	一二七
第六僧殘〔造房戒〕………	一四四
第七僧殘〔造精舍戒〕………	一六二
第八僧殘〔第一瞋不憇戒〕………	一六六
第九僧殘〔第二瞋不憇戒〕………	一八〇
第十僧殘〔第一破僧戒〕………	一八七
第十一僧殘〔第二破僧戒〕………	一九三
第十二僧殘〔惡口戒〕………	一九八

第十三僧殘〔汚家戒〕

一一〇一

不定法

不定(aniyata)は不決定の罪なり。即ち隠蔽され或は隠蔽されざる場所にて婦人と坐せる時は信用し得る信者たる目撃者の告ぐる所によりて、波羅夷或は僧殘或は波逸提罪となるなり。これに二箇條あり。

第一不定〔第一不定戒〕

一一一六

第二不定〔第二不定戒〕

一一一七

捨墮法

一一一九

捨墮(nissaggiya pacittiya)は衣服坐臥等の所有物につき所定以上のものを所有し、又は不法態度ありし時、その物品を僧團或は他のものに提案して懺悔すべき罪にして、三十箇條あり。語義はnissaggiyaは[捨てらるべき]の意、pacittiya[賠償さるべき]の意なり、即ち[財を]捨てて懺悔るべき意なり。漢譯には尼薩耆波逸提と音譯し捨墮と譯す、墮pātayantikāとは[地獄に墮せしむる罪]なる意とす。

捨墮一〔第一迦絹那衣戒〕

一一一九

捨墮二〔小屋戒〕

一一一九

捨墮三〔第三迦繩那衣戒〕	三四一
捨墮四〔故衣戒〕	三四六
捨墮五〔取衣戒〕	三五〇
捨墮六〔從非親乞戒〕	三五四
捨墮七〔過量戒〕	三五九
捨墮八〔第一準備戒〕	三六二
捨墮九〔第二準備戒〕	三六七
捨墮一〇〔王戒〕	三七〇
捨墮一一〔絹戒〕	三八〇
捨墮一二〔純黑毛戒〕	三八二
捨墮一三〔三分戒〕	三八三
捨墮一四〔六年戒〕	三八五
捨墮一五〔坐臥具戒〕	三八九
捨墮一六〔羊毛戒〕	三九四

捨墮一七〔洗羊毛戒〕	三九七
捨墮一八〔金銀戒〕	四〇〇
捨墮一九〔金銀賣買戒〕	四〇四
捨墮二〇〔物品交易戒〕	四〇七
捨墮二一〔鉢戒〕	四一〇
捨墮二二〔減五綴戒〕	四一四
捨墮二三〔藥戒〕	四一九
捨墮二四〔雨季衣戒〕	四二六
捨墮二五〔奪衣戒〕	四二九
捨墮二六〔乞糸戒〕	四三二
捨墮二七〔大織師戒〕	四三四
捨墮二八〔特施衣戒〕	四三九
捨墮二九〔有難戒〕	四四三
捨墮三〇〔廻入戒〕	四四七

索隱

發音索隱

二

漢字索隱

(4) (1)

律藏 經分別（スツタ・ギバンカ）

彼の世尊、應供、正等覺者に歸命す。

大分別

第一 波羅夷

一 一 一 その時、佛世尊は毘蘭若^{エーランダヤー}^❶にて那隣羅^{ナレーラ}^❷のブチマンダ樹の下に在し、大比丘衆五百人と俱なりき。毘蘭若婆羅門は聞きぬ、「釋迦族より出家せる友釋子沙門瞿曇は、毘蘭若の那隣羅にてブチマンダ樹の下に在り、大比丘衆五百人と俱なり。この尊き瞿曇には是の如き美はしき名聲揚れり、「かの世尊は阿羅漢なり、

等正覺なり、明行具足者なり、善逝なり、世間解者なり、無上士なり、調御丈夫なり、人天の師なり、覺者なり、世尊なり」と。彼は天界魔界梵天界を含むこの世界沙門婆羅門天人衆のこと自ら證悟し〔他に〕説示し給ふ。彼は初も善く中も善く終も善き、文義具足せる教法を説き、完く善き全く清淨なる梵行を示す。善き哉、是の如き阿羅漢を見んことや」と。

二 時に毘蘭若婆羅門は世尊の所に詣れり、詣り已りて世尊と互に敬禮せり、敬禮して禮儀正しき言葉を交はし一方に坐せり。一方に坐し已りて毘蘭若婆羅門²は世尊に斯く言へり、「友瞿曇、我は聞けり、「沙門瞿曇は耆宿長老の婆羅門にも挨拶し立ちて敬禮し或は座をもちて請ずることなし」と。友瞿曇、今正しく然り、實に汝瞿曇は耆宿長老の婆羅門にも挨拶し立ちて敬禮し或は座をもちて請することなし。友瞿曇、そは正當なることに非ず」と。「婆羅門、我、天界魔界梵天界を含むこの世界に於て、沙門婆羅門天人衆に於て、我の挨拶し立ちて敬禮し或は座をもちて請すべき者を見ず。婆羅門、若し世尊挨拶をなし立ちて敬禮し或は座をもちて請すれば、實に彼の頭は破るべし」。

三 「尊師瞿曇は無味の色なり」。婆羅門、實に一理由あり、その理由によりて善く我が事を語りて、「沙門瞿曇は無味の色なり」と云ふなり。婆羅門、かの色味・聲味・香味・味味・觸味、これ等は如來には棄てられ、根本を斷たれ、根を絶たれたるターラ樹の如くにて、無有に歸し未來に於て再生せざる法なり。婆羅門、この理由によりて善く我が事を語りて、「沙門瞿曇は無味の色なり」と云ふなり。然れども汝の就きて云ふ所は然らざるなり。

「尊師瞿曇は快樂を缺くものなり」。婆羅門、實に一理由あり、その理由によりて善く我が事を語りて、「沙門瞿曇は快樂を缺くものなり」と云ふなり。婆羅門、かの色樂・聲樂・香樂・味樂・觸樂、これ等は如來には棄てられ……再生せざる法なり。婆羅門、この理由によりて……然れども汝の就きて云ふ所は然らざるなり」。

「尊師瞿曇は非作業論者なり」。婆羅門、實に一理由あり、その理由によりて：「沙門瞿曇は非作業論者なり」と云ふなり。婆羅門、我は實に身惡業語惡業・意惡業に對して非作を説く、種々なる惡不善法の非作を説く。婆羅門、この理由によりて……然れども汝の就きて云ふ所は然らざるなり」。

「尊師瞿曇は斷滅論者なり」。「婆羅門、實に一理由あり、その理由によりて……『沙門瞿曇は斷滅論者なり』と云ふなり。婆羅門、我は實に貪瞋癡の斷滅を説き、種々なる惡不善法の斷滅を説く。婆羅門、この理由によりて……然れども汝³の就きて云ふ所は然らざるなり」。

「尊師瞿曇は嫌棄者なり」。「婆羅門、實に一理由あり、その理由によりて……『沙門瞿曇は嫌棄者なり』と云ふなり。婆羅門、我は實に身惡業・口惡業・意惡業を嫌棄し、種々なる惡不善法の成就するを〔嫌棄す〕。婆羅門、この理由によりて……然れども汝の就きて云ふ所は然らざるなり」。

「尊師瞿曇は調伏者なり」。「婆羅門、實に一理由あり、その理由によりて……『沙門瞿曇は調伏者なり』と云ふなり。婆羅門、我は實に貪瞋癡の調伏の爲に法を説き、種々なる惡不善法を調伏する爲に法を説くなり。婆羅門、これ一理由にして……然れども汝の就きて云ふ所は然らざるなり」。

「尊師瞿曇は苦行者なり」。「婆羅門、實に一理由あり、その理由によりて……『沙門瞿曇は苦行者なり』と云ふなり。婆羅門、我は實に惡不善の法・身惡業・語惡業意

惡業を焼き滅すべき事を説く。婆羅門、焼き滅すべき惡不善の法は棄てられ根本を斷たれ、根を絶たれたるターラ樹の如くにて、無有に歸し未來に於て再生せざる法となれる者これを我は苦行者と言ふなり。婆羅門、如來には焼き滅すべき惡不善の法は……再生せざる法なり。婆羅門、これ一理由にして……然れども汝の就きて云ふ所は然らざるなり。

「尊師瞿曇は離胎者なり」。「婆羅門、實に一理由あり、その理由によりて……沙門瞿曇は離胎者なり」と云ふなり。婆羅門、未來の入胎、再生を受くることは棄てられ、根本を断たれ、根を絶たれたるターラ樹の如くにて、無有に歸し未來に於て再生せざる法となれる者これを我は離胎者と言ふなり。婆羅門、如來には未來の入胎……再生せざる法なり。婆羅門、これ一理由にして……然れども汝の就きて云ふ所は然らざるなり。

四 婆羅門、譬へば或は八、或は十、或は十二の雞卵あり、それ等が雞けいによりてよく抱かれ温められ孵化されんに、その雞の中、第一に足の爪の先或は嘴をもちて卵殻を破りて安全に出でたるものは、最長者と云はるべきや、或は最幼者と云は

るべきや。『瞿曇、最長者と云はるべきなり、彼は實にそれ等の中中最長者なり』。
 「婆羅門、正しく是の如く、我は無明に陥り暗黒に覆はるゝ有情の爲に、この世に於てたゞ一人無明の殻を破りて無上正等正覺を證せるなり。婆羅門、實にこの我はこの世界の最長最勝のものなり。」

五 婆羅門、我は不動の精進、明確なる正念、身の輕安、心の等持を得たり。婆羅門、我は欲を離れ不善法を去り、有尋^{うじゆう}有伺^{うしゆう}にして、遠離より生ずる喜樂ある初禪に入りて住せり。尋伺の滅より内心靜安となり、心專一となり、無尋無伺にして、三昧より生ずる喜樂ある第二禪に入りて住せり。喜をも離れて捨に住し、正念正智にして身に樂を感じ、唯聖者が『これ捨にして正念樂住なり』と説ける第三禪に入りて住せり。樂を捨て苦を離れ、先の喜憂を滅して不苦不樂にて、捨念清淨なる第四禪に入りて住せり。

六 我は是の如く心等持清淨にして欲不淨を離れ、柔軟にして所用に隨ひ、而も安住不動の状に達して心を宿命智に傾けたり。我はこの世に於けるが如く前生の種々の住處を憶念せり。一生、二生、三生、四生、五生、十生、二十生、三十生、四十生、

五十生、百生、千生、十萬生、幾壞劫、幾成劫、幾成壞劫を憶念し、彼處に於て是の如き名、
是の如き族に生れ、是の如き姓に屬し、是の如き食を取り、是の如き苦樂を受け、是
の如き壽量あり。我は其處より滅して他處に生れ、其處にて又是の如き名……
是の如き苦樂を受け、是の如き壽量を有せり。我はそこより滅してこの世に來
生せり」と、斯く形相と方處とを具して種々なる前生の住處を憶念せり。婆羅門、
これ夜の初刻に於て、我第一の智慧を體得し、無明は去りて明起り、闇は去りて光
起れるなり。是の如く^④思念深く精進にして決定に住せる時、これ雛の卵殻より
出づる如く、我に第一轉生有りしなり。

七 我は是の如く心等持清淨にして欲不淨を離れ、柔軟にして所用に隨ひ、而も
安住不動の状に達して心を生死智に傾けたり。我は清淨にして人界を超越せ
る天眼を以て有情の生滅するを見、彼等の業に隨ひて貴賤、美醜、善趣、惡趣に至る
有情を知る。實に諸賢、身惡業を具し口惡業を具し意惡業を具し、聖者を誹謗
し惡見を持し惡見業をなせる有情は、身壞命終の後、惡趣地獄に墮す。之に反し
て、諸賢、身善業を具し口善業を具し意善業を具し、聖者を誹謗せず正見を持し

正見業をなせる有情は、身壞命終の後、善趣天界に生ぜり」と、是の如く我は清淨にして人界を超越せる天眼を以て有情の生滅するを見、彼等の業に隨ひて貴賤・醜・善趣・惡趣に至る有情を知る。婆羅門、これ夜の中刻に於て、我、第二の智慧を得し、無明は去りて明を得闇は去りて明を得たるなり。是の如く思念深く精進にして決定に住せる時、婆羅門、これ雛の卵殻より出づるが如く、我に第二轉生有りしなり。

八 我は是の如く心等持清淨にして欲不淨を離れ、柔軟にして所用に隨ひ、而も安住不動の状に達して心を漏盡智に傾けたり。我は「是は苦なり」と如實に知見し、「是は苦の集なり」と如實に知見し、「是は苦の滅なり」と如實に知見し、「是は苦の滅に導く道なり」と如實に知見せり。「是等は漏なり」と如實に知見し、「是は漏の集なり」と如實に知見し、「是は漏の滅なり」と如實に知見し、「是は漏の滅に導く道なり」と如實に知見せり。我は是の如く知り是の如く見るが故に、心は欲導く道なりと如實に知見せり。我は是の如く心は欲漏より解脱し、有漏より解脱し、無明漏より解脱して、「解脱に於て解脱せり」との智を生じ、「生は盡きぬ、梵行は修せられたり、爲すべきは爲されたり、更に生を受

くる事なし」と知見せり。婆羅門、これ夜の後刻に於て我、第三の智慧を體得し、無明は去りて明を得、闇は去りて明を得たるなり。是の如く思念深く精進にして決定に住せる時、婆羅門、これ雞の卵殻より出づるが如く、我に第三轉生有りしなり」と。

九 是の如く説示せられし時、毘盧若婆羅門は世尊に是の如く白せり、「尊師、瞿曇は最長者なり。尊師、瞿曇は最勝者なり。殊勝なるかな瞿曇、殊勝なるかな瞿曇、尊師瞿曇、譬へば倒されたるを起し、覆はれたるを現はし、迷へるものに道を示し、具眼者は物を見るならん」とて闇中に燈火を掲ぐるが如く、是の如く、瞿曇、尊師瞿曇は種々の方便もて法を説示し給へり。我今世尊瞿曇に歸依し法に歸依し比丘僧に歸依し奉る。願くは尊師瞿曇、自今已後命終に至るまで〔三寶に〕歸依せる優婆塞として我を攝受し給へ。又我が爲に、尊師瞿曇、比丘僧と俱に毘盧若に於て安居するを承引し給へと。

世尊は默然として承引し給へり。時に毘盧若婆羅門は世尊の承引し給ふを知りて、座より立ち世尊を恭敬右繞して去れり。

二一一 その時、毘盧若は飢饉にして食を得ること難く、白骨狼藉たり。作物は葉莖のみを生じ、施與の食にて活くること容易ならざりき。その時、北路の馬商人、五百の馬を率ゐて毘盧若に於て雨期を過せり。彼等は馬屋にて比丘の各にバツタ量の麥を割きて與へんとせり。比丘等は晨朝下衣を著し鉢と外衣とを取りて、毘盧若に入りて乞食せるも、食を得ずして、馬屋に乞食し、各バツタ量の麥を持して僧園に還り、臼にて搗きて食せり。而して長老阿難はバツタ量の麥を石にて磨りて世尊に奉り、世尊は其を食し給へり。

世尊は臼の音を聞き給へり。如來は知りて問ひ、また知りて問ひ給はず。時を知りて問ひ、また時を知りて問ひ給はず。如來は義利有るを問ひ、義利無きを問ひ給はず。義利なきことは如來には橋梁破壊されたるなり。二因縁を以ての故に佛世尊は諸比丘に問ひ給ふ。或は法を説かんとし、或は聲聞諸弟子の爲に戒を制せんと欲し給ふなり。

時に世尊は長老阿難に告げ給へり、「阿難、かの臼の音は何ぞや」と。時に長老阿難は世尊に此の事を白せり。「善い哉、阿難、汝等信心者は少欲にして飢饉

に勝てり、未來の人は米肉の食をも卑しむべし」と。

二 時に長老大目犍連は世尊の所に到り、到り已りて世尊を禮し一方に坐せり。一方に坐し已りて長老大目犍連は世尊に是の如く白せり、「世尊、今や毘蘭若は飢饉にして食を得難く、白骨狼藉たり、作物は葉莖のみにして、施與にて得たる食にて生活すること容易に非ず。世尊、この大世界の最下層は食味を真足す。例へば純粹なる蜜の如き食味を具す。善い哉、世尊、我今この地を轉ぜん」〔然らば諸比丘は地の醍醐味を食すべし」と。〕「目犍連、この地に住せる衆生を汝如何になすや?」「世尊、我が一手は大地の如く化現して、地に住せる衆生をその上に移し、他手を以て大地を轉ぜん」。「止めよ、目犍連、汝大地を轉ぜんと欲すること勿れ、衆生亦轉倒を得べし」。「善い哉、世尊、一切の比丘僧は鬱單越^{ウタクル}に到りて乞食せん」。「止めよ、目犍連、汝一切比丘僧の鬱單越に到りて乞食せんを欲すること勿れ」と。

三一一 時に長老舍利弗は獨り靜處に入りて、心中に是の如く思念せり、「如何なる佛世尊の梵行久住せず、如何なる佛世尊の梵行久住せしや」と。斯くて長老

舍利弗は哺時に靜處より立ちて世尊の所に到り、世尊を禮して一方に坐せり。一方に坐し已りて長老舍利弗は世尊に斯く白せり、「世尊、我ここに獨り靜處に入りて心中に是の如く思念せり……久住せしや」と。世尊、如何なる佛世尊の梵行久住せず、如何なる佛世尊の梵行久住せしや」と。「舍利弗、毘婆尸佛式佛隨葉佛の梵行は久住せず、拘樓孫佛拘那含牟尼佛迦葉佛の梵行は久住せり。

8 二 「世尊、毘婆尸佛式佛隨葉佛の梵行久住せざるは、何の因縁によるや」。「舍利弗、毘婆尸佛式佛隨葉佛は、聲聞弟子の爲に法を廣説するを疲厭し、弟子の爲に少しく契經祇夜經・授記經・偈經・句經・因縁經・本生經・未曾有經・方等經ありしも、弟子の爲に學處を制せず、波羅提木叉を誦出し給はざりき。これ等諸佛世尊・大聲聞等の滅後、種々の名、種々の族、種々の種、種々の姓より出家せる後の諸弟子は、その梵行を速かに滅せしめたり。舍利弗、譬へば板上に置かれたる絲にて括らざる種々の花の、風吹きて散壊するが如し。そは何に因るや、糸にて括らざるが故なり。舍利弗、正に是の如く、かの諸佛世尊・大聲聞の滅後、種々の名、種々の族、種々の種、種々の姓より出家せる後の諸弟子は、その梵行を速かに滅せしめしなり。

然れどもこれ等の諸佛も、その心を以て聲聞弟子の心を知りて教誡するには疲厭なかりしなり。舍利弗、昔隨葉佛應供等正覺は、或る怖畏林に於て、その心を以て千比丘衆の心を知りて教誡し給へり。「是の如く思惟すべし、是の如く思惟すべからず、是の如く念すべし、是の如く念すべからず、是は捨すべし、是を具足して住すべし」と。かくて舍利弗、隨葉佛應供等正覺によりて是の如く教誡されたるかの千比丘衆は、執著を離れ其の心漏より離脱せり。舍利弗、その時、怖畏林の恐怖中に在りて、何人にも未離欲の者かの林中に入らば、身毛皆豎つ故なり。舍利弗、これ毘婆尸佛式佛隨葉佛の梵行久住せざる因縁なり。

三「世尊、これに反して拘樓孫佛^{カクサンダ}拘那含牟尼佛迦葉佛^{コナガマナカサバ}の梵行久住するは何の因縁によるや?」。舍利弗、拘樓孫佛拘那含牟尼佛迦葉佛は、聲聞弟子の爲に法を廣説するに疲厭せず、弟子の爲に多くの契經・祇夜經・授記經・偈經・句經・因縁經・本生經・未曾有經・方等經あり、弟子の爲に學處を制し波羅提木叉を制し給へり。この諸佛世尊大聲聞等の滅後、種々の名種々の族、種々の種、種々の姓より出家せる後の諸弟子は、その梵行を久住永存せしめたり。舍利弗、譬へば板上に置かれた

る糸にて括れる種々の花は、風吹きて散壊することなきが如し。そは何によるや、糸にて括るが故なり。舍利弗、正に是の如くかの諸佛世尊、大聲聞等の滅後、種々の名、種々の族、種々の種、種々の姓より出家せる後の諸弟子は、その梵行を久住永存せしめしなり。舍利弗、これ拘樓孫佛、拘那含牟尼佛、迦葉佛の梵行久住せし因縁なり」と。

四 その時、長老舍利弗は座より立ち、偏袒右肩し合掌して世尊に斯く白せり、「世尊、今正にその時なり。善逝、今正にその時なり。世尊、諸弟子の爲に學處を制し、波羅提木叉を誦出しよつてその梵行を久住せしむべき時なり」と。「舍利弗、汝待つべし。舍利弗、汝待つべし。如來は自らその時を知る。舍利弗、僧中に未だ何等かの有漏法生起せざる限りは、如來は聲聞弟子の爲に學處を制せず、波羅提木叉を誦出せず。舍利弗、僧中に何等の有漏法の生起せる時、その時如來は聲聞弟子の爲、彼等の有漏法を斷ぜんが爲に、學處を制し、波羅提木叉を誦出すべし。舍利弗、僧衆未だ多くの經驗ある者にて大とならざる間は、僧中に何等かの有漏法起らざるべし。舍利弗、僧衆多くの經驗ある者にて大となりた

¹⁰ る時、僧中に何等かの有漏法起るべし。その時如來は諸弟子の爲、彼等の有漏法を斷ずる爲に、學處を制し波羅提木叉を誦出すべし。舍利弗、僧衆發達して大とならざる間は、僧中に何等かの有漏法起らざるべし。舍利弗、僧衆發達して大となりたる時、僧中に何等かの有漏法起るべし。その時如來は諸弟子の爲、彼等の有漏法を断する爲に、學處を制し波羅提木叉を誦出すべし。舍利弗、僧衆未だ利養の大なるを得ざる間は、僧中に何等かの有漏法起らざるべし。舍利弗、僧衆大利養を得る時、僧中に何等かの有漏法起るべし。その時如來は諸弟子の爲、彼等の有漏法を断する爲に、學處を制し波羅提木叉を誦出すべし。舍利弗、僧衆未だ多聞の大なるを得ざる間は、僧中に何等かの有漏法起らざるべし。舍利弗、僧衆多聞の大を得る時、僧中に何等かの有漏法起るべし、その時如來は諸弟子の爲、彼等の有漏法を断する爲に、學處を制し波羅提木叉を誦出すべし。舍利弗、比丘僧は實に垢濁なく、罪者なく、黒法者なく、純淨にして眞實地に住す。舍利弗、實にこれ等五百の比丘衆中最劣の者も、須陀洹に入り不墮惡趣者となり、決定して正覺に到る者なりと。

四 その時世尊は長老阿難に曰へり、「阿難、請を受けて安居に入らば、告げずして諸國遊行に出でざるは如來の常法なり。いで阿難、毘蘭若婆羅門に告ぐべし」と。「承りぬ、世尊」と長老阿難は應へぬ。その時世尊は下衣を著し、鉢と外衣とをして、長老阿難を從者として毘蘭若婆羅門の住處に到り、到り已りて設けの座に著きたまへり。

その時毘蘭若婆羅門は世尊の所に到り、世尊を拜して一方に坐せり。一方に坐し已れる毘蘭若婆羅門に、世尊は斯く曰へり、「婆羅門、汝に請ぜられて雨安¹¹居に入りし我等は〔今〕汝に暇を告げて諸國遊行に出でんと欲す」と。「瞿曇、實に我に請ぜられてこゝにて安居に入れり、然も供養すべきを未だ供養せず。そは物無きに非ず、又與ふる意なき故に非ず、そは何の故なるや、家に在りて事務多く爲すべき事多きが故なり。尊師、世尊は比丘衆と共に明日の食事をとり給はんことを我に許し給へ」と。世尊は默然として之を許し給へり。その時世尊、毘蘭若婆羅門に法話をなして教示訓誡し、踊躍歡喜せしめて座より立ちて去り給へり。

その時毘蘭若婆羅門は、その夜過ぎて己が家に於て美味なる硬軟の食を調へ

しめ、世尊に食事の時を告げしめたり、「瞿曇、時到れり、食事の準備なれり」と。その時世尊は晨朝、下衣を著し鉢と外衣とを取りて毘舍離國の家に到り、比丘衆と共に設けの座に著き給へり。その時毘舍離國門は、佛を上首とする比丘衆に、手づから美味なる硬軟の食を供し、飽満に至らしめ、食事已りて鉢より手を放き給へる世尊に三衣を施與し、また諸比丘にも各一組の衣布を施せり。その時世尊は毘舍離國門に法話をなして教示訓誡し、踊躍歡喜せしめて坐より立ちて去り給へり。

その時世尊は隨意に毘舍離國に住し給ひて、須離の町、僧伽尸國、カシナクッチャ國に入り、更に波夜迦の渡場に到り、其處より洹河を渡りて波羅奈に到り給へり。かくて世尊は波羅奈に於て隨意に住して、毘舍離國に向ひて遊行に發ち給ひ、順次に歷遊して毘舍離國に到り、其處にて世尊は毘舍離國大林の重閣講堂に住し給へり。

毘舍離國

五一一 その時毘舍離附近に迦蘭陀^{カランダ}と名づくる村あり、其處に須提那迦蘭陀子^{スティンカランダカブタ}

と名づくる長者の子ありき。時に須提那迦蘭陀子は或る用務をもちて多くの¹²僚友と共に毘舍離に行けり。その時世尊は大衆に圍繞せられて坐し、說法し給へり。須提那迦蘭陀子は世尊の大衆に圍繞せられて坐し、說法し給ふを見て是の如く思へり、「我亦說法を聞くべし」と。かくて須提那迦蘭陀子は、かの聽衆の所に到りて一處に座せり。一處に坐し已りて謂へらく、「世尊の說示し給へる法を我が了解するが如くんば、家に在りて住せる者には、完全無缺にして清淨無垢、磨かれたる眞珠貝の如き梵行を修することは容易に非ず、我宜しく髪鬚を剃除して袈裟衣を著し、家より出で、家なき身となるべきなり」と。

その時彼の大衆は、世尊の說法によりて說示教誡され、踊躍歡喜せしめられて坐より立ち、世尊を拜し右繞して去れり。時に須提那迦蘭陀子は衆人の起ち去るや直ちに世尊の所に詣り、世尊を拜して一方に坐せり。一方に坐し已りて彼は世尊に斯く白せり、「世尊、世尊の說示し給へる法を我が了解するが如くんば、家に在りて住する者には、完全無缺にして清淨無垢、磨かれたる眞珠貝の如き梵行を修することは容易に非ず。世尊、我は髪鬚を剃除して袈裟衣を著し、家よ

り出でゝ家なき身とならんと欲す。世尊、我を出家せしめ給へと。「須提那、汝は父母によりて家より出でゝ家なき身となるを許されたりや」。「世尊、我未だ父母によりて家より出でゝ家なき身となるを許されず」。須提那、如來は父母に許されざるの子を出家せしめず。「然らば世尊、父母我に家より出でゝ家なき身となるを許さば、我しかせん」と。

二 時に須提那迦蘭陀子は毘舍離に於て用務を作し已り、迦蘭陀村の父母の許に到れり。到り已りて父母に斯く言へり、「父母、世尊の説示したまへる法を我が了解するが如くんば、家に在りて住する者には、完全無缺にして清淨無垢、磨かれたる眞珠貝の如き梵行を修することは容易に非ず。我は髪鬚を剃除して袈裟衣を著し、家より出でゝ家なき身とならんと欲す。我に出家を聽したまへ」と。斯く言はれて須提那迦蘭陀迦子の父母は彼に言へり、「我が須提那、汝は實に我等が寵愛する唯一人子にして、幸福に成長し安樂に育てられたり。須提那、汝は苦の何物をも知らず、我等は死によりても汝と別るゝを欲せず、況んや生存せる汝の出家するを聽さんや」と。二度迦蘭陀子須提那は父母にかく言へり、「父母、

……聽したまへ」と。再度彼の父母は彼に云へり、「……聽さんや」と。

かくて迦蘭陀子須提那は、父母は我に家より出で、家なき身となるを聽したまはず」とて、そこなる敷物もなき地上に臥せり、「此處にて我は死か然らずんば出家を得べし」とて。かくて迦蘭陀子須提那は、一日の食を取らず、二日の食も取らず、三日の食も取らず、四日の食も取らず、五日の食も取らず、六日の食も取らず、七日の食も取らざりき。その時彼の父母は彼に斯く言へり、「須提那、汝は實に我等の寵愛する唯一人子にして、幸福に成長し安樂に育てられたり。須提那、汝は苦の何物をも知らず、我等は死によりても汝と別るゝを欲せず、況んや生存せる汝の出家するを聽さんや。我が須提那、立てよ、食し飲み而して楽しめ、汝食し飲み楽しみ愛欲を享受しつゝ、福德を行じて楽しむべし、我等汝に出家するを聽さず」と。斯く言はるゝも、須提那迦蘭陀迦子は默然たりき。二度：乃至：三度須提那迦蘭陀迦子の父母は彼に斯く言へり、「……我等汝に出家するを聽さず」と。

三 時に須提那迦蘭陀子の友は彼の所に到りて斯く言へり、「友、須提那、汝は父

¹⁴ 母の寵愛する唯一人子にして、幸福に成長し安樂に育てられたり、汝は苦の何物をも知らざるなり、汝の父母は死によりても汝と別るゝを欲せず、況んや生存せる汝に、家より出でて家なき身となるを聽さんや。立てよ須提那、飲み食し且つ樂しめよ、汝飲み食し且つ樂しみ、愛欲を享受し福德を行じて樂しむべし、父母は汝に出家するを聽さず」と。かく言はるゝも須提那默然なりき。二度：乃至三度須提那の友は彼に言へり、「須提那、汝は……」。三度須提那は默然たりき。

四 時に須提那迦蘭陀子の友は彼の父母の許に至れり。至り已りて父母に言へり、父母、かの須提那は「此處にて我は死か或は出家を得べし」とて、敷物もなき地上に臥せり。若し卿等須提那に出家を聽さざれば、そこに死來るのみ。然れども若し彼に出家を聽さば、出家せるも彼を見るを得べし。若し須提那にして出家を樂しまざる時、彼に他に何の道かあらん、その時こそ彼は歸り来るべし。彼に出家を聽したまへ」と。「卿、我等須提那に出家するを聽すべし」と。かくて須提那の友は須提那の所に到りて斯く語れり、「友、須提那、立てよ、汝は父母によりて家を出で、家なき身となるを聽されたり」と。

その時須提那迦蘭陀子は「我遂に父母によりて出家するを聽されたり」とて踊躍歡喜し、手にて身を拭きて立てり。かくて須提那は數日にして體力を得、世尊の所に詣れり。詣り已りて世尊を禮し一方に坐せり。一方に坐し已りて須提那は世尊にかく白せり、世尊、我は父母によりて家より出で、家なき身となる¹⁵を聽されたり。世尊、我を出家せしめ給へ」と。須提那迦蘭陀子は世尊の許に於て出家を得、進具を得たり。進具を得たる後、やがて長老須提那は是の如き頭陀行の修行を行ぜり、即ち阿蘭若住者・乞食者・糞掃衣者・次第乞食者となりて、或る跋耆族^{婆薩}の村の近くに住せり。

五 その時、跋耆は飢饉にして食を得ること難く、白骨狼藉たり、作物は葉莖のみを生じ、施與の食にて活くること容易ならざりき。時に長老須提那^謂へらく、今や跋耆は飢饉にして食を得ること難く、白骨狼藉たり、作物は葉莖のみを生じ、施與の食にて活くること容易に非ず。然るに毘舍離には、我に多くの親戚ありて、實に富者にして食物多く、金銀豊かに財物夥しく穀物豊富なり。我宜しくかの親戚に依止して住すべし、親戚は我に依りて布施を作し福德を行ぜん、かくて諸

比丘は利を得、我亦乞食を苦とせざるべし」と。かくて長老須提那は、房舎を攝め衣鉢を執りて毘舍離に向ひて發ち、次第に遊行して毘舍離に達し、そこにて彼は大林の重閣講堂に住せり。長老須提那の親戚は聞きぬ「實に須提那迦蘭陀子は毘舍離に來れり」と。かくて彼等は長老須提那に六十大盤の供養食を捧げたり。長老須提那はこの六十大盤の食を諸比丘に贈り、晨朝下衣を著し上衣と鉢とを取りて、乞食の爲に迦蘭陀村に入り、迦蘭陀村にて次第乞食をなして己が父の家に到れり。

六 その時長老提須那の親家の婢ありて、前夜の殘粥を捨てんとせり。長老須提那はかの婢に斯く言へり、「妹よ、若しそを捨つべくんば、この我が鉢中にうつせ」と。かくて須提那の親家の婢は、かの殘粥を須提那の鉢中にうつす時、手足及び聲の相によりて彼たるを識れり。

かくて長老須提那の親家の婢は、須提那の母の許に到りて告げぬ、「やよ、我が主、息子須提那の來れるを知り給ふや」と。「若し汝の言にして、實ならば、我は汝の婢たるを免ぜんと。その時長老須提那は、かの前夜の殘粥を、一牆下に寄りて食せ

¹⁶り。長老須提那の父も、作事より歸り來りて、須提那が殘粥を一牆下に寄りて食せるを見たり。見已りて長老須提那の所に到り斯く言へり、「やよ須提那、汝前夜の殘粥を食するや。須提那、汝己が家に行くべきに非ずや」と。居士、我は既に汝の家に行き、そこにてこの殘粥をば〔得たる〕なり」と。

その時長老須提那の父は、須提那の手を捉りて彼に斯く言へり、「やよ須提那、來れ、我が家に行かん」と。かくて長尼須提那は己が父の家に到りて設けの座に著けり。時に長老須提那の父は、彼に斯く言へり、「やよ須提那、食せよ」と。「止みなん居士、我已に今日の食事を作し了れり」。須提那〔さらば〕明日の食を諾けよ」と。長老須提那は默然として諾へり。かくて長老須提那は座より立ちて去りぬ。

時に長老須提那の母は、其の夜過ぎて、綠の牛糞にて地を塗らしめ、一は金貨、一は黃金なる、二の積重^{づみかさね}を作らしめぬ。積重は斯くも大なりき、即ちこの側に立てる男子はかの側に立てる男子を見ず、かの側に立てる男子はこの側に立てる男子を見ざるなりき。この積重を敷物にて覆はしめ、その中間に座を設け、圍^わらす

に幔を以てせしめ、長老須提那の故の妻に告げて云へり、やよ嫁、汝は息須提那の好めるかの衣装もて飾れと。畏りぬ、姑よと、長老須提那の故の妻は須提那の母に應へぬ。

七 かくて長老須提那は、晨朝下衣を整へ上衣と鉢とを持し、己が父の家に到りて設けの座に著きぬ。時に長老須提那の父は須提那の所に到り、かの積重を開かしめて長老須提那に言ひぬ、我が須提那、こは汝の母方より來れる婦人の財にして、尙他に父の財あり、祖父の財あり。我が須提那、汝俗に還りて財を享け、「また一方に」功德を行ずるを得べし。來れ須提那、汝俗に還りて財を享け又功德を行ぜよ」と。「父よ、我強ひて努むるにも非ず、難きを犯せるにも非ず、我歡びて梵行を修せるなり」と。

二度：乃至：三度長老須提那の父は須提那に斯く言へり、我が須提那、こは汝の母方より來れる婦人の財にして、尙他に父の財あり、祖父の財あり、須提那、汝俗に還りて財を享け、功德を行することを得べし。來れ須提那、汝俗に還り、財を享け又功德を行ぜよ」と。居士、我は卿に語らんと欲す、卿若し瞋らざれば。

須提那、語るべし。然らば、居士、卿は大なる麻布の囊を作らしめてこの金貨、
黄金を満たし、車にて運ばしめ、洹河の中流に投すべし。何が故ぞ、居士、「しかせ
ば」そを因として汝に存する怖れ或は驚き或は恐畏或は心勞、そは汝に存せざる
べしと。是の如く言はれて長老須提那の父は喜ばざりき、「何ぞ、息須提那、是の
如く言ふや」とて。かくして長老須提那の父は須提那の故の妻に告げぬ、然らば、
嫁汝は寵愛のもの、されば息須提那も汝とは語を交すべし」と。かくて長老須提
那の故の妻は、須提那の兩足を捉りて彼に斯く言へり、「我が夫、夫まがそを得んが
爲に梵行を修したまふて、かの天女は如何なるものならん」と。「妹、我是天女
の爲に梵行を修するに非ず」と。その時長老須提那の故の妻は、「我が夫須提那は、
今日より我を妹なる語にて呼べり」とて、悶絶してその場に倒れぬ。

八 時に長老須提那は父に斯く言へり、「居士、若し食を與ふべくんば與へよ、我
等を困惑せしむること勿れ」と。「我が須提那、食せよ」と。かくて長老須提那の
父母は、手づから須提那に味美き硬軟の食を供して、満足せしめ充分に食せしめ
ぬ。時に須提那の母は、食し已りて鉢より兩手を放ける長老須提那に斯く言へ

り、我が須提那、この家は實に財豊かに食多く、豐饒なる金銀財貨資具・下婢あり。須提那、汝俗に還りて財を享け、功德を行するを得。來れ須提那、俗に還りて財を享け、且つ功德を行ぜよ」と。「母、我は強ひて努むるにも非ず、難きを犯せるにも非ず、我歡びて梵行を修するなり」と。

二度：乃至：三度長老須提那の母は須提那に言へり、「須提那、この家は實に財豊かに食多く、豐饒なる金銀財貨資具・下婢あり。然らば、須提那、續種（後嗣）を與へよ、我等をして無子者とし、離車王をして財を沒收せしむること勿れ」と。「母よ、そは我に爲し能ふところなり」。「須提那、汝今何處に住するや」。「母、大林中なり」と。かくて長老須提那は座より起ちて去れり。

九 時に長老須提那の母は、須提那の故の妻を呼びて言へり、「然らば、嫁、汝經婦となりて月華起り已らば我に告ぐべし」と。「畏りぬ、姑よ」と、須提那の故の妻は須提那の母に諾へり。

時に久しうからずして須提那の故の妻は經婦となり月華起れり、かくて須提那の故の妻は須提那の母に言へり、「姑、我は經婦たり、我に月華起り已れり」と。「然らば

ば嫁、汝は息須提那の好めるかの衣裝もて飾れ。『畏りぬ、姑¹⁹』と長老須提那の故の妻は須提那の母に諾へり。

かくて長老須提那の母は須提那の故の妻を伴ひて、大林なる長老須提那の所に到れり。到り已りて須提那に言ひぬ、「我が須提那、この家は實に財豊かに食多く、豐饒なる金銀・財貨・資具・下婢あり。然らば須提那、續種を與へよ、我等をして無子者とし、離車王をして財を沒收せしむること勿れ」と。「母、そは我に爲し得るところなり」とて、故の妻の腕を捉りて大林中に入り、未だ制戒せられざるが故にその罪たるを知らずして、故の妻と三度不淨法を行ぜり。〔かくて〕かの女は彼によりて胎を受けぬ。

〔時に〕地居天は叫喚しぬ、實に無垢濁・無惡罪の我が僧衆に、須提那迦蘭陀子によりて垢濁を生じ惡罪を起しぬ」と。地居天の叫を聞きて四王天も叫喚せり：乃至至：忉利天：乃至：夜摩天：乃至：兜率天：乃至：化樂天：乃至：他化自在天：乃至：梵衆天も叫喚せり、實に無垢濁無惡罪の我が僧衆に、須提那迦蘭陀子によりて垢濁を生じ惡罪を起しぬ」と。かくてその聲は忽ちにして梵天界に至

るまで達せり。

時に長老須提那の故の妻は、かの胎兒の成熟によりて男兒を生めり。長老須提那の友はかの兒に續種なる名を附し、須提那の故の妻には續種母なる名を附し、長老須提那には續種父なる名を附しぬ。彼等は後に至りて共に出家して阿羅漢果を證せり。

一〇 その時長老須提那は疑悔を生ぜり、「實に我に不利なり、實に我に利あらず、實に我に惡利なり、實に我に善利にあらず、我是の如き善く說かれたる法律中に出家して、終生完全無缺・清淨無垢なる梵行を修すること能はず」とて。かくて彼はこの疑悔の爲、形體枯瘦、顔貌憔悴し、脈管悉く四肢に現はれ、心碎け沈み悲しみ、後悔落膽せり。

時に長老須提那の友諸比丘は須提那に斯く語れり、「友須提那、汝前には色麗はしく諸根肥え、顏色よく皮膚の色好かりき。然るに今汝は形體枯瘦、顔貌憔悴し、脈管悉く四肢に現はれ、心碎け沈み悲しみ、後悔落膽す。友須提那、汝梵行を修するを樂しまざるや」と。「友、我は梵行を修するを樂しまざるに非ず、我に

惡行ありて爲されたり、我は故の妻と不淨法を行ぜり。友、それに對して我にかく疑悔あり「……清淨の梵行を修し得ず」とて。〔友須提那、實に疑念あるべし、實に汝に後悔あるべし。汝は是の如き善く說かれたる法律中に出家して、終生完全無缺・清淨無垢なる梵行を修すること能はず。友、世尊は種々の方便を以て離欲の爲に法を說きたまひ、具欲の爲に非ず。離縛の爲に法を說き給ひ、具縛の爲に非ず。無執著の爲に法を說き給ひ、有執著の爲に非ざるなり。ここに友、汝は實に世尊によりて、離欲の爲に說かれし法に於て具欲の爲となし、離縛の爲²⁰に說かれし法に於て具縛の爲となし、無執著の爲に說かれし法に於て有執著の爲となす。友、世尊は種々の方便を以て、欲を離るゝ爲に法を說き給ひ、憍慢を破す爲、渴を離脱する爲、愛を除く爲、〔三〕界に生ずる種を斷する爲、愛盡の爲、離欲、滅盡、涅槃の爲に法を說きたまひしに非ずや。友、世尊は種々の方便を以て欲の斷滅を說き、欲想の知を說き、欲欲の調伏を說き、欲覺の滅を說き、欲熱の靜止を說きたまひしに非ずや。友、これ未信者に信を起さしめ、已信者に信を增長せしむる所以に非ず。友、こは寧ろ未信者に不信を起さしめ、已信者の或る者を他

に轉向せしむる所以なり」と。

一一 時にかの諸比丘は種々の方便を以て長老須提那を呵責し、世尊にこの事を白せり。時に世尊はこの因縁によりて比丘僧を集めしめ、長老須提那に問ひ給へり、「須提那、汝實に故の妻と不淨法を行ぜりや」と。「眞實なり、世尊」と。

佛世尊は呵責し給へり、「愚人、これ適法に非ず、隨順行に非ず、威儀に非ず、沙門行に非ず、淨行に非ず、爲すべからざる所なり。汝愚人、何ぞ是の如き善く説かれたる法律中に出家して、終生完全無缺、清淨無垢なる梵行を修すること能はざるや。我種々の方便を以て離欲の爲に……ここに於て、愚人、汝は實に我離欲の爲に説きし……〔有執著の〕爲となす。愚人、我種々の方便を以て欲を離るゝ爲に……〔欲熱の〕靜止を説きしに非ずや。愚人、寧ろ怖るべき毒牙の口中に男根を入れるゝも、女人の根中に入るゝこと勿れ。愚人、寧ろ毒蛇の口中に男根を入れるゝも、女人の根中に入るゝこと勿れ。何が故ぞ。愚人、かの因によりては、實に死或は死にも等しき苦を受くべし、而もその爲に身壞命終の後、惡處惡趣・

惡生・地獄に生るゝことなし。然れども愚人、この因によりては身壞命終の後、
21 惡處・惡趣・惡生・地獄に生るべし。汝愚人、ここに汝は實にかの罪業・卑業・惡行・汚
行・末水法・隱處法・唯有二人成就法を行ぜり。愚人、汝は衆多不善法の最初の犯
行者、先驅者なり。愚人、これ未信者に信を起さしめ、已信者に信を增長せしむ
る所以に非らず。愚人、これ實に未信者に不信を起さしめ、又已信者の或るもの
のを他に轉向せしむるものなり」と。

かくて世尊は種々の方便を以て長老須提那を呵責したまひ、扶養し難く給養
し難く、多欲にして足るを知らず、衆中に交はりて放逸なるの非を説き給ひ、扶養
し易く給養し易く、少欲知足にして清淨、頭陀を好み、端正にして衆中に交はらず、
勇猛精進なるを讚歎し給ひ、諸比丘の爲に適切隨順なる法話をなして、諸比丘に
曰へり。「諸比丘、然らば我、十利の爲の故に、諸比丘の爲に學處を制すべし。
僧を攝する爲に、衆僧安樂の爲に、惡人を調伏する爲に、善比丘安樂に住する爲に、現
世の漏を斷ぜんが爲に、末世の漏を滅せんが爲に、未信者をして信ぜしめんが爲
に、已信者をして[信を]增長せしめんが爲に、正法久住の爲に、律を愛重する爲に。

諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も不淨法を行ぜば、波羅夷にして共住すべからざるものなり

と、是の如く世尊は諸比丘の爲にこの學處を制し給へり。

須提那品竟る

六 その時、一比丘は毘舍離の大林に於て、飲食を以て**獮猴**を誘惑ひ、彼と不淨法を行ぜり。時にかの比丘は晨朝下衣を整へ、上衣と鉢とを取りて乞食の爲に毘舍離に入りぬ。その時衆多の比丘は房舍巡行をなして、かの比丘の精舍に到れり。かの獮猴は諸比丘の遙かに來れるを見、見已りてかの諸比丘に近づき、諸比²²丘の前にて臂を振り尾を擧げ臂を現示して姪相をなせり。時に諸比丘謂へらく、「かの比丘は必ずこの獮猴と不淨法を行ずるなり」とて、一方に隠れぬ。時にかの比丘は毘舍離に於て乞食を行じ、獲たる食を持ちて歸れり。時にかの獮猴かの比丘の許に到れり。かの比丘はその食の一分を自ら食し、一分をかの獮猴に與へぬ。かくてかの獮猴はその食を食し已り、かの比丘に向ひて臂を現示し、

彼の比丘は獮猴と共に不淨法を行ぜり。

時に諸比丘はかの比丘に言へり、「友、世尊は學處を制したまひしに非ずや、汝何が故に獮猴と不淨法を行ずるや」と。「友、實に世尊は學處を制したまへり、されどそは人女とのことにして、畜生とのことに非ず」。「友、實にそは然なり。友、されどそは適法に非ず、隨順行に非ず、威儀に非ず、沙門行に非ず、淨行に非ず、爲すべからざる所なり。何ぞ汝是の如く善く説かれたる法律中に出家して、終生完全清淨なる梵行を修すること能はざるや。友、世尊は種々の方便を以て、離欲の爲に法を説きたまひ、具欲の爲に非ず：乃至：欲熱の靜止を説きたまへるに非ずや。友、これ未信者をして信ぜしめ……轉向せしむるものなり」と。

かくて諸比丘は種々の方便を以てかの比丘を呵責し已りて、世尊にこの事を白せり。世尊はこの因縁によりて比丘衆を集めしめ、かの比丘に問ひ給へり、「汝比丘、實に獮猴と不淨法を行ぜるや」と。「眞實なり、世尊」と。世尊呵責したまへり……二人成就法を行ぜり。愚人、これ未信者を信ぜしめ：乃至：「諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も不淨法を行せば、たとひ畜生と爲すとも、波羅夷にして共住すべからざるものなり」

と、是の如く世尊は諸比丘の爲にこの學處を制し給へり。

獮猴の事

七 その時、多くの毘舍離出身なる跋耆子^{ブヂヅタカ}比丘は、恣に食し、恣に眠り、恣に浴して、憶念を忽^{ゆふかせ}にし、戒を捨てず、戒羸^{ヨカ}きを告示せずして不淨法を行ぜり。彼等は後に親族を喪ひ、富を失ひ、病苦に逼られて心に感じ、長老阿難の所に到りて斯く言へり、「大德阿難、我等は佛を誹謗し、法を誹謗し、僧を誹謗するものに非ず。大德阿難、我等は己を誹謗するものにして、他人を誹謗するものに非ず。我等は實に德少なく福薄きものなり。我等は是の如き善く説かれたる法律中に出家して、命終に至るまで完全清淨なる梵行を修すること能はざりき。然れども大德阿難、願はくは我等、今世尊の御前^{みもと}にて出家し、進具するを得ん。願はくは我等、今善法を修持し、初夜後夜に菩提分法を觀じ、專念に修行して住せん。」徳阿難、願はくは世尊にこの事を告げたまへと。「然せん。

友と、長老阿難は毘舍離出身なる跋耆子比丘に諾ひて、世尊の所に到れり。到り已りて世尊にこの事を白せり。

「阿難、跋耆人或は跋耆出身なるものの爲に、如來既に制せし聲聞弟子の波羅夷の學處を廢すてふ、是の處有ることなし」と。かくて世尊この因縁によりて法話をなし、諸比丘に曰へり、「諸比丘、何れの比丘と雖も、戒を捨てず戒羸きを告示せずして不淨法を行ぜば、彼還り來るとも進具すべからず。諸比丘、若し戒を捨て戒羸きを告示して不淨法を行ずるは、彼還り來れば進具すべし。諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も、比丘の學戒を受け戒を捨てず戒羸きを告示せずして不淨法を行せば、たどひ畜生と爲すと雖も、波羅夷にして共住すべからざるものなり」と。

八一一 「何れの」とは、いかなる者をも——生により、名により、姓により、戒により、²⁴精舍により、行域によりてのいかなる者をも——或は上臍或は下臍或は中臍、これを「何れの」と言ふなり。

●「比丘」とは乞求の義の比丘、乞食に從事せる義の比丘、割截^{カツキ}衣を著くる義の比丘、沙彌の比丘、自稱の比丘、善來比丘、三歸により進具せる比丘、善比丘、眞實比丘、有學比丘、無學比丘、和合僧の白四羯磨^{びやくし_{さんま}}により遮難なく價値ありて進具を得たる義の比丘あり、その中かの和合僧の白日羯磨により遮難なく價値ありて進具されたるところの比丘、これこの處に於て意味さるゝ比丘なり。

「學」とは、三學あり、增上戒學、增上心學、增上慧學なり、その中かの增上戒學なるもの、これこの處に於て意味さるゝ學なり。

「戒」とは、世尊によりて制せられたる學處、これを戒と名づけ、これを學修するを「學戒」を受けと言ふ。

二、「戒を捨てず戒羸^{カイ}きを告示せずして」とは諸比丘、戒羸^{カイ}きを告げて而も捨戒にあらざるあり、或は戒羸^{カイ}きを告げて捨戒なるあり。諸比丘、如何が戒羸^{カイ}きを告げて而も捨戒に非ざる。諸比丘、こゝに比丘あり、愁憂して樂しまず、沙門法より去らんと欲し、比丘たるを苦とし羞恥し嫌惡し在家たるを樂^{タチ}ひ、優婆塞^{ウバセ}たるを樂ひ、淨人たるを樂ひ、沙彌たるを樂ひ、外道たるを樂ひ、外道の聲聞たるを樂ひ、非

沙門たるを樂ひ、非釋子たるを樂ひて、我いま佛を捨てばや」と言ひて「人に」知らしめん。諸比丘、是の如きは戒羸きを告げて而も捨戒に非ざるなり。

或は又愁憂して樂しまず……非釋子たるを樂ひて、我いま法を捨てばや」と言ひて人に知らしめ：乃至：「我いま僧を：乃至：我いま戒を：乃至：我いま律を：乃至：我いま學處を：乃至：我いま說戒を：乃至：我いま和尚を：乃至：我いま阿闍梨を：乃至：我いま和尚弟子を：乃至：我いま阿闍梨弟子を：乃至：我いま同和尚を：乃至：我いま同阿闍梨を：乃至：我いま同梵行を捨てばや」と言ひて人に知らしめ：乃至：「我いま居士たらばや」と言ひて人に知らしめ：乃至：「我いま優婆塞とならばや」と：乃至：「我いま淨人たらばや」と：乃至：「我いま沙彌たらばや」と：乃至：「我いま外道たらん」と：乃至：「我いま外道聲聞とならばや」と：乃至：「我いま非沙門たらばや」と：乃至：「我いま非釋子たらばや」と言ひて人に知らしめん。諸比丘、是の如きは戒羸きを告示して而も捨戒に非ざるなり。

或は又愁憂して樂しまず……非釋子たるを樂ひて、若しわれ佛を捨てれば如

何と言ひて人に知らしめ：乃至：「若しわれ非釋子たらば如何」と言ひて人に知らしめ：乃至：「我も亦佛を捨てん」と言ひて人に知らしめ：乃至：「我も亦非釋子たらん」と言ひて人に知らしめ：乃至：「いでわれ佛を捨てん」と言ひて人に知らしめ：乃至：「いでわれ非釋子たらん」と言ひて人に知らしめ：乃至：「我に佛を捨てんとするあり」と言ひて人に知らしめ：乃至：「我に非釋子たらんとするあり」と言ひて人に知らしめん。諸比丘、是の如きは戒羸きを告げて而も捨戒に非ざるなり。

或は又愁憂して樂しまず：非釋子たるを樂ひて、「われ母を憶ふ」と言ひて人に知らしめ、乃至：「われ父を憶ふ」と言ひて人に知らしめ：乃至：「われ兄弟を憶ふ」と：乃至：「姊妹……男兒……女兒……妻……親屬……親友……村……町……田……地……金……錢……技能」：乃至：「過去の談笑遊戯を憶ひ憶る」と言ひて人に知らしめん。諸比丘、是の如きも戒羸きを告げて而も捨戒に非ざるなり。

或は又愁憂して樂しまず：非釋子たるを樂ひて、我に母あり、我によりて養は

るべきなり」と言ひて人に知らしめ：乃至：「我に父あり、我によりて養はるべきなり」と言ひて人に知らしめ：乃至：「兄弟……姉妹……男兒……女兒……妻……親屬」：乃至：「我に親友あり、我によりて養はるべきなり」と言ひて人に知らしめん。諸比丘、是の如きも戒羸きを告げて而も捨戒に非ざるなり。

或は又愁憂して樂します、……非釋子たるを樂ひて、我に母あり、我を養ふべし」と言ひて人に知らしめ：乃至：「我に父あり、我を養ふべし」と言ひて人に知らしめ：乃至：「我に親友あり、我を養ふべし」と言ひて人に知らしめ：乃至：「我に村あり、それによりてわれ生活すべし」と言ひて人に知らしめ：乃至：「我に町あり、それによりてわれ生活すべし」と言ひて人に知らしめ：乃至：「田……地……金……錢……」我に技能あり、それによりてわれ生活すべし」と言ひて人に知らしめん。諸比丘、是の如きも戒羸きを告げて而も捨戒に非ざるなり。

或は又愁憂して樂しまず、……非釋子たるを樂ひて、修行は苦なり」と言ひて人に知らしめ：乃至：「樂にあらず」と言ひて人に知らしめ：乃至：「われ精進せざと言ひて人に知らしめ：乃至：「われ努力せず」と言ひて人に知らしめ：乃至：

「われ喜ばず」と言ひて人に知らしめ：乃至：「われ樂しまず」と言ひて人に知らしめん。諸比丘、是の如きも戒羸きを告げて而も捨戒に非ざるなり。

三 諸比丘、云何が戒羸きを告げて亦捨戒なるや。諸比丘、こゝに比丘あり、愁憂して樂しまず……非釋子たるを樂ひて、「われ佛を捨つ」と言ひて人に知らしめん。諸比丘、是の如きは戒羸きを告げて亦捨戒たるなり。

或は又愁憂して樂しまず……非釋子たるを樂ひて、「われ法を捨つ」と言ひて人に知らしめ：乃至：「われ僧を捨つ」と云ひて人に知らしめ：乃至：戒を……²⁷ 律を……學處を……說戒を……和尚を……阿闍梨を……和尚の弟子を……阿闍梨の弟子を……同和尚を……同阿闍梨を……「われ同梵行を捨つ」と云ひて人に知らしめ：乃至：「我を居士として受けよ」と言ひて人に知らしめ：乃至：「我を優婆塞として受けよ」と言ひて人に知らしめ：乃至：淨人……沙彌……外道……外道聲聞……非沙門……「我を非釋子として受けよ」と言ひて人に知らしめん。諸比丘、是の如きも戒羸きを告げ亦捨戒たるなり。

或は又愁憂して樂しまず……非釋子たるを樂ひて、「われ佛を須みず」と言ひて

人に知らしめ：乃至：「われ同梵行を須ゐず」と言ひて人に知らしめん。是の如きも：乃至：。

或は又：乃至：「我何ぞ佛を須ゐん」と言ひて人に知らしめ：乃至：「我何ぞ同梵行を須ゐん」と言ひて人に知らしめん。是の如きも：乃至：。

或は又：乃至：「佛は我に益なし」と言ひて人に知らしめん。是の如きも：乃至：「同梵行は我に益なし」と言ひて人に知らしめん。是の如きも：乃至：。

或は又：乃至：「我よく佛より脱りたり」と言ひて人に知らしめ：乃至：「我よく同梵行より脱りたり」と言ひて人に知らしめん。是の如きも：捨戒たるなり
其の他凡て佛の號、或は法の號、或は僧の號、或は戒の號……或は同梵行の號、或は居士の號……或は非釋子の號あり、それ等の相貌、表示、現相によりて言ひて人に知らしめん。諸比丘、是の如きは戒羸きを告げ亦捨戒たるなり。

四 諸比丘、云何が捨戒を成せざる。諸比丘、こゝにその相貌、その表示、その現相によりて捨戒さる、あらんにかの相貌、表示、現相によりて、顛狂人捨戒せば捨戒を成せざるなり。顛狂人の前にて捨戒せば捨戒を成せざるなり。喪心人

捨戒せば……喪心人の前にて……痛惱人……痛惱人の前にて……天神の前にて……畜生の前にて捨戒せば捨戒を成ぜざるなり。

中國〔語〕人が邊地〔語〕人の前にて捨戒せんに、彼若し了解せざれば捨戒を成ぜざるなり。邊地人が中國人の前にて……中國人が中國人の前にて……邊地人が邊地人の前にて捨戒せんに、彼若し了解せざれば捨戒を成ぜざるなり。

28 戲笑の爲に捨戒し……騒擾の爲に捨戒し……說かざらんと欲して說き……說かんと欲して說かず……無智人に向ひて說き……有智人に向ひて說かず……或は又總ての人に說かざれば捨戒を成ぜざるなり。諸比丘、是の如きは捨戒を成ぜざるなり。

五 「不淨法」とは、かの罪行・卑行・惡行・末水法・隱處法・唯有二人成就法なり。これを不淨法と名づく。

「行す」とは〔男〕相を以て〔女〕相に生支を以つて生支に入ることにして「たとひ」胡麻子量に入るゝとも行すとなす。これを行ずと言ふ。

「たとひ畜生と爲すと雖も」とは、畜生女と不淨法を行ずるも沙門に非ず釋子に

非ず況んや人女とをや。是の故にたとひ畜生と爲すと雖もと言ふ。

「波羅夷」とは、恰も頭を斷たれたる人、彼の軀幹を以ては活き得ざるが如く、是の如く比丘にして不淨法を行ぜば、沙門に非ず、釋子に非ず。是の故に波羅夷と言ふなり。

「共住すべからざるものなり」とは、共住とは同一羯磨・同一説戒にて共に學修するもの、これを共住と名づく。そは彼と共にあらず、是の故に共住すべからずと言ふなり。

九一一 三種の女あり、人非人女畜生女なり。三種の二根あり、人二根・非人二根・畜生二根なり。三種の⁽¹⁵⁾黃門あり、人黃門・非人黃門・畜生黃門なり。三種の男あり、人男・非人男畜生男なり。

人女の三道に於て不淨法を行ぜば波羅夷なり、大便道・小便道・口なり。非人女の……乃至……畜生女の三道……口なり。人二根の……乃至……非人二根の……乃至……畜生二根の……口なり。

人黃門の二道に於て不淨法を行ぜば波羅夷なり、大便道・口なり。非人黃門の

：乃至：畜生黃門の：乃至：二道……口なり。

²⁹ 二 比丘姪心を起して人女の大便道に生支を入れしむれば波羅夷なり。比丘

……小便道：乃至：口に生支を入れしむれば波羅夷なり。比丘……非人女の
乃至：畜生女の：乃至：人二根の：乃至：非人二根の：乃至：畜生二根の大便道に：乃至：小便道に：乃至：口に生支を入れしむれば波羅夷なり。

比丘姪心を起して人黃門の大便道に：乃至：口に生支を入れしむれば波羅夷なり。比丘……非人黃門の……畜生黃門の……人男の……非人男の……畜生男の……大便道：乃至：口に生支を入れしむれば波羅夷なり。

三 比丘なる怨家、人女を比丘の前に伴ひ來りて、大便道を以て生支におかしめんに、彼若し入時に樂を覚え入り已りて樂を覚え、停住に樂を覚え、出時に樂を覚えば波羅夷なり。比丘なる怨家……おかしめんに、彼若し入時に樂を覚えせず、入り已りて覺樂し、停住に覺樂し、出時に覺樂せば波羅夷なり。(入時に覺樂せず、入り已りて覺樂せず、停住に覺樂し出時に覺樂せば波羅夷なり。入時に、入り已りて、停住に覺樂せず、出時に覺樂せば、波羅夷なり。入時に、入り已りて、停住に出時に

覺樂せざれば不犯なり。

比丘なる怨家、人女を比丘の前に連れ來りて、小便道を以て、乃至、口を以て生支におかしめんに、彼若し入時に覺樂し、入り已りて覺樂し、停住に覺樂し、出時に覺樂せば波羅夷なり。乃至、覺樂せざれば不犯なり。

比丘なる怨家、人女の不眠なるを、……睡れるを、乃至、醉へるを、乃至、狂へるを、乃至、顛倒せるを、乃至、死女の未だ³⁰鳥獸に喰はれざるを、乃至、死女の多分未だ喰はれざるを、乃至、波羅夷なり。死女の多分喰はれたるを比丘の前に連れ來りて、大便道を以て、乃至、小便道を以て、乃至、口を以て生支におかんに、彼若し入時に覺樂し、入り已りて覺樂し、停住に覺樂し、出時に覺樂せば偷蘭遮なり。乃至、覺樂せざれば不犯なり。

比丘なる怨家、非人女を、乃至、畜生女を、乃至、人二根を、乃至、非人二根を、乃至、畜生二根を比丘の前に連れ來りて、大便道を以て、乃至、小便道を以て、乃至、口を以て、生支におかんに、彼若し入時に覺樂し、……出時に覺樂せば波羅夷なり。乃至、覺樂せざれば不犯なり。

比丘なる怨家、畜生二根の不眠なるを：乃至：眠れるを……死して多分喰はれざるを：乃至：波羅夷なり。死して多分喰はれたるを比丘の前に連れ來りて、大便道を以て：乃至：小便道を以て：乃至：口を以て生支におかんに、彼若し入時に覺樂し：乃至：出時に覺樂せば偷蘭遮なり。：乃至：覺樂せざれば不犯なり。

比丘なる怨家人黄門を：乃至：非人黄門を：乃至：畜生黄門を比丘の前に連れ來りて、大便道を以て：乃至：口を以て生支におかんに、彼若し……出時に覺樂せば波羅夷なり。：乃至：覺樂せざれば不犯なり。

比丘なる怨家、畜生黄門の不眠なるを：乃至：眠れるを……死して多分未だ喰はれざるを：乃至：波羅夷なり。死して多分喰はれたるを比丘の前に連れ來りて、大便道を以て：乃至：口を以て生支におかんに、彼若し入時に……出時に覺樂せば偷蘭遮なり。：乃至：覺樂せざれば不犯なり。

比丘なる怨家人男を：乃至：非人男を：乃至：畜生男を比丘の前に連れ來りて、大便道を以て：乃至：口を以て生支におかんに、彼若し入時に覺樂し：出

時に覺樂せば波羅夷なり。：乃至：覺樂せざれば不犯なり。

比丘なる怨家、畜生男の不眠なるを：乃至：眠れるを：死して多分未だ喰はれざるを：乃至：波羅夷なり。死して多分喰はれたるを比丘の前に連れ來りて、大便道を以て：乃至：口を以て生支におかんに、彼若し入時に覺樂し……出時に覺樂せば偷蘭遮なり。：乃至：覺樂せざれば不犯なり。

³¹ 四 比丘なる怨家人女を比丘の前に連れ來りて、大便道を以て：乃至：小便道を以て：乃至：口を以て生支におくに、有隔を以て無隔に：乃至：無隔を以て有隔に：乃至：有隔を以て有隔に：乃至：無隔を以て無隔に對す。彼若し入時に覺樂し……出時に覺樂せば波羅夷なり。：乃至：覺樂せざれば不犯なり。

比丘なる怨家人女の不眠なるを：乃至：眠れるを……死して多分未だ喰はれざるを：乃至：波羅夷なり。死して多分喰はれたるを比丘の前に連れ來りて、大便道を以て：乃至：小便道を以て：乃至：口を以て生支におかんに、有隔を以て無隔に……無隔を以て無隔に對す。彼若し入時に覺樂し……出時に覺樂せば偷蘭遮なり。：乃至：覺樂せざれば不犯なり。

比丘なる怨家、非人女：乃至：畜生女：乃至：人二根：乃至：非人二根：乃至：畜生二根を「……」看隔を以て無隔に：乃至：無隔を以て有隔に：乃至：有隔を以て有隔に：乃至：無隔を以て無隔に對す。彼若し「……」覺樂せば波羅夷なり。：乃至：覺樂せざれば不犯なり。

比丘なる怨家畜生二根の不眠なるを：乃至：眠れるを……死して多分未だ喰はれざるを：乃至：波羅夷なり。死して多分喰はれたるを「……」覺樂せば偷蘭遮なり。：乃至：覺樂せざれば不犯なり。

比丘なる怨家人黄門：乃至：非人黄門：乃至：畜生黄門：乃至：人男：乃至：非人男：乃至：畜生男を「……」覺樂せば波羅夷なり。：乃至：覺樂せざれば不犯なり。

比丘なる怨家畜生男の不眠なるを：乃至：眠れるを：死して多分未だ喰はれざるを：乃至：波羅夷なり。死して多分喰はれたるを「……」覺樂せば偷蘭遮なり。：乃至：覺樂せざれば不犯なり。³²

五 比丘なる怨家、比丘を人女の前に連れ來りて、生支を以て大便道に：乃至：

小便道に：乃至：口におかんに、彼若し入時に覺樂し……出時に覺樂せば波羅夷なり。覺樂せざれば不犯なり。

比丘なる怨家、比丘を人女の不眠なる者の：乃至：眠れる者の：乃至：醉へる者の：乃至：顛倒せる者の：乃至：狂へる者の：乃至：死して未だ喰はれざる者の：乃至：死して多分未だ喰はれざる者の：乃至：波羅夷なり。死して多分喰はれたる者の前に連れ來りて、生支を以て大便道に：乃至：小便道に：乃至：口におかん。彼若し入時に覺樂し……出時に覺樂せば偷蘭遮なり。覺樂せざれば不犯なり。

比丘なる怨家、比丘を非人女の（……畜生女の……人二根の……非人二根の……畜生二根の……人黃門の……非人黃門の……畜生黃門の……人男の……非人男の……畜生男の：乃至：覺樂せば波羅夷なり。覺樂せざれば不犯なり。比丘なる怨家、比丘を畜生男の不眠なる者の：乃至：眠れる者の……死して多分未だ喰はれざる者の：乃至：波羅夷なり。死して多分喰はれたる者の：乃至：覺樂せば偷蘭遮なり。覺樂せざれば不犯なり。

六 比丘なる怨家、比丘を人女の前に連れ來りて、生支を大便道・小便道・口におかんに、有隔を以て無隔に、無隔を以て有隔に、有隔を以て有隔に、無隔を以て無隔に對す。彼若し入時に覺樂し……出時に覺樂せば波羅夷なり。覺樂せざれば不犯なり。

比丘なる怨家、比丘を人女の不眠なる者の……乃至……眠れる者の……死して多分未だ喰はれざる者の……乃至……波羅夷なり。死して多分喰はれたる者の……乃至……有隔を以て無隔に……無隔を以て無隔に對せんに〔……乃至……〕覺樂せば偷蘭遮なり。覺樂せざれば不犯なり。

比丘なる怨家、比丘を非人女の……畜生男の〔……乃至……有隔を以て無隔に……〕覺樂せば波羅夷なり。覺樂せざれば不犯なり。

比丘なる怨家、比丘を畜生男の不眠なる者の……死して多分未だ喰はれざる者の……乃至……波羅夷なり。死して多分喰はれたるもの、〔……乃至……有隔を以て無隔に……〕覺樂せば偷蘭遮なり。覺樂せざれば不犯なり。

七 比丘なる怨家の細説されし如く、是の如く王怨家・賊怨家・放逸人怨家・乾陀賊

怨家も亦然なり：乃至：。隔を説くことは是の如し。

道を以て道に入らしむるは波羅夷なり。

道を以て非道に入らしむるは波羅夷なり。

非道を以て道に入らしむるは波羅夷なり。

非道を以て非道に入らしむるは偷蘭遮なり。

比丘の眠れる比丘に於て行ず、目覺めて覺樂するは、俱に犯罪とすべし。目覺めて覺樂せざるは、汚行者を犯罪とすべし。

比丘の眠れる沙彌に於て行ず、目覺めて覺樂するは、俱に犯罪とすべし。目覺めて覺樂せざるは、汚行者を犯罪とすべし。

沙彌の眠れる沙彌に於て行ず、目覺めて……犯罪とすべし。
沙彌の眠れる沙彌に於て行ず、目覺めて……犯罪とすべし。

八 不知者不覺樂者顛狂者喪心者痛惱者最初の犯行者は不犯なり。

隔品竟る

一〇 猿猴跋闍子居士裸形外道少女蓮華色續く根による二二話

母、娘妻、弱^育、長根、二の瘡、泥女像、木女像、

スンダラと共にて五話、五墓處、骨、龍女、夜叉、餓鬼、黃門、敗根者、觸、

拔提城^{バッティヤ}に於ける阿羅漢、眠者、續く舍衛城に於ける四話、毘舍離^{ビハリ}に於ける三マ¹⁵

一ラ一、夢に於けるバールカッチャ力、

スバツバ一、サツダ一、比丘尼、式叉摩尼、沙彌尼、淫女、黃門、居士婦、相互に老出家、鹿。

一 その時一比丘、獮^ミ猿^ゴと不淨法を行ぜり。彼に悔心起りぬ、「世尊は學處を制し給へり、我もし波羅夷罪を犯せるに非ずや」と。世尊にこの事を白せり：乃至々。「比丘、汝は波羅夷罪を犯せり」と。

二 その時多くの毘舍離出身なる跋闍子比丘、戒を捨てず戒羸きを告げずして不淨法を行ぜり。彼等に悔心起りぬ、「世尊は學處を制したまへり、我等もし波羅夷罪を犯せるに非ずや」と。世尊にこの事を白せり：乃至々。「諸比丘、汝等は波羅夷罪を犯せり」と。

三 その時一比丘、「是の如きは我に不犯なるべし」とて、居士の生支によりて不淨法を行ぜり。彼に悔心：「波羅夷なり」と。

その時一比丘、「是の如きは我に不犯なるべし」とて、裸形となりて不淨法を行ぜり。彼に悔心……波羅夷なり」と。

その時一比丘、「是の如きは我に不犯なるべし」とて、草衣を著して……乃至……木皮衣を著して……乃至……木板衣を著して……乃至……髮欽婆羅衣を著して……乃至……毛欽婆羅衣を著して……乃至……梟翅衣を著して……乃至……鹿皮衣を著して不淨法を行ぜり。彼に悔心……波羅夷なり」と。

四 その時一行乞比丘、床上に臥せる少女を見て欲意を起し、拇指を生支に入れ「爲にかの女死せり。彼に悔心……乃至……比丘、波羅夷を犯さず、僧殘を犯せり」と。

五 その時一青年、蓮華色比丘尼に染著せり。時にかの青年は行乞の爲に村に行ける蓮華色比丘尼の草屋に入りて隠れ坐せり。蓮華色比丘尼は食後行乞より歸りて足を洗ひ、草屋に入りて牀に坐せり。その時かの青年は蓮華色比丘尼を捉へて犯せり。蓮華色比丘尼は諸比丘尼にこの事を告げ、諸比丘尼また諸比丘にこの事を告げぬ。諸比丘は世尊にこの事を白せり。「諸比丘、覺樂せざれば不犯なり」と。

六 その時一比丘に女根生起し、世尊にこの事を白せり。「諸比丘、かの和尚かの進具かの臘數の、諸比丘尼中に通するを聽す。比丘に對する罪にして比丘尼と共通なるもの、かゝる罪は比丘尼に於ても罪たり。比丘の罪にして比丘尼と共通せざるもの、かゝる罪は不犯なり」と。

その時一比丘尼に男根生起し、世尊にこの事を白せり。「諸比丘、かの和尚かの進具かの臘數の、諸比丘中に通するを聽す。比丘尼に對する罪にして比丘と共通なるもの、かゝる罪は比丘に於ても罪たり。比丘尼に對する罪にして比丘と共通せざるもの、かゝる罪は不犯なり」と。

七 その時一比丘、「是の如きは我に不犯なるべし」とて、母と：乃至：娘と：乃至：妹と不淨法を行ぜり。彼に悔心起りぬ：乃至：世尊にこの事を白せり。「比丘、汝は波羅夷罪なり」と。

その時一比丘、故の妻と不淨法を行ぜり。彼に悔心：「波羅夷なり」と。

八 その時一比丘の弱脊なるあり。彼は憂苦に壞かれて己が生支を口に咥へぬ。彼に悔心：「波羅夷なり」と。

その時一比丘の長根なるあり。彼は憂苦に壞れて己が生支を大便道に入れぬ。彼に悔心……波羅夷なり」と。

³⁶九 その時一比丘、死尸を見たり。その身に生支の周りに瘡^{きず}ありき。彼は「是の如きは我に不犯なるべし」とて、かの生支中に己が生支を入れて瘡より出せり。彼に悔心……波羅夷なり」と。

その時一比丘、死尸を見たり。その身に生支の周りに瘡ありき。彼は「是の如きは我に不犯なるべし」とて、瘡中に己が生支を入れて、かの生支より出せり。彼に悔心……波羅夷なり」と。

一〇 その時一比丘、欲念盛にして泥女像の根に生支を觸れたり。彼に悔心……乃至……「比丘、波羅夷に非ず、突吉羅なり」と。

その時一比丘、欲念盛にして木女像の根に生支を觸れたり。彼に悔心……「突吉羅なり」と。

一一 その時王舍城より出家せるスンダラと名づくる比丘、車道によりて進み行けり。一女人ありて、「大德、暫し待ち給へ、われ敬禮せん」とて、禮しつゝ下衣

をあげて口に生支を咥へぬ。彼に悔心起れり：乃至：。「比丘、汝は覺樂せしや」。「世尊、われ覺樂せず」。「比丘、覺樂せざれば不犯なり」と。

一二 その時一女人、比丘を見て斯く言へり、「來れ、大德、不淨法を行せん」と。止めよ、妹、そは聽されず」。「來れ、大德、我行せん、師行すること勿れ、斯くせば、師に不犯なるべし」と。かの比丘は斯くなせり。彼に悔心起りぬ：乃至：。「比丘、汝は波羅夷罪を犯せり」と。

その時一女人、比丘を見て斯く言へり、「來れ、大德、不淨法を行せん」と。「止めよ、妹、そは聽されざるなり」。「來れ、大德、師行ぜよ、我行せざるべし、斯くせば、師に不犯なるべし」と。かの比丘は斯くなせり。彼に悔心：「波羅夷なり」と。

その時一女人、比丘を見て：「そは聽されざるなり」と。「來れ、大德、内部に觸れて外部に泄せ：乃至：外部に触れて内部に泄せ、斯くせば、師に不犯なるべし」と。かの比丘は斯くなせり。彼に悔心：「波羅夷なり」と。

一三 その時一比丘墓處に到り、未だ〔鳥獸に〕喰はれざる死尸を見て、其に於て不淨法を行ぜり。彼に悔心：「波羅夷なり」と。

その時一比丘墓處に到り多分未だ喰はれざる……波羅夷なり」と。

その時一比丘墓處に到り多分已に喰はれたる……比丘、波羅夷に非ず、偷蘭遮なり」と。

その時一比丘墓所に到り、切られたる頭を見て、開ける口中に生支を入れしめ「肉に」觸れたり。彼に悔心起れり：乃至……「比丘、汝は波羅夷罪を犯せり」と。

その時……乃至……口中に生支を入れしめ「肉に」觸れず：乃至……波羅夷に非ず、突吉羅なり」と。

その時一比丘、一女人に染著せり。かの女死して墓處に棄てられ、その骨分散せり。時にかの比丘墓處に到り、その骨を集めて女根(を作り)生支を入れしめた。彼に悔心生ぜり：乃至……比丘、波羅夷に非ず、突吉羅なり」と。

一四 その時一比丘、龍女と不淨法を行ぜり：乃至……夜叉と……餓鬼と……黃門と不淨法を行ぜり。彼に悔心……波羅夷なり」と。

一五 その時一比丘ありて敗根なりき。彼は「われ樂或は苦を受けず、是の如きは我に不犯なるべし」とて、不淨法を行ぜり：乃至……世尊にこの事を白せり、「諸

比丘、かの愚人の受或は不受なるも俱に波羅夷なり」と。

一六 その時一比丘、「女人と不淨法を行せん」とて、觸れたる刹那に悔心生ぜり
：乃至：。「比丘、波羅夷に非ず、僧殘なり」と。

一七 その時一比丘、拔提城^{バティヤ}のチャーティヤー林にて日中の休息をなして臥し、
彼の全支分は風に搖られ居たり。一女人^{コレ}を見て、生支に坐して隨意になし
て去れり。諸比丘^{精にて濡るゝ}を見て、世尊にこの事を白せり。「諸比丘、五事
³⁸によりて生支勃起^{勃起}する欲念により、大便により小便により、風により、ウツチャーリ
ンガ蟲の噛むによる。諸比丘、この五事によりて生支勃起^{勃起}する。諸比丘、かの
比丘に欲念によりて生支起ると云ふこと、この處^{ところ}あることなし。諸比丘、かの
比丘は阿羅漢なり。諸比丘、かの比丘は不犯なり」と。

一八 その時一比丘、舍衛城安陀林にて日中の休息をなして臥せり。一牧牛女
これを見てその生支に坐せり。かの比丘入時に覺樂し、入り已りて覺樂し、停住
に覺樂し、出時に覺樂せり。彼に悔心起れり：乃至：。「比丘、汝は波羅夷罪を
犯ぜり」と。

その時一比丘、舍衛城……一牧羊女これを見て：乃至：一取薪女これを見て：乃至：一取牛糞女これを見てその生支に……波羅夷なり」と。

一九 その時一比丘、毘舍離の大林中にて日中の休息をなして臥せり。一女人これを見て、その生支に坐して隨意になし、傍にありて笑ひて立てり。かの比丘目覺めてかの女人に斯く言へり、「汝はこれをなせりや」と。「然り、我はなせり」と。彼に悔心生ぜり：乃至……。「比丘、汝覺樂せりや」。「世尊、我覺樂せず」と。「比丘、知らざるは不犯なり」と。

二〇 その時一比丘、毘舍離の大林中にて日中の休息をなし、木に倚りかゝりて臥せり。一女人これを見てその生支に坐せり。かの比丘直ちに起き上れり。彼に悔心生ぜり：乃至……。「比丘、汝覺樂せしや」。「世尊、我覺樂せず」と。「比丘、覺樂せざるは不犯なり」と。

その時一比丘、毘舍離の大林中にて日中の休息をなし、木に倚りかゝりて臥せり。一女人これを見てその生支に坐せり。かの比丘起きて押しのけたり。彼に悔心生ぜり：乃至……。「覺樂せしや、……不犯なり」と。

二一 その時一比丘、毘舍離大林の重閣講堂にて日中の休息をなし、戸を開きて臥して彼の全支分は風に搖られ居たり。その時多くの女人、香華・鬘を持して精舍を巡觀せんとて僧園に來れり。その時かの女人等かの比丘を見て、生支に坐して隨意になし、「これ實に最上の丈夫なり」と言ひて、香華を供へて去れり。諸比丘〔精にて濡れたるを見て、世尊にこの事を白せり。」諸比丘、五事によりて生支勃起る〔一七に同じ〕。諸比丘、かの比丘は不犯なり。諸比丘、日中に三昧に入る者は戸を閉ぢて入るを聽すと。

二二 その時一婆菟迦車の比丘、夢に故の妻と不淨法を行じ、「我は非沙門なり、僧より去らん」とて、婆菟迦車に趣く時、中途にて長老優波離を見てこの事を白せり。長老優波離は言へり、「尊者、夢によるは不犯なり」と。

二三 その時王舍城にスバッバーと名づくる信佛の優婆夷あり。かの女は是の如き信を有せり、「不淨法を施すものは最上の布施をなすものなり」と。かの女は比丘を見てかく言へり、「來れ、尊者、不淨法を行せん」と。「止めよ、妹、そは聽されざるなり」。「來れ、尊者、胸の内に觸れよ、斯くせば師に不犯なるべし」と。

：乃至：「來れ、尊者、臍に觸れよ：乃至：腹のふちに……腰に……頸に……耳の穴に……毛髪のふさに……指の間に觸れよ」：乃至：。「來れ、尊者、われ手にて行じて泄らさしめん、斯くせば師に不犯なるべし」と。かの比丘は斯くなせり。彼に悔心生ぜり。「比丘、波羅夷を犯さず、僧殘を犯せり」と。

二四 その時舍衛城にサッダーと名づくる信佛の優婆夷ありき。かの女は是の如き信を有せり、「不淨法を施すものは最上の布施をなすものなり」と。かの女は比丘を見て是く言へり、「來れ、尊者、不淨法を行せん」と。「止めよ、妹、そは聽されざるなり」。「來れ、尊者、胸の内に觸れよ：乃至：。「來れ、尊者、われ手にて行じて泄らさしめん、斯くせば師に不犯なるべし」と。かの比丘は斯くなせり。彼に悔心生ぜり。「比丘、波羅夷を犯さず、僧殘を犯せり」と。

二五 その時毘舍離にて離車族^{リチャヅル}の青年等、比丘を捉へて比丘尼と行ぜしめたり。⁴⁰俱に覺樂せり、俱に[波羅夷にて]擯滅さるべし。俱に覺樂せず、俱に不犯なり。

その時毘舍離にて離車族の青年等、比丘を捉へて式叉摩尼と行ぜしめたり：乃至：沙彌尼と行ぜしめたり。俱に覺樂せり、俱に擯滅さるべし。俱に覺樂せ

す、俱に不犯なり。

その時毘舍離にて離車族の青年等、比丘を捉へて遊女と行ぜしめたり：乃至：黃門と行ぜしめたり：乃至：居士婦と行ぜしめたり。比丘は覺樂せり、比丘は擯滅さるべし、比丘は覺樂せず、比丘は不犯なり。

その時毘舍離にて離車族の青年等、諸比丘を捉へて相互に行ぜしめたり。俱に覺樂せり、俱に擯滅さるべし。俱に覺樂せず、俱に不犯なり。

二六 その時一老出家の比丘、故の妻を見んとて往きぬ。かの女は來れ尊者我等樂しまんとて捉へたり。かの比丘退きて倒れ、かの女は上に就きて生支に坐せり。彼に悔心生ぜり：乃至：世尊にこの事を白せり。「比丘、汝覺樂せしや」。世尊、我覺樂せずと。「比丘、覺樂せざれば不犯なり」と。

二七 その時一比丘阿蘭若^{アランカ}に住せり。幼鹿來りて彼の小便を飲まんとて、生支を口に咥へたり。かの比丘は覺樂せり。彼に悔心生じ、世尊にこの事を白せり。「比丘、汝は波羅夷罪に非ず」と。

第一波羅夷竟る

註① この章は Mahāvagga VI, 31,5 ff 及び Anguttara N. IV P.172 (Mahāvagga) 参照。

② Nāleru 佛音の註 (Samantapāśādikā) に夜叉の名とす。以下註と同く時は佛音の註を指す。

③ arasarūpa 訳によれば婆羅門は挨拶をなし尊敬合掌することを[味あり]とする故に瞿曇を無味者なりと云ふ。増支部の譯中 Nyānatiloka は "rücksichtslos" と譯し Hare は "lacks taste" と譯す。善見律には[色無味なり、何を以ての故に]色有るのみにして實は味無し]と言ふ。

④ 訳に婆羅門は長者を敬禮するを社會的和樂とする故に言ふと。但し原語 nibbhoga は Here の増支部の譯に於けるが如く無財者即ち社會的地位なきものとも見られるが今は bhoga を悦樂の意にとりて譯せり。尙善見律には[貢高]と言ふこれ敬禮をせず高慢なることと言へるなり。

⑤ 原語 tapanya にして苦行者(tapassī) と同一語なり。

⑥ 訳によれば[思念深く精進にして決定に住する者の]無明滅して明起り……]如く[我が無明滅して明起れり……]と譯するを適當とすべきも今かく譯せり。

⑦ 原語 vipallāsa 訳によれば顛倒の妄見 viparitagāha なり、即ち住處顛倒するが故に我が住處に非ずとし或はこれなりとし又これ我等の村なり、村に非ずと倒亂することなり。佛是の顛倒を哀み且つ將來の衆生が飢餓にあふ時毎に目連の如き大神通力者なき故に目連の願を許されざりしなり。

⑧ 原語 rattāñnumahata は夜を知る即ち出家以來多くの夜を知る意にして、永く出家し経験あること即ち僧衆の生じて長い時間を経過することなり。

❶ 原語 utai ahosi puppham̄ tc uppannāni 事實は月經の已れる直後のことなるべし、佛音の註に血出でて断せされは胎を成せず、出で盡して受胎すと言ふ。十誦律には淨潔と言ひ、四分律有部律に月期と言ふ。

❷ 末水法(odakantika)不淨法は「終りに水を用ふるもの」なるが故に言ふ。

❸ 僧を攝す(samghasutūthutāya)とは「よく如來の語を受け入れる人々」(vacanasampatičchanabhbāvo)なりと佛音註す。

❹ 五の一と同じ。但女人の代りに彌猴とす。

❺ sāmaññāya bhikkhu 「沙門の比丘」の意なるも註によるに檀越の比丘を請ずる時の如く未だ進具せざる沙彌も比丘數に入るゝことなりとし、善見律にも「沙彌者亦名比丘」とするが故にかく譯せり。

❻ vevacana 形容語なり、今善見律の譯語による。註によれば佛、法等に名(nāma)と號あり、しづれによりても捨戒を成す、「佛を捨つ」と言ふは名によるもの、「三藐三佛陀を捨つ」「無量意を捨つ」と言ふが如きは號によりて捨戒するなり。

❼ 黃門(pandaka)去勢せる者なり。

❽ 有隔(santhata)物を以つて根をつつむなり。

❾ 乾陀賊(uppalagandha)註によれば「人の心臓を取る者」の義にしてこの盜賊は心臓を取りて神に祠るが故に言ふ。この賊比丘を襲ひて物を取るに比丘を殺せば大罪となる故に女人を捉へ來りて戒を破らしめて殺すなり。

❿ 原本 mallā となるも校訂者も言ふ如く mālā とすべきなり。(一〇の一一參照)

第二波羅夷

一一一 その時佛世尊は王舍城耆闍崛山に在しき。その時衆多の知識親友比丘は仙人山邊に於て草屋を作り雨安居に入れり。長老壇尼迦陶師子も亦草屋を作りて雨安居に入れり。かくてかの諸比丘は雨安居三月を経て、草屋を壊り草木を束ねおきて諸方遊行に出でぬ。されど長老壇尼迦陶師子は其處にて雨期を住し、冬も夏も其處にて住せり。

時に長老壇尼迦陶師子の乞食の爲に村に入りし間に、薪草を探る人彼の草屋を壊りて草木を取り行けり。長老壇尼迦は再び草木を集めて草屋を作りしに、再び彼の乞食に入れる間に、薪草を取る人草屋を壊りて草木を取り去れり。長老壇尼迦は三度草木を集めて草木を作り、三度彼の乞食に村に入れる間に、^①採薪草人は草屋を壊りて草木を取り去れり。

その時長老壇尼迦陶師子は謂へらく、「三度に至るまで我が乞食の爲に村に入れる間に、採薪草人は我が草屋を壊りて草木を取り去れり。我は我が師業陶師

の術に於て熟達精練なり、我宜しく自ら泥を練りて純泥の屋を作るべし」と。か
くて長老壇尼迦は、自ら泥を練りて純泥の屋を作り、草木及び牛糞を集めて〔これ
を〕焼けり。かの草屋は宛もインダゴーバカ蟲の如く美麗快適にして赤く風吹
かば〔宛もキンキニカ鈴の如く〕かの屋鳴れり。

二 その時世尊は衆多の比丘と俱に耆闍崛山より下り給ふ時、かの美麗快適に
して赤き草屋を見て比丘に告げたまへり、「諸比丘、この美麗快適にして赤く、
宛もインダゴーバの如きは何ぞ」と。その時かの諸比丘は世尊にこの事を白せ
り。世尊は呵責し給へり、「諸比丘、かの愚人〔の爲す所は〕適法ならず、隨順行に
非ず、威儀に非ず、沙門行に非ず、淨行に非ず、なすべからざる所なり。諸比丘、何
ぞかの愚人は純泥の屋を作るや。諸比丘、かの愚人には實に有情に對する慈
悲、不殘害あることなし。諸比丘、汝等往きてかの屋を壊り、當來の衆生をして
有情の殘害を行ぜしむること勿れ。諸比丘、純泥の屋を作るべからず。作る
ものは突吉羅を犯す」と。「畏りぬ、世尊」と、かの諸比丘は承引し、かの屋所に到りて
その屋を壊りぬ。その時長老壇尼迦陶師子はかの諸比丘に言へり、「友、汝等何

が故に我が屋を壊るや」と。「友、世尊壊らしめ給ふなり」。「友、若し法王壊らしめたまへば壊れ」と。

三 かくて長老壇尼迦は謂へらく三度に至るまで我が乞食の爲に村に入れる時、採薪草人は我が草屋を壊りて草木を取り去れり、我が作れる純泥の屋も、また世尊壊らしめたまへり。我に⁴³王の材木所の守材人の知人あり、我宜しくかの守材人に材木を乞ひて木屋を作るべし」と。

かくて長老壇尼迦は守材人の所に到りて言へり、「賢者、三度に至るまで、我が乞食の爲に村に入れる間に、採薪草人は我が草屋を……また世尊壊らしめたまへり。友、我に材木を與へよ、われ木屋を作らんと欲す」と。「尊者、われ師に與ふべきかかる材無し。尊者、王所有の材木にして、災害用に藏せらるゝ、城市修理の材あり。若し王そを與へしめたまはば、尊者持ち行くべし。」「賢者、王によりて與へられたるなり」と。

時に材木所の守護人は斯く謂へり、「沙門釋子は法行者、寂靜行者、梵行者なり、實語者、持戒者、善法者なり、王亦彼等を深く信じたまふ、與へられざるを與へられた

りと言ふことあることなし」と。かくて材木所の守護人は長老壇尼迦陶師子に言へり、「尊者、持ち行きたまへ」と。その時長老壇尼迦はかの材を段々に切り、車にて運ばしめて木屋を作りぬ。

四 その時摩揭陀國の大臣雨行婆羅門、王舍城に於て國事を監察して、かの守材人の所に到れり。到り已りて守材人に言へり、「汝、王所有なる災害用に藏せらるゝ城市修理の材木あり、かの材木は何處にありや」と。「大臣、かの材木は王によりて尊者壇尼迦陶師子に與へられたり」と。時に摩揭陀の大臣雨行婆羅門は自ら喜ばざりき、「何ぞ王は災害用に藏せる王所有なる城市修理の材を、壇尼迦陶師子に與へたまふや」と。

かくて大臣雨行婆羅門は、摩揭陀王斯尼耶^{セニヤ}・頻毘婆羅^{ビンビナラ}の所に到りて、王にかく言へり、「大王、實に災害用に藏せる王所有なる城市修理の材木は、王によりて壇尼迦陶師子に與へられたりや」と。「誰か斯く言ふや」。「大王、材木所の守護人なり」。然らば婆羅門、材木所の守護人を牽き來らしめよ」と。かくて大臣雨行婆羅門は、材木所の守護人を縛して引き來らしめたり。長老壇尼迦陶師子は、材木所の

守護人の縛せられて引かるゝを見て、守護人に斯く言へり、「賢者、何故に汝は拘引さるゝや」と。「尊者、かの材木の爲なり」。「行け、賢者、我も亦行くべし」。「尊者、我が殺さるゝ已前に來りたまへ」と。

五 かくて長老壇尼迦陶師子は、摩揭陀王斯ニ耶・頻毘婆羅王の所に到れり。到り已りて設けの座に著けり。時に頻毘婆羅王は長老壇尼迦に近づき、會釋して⁴⁴一方に坐せり。一方に坐せる斯ニ耶・頻毘婆羅王は、長老壇尼迦に斯く言へり、「大德、災害用に藏せる王所有なる城市修理の材木の、我によりて汝に與へられたりと云ふは眞實なりや」と。「然り、大王」。「大德、我等王は實に多忙多事にして、與ふるも憶せず、願はくは大德想起せしめよ」。「大王、卿は憶せん、王最初灌頂卽位の時、是の如き言を爲せるを。」沙門婆羅門の爲に、草木水は與へらる、用ふべし」と。「大德、我憶す。大德、沙門婆羅門は懺悔あり、戒を行するものなり、彼等は少事にも悔心を起す、彼等につきて我は言ひしなり、而もそは阿練若處に於ける無主物なり。大德、汝はこの少事を以て、與へられざる材木を運ぶことゝ解せり、汝死罪を犯す、然れども我が如き王、如何でか國中に住せる沙門婆羅門を殺し、或は

縛し或は追放すべき。往け大徳、汝は毛によりて脱れたり、再び是の如きをなすことを勿れと。

六 諸人は譏嫌非難せり、「これ等沙門釋子は恥を知らず、戒を持せず、虚言をなす、彼等は實に自ら法行者寂靜行者梵行者實語者持戒者善法行者なりと言ふ、而も彼等に沙門行なく、梵行なし、彼等の沙門行は破れ、梵行は破る、何處に彼等に沙門行あり、梵行あらん、彼等は沙門行より去り、梵行より去れり、彼等は王をすら欺く、況んや他の人に於てをや」と。

諸比丘はこの諸人の譏嫌非難するを聞けり。彼等の中、少欲知足にして恥を知り、懺悔心あり、戒を學修するものは譏嫌非難せり、何ぞ長老壇尼迦陶師子は、與へられざる王材を取るや」と。かくて彼等諸比丘は世尊にこの事を白せり。時に世尊はこの因縁によりて諸比丘を集めしめ、長老壇尼迦陶師子に問ひたまへり、「壇尼迦、汝實に與へられざる王材を取りしや」と。「眞實なり、世尊」と。佛世尊呵責したまへり、愚人、そは適法に非ず、隨順行に非ず、威儀に非ず、沙門行に非ず、淨行に非ず、爲すべからざる所なり。愚人、汝何んぞ與へられざる王材を取る

⁴⁵ や。愚人、こは未信者を信ぜしめ、已信者を增長せしめず。愚人、こは寧ろ未信者を不信ならしめ、已信の或る者を他に轉向せしむるものなり」と。

その時、一人の元司法の高官にて比丘中に出家せる者ありて、世尊の近くに坐せり。時に世尊はかの比丘に曰へり、「比丘、摩揭陀王斯尼耶・頻毘婆羅は、幾許の盜者を捕へて、或は殺し或は縛し或は追放するや」と。「世尊、一バーダ或は一バーダに値するもの、或は一バーダを超ゆるものなり」と。當時王舍城に於ては、五マーサカが一バーダなりき。

かくて世尊は長老壇尼迦陶師子を種々の方便を以て呵責したまひ扶養し難く：乃至：「諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も、若し盜心を以て與へられざるもの取らば——そは是の如き盜み方にて、即ち諸王盜人を捕へて、汝は強盜なり、汝は愚者なり、汝は癡者なり、汝は竊盜なり——とて、或は殺し或は縛し或は追放す——比丘、是の如く盜取をなさば、是亦波羅夷にして共住すべからざるものなり

と。是の如く世尊によりて諸比丘の爲に學處は制せられたり。

二 その時六群比丘、洗濯處に到りて洗濯者の衣を盗み、僧園に運びて配分せり。

諸比丘は「六群比丘に斯く言へり、諸師、卿等大福徳あり、卿等に多衣生ぜり」と。諸師、如何でか我等に福德あらん、我等今洗濯處に到りて洗濯人のものを取り來れるなり」。「諸師、世尊は學處を制したまひしに非ずや、汝等何ぞ洗濯人のものを取るや」。「諸師、實に世尊は學處を制したまへり、然れどもそは村落に於てにして、『阿蘭若に於て』に非ず」。「諸師、實にそは然なり」。(されど)諸師、そは適法に非ず、隨順行に非ず、威儀に非ず、沙門行に非ず、淨行に非ず、爲すべからざる所なり、汝等何ぞ洗濯人のものを取るや。諸師、こは未信者をして信ぜしめ、已信者をして增長せしむる所以に非ず、こは實に未信者をして信ぜしめず、又已信者の或る者をして他に轉向せしむるものなり」と。かくてかの諸比丘は種々の方便によりて六群比丘を呵責し已りて、世尊にこの事を白せり。

その時世尊はこの因縁を以て比丘僧を集めしめ、六群比丘に問ひたまへり、「諸比丘、汝等實に洗濯處に到りて洗濯人のものを取れるや」と。「眞實なり、世尊」と。佛世尊呵責したまへり、愚人、そは適法に非ず、隨順行に非ず、威儀に非ず、沙門行

に非ず、淨行に非す、爲すべからざる所なり。愚人、汝等何ぞ洗濯處に到りて洗濯人の物を取るや。愚人、これ未信者をして……他に轉向せしむるものなり」と。

かくて世尊種々の方便を以て六群比丘を呵責したまひ、扶養し難く……精進なるを讚歎したまひて、諸比丘の爲に適切にして順應なる説法をなしたまひ、諸比丘に曰へり：乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も、若し村落或は阿蘭若より、盜心を以て與へられざるものを見らば、一そは是の如き盜方にて、即ち諸王盜人を捕へて「汝は盜人なり、汝は愚者なり、汝は癡者なり、汝は竊盜なり」とて、或は殺し或は縛し或は追放す——比丘、是の如く盜取をなさば、是亦波羅夷にして共住すべからざるものなり」と。

三 「何れの」とは、いかなる者をも：乃至……。

「比丘」とは、乃至……これ此處に於て意味する、比丘なり。

「村落」とは、一屋の村落あり、また二屋の村落、三屋の村落、四屋の村落あり、有人の

村落あり、また無人の村落あり、有籬の村落あり、また無籬の村落あり、また牛に隨ひて住する村落あり、また隊商の四箇月以上住するものは村落と言はるゝなり。
「村落界」とは、有籬の村に於ては、村門に立てる中人の、土塊を投じて及ぶ所までなり、無籬の村に於ては、家の軒に立てる中人の、石を投じて及ぶ所までなり。

「阿蘭若」とは、村落及び村落界を除ける殘餘を阿蘭若と名づく。

「與へられざるもの」とは、凡て施與せられざるもの、捨與せられざるもの、放棄せられざるもの、守護せらるゝもの、自己のものとして所有せらるゝもの、これを與へられざるものと名づく。

「盜心を以て」とは、盜心、奪取心なり。

「取らば」とは、奪ひ、取り去り、盗み、威儀を亂し、本處を離し、指定物を期待するなり。
「是の如き」とは、一バーダ或は一バーダに値するもの、或は一バーダ以上のものなり。

「王」とは、世界主、國主、郡主、村主、法官、大臣等、凡て斷罪を司るもの、これ等を王と名づく。

「盜人」とは、五マーサカ或は五マーサカ以上の價値ある與へられざるものを、盜心を以て取る、これを盜人と名づく。

「或は殺し」とは、或は手、或は足、或は鞭、或は棒、或は半杖、或は拷問によりて殺すことなり。

「或は縛し」とは、或は繩縛により、或は鎖縛により、或は家縛、或は城縛、或は村縛、或は町縛によりて縛し、或は人の監視をなすを言ふ。

「或は追放す」とは、或は村より、或は町より、或は城より郡より國より追放するを言ふ。

「汝は盜人なり、汝は愚人なり、汝は癡人なり、汝は竊盜なり」とは、これ呵責の語なり。

「是の如く」とは、一バーダ或は一バーダの價値あるもの、或は一バーダ以上のものを言ふ。

「盜取をなすは」とは、奪ひ、取り去り、盗み、威儀を亂し、本處を離し、指定物を期待するなり。

「是亦」とは、前のものを含めて言ふなり。

「波羅夷にして」とは、恰も枝より落ちたる枯葉の〔再び〕縁なること能はざるが如く、是の如く比丘にして、一バーダ或は一バーダに値するもの、或は一バーダ以上の與へられざるもの、盜心を以て取らば、沙門に非ず、釋子に非ず、この故に波羅夷なりと言ふ。

「共住すべからざるものなり」とは、共住とは同一羯磨・同一説戒にて共に學修するもの、これを共住と名づく。そは彼と共にあらず、この故に共住すべからずと言ふ。

四一一 地中物、地上物、虛空物、上處物、水中物、船物、乘物、擔物、園物、寺中物、田中物、宅地物、村落物、阿蘭若物、水、楊枝、樹、持去、受寄、稅處、有情、無足、一足、四足、多足、看索、看守、共謀偷、指定、現相。

二 「地中物」とは、地中に覆藏せらるゝ物なり。「地中物を取らん」とて、盜心を以て或は第二者を求め、或は鋤籠を求めて往けば突吉羅なり。「そこに生ぜる木或は蔓草を伐れば突吉羅なり。地を堀り又は運び又は積み重ぬるは突吉羅なり。」⁴⁸

〔地中の〕壺に觸るゝは突吉羅なり、動かせば偷蘭遮なり、本處を離せば波羅夷なり。
〔壺重くして持つこと能はざる時〕自己の器物を入れて、五マーサカ或は五マーサ
カ以上の値あるものに、盜心を以て觸るれば突吉羅なり、動かせば偷蘭遮なり、自
己の器物を入れてとり、若しは一握を切りとれば波羅夷なり。〔壺中の〕糸紐にな
れるもの、或は紐首紐・耳紐腰紐、或は外套或は頭巾を、盜心を以て觸るれば突吉羅
なり、動かせば偷蘭遮なり、端を捉へ口を摩しつゝ上ぐれば偷蘭遮なり、引くに一
端の未だ壺中にあるは偷蘭遮なり、たとひ毛端ほども壺口より出づれば波羅夷
なり。酥油蜜・石蜜の五マーサカ或は五マーサカ以上の値あるものを、盜心を以
て一方便にて飲めば波羅夷なり。これを打破り、又は棄てしめ、又は燃えしめ、或
は大小便等をかけて飲用に供し得ざるに至らしむれば突吉羅なり。

三 「地上物」とは、地上に置かれたるものなり。「地上物を取らん」とて、盜心を以て
或は第二者を求め、或は往けば突吉羅なり、觸るれば突吉羅なり、動かせば偷蘭遮
なり、本處より離せば波羅夷なり。

四 「虛空物」とは、虛空にあるものにして、孔雀・カピン・デヤラ・鶲鳩・鶴、或は風に吹き

上げられたる衣・頭巾、或は装身具の金銀の切れて落ちるものなり。「虚空物を取らん」とて、盜心を以て或は第二者を求め、或は往けば突吉羅なり、「往きて」中途にて止むるは突吉羅なり、動かせば偷蘭遮なり、本處より離せば波羅夷なり。

五 「上處物」とは、上處におかれたるものにして、臥床の上、坐床の上、或は衣架の上、或は衣繩、或は杭・壁鉤、或は樹上等に懸けられたるもの、乃至鉢中にあるものを言ふ。「上處物を取らん」とて、盜心を以て或は第二者を求め、或は往けば突吉羅なり、觸るれば突吉羅なり、動かせば偷蘭遮なり、本處より離せば波羅夷なり。

六 「水中物」とは、水中に藏せらるゝものなり。「水中物を取らん」とて、盜心を以て或は第二者を求め、或は往けば突吉羅なり、觸るれば突吉羅なり、動かせば偷蘭遮なり、本處より離せば波羅夷なり。そこに生ぜる青蓮華・赤蓮華・白蓮華、或は藕糸・魚・鼈等の、五マーサカ或は五マーサカ以上の値あるものを、盜心を以て觸るれば突吉羅なり、動かせば偷蘭遮なり、本處より離せば波羅夷なり。

七 「船」とは、それによりて「水中を渡るもの」を言ふ、「船物」とは、船中に置かるゝものなり。「船物を取らん」とて、盜心を以て或は第二者を求め、或は往けば突吉羅なり、

觸るれば……波羅夷なり。「船を取らん」とて、盜心を以て……往けば突吉羅なり、觸るれば突吉羅なり、動かせば偷蘭遮なり、繩を解けば突吉羅なり、繩を解きて觸るれば突吉羅なり、動かせば偷蘭遮なり、或は上に、或は下に、又は横に、毛頭程にても進ましむれば波羅夷なり。

八 「乘」とは、山轎・車荷車・戰車を言ふ。「乗物」とは、車上に置かれたるものなり。「乗物を取らん」とて……往けば突吉羅なり、觸るれば……波羅夷なり。「車を取らん」とて……往けば突吉羅なり、觸るれば……波羅夷なり。

九 「擔物」とは、頭に載せたるもの、肩に擔へるもの、腰に付けたるもの、手に持たれるゝものなり。頭に載せたるもの、盜心を以て觸るれば突吉羅、動かせば偷蘭、遮肩に下せば波羅夷なり。肩に擔へるもの、盜心を以て觸るれば突吉羅、動かせば偷蘭遮、腰に下せば波羅夷なり。腰に付けたるもの、盜心を以て觸るれば突吉羅、動かせば偷蘭遮、手にて捉れば波羅夷なり。手にて持てるものを、盜心を以て地に置けば波羅夷、盜心を以て地より捉れば波羅夷なり。

一〇 「園」とは、花園・果樹園を言ふ。「園物」とは、園中に四の状態にて存在するもの、

即ち地中物・地上物・虚空物・上處物なり。「園物を取らん」とて……往けば突吉羅なり、觸るれば……波羅夷なり。そこに生ぜる根・樹皮・葉・華或は果物の、五マーサカ
50 或は五マーサカ以上の値あるものを、盜心を以て……波羅夷なり。

〔他人の園を〕自己のものなりと諍へば突吉羅にして、所有者が「取り返し得べきや否や」と疑念を起せば偷蘭遮^{スルガツ}所有者が「我がものとならざるべし」とて、所有心を捨てれば波羅夷なり。訴訟して所有者に勝てば波羅夷、訴訟して負くれば偷蘭遮なり。

一一 「寺中物」とは、寺中に四の状態にて存するもの、即ち地中物・地上物・虚空物・上處物なり。「寺中物を取らん」とて……往けば突吉羅、觸るれば……波羅夷なり。寺を諍へば……負くれば偷蘭遮なり。

一二 「田」とは、七穀或は七菜を生ずる處を言ふ。「田中物」とは、田中に四の状態にて存在するもの、即ち地中物・地上物・虚空物・上處物なり。「田中物を取らん」とて……往けば突吉羅、觸るれば……波羅夷なり。そこに生ぜる七穀或は七菜の、五マーサカ或は五マーサカ以上の値あるものを、盜心を以て觸るれば……波羅夷なり。

田を諍へば……負くれば偷蘭遮なり。標杭・繩籬・畔を[他人の田地に]進むれば突吉羅にして、一方便未だ完了せざれば偷蘭遮、その方便完了すれば波羅夷なり。

一三 「宅地」とは、園地・寺地を言ふ。「宅地物」とは、宅地に四の状態にて存在するもの、即ち地中物・地上物・虚空物・上處物なり。「宅地物を取らん」とて……往けば突吉羅、觸るれば……波羅夷なり。宅地を諍へば……負くれば偷蘭遮なり。標杭・繩籬・畔を進むれば突吉羅にして、一方便未だ完了せざれば偷蘭遮、その方便完了すれば波羅夷なり。

一四 「村落物」とは、村落に四の状態にて置かるゝもの、即ち地中物・地上物・虚空物・上處物なり。「村落物を取らん」とて……往けば突吉羅、觸るれば……波羅夷なり。

一五 ⁵¹ 「阿蘭若物」とは、人々の所有せる阿蘭若を言ふ。「阿蘭若物」とは、阿蘭若中に四の状態にて置かるゝもの、即ち地中物・地上物・虚空物・上處物なり。「阿蘭若物を取らん」とて……往けば突吉羅、觸るれば……波羅夷なり。そこに生ずる木蔓草の、五マーサカ或は五マーサカ以上の値あるものを、盜心を以て触るれば……波羅夷なり。

一六 「水」とは、瓶に入れ或は水槽・池にあるものを言ふ。そを盜心を以て觸るれば……波羅夷なり。自己の瓶を入れて、五マーサカ^一或は五マーサカ以上^二の値ある水を、盜心を以て觸るれば突吉羅、動かせば偷蘭遮、自己の瓶に入れて取れば波羅夷なり。^三〔池の〕畔を切れば突吉羅、畔を切りて五マーサカ或は五マーサカ以上の値ある水を出せば波羅夷なり。一マーサカ以上五マーサカ以下の値ある水を出せば偷蘭遮、一マーサカ或は一マーサカ以下の値ある水を出せば突吉羅なり。

一七 「楊枝」とは、切れるもの又は切らざるものとを言ふ。五マーサカ^一乃至^二触るれば突吉羅、動かせば偷蘭遮、本處より離せば波羅夷なり。

一八 「樹」とは、人々の所有し受用せる木を言ふ。盜心を以て伐れば、一撃毎に突吉羅なり、最後の一撃未だ完了せざれば偷蘭遮、その撃打完了すれば波羅夷なり。一九 「持去」とは、他人の取りて持ち去れる物を言ふ。盜心を以て觸るれば……波羅夷なり。^三〔持去者と共に物を取らん」とて〔某方に行け」と言ひて〕第一歩を行かしむれば偷蘭遮、第二歩を行かしむれば波羅夷なり。「投げ捨てたる物を取ら

ん」とて、投げ捨てしむれば突吉羅なり、投げ捨てたる物の、五マーサカ或は五マーサカ以上の値あるものを、盜心を以て觸るれば……波羅夷なり。

二〇 「受寄」とは、寄託せられたる物なり。「我に物を還せ」と言はれて、「我は受け取らズ」と言へば突吉羅、所有者に疑念を起こさしむれば偷蘭遮なり、所有者が「我に與へず」とて所有心を棄つれば波羅夷なり。訴訟して所有者に勝てば波羅夷、訴訟して負くれば偷蘭遮なり。

二一 「税處」とは、王によりて、或は山を穿たれたる處、或は河の渡場、或は村の入口に、此處に入る者より税を取るべし」と、立てられたる處を言ふ。税處に入りて王に五マーサカ或は五マーサカ以上の値ある税を出すべき物を、盜心を以て「税を出さざらん」として觸るれば突吉羅、動かせば偷蘭遮なり。税處を脱せんに第一歩を過ぐれば偷蘭遮なり、第二歩を過ぐれば波羅夷なり。税處の内に立ちて税處の外に「税物」を投ずれば波羅夷なり。税を隠匿すれば突吉羅なり。

二二 「有情」とは、人間有情を言ふ。盜心を以て觸るれば……波羅夷なり。「歩ましめて取らん」とて、第一脚を進ましむれば偷蘭遮、第二脚を進ましむれば波羅夷

なり。

二三 「無足」とは、蛇・魚なり。五マーサカ或は五マーサカ以上の値あるものを、盜心を以て觸るれば……波羅夷なり。

二四 「二足」とは、人間・鳥類を言ふ。盜心を以て觸るれば……波羅夷なり。「歩ましめて取らん」とて、第一脚を進ましむれば偷蘭遮、第二脚を進ましむれば波羅夷なり。

二五 「四足」とは、象・馬・駱駝・牛・驢・馬・山羊を言ふ。盜心を以て觸るれば……波羅夷なり。「歩ましめて連れ去らん」とて、第一脚を進ましむれば偷蘭遮、第三脚を進ましむれば偷蘭遮、第四脚を進ましむれば波羅夷なり。

二六 「多足」とは、蝎・百足・毛蟲を言ふ。五マーサカ或は五マーサカ以上の値あるものを、盜心を以て觸るれば……波羅夷なり。「歩ましめて連れ去らん」とて、進ましむれば各脚毎に偷蘭遮にして、最後の脚を進ましむれば波羅夷なり。

二七 「看索」とは、物を看索して「某物を取れ」と語れば突吉羅なり、彼その物を取れば兩者共に波羅夷なり。

53 二八 「看守」とは、盜物を看視する人〔その盜物中の〕五マーサカ或は五マーサカ以上の値あるものを、盜心を以て觸るれば……波羅夷なり。

二九 「共謀偷」とは、衆多の比丘共謀して一比丘物を取れば、凡て波羅夷なり。

三〇 「指定」とは、午前或は午後、日中或は夜と約束指定し、「この指定によりてその物を取り來れ」と言へば突吉羅、指定によりてその物を取り來れば、兩者は波羅夷なり。その指定の前或は後にその物を取り來れば、指定者は不犯にして、取者は波羅夷なり。

三一 「現相」とは、相を作ることにして、「われ眼を覆ひ、或は肩を擧げ、又は頭を上げん、この相によりてかの物を取るべし」と言へば突吉羅なり、その相によりてかの物を取り去れば、兩者は波羅夷なり。その相の前或は後にかの物を取り去れば、相者は不犯にして、取者は波羅夷なり。

五一 一比丘が他比丘に、「某物を取れ」と命ずれば突吉羅なり、彼その物と想ひてそれを取れば、兩者は波羅夷なり。一比丘が他比丘に「某物を取れ」と命じ、彼その物と想ひて他の物を取れば、命者は不犯、取者は波羅夷なり。一比丘が他比丘

に……彼他物と想ひてその物を取れば、兩者は波羅夷なり。一比丘が他比丘に……彼他物と想ひて他物を取れば、命者は不犯、取者は波羅夷なり。

二 甲比丘が乙比丘に命じ、丙比丘に語らしむ、丙比丘は丁比丘に語るべし。丁比丘某物を取るべし」と、甲比丘は突吉羅なり。乙比丘が丙比丘に告ぐれば突吉羅なり。取者應諾せば、甲比丘は偷蘭遮なり。丁比丘かの物を取らば、全比丘は波羅夷なり。甲比丘が乙比丘に〔乃至〕乙比丘が〔甲比丘の命ぜし者に命ぜずして〕他の者に命すれば突吉羅なり。取者應諾せば突吉羅なり。彼かの物を取れば、甲比丘は不犯にして、命者及び取者は波羅夷なり。

三 一比丘が他比丘に「某物を取れ」と命ずれば突吉羅なり。かの比丘行きて再び歸り、「我かの物を取ること能はず」と言ひ、彼再び「出來得る時、かの物を取れ」と命ずれば突吉羅なり。かの比丘その物を取れば、兩者は波羅夷なり。

四 一比丘が他比丘に、「某物を取れ」と命ずれば突吉羅なり。彼命じ已りて悔心を生じ、而も「取ること勿れ」と言はず、彼その物を取らば、兩者は波羅夷なり。一比丘が他比丘に……彼命じ已りて悔心を生じ、「取ること勿れ」と言ふ、彼「われ已

に汝に命ぜられたり』とてかの物を取らば、命者は不犯、取者は波羅夷なり。一比丘が他比丘に……彼命じ已りて悔心を生じ、「取ること勿れ」と言ひ、彼諾』とて止むれば、兩者は不犯なり。

六一一 五事によりて不與取は波羅夷なり。他の所有物なり!他の所有物なりと知る重物即ち五マーサカ或は五マーサカ以上のもの盜心現起す、觸るれば突吉羅、動かせば偷蘭遮、本處より離せば波羅夷なり。

五事によりて不與取は偷蘭遮なり。他物他物想輕物即ち一マーサカ以上五マーサカ以下のもの盜心現起す、觸るれば突吉羅、動かせば突吉羅、本處より離せば偷蘭遮なり。

五事により不與取は突吉羅なり。他物……輕物即ち一マーサカ或は一マーサカ以下のもの盜心現起す、觸るれば突吉羅、動かせば突吉羅、本處より離せば突吉羅なり。

二 六事によりて不與取は波羅夷なり。己物想に非ず親厚者の所有に非ず暫借に非ず重物即ち五マーサカ或は五マーサカ以上のもの盜心現起す、觸るれば

……波羅夷なり。

六事によりて不與取は偷蘭遮なり。己物想に非ず……輕物即ち一マーサカ
以上五マーサカ以下のもの盜心……偷蘭遮なり。⁵⁵

六事によりて不與取は突吉羅なり。己物想に非ず……輕物即ち一マーサカ
或は一マーサカ以下のもの盜心……突吉羅なり。

三 五事によりて不與取は突吉羅なり。他物に非ず他物想重物……五マーサ
カ以上のもの盜心現起す、觸るれば突吉羅、動かせば突吉羅、本處より離せば突吉
羅なり。

五事によりて不與取は突吉羅なり。他物に非ず他物想輕物……五マーサカ
以下のもの盜心現起す、觸るれば突吉羅、動かせば突吉羅、本處より離せば突吉羅
なり。

五事により不與取は突吉羅なり。他物に非ず他物想輕物……一マーサカ以下
のもの盜心現起す、觸るれば突吉羅、動かせば突吉羅、本處より離せば突吉羅なり。
四 己物想、親厚物、暫借、餓鬼物、畜生物、糞掃物想、顛狂者、喪心者、痛惱者、最初の犯行

者は不犯なり。

不與取に於ける第一章竟る

七

洗濯者による五話、敷布による四話、暗夜による五話、持運びによる五話、對話による五話、續く風による二話、未爛壞、投籌、溫浴室による一致の見、殘食による五話、五欺、飢饉に於けるクル肉、餅、サッカリ、モダカ、

資具と共に財布、敷物、竹、不外出、嚼食、親厚、續く已物想による二話、

七の不盜、七の盜、僧物を盜む七、續く花による二話、

三の傳言を説く話、寶石の三脫稅、野猪、鹿、魚、車を轉ず、

肉片の二、木材の二、糞掃、水の二、繼續行による、その別々は満たず、

舍衛城に於ける一握の四、殘食の二、野菜の二、僧物分配の七、非所有者の七、木材、水、土、草の二話、僧物を盜心にて取る七、有主物は亦取るべからず、有主物も暫時は移し得べし

瞻波、王舍城にて、毘舍離に於ける阿酬波羅奈、橋賞彌、沙竭、ダルヒカによる。

一 その時六群比丘、洗濯處に到りて洗濯者の衣を取り、彼等に悔心生ぜり、

「世尊は學處を制したまへり、我等波羅夷罪を犯さずや」と。世尊にこの事を白せり：乃至：諸比丘、汝等波羅夷罪を犯すと。

二 その時一比丘、洗濯處に到りて高價の衣を見盜心を起せり。彼に悔心生ぜり：乃至：「比丘、心を起せるは不犯なり」と。

その時一比丘……衣を見て、盜心を以て觸れぬ。彼に悔心生ぜり：乃至：「比丘、波羅夷罪に非ず、突吉羅罪なり」と。「……盜心を以て搖がせり」「……」偷蘭遮なりと。「……盜心を以て本處より離せり」「……比丘、汝は波羅夷罪を犯す」と。

三 その時一乞食比丘、高價なる上敷布を見て盜心を起せり：乃至：盜心を以て觸れぬ：乃至：盜心を以て搖がせり：乃至：盜心を以て本處を離せり、彼に悔心生ぜり：乃至：「比丘、汝は波羅夷罪を犯せり」と。

四 その時一比丘、晝間に物を見て、夜間に取らんとて見定めたり。彼それと想ひてその物を取りり：乃至：それと想ひて他物を取りり：乃至：他物と想ひてその物を取りり：乃至：他物と想ひて他物を取りり。彼に悔心：「波羅夷

なり」と。

57

その時一比丘、晝間に物を見て、夜間に取らんとて見定めたり。彼他物と想ひて己物を取り。彼に悔心生ぜり：乃至：「比丘、波羅夷に非ず、突吉羅なり」と。

五 その時一比丘、他人の物を運ぶ時、頭上の荷物を盜心を以て觸れ：乃至：盜心を以て搖り：乃至：盜心を以て肩に下し：乃至：肩上の荷物を盜心を以て觸れ：乃至：盜心を以て搖り：乃至：盜心を以て腰に下し：乃至：盜心を以て腰上の荷物を盜心を以て觸れ：乃至：盜心を以て搖り：乃至：盜心を以て手にて捉り：乃至：手中的荷物を盜心を以て地に置き……乃至：盜心を以て地より捉れり。彼に悔心生ぜり：乃至：「比丘、汝は波羅夷罪を犯せり」と。

六 その時一比丘、露地に衣を擴げおきて寺中に入りぬ。一比丘、この衣を失ふこと勿れ」とて取り込み。かの比丘出で來りて諸比丘に問へり、「諸師、誰か我が衣をとりしや」と。彼は斯く言へり、「我それり」と。「汝かの衣をとる、汝は沙門に非ず」と。彼に悔心生じ、世尊にこの事を白せり。「比丘、汝如何なる心なりしや」。世尊、われ對話の用法にて〔言ひしなり〕。「比丘、對話の用法に於けるは不

犯なり」と。

その時一比丘、牀上に衣を置き：乃至：牀上に坐具を置き：乃至：牀下に鉢を置きて寺中に入りぬ。一比丘「この鉢を失ふこと勿れ」とて取り込みり。かの比丘出で來りて諸比丘に問へり、「諸師、誰か我が鉢をとりしや」と。彼は斯く言へり、「我とれり」と。「汝かの鉢を……不犯なり」と。

その時一比丘尼、籬上に衣を擴げおきて寺中に入りぬ。一比丘尼「この衣を失ふ勿れ」とて取り込みり。かの比丘尼出で來りて諸比丘尼に問へり、「諸姉、誰か我が衣をとれるや」と。かの女は斯く言へり、「我とれり」と。「汝かの衣を取る汝は沙門尼に非ず」と。かの女に悔心生ぜり。かくてかの比丘尼は諸比丘尼にこの事を告げ、諸比丘尼は諸比丘に語れり。諸比丘はこの事を世尊に白せり：乃至：「諸比丘、對話の用法に於けるは不犯なり」と。

⁵⁸七 その時一比丘、旋風に吹き上げられたる外衣を見て「所有者に與へん」とて捉れり。所有主かの比丘を呵責せり、「汝は非沙門なり」と。彼に悔心を生ぜり：乃至：「比丘、汝如何なる心なりしや」と。「世尊、われ盜心なし」。「比丘、盜心な

きは不犯なり」と。

その時一比丘、旋風に吹き上げられたる頭巾を、「所有者の見出す前に」とて、盜心を以て捉れり。所有者かの比丘を非難せり、「汝は非沙門なり」と。彼に悔心生ぜり；乃至；「比丘、汝は波羅夷罪を犯せり」と。

八 その時一比丘、墓處に到りて未爛壞の死尸に於て糞掃衣をとれり。かの死尸に鬼の住するあり。その時かの鬼その比丘に斯く言へり、「尊者、我が衣を取ること勿れ」と。かの比丘〔その語を〕聽かずして往けり。時にかの死尸起ちてかの比丘の後に追ひ従へり。かくてかの比丘は寺中に入りて戸を閉ぢたり。その時かの死尸その場に倒れぬ。彼に悔心生ぜり；乃至；「比丘、波羅夷に非ず、然れども諸比丘、未爛壞の死尸に於て糞掃衣を取るべからず、取らば突吉羅なり」と。

九 その時一比丘、僧衆の衣を分配する時、盜心を以て籌を易へて衣を取りり。

彼に悔心；「波羅夷なり」と。

一〇 その時長老阿難、溫浴室にて一比丘の下衣を自己のものと謂ひて著せり。

その時かの比丘は長老阿難に斯く言へり、「尊者、汝何が故に我が下衣を著するや」と。「尊者、われ己物と謂へるなり」と。世尊にこの事を白せり、「諸比丘、己物想なるは不犯なり」と。

一一 その時衆多の比丘、耆闍崛山より下る時、獅子の殘食を見(これを)煮て食せり。彼等に悔心生ぜり：乃至：諸比丘、獅子の殘食に於ては不犯なり」と。

その時衆多の比丘、耆闍崛山より下る時、虎の殘食を見：乃至：豹の殘食を見：乃至：蠶狗の殘食を見：乃至：狼の殘食を見(これを)煮て：諸比丘、畜生物に於ては不犯なり」と。

⁵⁹ 一二 その時一比丘、僧衆に飯を分配するに當り、「不在なる他比丘の分を與へよ」とて欺きて取れり。彼に悔心生ぜり：乃至：「比丘、波羅夷に非ず、故妄語による波逸提なり」と。

その時一比丘、僧衆に歛食を分配するに：乃至：僧衆に餅を分配するに：乃至：僧衆に糖蔗を分配するに：乃至：僧衆に瓜果を分配するに當り、「他比丘の分を與へよ」とて欺きて取れり。彼に悔心生ぜり：乃至：「比丘、波羅夷に非

ず、故妄語による波逸提なり」と。

一三 その時一比丘、飢饉時に厨屋に入りて鉢に満てる粥を盜心を以て取れり。彼に悔心生ぜり：「…波羅夷なり」と。

その時一比丘、飢饉時に屠屋に入りて鉢に満てる肉を盜心を以て…「…波羅夷なり」と。

その時一比丘、飢饉時に餅屋に入りて、鉢に満てる餅を盜心を以て取れり：乃至鉢に満てるサッカリ菓子を盜心を以て取れり：乃至：鉢に満てるモダカ菓子を盜心を以て取れり。彼に悔心…「…波羅夷なり」と。

一四 その時一比丘、晝間に資具を見て、夜間に取らんとて見定めたり。かの比丘それと想ひてそれを取れり：乃至：それと想ひて他物を取り：乃至：他物と想ひてそれを取れり：乃至：他物と想ひて他物を取り。彼に悔心生ぜり…「…波羅夷なり」と。

その時一比丘、晝間に資具を見…見定めたり。彼他人のものと想ひて己物を取れり。彼に悔心生ぜり：乃至…比丘、波羅夷に非ず、突吉羅なりと。

一五 その時一比丘牀上に存せる財布を見て、「それより取れば波羅夷なるべし」とて、牀と共に持ち行きて取れり。彼に悔心「……波羅夷なり」と。

一六 その時一比丘僧衆の敷物を盜心を以て取れり。彼に悔心「……波羅夷なり」と。

⁶⁰一七 その時一比丘衣懸の竹にある衣を盜心を以て取れり。彼に悔心「……波羅夷なり」と。

一八 その時一比丘寺中にて衣を取り、「そこより出づれば波羅夷なるべし」とて、寺中より出でざりき。世尊にこの事を白せり。「諸比丘、かの愚人は出づるも出でざるも波羅夷なり」と。

一九 その時二比丘ありて僚友なりき。一比丘は乞食の爲に村に入れり。他比丘は衆僧に嚼食を分配する時、僚友の分をも取りて、彼に親厚想にて食せり。⁶¹かの比丘これを知りて彼を呵責せり、「汝は非沙門なり」と。彼に悔心生ぜり：乃至：「比丘、汝如何なる心なりしや」。「世尊、われ親厚想にて取れり」。「比丘、親厚取に於けるは不犯なり」と。

二〇 その時衆多の比丘、衣を作れり。僧衆に嚼食を配分する時、「比丘等の」凡ての分を取り來りて置けり。一比丘ありて他比丘の分を己が分と想ひて食せり。かの比丘知りて彼を呵責せり、「汝は非沙門なり」と。彼に悔心生ぜり：乃至：「比丘、汝如何なる心なりしや」。「世尊、われ己物想なりき」。「比丘、己物想なるは不犯なり」と。

その時衆多の比丘、衣を作れり。僧衆に嚼食を配分する時、一比丘の鉢中に他比丘の分を取り來りて置けり。鉢主比丘は己物と想ひて食せり。かの比丘知りて彼を呵責せり：「比丘、己物想なるは不犯なり」と。

二一 その時菴羅果の盜者、菴羅果を落して集めたるを持ち去れり。所有主かの盜者を追へり。盜者は所有主を見て果を投じて走り去りぬ。諸比丘棄物想にて拾ひて食せり。所有主かの諸比丘を呵責せり、「汝等は非沙門なり」と。彼等に悔心生じ、世尊にこの事を白せり。「諸比丘、汝等如何なる心なりしや」。「世尊、我等棄物想なりき」。「諸比丘、棄物想なるは不犯なり」と。

その時チャンブ果の盜者：乃至：ラブチャ果の盜者：乃至：バナサ果の盜

者：乃至：ターラ果の盜者：乃至：甘蔗の盜者：乃至：瓜果の盜者、瓜果を取
りて集めたるを持ち去れり。所有主……「諸比丘、棄物想なるは不犯なり」と。⁶¹

一二 その時菴羅果の盜者、菴羅果を落し……走り去れり。諸比丘は「所有主の見出す前に」とて、盜心を以て食せり。所有主かの諸比丘を呵責せり、「汝等は非沙門なり」と。彼等に悔心生ぜり：乃至：「諸比丘、汝等は波羅夷罪を犯す」と。

その時チャンブ果の盜者……瓜果の盜者……走り去れり。諸比丘は「所有主の見出す前に」とて、盜心を以て食せり。所有主……「諸比丘、汝等は波羅夷罪を犯す」と。

二三 その時一比丘、僧衆の菴羅果を盜心を以て取り：乃至：僧衆のチャンブ果を：乃至：僧衆のラブチャ果を：乃至：僧衆のバナサ果を：乃至：僧衆のターラ果を：乃至：僧衆の甘蔗を：乃至：僧衆の瓜果を盜心にて取り。彼に悔心：「波羅夷なり」と。

二四 その時一比丘花園に到りて、摘める花の五マーサカの値あるを、盜心を以て取り。彼に悔心：「波羅夷なり」と。

その時一比丘花園に到りて、花の五マーサカの値あるを摘み、盜心を以て取り。彼に悔心……波羅夷なり」と。

二五 その時一比丘村に到り、一比丘に斯く言へり、「友、我汝に傳言されて〔それを汝の壇越家に告げん〕と。かの比丘到りて「〔傳言せられたり〕とて」一衣を持ち來りて自ら著せり。かの比丘知りて彼を呵責せり、「汝は非沙門なり」と。彼に悔心を生ぜり：乃至：「比丘、波羅夷に非ず。然れども諸比丘、『傳言されて告げん』と言ふべからず、言へば突吉羅なり」と。

その時一比丘村に到れり。一比丘彼に斯く言へり、「友、汝傳言されて我が檀越家に告ぐべし」と。かの比丘到りて、一對の衣を持ち來り、一を自ら著用し、一をかの比丘に與へたり。かの比丘知りて彼を呵責せり、「汝は非沙門なり」と。彼に悔心生ぜり：乃至：「比丘、波羅夷に非ず。然れども諸比丘、『傳言されて告げよ』と言ふべからず、言へば突吉羅なり」と。

⁶² その時一比丘村に到り、一比丘に斯く言へり、「友、われ傳言されて告げん」と。彼も亦斯く言へり、「汝傳言されて告ぐべし」と。かの比丘到りて、アールハ力量

の酥・トウラ一量の砂糖・ドーナ量の米を持ち來りて自ら食用せり。かの比丘知りて彼を呵責せり、「汝は非沙門なり」と。彼に悔心生ぜり：乃至：「比丘、波羅夷に非ず。然れども諸比丘、『傳言されて告げん』と言ふべからず、又『傳言されて告ぐべし』と言ふべからず、言へば突吉羅なり」と。

二六 その時或る人、高價なる寶石を持して、一比丘と共に長途を行けり。時にかの人税處を見るや、かの比丘の囊中に寶石を入れ、比丘は知らずして税處を通過し行けり。かの比丘に悔心生ぜり：乃至：「比丘、汝如何なる心なりしや」。「世尊、我知らざりき」。比丘、知らざるは不犯なり」と。

その時或る人、高價なる寶石を……税處を見るや、病氣を擬して己が荷物をかの比丘に渡せり。かくてかの人は税處を通過してその比丘に斯く言へり、「尊者、我に寶石を持ち來れ、われ病めるに非ず」と。「汝何が故に是の如くなしたるや」と。その時かの人はかの比丘にこの事を語れり。彼に悔心……「比丘、知らざるは不犯なり」と。

その時一比丘、商賈と共に長途を行けり。或る人かの比丘を飲食にて誘ひ、税

處を見るや、高價の寶石をかの比丘に渡せり、「尊者、この寶石に稅處を通過せしめよ」とて。かくてかの比丘はその寶石に稅處を通過せしめたり。彼に悔心「……波羅夷なり」と。

二七 その時一比丘、桎に縛せられたる野猪を慈悲心を以て解^{はな}てり。彼に悔心生ぜり：乃至：「比丘、汝如何なる心なりしや」。「世尊、われ慈悲心を以てなせるなり」。「比丘、慈悲心を以てなせるは不犯なり」と。

その時一比丘、桎に縛せられたる野猪を、「所有主の見ざる間に」とて、盜心を以て解^{はな}てり。彼に悔心「……波羅夷なり」と。

その時一比丘、桎に縛せられたる鹿を慈悲心を以て解^{はな}てり：乃至：「桎に縛せられたる鹿を、所有者の見ざる間に」とて、盜心を以て解^{はな}てり：乃至：「網にかかる魚を、慈悲心を以て解^{はな}てり：乃至：「網にかかる魚を、所有主の見ざる間に」とて、盜心を以て解^{はな}てり。彼に悔心「……波羅夷なり」と。

二八 その時一比丘、車上に在る物を見、「そこより取れば波羅夷なるべし」とて、「車を進め轉ぜしめて取れり。彼に悔心「……波羅夷なり」と。

二九 その時一比丘、鷹に上げられたる肉の一片を、「所有主に與へん」とて取り。所有主かの比丘を呵責せり、「汝は非沙門なり」と。かの比丘に悔心生ぜり。乃至「比丘、盜心なきは不犯なり」と。

その時一比丘、鷹に上げられたる肉の一片を、「所有主の見ざる間に」とて、盜心を以て取れり。所有主かの比丘を呵責せり、「汝は非沙門なり」と。彼に悔心：「波羅夷なり」と。

三〇 その時諸人筏を結びて阿致羅筏底河に流せり。「筏の縛切れて木材散亂して流れたり。諸比丘棄物想にて岸へ上げぬ。所有主かの諸比丘を呵責せり、「汝等は非沙門なり」と。彼等に悔心生ぜり。乃至「諸比丘、棄物想なるは不犯なり」と。

その時諸人筏を結びて阿致羅筏底河に流せり。縛切れて木材散亂して流れたり。諸比丘は「所有主の見出す前に」とて、盜心を以て岸に上げぬ。所有主かの諸比丘を呵責せり、「汝等は非沙門なり」と。彼等に悔心生ぜり。乃至「諸比丘、汝等は波羅夷罪を犯す」と。

三一 その時一牧牛者木上に衣を懸けて糞便に行けり。一比丘棄物想にてそれを取れり。時にかの牧牛者かの比丘を呵責せり、「汝は非沙門なり」と。彼に悔心生ぜり;乃至;「比丘、棄物想なるは不犯なり」と。

三二 その時一比丘河を渡りけるに、洗濯人の手より放れたる衣^{〔彼の〕}足に掛れり。かの比丘所有主に與へんとてそを取れり。所有主かの比丘を呵責せり、「汝は沙門に非ず」と。彼に悔心生ぜり;乃至;「比丘、盜心なきは不犯なり」と。

その時一比丘河を渡りけるに、洗濯人の手より放れたる衣^{〔彼の〕}足に掛れり。⁶⁴かの比丘所有主の見る前にとて、盜心を以てそを取れり。所有者かの比丘を呵責せり、「汝は沙門に非ず」と。彼に悔心;「波羅夷なり」と。

三三 その時一比丘酥瓶を見て少量づつ飲めり。彼に悔心生ぜり;乃至;「比丘、波羅夷に非ず、突吉羅なり」と。

三四 その時衆多の比丘、一物を取らんとて牒し合せて行けり。一比丘物を取れり。彼等は斯く言へり、「我等は波羅夷に非ず、取れるかの比丘は波羅夷なり」と。世尊にこの事を白せり。「諸比丘、汝等は波羅夷罪を犯す」と。

その時衆多の比丘、牒し合せて一物を取りて配分せり。彼等配分せるに、各人の分五マーサカに満たざりき。彼等言へり、「我等は波羅夷に非ず」と。世尊にこの事を白せり。「諸比丘、汝等は波羅夷罪を犯す」と。

三五 その時一比丘、舍衛城にて飢餓の時、商人より一握の米を盜心を以て取り。彼に悔心「……波羅夷なり」と。

その時一比丘、舍衛城にて飢餓の時、商人より一握のムッガ豆を：乃至：一握の蠶豆を：乃至：一握の胡麻を盜心を以て取れり。彼に悔心「……波羅夷なり」と。

三六 その時舍衛城安陀林アントダにて盜人牛を殺し、その肉を食して殘肉を納めて行けり。諸比丘棄物想にてそを取りて食せり。盜人かの諸比丘を呵責せり、「汝等は非沙門なり」と。彼等に悔心を生ぜり：乃至：諸比丘、棄物想なるは不犯なり」と。

その時舍衛城安陀林にて、盜人野猪を殺して「……不犯なり」と。

三七 その時一比丘茅草田に行きて、刈り取られたる茅草の五マーサカの値あるものを、盜心を以て取れり。彼に悔心「……波羅夷なり」と。

その時一比丘茅草田に行きて、茅草の五マーサカの値あるを刈りて、盜心を以て取れり。彼に悔心……波羅夷なり」と。

⁶⁵三八 その時客比丘、僧衆の菴羅果を分配^{わか}ちて食せり。舊比丘かの諸比丘を呵責せり、「汝等は非沙門なり」と。彼等に悔心生じ、世尊にこの事を白せり。「諸比丘、汝等如何なる心なりしや」。「世尊、我等は〔客比丘〕食用の爲と思ひてなり」。「諸比丘、〔客比丘〕食用の爲なるは不犯なり」と。

その時客比丘、僧衆のチャンブ果を：乃至：僧衆のラブチャ果を：乃至：僧衆のバナサ果を：乃至：僧衆のターラ果を：乃至：僧衆の甘蔗を：乃至：僧衆の瓜果を配分して食せり。舊比丘……諸比丘、食用の爲なるは不犯なり」と。三九・その時菴羅園の番人、諸比丘に菴羅果を與へたり。諸比丘所有主は菴羅果を守らす爲にして、これを與ふる爲に〔彼を置けるに〕「非ず」とて、畏慎して取らざりき。世尊にこの事を白せり。「諸比丘、番人の與へたるものに於ては不犯なり」と。

その時チャンブ園の番人……瓜果園の番人、諸比丘に瓜果を與へたり。諸比

丘「所有主は……諸比丘、番人の與へたるものに於ては不犯なり」と。

四〇 その時一比丘、僧衆の材木を暫借想にて取り、己が房の壁に立てかけたり。諸比丘かの比丘を呵責せり、「汝は非沙門なり」と。彼に悔心を生じ、世尊にこの事を白せり。「比丘、汝如何なる心なりしや」。世尊、われ暫借想なりき。「比丘、暫借想に於ては不犯なり」と。

四一 その時一比丘、僧衆の水を盜心を以て取れり。乃至、僧衆の土を、僧衆の積草を盜心を以て取れり。彼に悔心、「波羅夷なり」と。

その時一比丘、僧衆の積草を盜心を以て燃せり。彼に悔心を生ぜり。乃至、「比丘、波羅夷に非ず、突吉羅なり」と。

四二 その時一比丘、僧衆の臥床を盜心を以て取れり。彼に悔心、「波羅夷なり」と。

その時一比丘、僧衆の椅子を、乃至、僧衆の褥を、枕を、戸板を、窓扉……梁を盜心を以て取れり。彼に悔心、「波羅夷なり」と。

⁶⁶ 四三 その時諸比丘、一優婆塞の寺中にて用ふる坐臥處を、他處にて使用せり。

その時かの優婆塞は譏嫌非難せり、「何ぞ諸大德は他人使用のものを餘處に使用するや」と。世尊にこの事を白せり。「諸比丘、他人の使用物を餘處にて使用すべからず、使用せば突吉羅なり」と。

四四 その時諸比丘、布薩堂及び集會堂を移すを畏れて地に坐し、身衣を汚せり。
世尊にこの事を白せり。「諸比丘、暫時移すを聽す」と。

四五 その時瞻波城(チヤンバ)にて、偷蘭難陀比丘尼の弟子比丘尼、偷蘭難陀比丘尼の檀越家に到りて、「師は三味粥を飲用せんことを望む」とて、これを作らしめ、持ち來りて自ら食用せり。かの比丘尼知りてかの女を呵責せり、「汝は非沙門なり」と。かの女に悔心生ぜり。かくてかの尼は諸比丘尼にこの事を告げ、諸比丘尼は諸比丘に語り、諸比丘また世尊にこの事を白せり。「諸比丘、波羅夷に非ず、故妄語による波逸提なり」と。

その時王舍城に於て、偷蘭難陀比丘尼の弟子比丘尼、偷蘭難陀比丘尼の檀越家に到りて、「師は蜜團を飲用せんことを望む」とて、これを作らしめ、自ら食用せり。かの比丘尼知りて「…故妄語による波逸提なり」と。

四六 その時毘舍離に於て、長老阿酬の檀越居士に二兒あり、息と甥なりき。時にかの居士病みて長老阿酬に斯く言へり、「尊者、かの二兒中信仰深き者に、この〔財寶を藏せる〕場所を示せ」と。時にかの居士の甥は信仰深かりき。かくて長老阿酬はかの處をかの兒に教示せり。かの兒はこの財寶によりて家を立て、又布施を行じぬ。

その時かの居士の息は長老阿難に斯く言へり、「大德阿難、誰か父の相續者なる、息なりや甥なりや」と。「賢者、息こそ父の相續者なり」。「大德、かの尊者阿酬は我が財産を我が僚友に示せり」。「賢者、長老阿酬は非沙門なり」と。その時長老阿酬は長老阿難に斯く言へり、「友阿難、我に判定を與へよ」と。

⁶⁷ その時長老優波離は長老阿酬の黨なりき。かくて長老優波離は長老阿難に斯く言へり、「友阿難、所有主より此の寶處を某に示せ」と言はれて彼に示せる者は、何の罪ありや」と。「大德、何の罪なし、突吉羅にも墮せず」。「友、この長老阿酬は所有主によりて「この寶處を某に示せ」と言はれて彼に示せしなり。友、長老阿酬は不犯なり」と。

四七 その時波羅奈に於て、長老畢隣陀婆蹉の檀越、賊に苦しめられ、二兒を奪ひ去られたり。その時長老畢隣陀婆蹉は神通力によりてかの兒を連れ來りて閣上に置けり。諸人かの兒を見て、「大德畢隣陀婆蹉にはこの神通力あり」とて、長老畢隣陀婆蹉に信を深くせり。諸比丘は譏嫌非難せり、「何ぞ長老畢隣陀婆蹉は賊によりて奪はれたる兒を連れ歸るや」と。世尊にこの事を白せり。諸比丘、神通者が神通の境地に於ては不犯なり」と。

四八 その時バンダカとカビラなる二比丘ありて、僚友なりき。一は村落に住し、他は橋賞彌に住せり。時にかの比丘、村より橋賞彌に往く中途にて河を渡りけるに、野猪獵者の手より脱スルちたる脂肉の塊、足に掛れり。かの比丘は所有主に與へんとて捉れり。所有主かの比丘を呵責せり、「汝は非沙門なり」と。一牧牛女彼の岸に上れるを見て斯く言へり、「來れ、尊者、不淨法を行ぜん」と。かの比丘は、「我は既に非沙門なり」とて、かの女と不淨法を行じ橋賞彌に到りて諸比丘にこの事を語れり。諸比丘は世尊にこの事を語れり。「諸比丘、不與取に於ては不犯なり、不淨法を行ぜるによりて波羅夷なり」と。

四九 その時沙^サ竭^{ガラ}に於て、長老ダルヒカの弟子比丘、憂愁に壞け、商人の頭巾を盗みて、長老ダルヒカに斯く言へり、「大德、我は非沙門なり、出で去るべし」と。「汝何をなせりや」と。彼はこの事を語れり。「頭巾を持ち來らしめて評價せるに、五マーサカの値なかりき。「汝は波羅夷に非ず」とて說法せり。かの比丘歡喜しぬ。

第二波羅夷竟る

註① 原本の *kaṭṭhakāriyo* は *kaṭṭhahāriyo* の誤植なり。

② 將來の比丘にこれを倣はしめて殺生をなさしむること勿れとの意なり。

③ *lomena tvam mutto'si* 佛音の註によれば毛の多き羊を殺して肉を取らんとするを見て毛により利益を得んとして二羊を與へてその多毛の羊をつれ去れりと云ふ寓話あり。比丘の袈裟を著けるはこの羊の毛の如くにしてかの羊毛によりて死を脱れし如く汝も袈裟によりて脱れたりとの意とす。

④ *rajakattharanam* 訳によれば洗濯者の岸なり、洗濯衣を擣げて(*attharanti*)ならす故に言ふとする。

◎ 以下の原文 *ādiyeyya, hareyya, avahareyya, iriyāpatham vikopeyya, thaṇā cāveyya, sainketam vitinā-meyya* なり、善見律には奪將舉斷歩離本處相要と譯す。奪とは園林を奪ふこと將とは他人の持運べるもの取ること舉とは他人の寄託物を返却の要求に應ぜずして盜む

こと、断歩とは他人のものを取りて歩み去ること、離本處とは地上にあるものを盗みて其の場處より離すこと、相要とは某時某處にて此の物を取らんと準備をなすこと、又税關にて脱税することも言ふと註す。

⑥ 七穀(pubbana)とは米等の七種の穀物を云ひ、七菜(aparanya)とは豆甘蔗等の七種の野菜を言ふ。

⑦ ekam payoge anagata : 註によれば譬へば二標杭あり、これを動かして田を取らんとして一標杭を進めたるは偷蘭遮にして二標杭を進めて波羅夷なり、三標杭の時は一杭は突吉羅、二杭偷蘭遮、三杭波羅夷なり。繩につきても同様一方の端を進めたるは偷蘭遮兩端を進めて波羅夷なりと。

⑧ sahabbandahārakam 善見律に「人及び身上の衣を偷みて若し將る去らんに初に一脚を上ぐれば偷蘭遮云々」とするものこれなり。

⑨ nimittāñ akāsi 目星を附け、目的とするなり。

⑩ niruttipattho 註によるに會語に於て誰がとりしや、誰がとり去りしや等と言へば我とりたり、我とり去れりと答ふること普通の用法にして、この時「れり」と言ふは盜心をもちて「れり」との意に非ず、然るに問者は「れり」と言へるを「盜れり」と解して波羅夷と言ひしなりと。善見律に「誰偷取答言我偷取佛言比丘汝心云何比丘答言逐口語實無盜心若爾無罪」と云ふ。

⑪ 親厚想。原語 viśāseti 親厚の間にて信頼する意にして食するも怒らず、喜ぶと想ふなり。

第三波羅夷

一一一 その時佛世尊、毘舍離大林中の重閣講堂に在しき。その時世尊、諸比丘の爲に種々の方便を以て不淨説法をなしたまひ、不淨を歎じ不淨觀を讚じ、反復指示して不淨三昧を讚歎したまへり。かくて世尊諸比丘に告げたまはく、諸比丘、我半月靜處に入らんと欲す、一送食の者を除き何人も我が所に來ること勿れ」と。「畏りぬ、世尊」と、かの諸比丘は世尊に應へて、一送食の者を除きて何人も世尊の所に到るものなかりき。

諸比丘は「世尊種々の方便を以て不淨説法をなしたまひ、不淨を歎じ不淨觀を讚じ、反復指示して不淨三昧に入るを讚歎したまへり」とて、彼等は諸身分の無利益觀、不淨觀行に專念して住せり。彼等は己が身を厭ひ羞ぢ卑めり。宛も性嚴飾を好む年少男女の頭を洗浴し已れるもの死蛇死狗若しくは死人を其の頸に繫げば、厭ひ羞ぢ卑むが如く、是の如くかの諸比丘も自己の身を厭ひ羞じ卑めて、自ら己が命を斷じ、又互にその命を断じ、又鹿杖沙門の所に到りて斯く言へり、善

い哉、友、汝我等が命を斷ぜよ、この鉢衣は汝のものなるべし」と。かくて鹿杖沙門は衣鉢の爲に多くの比丘の命を断じ、血に染める刀を持して婆^{ポグ}娑^{マダ}摩河に到れり。時に鹿杖沙門は血刀を洗ひて是の如く疑悔を生ぜり、實に我に利無く我に益なし、實に我に惡利にして善利なし、我多くの無功德行を求作せり、我多くの持戒有徳の比丘の命を奪へり」と。

その時一魔神、水上を履みて來り、鹿杖沙門にかく言へり、「善い哉、善い哉、善男子、汝に利益あり、汝に善利あり。善男子、汝多くの功德行を求作せり、汝未渡者を渡さしめたり」と。その時鹿杖沙門は「實に我に利益あり、我に善利あり、我多くの功德行を求作し、我未渡者を渡さしめたり」とて、更に利刀を持して寺より寺に、房より房に到りて斯く言へり、「誰か未渡者なる、我爲に渡せしめん」と。そこにて諸比丘中の未離欲の者は、その時驚怖して心中動搖し身毛堅立せり。然れども諸比丘中の離欲の者は、その時驚怖なく心中動搖なく身毛堅立することなかりき。かくて鹿杖沙門は、一日に一比丘の命を奪ひ、一日に二比丘の命を奪ひ、一日に三比丘の命を奪ひ、一日に四比丘の命を奪ひ、五比丘の命を奪ひ、六比丘の命を奪ひ、

十比丘の命を奪ひ、二十比丘の命を奪ひ、三十比丘の命を奪ひ、四十比丘の命を奪ひ、五十比丘の命を奪ひ、一日に六十比丘の命を奪へり。

二 その時世尊、その半月を過ぎて靜處より起ち、長老阿難に告げたまへり。阿難、何ぞ比丘僧斯く少なきと。「世尊、實に世尊は諸比丘の爲に種々の方便を以て不淨說法をなしたまひ⁷⁰乃至[：]不淨三昧に入るを讚歎したまへり。世尊、かの諸比丘は「世尊種々の方便を以て[：]乃至[：]不淨三昧に入るを讚歎したまへり」とて、彼等は諸身分の無利益觀、不淨觀行に專念して住せり[：]乃至[：]是の如くか一比丘の命を奪ひ[：]乃至[：]一日に六十比丘を殺せり。願はくは世尊、この比丘僧の餘觀にて修行し得る如き他の方便を説きたまはんことを。」然らば、阿難、毘舍離近くに住める諸比丘を、總て講堂に集めしめよ。」「畏りぬ世尊」と、長老阿難は世尊に應えて、毘舍離近くに住める諸比丘を、總て講堂に集めしめ、世尊の所に到りて斯く白せり。世尊、比丘僧は集れり。世尊、時宜しと思召さば說法したまへと。時に世尊は講堂に到りて設けの座に坐したまへり。坐し已りて世尊

は諸比丘に曰へり。

三 諸比丘、この阿那波那念三昧も亦屢々修して増進せば、靜安にして勝上、純粹にして安樂の境に在り、生起する惡不善の法を忽ちに滅盡せしむ。諸比丘、譬へば熱季の末月に起れる塵埃を、非時の大兩忽ちに斷盡するが如く、是の如く諸比丘、阿那波那念三昧を屢々修して増進せば、靜安にして勝上、純粹にして安樂の境にあり、生起する惡不善の法を忽ちに滅盡せしむるなり。

諸比丘、如何にして阿那波那念三昧を増進し、如何にして屢々修し、靜安にして勝上、純粹にして安樂の境にあり、生起する惡不善の法を忽ち滅盡せしむるや。諸比丘、こゝに比丘は、或は阿蘭若に到り、或は樹下に到り、或は靜室に赴きて、結跏して身を直くし、思念を前面に据ゑて趺坐す。彼正念にして入息し、正念にして出息し、或は長く入息しては「我長く入息す」と知り、或は長く出息しては「我長く出息す」と知る、或は短く入息しては「我短く入息す」と知り、或は短く出息しては「我短く出息す」と知る、全身を認知して「我入息せん」と修し、「我出息せん」と修す、「身行を鎮めて我入息せん」と修し、「身行を鎮めて我出息せん」と修行す、「喜

を認知して我入息せんと……我出息せんと修し、樂を認知して我入息せんと……我出息せんと修し、心行を認知して我入息せんと……我出息せんと修し、心行を鎮めて我入息せんと……我出息せんと修し、喜悅心を……乃至……等持心を……乃至……解脱心を……乃至……無常を觀じ……乃至……離欲を觀じ……乃至……滅を觀じ……乃至……棄を觀じて我入息せんと……我出息せんと修行す。諸比丘、是の如く阿那波那念三昧を増進し、是の如く屢々修して、靜安にして勝上、純粹にして安樂の境にあり、生起する惡不善の法を忽ちに滅盡するなり。

四 時に世尊この因縁によりて比丘僧を集めしめたまひ、諸比丘に問ひ給へり、「諸比丘、實に諸比丘自ら己が命を斷じ、又互に命を斷じ、又鹿杖沙門の所に到りて斯く言ひしや、善い哉、友、我等の命を断ぜよ、この鉢衣は汝のものたるべし」と。「眞實なり、世尊」と。佛世尊は呵責したまへり、諸比丘、こはかの諸比丘に適法に非ず、隨順行に非ず、威儀に非ず、沙門行に非ず、淨行に非ず、爲すべからざる所なり。諸比丘、何ぞかの諸比丘は自ら：斷じ：言ふや……衣鉢は汝のものたるべし」と。諸比丘、こは未信者を信ぜしめ：乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの

學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も、故意に人體の生命を斷じ、或はその爲に殺具を持つ者を求むれば、これ亦波羅夷にして共住すべからざるものなり」と。是の如く世尊は諸比丘の爲にこの學處を制したまへり。

二 その時一優婆塞病めり。彼の婦は端麗美貌なりき。六群比丘かの婦に愛著せり。時に六群比丘は斯く思へり、若しかの優婆塞生きなば、我等かの婦を得ることなし。いでや、友、我等かの優婆塞に向ひて死の美を讚歎せんと。かく六群比丘はかの優婆塞の所に到れり。到り已りて言へり「優婆塞、汝實に徳を行じ、善を行じ、怖畏者の守護を行ぜる者、惡を行ぜず、貪を行ぜず、罪を行ぜざる者なり、汝によりて善は行ぜられ、惡は行ぜられず、この惡苦の生は汝にとりて何するものぞ、死こそ汝にとりて生に勝る、汝この世より死して身壞命終の後、善趣天界に生ずべし、汝そにて天上の五欲を享受して樂しむべし」と。

その時かの優婆塞は、諸大徳は眞實を語る、我は實に徳を行じ、善を行じ、怖畏者の守護を行ぜる者なり、我は惡を行ぜず、貪を行ぜず、罪を行ぜざる者なり、我によ

りて善は行ぜられ、惡は行ぜられず、この惡苦の生は我にとりて何する者ぞ、死こそ我にとりて生に勝る、我この世より死して身壞命終の後、善趣天界に生すべし、そこにて我天上の五欲を享受して楽しむべし」とて、彼は不良の噉食嚼食のみを食し、不良の味を味ひ、不良の飲物を飲みて、爲に重き病にかかり、その病の爲に死せり。

彼の婦は譏嫌非難せり、「これ等沙門釋子は、慚愧あることなく、破戒者、妄語者なり。これ等釋子は、實に法行者、寂靜行者、梵行者、眞實語者、持戒者、善法者なり」と自ら言ふ、「然れども」彼等には沙門の行あることなく、彼等に梵行なし。彼等には沙門行破れ、彼等には梵行破る。如何でか彼等に沙門行あり、彼等に梵行あらん。彼等は沙門行より去り、彼等は梵行より去る。彼等は我が夫に死の美を讚歎し、彼等の爲に我が夫は死せり」と。他の諸人も亦譏嫌非難せり、「……」彼等は梵行より去る、彼等は優婆塞に死の美を讚歎し、彼等の爲に優婆塞は死せり」と。

諸比丘はかの諸人の譏嫌非難するを聞けり。かの諸比丘中の少欲なる者は譏嫌非難せり、「何ぞ六群比丘は優婆塞に向ひて死の美を讚歎するや」と。かくて

⁷³かの諸比丘は世尊にこの事を白せり：乃至：「諸比丘、汝等實に優婆塞に向ひて死の美を讚歎せしや」と。眞實なり、世尊と。佛世尊は呵責したまへり、愚人、これ適法に非ず、隨順行に非ず、威儀に非ず、沙門行に非ず、淨行に非ず、爲すべからざる所なり。愚人、汝何ぞ優婆塞に向ひて死の美を讚歎するや。愚人、これ未信者を信ぜしめ：乃至：諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——
何れの比丘と雖も、故意に人體の生命を奪ひ、或はその爲に殺具を持つ者を
求め、或は死の美を讚歎し、或は死を勧めて「咄男子、この惡苦の生は汝にと
りて何の用ぞ、死は汝にとりて生に勝るべし」と云ひ、斯く心意ひ斯く決心し、
種々の方便を以て死の美を讚歎し死を勧むれば、これ亦波羅夷にして共住
すべからざるものなり」と。

三 「何れの」とは、いかなる者をも：乃至：

「比丘」とは、乃至：これこの所に於て意味する比丘なり。

「故意に」とは、知り認め目的を持し留意して行ふなり。

「人體」とは、母胎に於て初心生起し初識現起してより死に至る迄、この間のもの

を「人體」と名づく。

「生命を奪ふ」とは、命根を斷じて止めしめ、相續を破るなり。

「その爲に殺具を持つ者を求む」とは、或は劍、或は鐵槍、或は投槍、或は木槌、或は石、刀・繩を持つ者を求むるなり。

「死の美を讚歎す」とは、生命に於て罪を示し、死に於て美を説くなり。

「死を勧む」とは、或は「刀を持て」と言ひ、或は「毒を飲め」、或は「繩にて絞りて死すべし」と言ふなり。

「咄、男子」とは、これ呼びかけの語なり。

「この悪苦の生は汝にとりて何の用ぞ」とは、生は實に惡なり、富者の生を考ふれば貧者の生は惡なり、榮者の生を考ふれば窮者の生は惡なり、天人の生を考ふれば人間の生は惡なり。手を切られたる者、足を切られたる者、手足を切られたる者、耳を切られたる者、鼻を切られたる者、耳鼻を切られたる者にとりては、實に惡生活なり。この悪苦の生により、死こそ汝にとりて生に勝ると言ふなり。

「斯く心意ひ」とは、心に死を思ふは即ち意に思ふなり、意に思ふは即ち心に思ふ

なり。

「斯く決心し」とは、死を考へ死を思ひ死を希望するなり。

「種々の方便を以て」とは、種々の方法によるなり。

「死の美を讚歎す」とは、生の苦を示し、死の美を讚じて、「汝この世より死して身壊命終の後、善趣天界に生れ、そこにて天上の五欲を享受して楽しむべし」と言ふなり。

「死を勧む」とは、汝或は殺具を持ち、或は毒を服し、或は繩にて絞りて死せと言ひ、「汝或は池淵絶壁に投ぜよ」と言ふなり。

「これ亦」とは、前を取りて言ふなり。

「波羅夷」とは、恰も割れて兩分せる大石の、再び合すること能はざるが如く、是の如く比丘にして故意に人體より生命を奪はば、沙門に非ず、釋子に非ず、是の故に波羅夷なりと言ふ。

「共住すべからざるものなり」とは、共住とは同一羯磨・同一説戒にて共に學修するもの、これを共住と名づく、そは彼と共にあらず、是の故に共住すべからずと言

ふ。

四一一　自殺、教殺、使殺、重使殺、轉展使殺、往來使殺。

不獨獨想、獨不獨想、不獨不獨想、獨獨想。

身讚歎、語讚歎、身語讚歎、使讚歎、書讚歎。

坑陷、倚發、安殺具、藥、色持現、聲持現、香持現、味持現、觸持現、法持現、說示、教示、指示、現相。

二　「自殺」とは、自身^{みづか}により、或は身に持てるもの、或は放擲するものにて殺すなり。
「教殺」とは、殺せるを見、近くに立ちて、是の如く打て、是の如く傷け、是の如く殺せと命ずるなり。

⁷⁵ 「使殺」とは、一比丘が他比丘に「某甲を殺せ」と命ずれば、突吉羅なり、かの比丘彼と想ひて、彼を殺せば、兩者は波羅夷なり。一比丘が他比丘に「某甲を殺せ」と命すれば、突吉羅なり、かの比丘彼と想ひて、他を殺せば、命者は不犯、殺者は波羅夷なり。一比丘が他比丘に……かの比丘他と想ひて、彼を殺せば、兩者は波羅夷なり。一比丘が他比丘に……かの比丘他と想ひて、他を殺せば、命者は不犯、殺者は波羅夷

なり。

〔重使殺とは〕甲比丘が乙比丘に命じて、丙比丘に語らしむ、丙比丘は丁比丘に語るべし、丁比丘は某甲を殺すべし」と、甲比丘は突吉羅なり、乙比丘が丙比丘に告げなば突吉羅なり、殺者承諾すれば、甲比丘は偷蘭遮なり、丁比丘彼を殺せば、全比丘は波羅夷なり。

〔展轉使殺とは〕甲比丘が乙比丘に命じて、丙比丘に語らしむ、丙比丘は丁比丘に語るべし、丁比丘は某甲を殺すべし」と、甲比丘は突吉羅なり。乙比丘他の者に命づれば突吉羅なり、殺者承諾すれば突吉羅なり、彼その人を殺せば、甲比丘は不犯、乙比丘及び殺者は波羅夷なり。

〔往來使殺とは〕一比丘が他比丘に「某甲を殺せ」と命づれば突吉羅なり、彼往きて再び歸り「我彼を殺すこと能はず」と言ひ、彼再び「出來得る時彼を殺せ」と命づれば突吉羅なり、彼その人を殺せば、兩者は波羅夷なり。

一比丘が他比丘に「某甲を殺せ」と命づれば突吉羅なり、彼命じ已りて悔心を生じ、而も「殺すこと勿れ」と言はず、彼その人を殺せば、兩者は波羅夷なり。

一比丘が他比丘に「某甲を殺せ」と命ずれば突吉羅なり、彼命じ已り悔心を生じて「殺すこと勿れ」と言ふ、彼「我已に汝に命ぜられたり」とて、かの人を殺せば、命者は不犯、殺者は波羅夷なり。

一比丘が他比丘に……彼命じ已りて悔心を生じて「殺すこと勿れ」と言ひ、彼「諾⁷⁶とて止めなば、兩者は不犯なり。」

三 不獨なるに獨なりと想ひて、咄某甲殺されよと叫べば突吉羅なり。

獨に不獨想にて、咄某甲殺されよと叫べば突吉羅なり。

不獨に不獨想にて、咄某甲殺されよと叫べば突吉羅なり。

獨に獨想にて、咄某甲殺されよと叫べば突吉羅なり。

四 「身讚歎」とは、身によりて相をなすなり、是の如く死するものは、財を得、名稱を得、善趣に至ると、突吉羅なり、彼の讚歎によりて「我死すべし」とて、苦受を生すれば偷蘭遮、死すれば波羅夷なり。

「語讚歎」とは、語によりて言ふなり、是の如く死するものは……死すれば波羅夷なり。

「身語讚歎」とは、身によりて相をなし、又語によりて言ふなり、是の如く死するものは……死すれば波羅夷なり。

「使讚歎」とは、使に教へて語るなり、是の如く死するものは財を得、名稱を得、善趣に至ると、突吉羅なり、使が教を聞きて「我死すべし」とて、苦受を生ずれば偷蘭遮なり、死すれば波羅夷なり。

「書讚歎」とは、書を作るなり、是の如く死するものは財を得、名稱を得、善趣に至ると、文々毎に突吉羅なり、書を見て「我死すべし」とて、苦受を生ずれば偷蘭遮、死すれば波羅夷なり。

五 「坑陷」とは、人を指定して「彼陥ちて死すべし」とて坑を堀れば突吉羅なり、人の中に陥れば突吉羅、陥ちて苦受を生ずれば偷蘭遮、死すれば波羅夷なり。人を指定せず、「何人か陥ちて死すべし」とて坑を堀れば突吉羅なり、人その中に陥れば突吉羅、陥ちて苦受を生ずれば偷蘭遮、死すれば波羅夷なり。夜叉鬼畜生の人形なるものその中に陥れば突吉羅、陥ちて苦受を生ずれば突吉羅、死すれば偷蘭遮なり。畜生その中に陥れば突吉羅、落ちて苦受を生ずれば突吉羅、死すれば

れば波逸提なり。

六 「倚發」とは、倚處に武器を立て、或は毒を塗り、或は弱處を作り、或は「陥ちて死すべし」とて、坑淵・絶壁に立たしむれば突吉羅、武器或は毒或は陥ちて苦受を生ずれば偷蘭遮、死すれば波羅夷なり。

七 「安殺具」とは、劍・鐵槍・擲槍・木槌・石力・毒繩を「これによりて彼は死すべし」とて安ければ突吉羅なり、それによりて「我死すべし」とて、苦受を生ずれば偷蘭遮、死すれば波羅夷なり。

八 「藥」とは、熟酥・生酥・油蜜・砂糖を「これを食して死すべし」とて與ふれば突吉羅なり、それを食して苦受を生ずれば偷蘭遮、死すれば波羅夷なり。

九 「色持現」とは、不快にして怖く恐しき色を「これを見て驚き死すべし」とて持ち来れば突吉羅なり、そを見て驚けば偷蘭遮、死すれば波羅夷なり。快適なる色を、「これを見て得らざるに枯渴して死すべし」とて持ち来れば突吉羅なり、そを見て得られざるに枯渴すれば偷蘭遮、死すれば波羅夷なり。

「聲持現」とは、不快にして怖く恐しき聲を「これを聞きて驚き死すべし」とて持ち

來れば突吉羅なり、そを聞きて驚けば偷蘭遮、死すれば波羅夷なり。快適にして麗はしく心を奪はるゝ如き聲を「これを聞きて得られざるに枯渴して死すべし」とて持ち來れば突吉羅なり、そを聞きて得られざるに枯渴すれば偷蘭遮、死すれば波羅夷なり。

「香持現」とは、不快にして嫌惡なる香を、「これを嗅ぎて嫌惡して死すべし」とて持ち來れば突吉羅なり、そを嗅ぎて嫌惡して苦受を生ずれば偷蘭遮、死すれば波羅夷なり。快適なる香を、「これを嗅ぎて得られざるに枯渴して死すべし」とて持ち來れば突吉羅なり、そを嗅ぎて得られざるに枯渴すれば偷蘭遮、死すれば波羅夷なり。

「味持現」とは、不快にして嫌惡なる味を、「これを味ひて死すべし」とて持ち來れば突吉羅なり、そを味ひて嫌惡し苦受を生ずれば偷蘭遮、死すれば波羅夷なり。快適なる味を、「これを味ひて得られざるに枯渴して死すべし」とて持ち來れば突吉羅なり、そを味ひて得られざるに枯渴すれば偷蘭遮、死すれば波羅夷なり。

「觸持現」とは、不快にして苦痛なる觸を、「これに觸れて死すべし」とて持ち來れば

突吉羅なり、それに觸れて苦受を生ずれば偷蘭遮、死すれば波羅夷なり。快適にして樂軟なる觸を「これに触れて得られざるに枯渴して死すべし」とて持ち来れば突吉羅なり、それに触れて得られざるに枯渴すれば偷蘭遮、死すれば波羅夷なり。

「法持現」とは、「地獄に墮すべき者に、これを聞きて死すべし」とて、地獄の事を説けば突吉羅なり、それを聞きて恐怖すれば偷蘭遮、死すれば波羅夷なり。善法を行ぜる者に、「これを聞きて望みて死すべし」とて、天の事を説けば突吉羅、それを聞きて望みて、「我死すべし」とて苦受を生ずれば偷蘭遮、死すれば波羅夷なり。

一〇 「説示」とは、問はれて「汝斯く死すべし」と言ふなり、是の如く死する者は財を得、名稱を得、天に至るべし」と言へば突吉羅なり、その説示によりて「我死すべし」とて苦受を生ずれば偷蘭遮、死すれば波羅夷なり。

「教示」とは、問はれずして「汝斯く死すべし」と言ふなり、是の如く死する者は財を得、名稱を得、天に至るべし」と言へば突吉羅なり、かの教示によりて「我死すべし」とて苦受を生ずれば偷蘭遮、死すれば波羅夷なり。

「指示」とは、午前或は午後、或は夜或は晝と指定をなすなり、この指定によりて「汝彼の生命を奪ふべし」と言はば突吉羅なり、この指定によりて彼の生命を奪へば、兩者は波羅夷なり。かの指定の前或は後に彼の命を奪へば、指示者は不犯、殺者は波羅夷なり。

「現相」とは、相を作すなり、われ眼に手をかざし、或は眉を上げ、或は頭を上ぐべし、その相によりて汝彼の命を奪ふべしと言はば突吉羅なり、その相によりて彼の命を奪へば、兩者は波羅夷なり、かの相の前或は後に彼の命を奪へば、現相者は不犯にして、殺者は波羅夷なり。

一一 不知者、不識者、殺意無き者、顛狂者、最初の犯行者は不犯なり。

人體波羅夷に於ける第一品竟る

五

讚歎、坐床、杵と臼、老出家充塞、第一味試毒、

營事による三續く煉瓦による三斧梁見張臺降墮、

溫、鼻、摩、浴、塗油、起倒、食飲による死、

情夫の胎兒並婦、母子兩者の殺、兩者死せず、壓潰、熱無兒女、有兒女、

擣、制裁、鬼、惡夜叉に送る、彼を想ふ、擊、天及び地獄を説く。

阿羅毘の木の三、續く叢林による三、苦むる勿れ、汝の言に非ず、タッカ、スギーラ。
一 その時一比丘病めり。諸比丘かの比丘を愍みて死の美を讚歎し、かの比丘
死せり。彼等に悔心生ぜり、我等波羅夷罪を犯せるに非ずや」と。時にかの諸比
丘は世尊にこの事を白せり。「諸比丘、汝等は波羅夷罪を犯す」と。

二 その時一乞食比丘、床上に布を以て覆はれたる幼兒の上に坐し、壓して死せ
しめたり。彼に悔心生ぜり：乃至：「比丘、汝は波羅夷に非ず、然れども諸比丘、
檢視せずして床に坐すべからず、坐するものは突吉羅なり」と。

三 その時一比丘、室内の食堂にて、立てる杵を座として示され、一の杵を取りし
に、他の杵倒れて一幼兒の頭上に墮ち、幼兒死せり。彼に悔心生ぜり：乃至：「比
丘、汝如何なる心なりしや」。世尊、我知らざりき。「比丘、知らざるものは不
犯なり」と。

その時一比丘、室内の食堂にて、臼を座として示され、上に坐して臼を轉ぜしめ、
一幼兒を壓して死せしめたり。彼に悔心生ぜり：乃至：「比丘、知らざるは不

犯なりと。

四 その時父子の比丘に出家せるあり。食時を告げられたる時子は父に斯く言へり、往け、大德、僧は汝を待つべしと、殺意を以て後より捉へて推し、彼倒れて死せり。彼に悔心生ぜり；乃至；「比丘、汝如何なる心なりしや。」世尊、我殺意なかりき。「比丘、殺意なきは不犯なり」と。

その時父子の比丘に出家せるあり。食事を告げられたる時子は父に斯く言へり、往け、大德、僧は汝を待つべしと、殺意を以て後より捉へて推し、彼倒れて死せり。彼に悔心生ぜり；「波羅夷なり」と。

その時父子の比丘に出家せるあり。食時を告げられたる時子は父に斯く言へり、往け、大德、僧は汝を待つべしと、殺意を以て後より捉へて推し、彼倒れて死せざりき。彼に悔心生ぜり；乃至；「比丘、波羅夷に非ず、偷蘭遮なり」と。

五 その時一比丘、食せる肉咽喉にかゝれり。他比丘かの比丘の頸を打ち、血と共に肉落ちて、かの比丘死せり。彼に悔心生ぜり；乃至；「比丘、殺意なきは不犯なり」と。

その時一比丘、食せる肉〔：乃至：〕他比丘殺意を以てかの比丘の頸を〔：乃至：〕
「波羅夷なり」と。

その時一比丘、食せる肉〔：乃至：〕他比丘殺意を以て〔：乃至：〕かの比丘死せず
〔：乃至：〕波羅夷に非ず、偷蘭遮なり」と。

六 その時一行乞比丘、毒の入れる團食を得持ち歸り、諸比丘に第一味を與へた
るに、かの諸比丘死せり。彼に悔心生ぜり：乃至：「比丘、汝如何なる心なりし
や」。「世尊、我知らざりき」。「比丘、知らざるは不犯なり」と。

その時一比丘試す意にて他比丘に毒を與へ、かの比丘死せり。彼に悔心生ぜ
り：乃至：「比丘、汝如何なる心なりしや」。「世尊、我試す意なりき」。「比丘、波
羅夷に非ず、偷蘭遮なり」と。

七 その時阿羅毘邑の諸比丘、造寺の事を作せり。一比丘下に在りて石を上ぐ
るに、上なる比丘取ること悪しくして、下なる比丘の頭上に石墮ち、かの比丘死せ
り。彼に悔心生ぜり：乃至：「比丘、知らざるは不犯なり」と。

その時阿羅毘邑の比丘、造寺の事をなせり。一比丘下に在りて石を上ぐるに、

上なる比丘殺意を以て、下なる比丘の頭上に石を放ち、かの比丘死せり：乃至：かの比丘死せず。彼に悔心生ぜり：乃至：「比丘、波羅夷に非ず、偷蘭遮なり」と。

八 その時阿羅毘邑の比丘、精舎の壍を起せり。一比丘下にありて練瓦を上げるに、上なる比丘捉ること悪しくして、下なる比丘の頭上に練瓦落ち、かの比丘死せり。彼に悔心生ぜり：乃至：「比丘、知らざるは不犯なり」と。

九 その時阿羅毘邑の比丘（：乃至：）上なる比丘殺意を以て、下なる比丘の頭上に

煉瓦を放ち、かの比丘死せり：乃至：かの比丘死せず。彼に悔心生ぜり：乃至：「比丘、波羅夷に非ず、偷蘭遮なり」と。

九 その時阿羅毘邑の比丘、修治を作せり。一比丘下に在りて斧を上ぐるに〔：乃至：〕「比丘、知らざるは不犯なり」と。

その時阿羅毘邑の比丘……上なる比丘殺意を以て、下なる比丘の頭上に斧を放ち、かの比丘死せり……かの比丘死せず……「偷蘭遮なり」と。

一〇 その時阿羅毘邑の比丘、修治をなせり。一比丘下に在りて梁を上ぐるに、上なる比丘梁を捉ること悪しくして……「三事上の如し」……「偷蘭遮なり」と。

一一 その時阿羅毘邑の比丘修治を作し、建物の高處に見張臺を結びつく。一
比丘は他比丘に斯く言へり、「友、こゝに立ちてつけよ」と。かの比丘そこに立ち
てつくるに落ちて死せり。彼に悔心生ぜり：乃至：「比丘、汝如何なる心なり
しや」。「世尊、我殺意に非ず」。「比丘、殺意に非ざるは不犯なり」と。

その時阿羅毘邑の比丘修治を作し、見張臺を結びつく。一比丘は他比丘に殺
意を以て斯く言へり、「友、こゝに立ちてつけよ」と。かの比丘そこに立ちてつけ、
落ちて死せり：乃至：落ちて死せず。彼に悔心生ぜり：乃至：「比丘、波羅夷
に非ず、偷蘭遮なり」と。

一二 その時一比丘精舍を塗りて降る。一比丘かの比丘に斯く言へり、「友、こ
ゝより降りよ」と。かの比丘それによりて降り、墮ちて死せり。彼に悔心生ぜり
：「比丘、殺意に非ざるは不犯なり」と。

その時一比丘精舍を塗りて降る。一比丘殺意を以てかの比丘に斯く言へり、
「友、こゝより降りよ」と。かの比丘それによりて降り、墜ちて死せり：乃至：墜
ちて死せず。彼に悔心生ぜり：乃至：「比丘、波羅夷に非ず、偷蘭遮なり」と。

一三 その時一比丘、憂愁に心くだけ、耆闘崛山に登りて断崖に身を投ぜるに、一籠師の上に墮ちて〔彼を〕死せしめたり。彼に悔心生ぜり：乃至：「比丘、波羅夷に非ず。然れども諸比丘、自ら投身すべからず、投する者は突吉羅なり」と。

その時六群比丘、耆闘崛山に登りて、空中に石を投ぜるに、一牧牛者の上に墮ちて〔彼を〕死せしめたり。彼等に悔心生ぜり：乃至：「諸比丘、波羅夷に非ず、然れども諸比丘、空中に石を投すべからず、投する者は突吉羅なり」と。

一四 その時一比丘病み、諸比丘彼を温めけるに、かの比丘死せり。彼等に悔心生ぜり：乃至：「諸比丘、殺意に非ざれば不犯なり」と。

その時一比丘病めり。諸比丘殺意を以て彼を温め、かの比丘死せり：乃至：かの比丘死せず。彼等に悔心生ぜり：乃至：「諸比丘、波羅夷に非ず、偷蘭遮なり」と。

⁸³一五 その時一比丘、日射病にかかり、諸比丘彼に鼻腔治療を施せるに、かの比丘死せり。彼等に悔心生ぜり：乃至：「諸比丘、殺意に非ざれば不犯なり」と。

その時一比丘、日射病にかかり。諸比丘殺意を以て彼に鼻腔治療を施しが

の比丘死せり：乃至：かの比丘死せず。彼等に悔心生ぜり：乃至：諸比丘、波羅夷に非ず、偷蘭遮なり」と。

一六 その時一比丘病み、諸比丘彼を摩せるに、かの比丘死せり：〔三事上の如し〕：「偷蘭遮なり」と。

その時一比丘病み、諸比丘彼を入浴せしめたるに、かの比丘死せり：「偷蘭遮なり」と。

その時一比丘病み、諸比丘彼に油を塗れるに、かの比丘死せり：「偷蘭遮なり」と。

その時一比丘病み、諸比丘彼を起しけるに、かの比丘死せり：「偷蘭遮なり」と。

その時一比丘病み、諸比丘彼を倒しけるに、かの比丘死せり：「偷蘭遮なり」と。
その時一比丘病み、諸比丘彼に食物を與へしに……飲物を與へしに、かの比丘死せり：「偷蘭遮なり」と。

一七 その時一婦人あり、その夫他行し、情夫と通じて妊娠せり。かの女特に親しき比丘に斯く言へり、「大德、願はくは墮胎をなしたまへ」と。〔諾、妹よ」とて、かの女に墮胎を與へ、胎兒死せり。彼に悔心生ぜり：乃至：比丘、汝は波羅夷なり

と。

一八 その時一男子に二婦あり。一は無兒女にして、他は有兒女なり。無兒女特に親しき比丘に斯く言へり、「大德、若しかの婦妊娠せば、凡ての家事はかの女のものとなるべし。大德、願はくはかの婦に墮胎をなし給へ」と。「諾、妹よ」とて、かの婦に墮胎を與へけるに、胎兒死して母死せず。彼に悔心生ぜり……「波羅夷なり」と。

その時一男子に二婦あり……墮胎を與へけるに、母死して胎兒死せず。彼に悔心生ぜり……乃至……「比丘、波羅夷に非ず、偷蘭遮なり」と。

⁸⁴ その時一男子に二婦あり……墮胎を與へけるに、母胎兒兩者死せり……乃至……兩者死せず。彼に悔心生ぜり……乃至……「比丘、波羅夷に非ず、偷蘭遮なり」と。

一九 その時一妊婦、特に親しき比丘に斯く言へり、「大德、墮胎をなしたまへ」と。「大姉、然らば壓し潰すべし」と。かの女壓し潰して胎兒を墮せり。彼に悔心……「波羅夷なり」と。

その時一妊婦……「大姉、然らば熱すべし」と。かの女熱して胎兒を墮せり。

彼に悔心〔波羅夷なり〕と。

二〇 その時一無兒女、特に親しき比丘に斯く言へり、「大德、願はくは我が妊娠藥を與へたまへ」と。「諸、大姉〔とて〕かの女に藥を與へ、かの女死せり。彼に悔心生ぜり」乃至「比丘、波羅夷に非ず、突吉羅〔なり〕」と。

二一 その時一有兒女、特に親しき比丘に斯く言へり、「大德、願はくは我が避妊藥を與へたまへ」と。「諾〔……〕突吉羅〔なり〕」と。

二二 その時六群比丘、十七群比丘の一人を指にて擗りて笑はしめ、かの比丘氣絶して息を止め死せり。かの比丘等に悔心生ぜり」乃至「諸比丘、波羅夷に非ず」と。

二三 その時十七群比丘、我等六群比丘を制裁せん〔とて〕引き倒し〔その上に乗りて〕殺せり。彼等に悔心生ぜり」乃至「諸比丘、波羅夷に非ず」と。

二四 その時鬼の害を呪除する一比丘、鬼の命を斷ぜり。彼に悔心生ぜり」乃至「比丘、波羅夷に非ず、偷蘭遮〔なり〕」と。

二五 その時一比丘、他比丘を惡夜叉の舍に送り、夜叉はその比丘の命を奪へり。

彼に悔心生ぜり：乃至：「比丘、殺意に非ざるは不犯なり」と。

その時一比丘殺意を以て他比丘を夜惡叉の舍に送り、夜叉はその比丘の命を奪へり：乃至：夜叉はその比丘の命を奪はず。彼に悔心生ぜり：乃至：「比丘、波羅夷に非ず、偷蘭遮なり」と。

二六 その時一比丘、他比丘を惡獸難處に……賊難處に……送れり。惡獸はそ

の比丘の……〔賊は〕……命を奪へり、彼に悔心：〔三事の各時前に同じ〕：「偷蘭遮なり」と。

二七 その時一比丘、彼と想ひて彼の命を奪へり：乃至：彼と想ひて他の命を奪へり：乃至：他と想ひて彼の命を奪へり：乃至：他と想ひて他の命を奪へり。彼に悔心……「波羅夷なり」と。

二八 その時一比丘、非人に憑かれぬ。他比丘かの比丘に一擊を與へ、かの比丘死せり。彼に悔心生ぜり：乃至：「比丘、殺意に非ざれば不犯なり」と。

その時一比丘、非人に憑かれぬ。他比丘殺意を以てかの比丘に一擊を與へ、かの比丘死せり：乃至：「比丘、波羅夷に非ず、偷蘭遮なり」と。

二九 その時一比丘、善法を行せる者に天の說法をなし、彼信樂して死せり。彼

の比丘に悔心生ぜり：乃至：「比丘殺意に非されば不犯なり」と。

その時一比丘殺意を以て善法を行ぜる者に天の説法をなし、彼信樂して死せり：乃至：彼信樂して死せず。かの比丘に悔心生ぜり：乃至：「比丘、波羅夷に非ず、偷蘭遮なり」と。

その時一比丘、墮獄すべき者に地獄の説法をなし、彼驚怖して死せり：〔上の三事に同じ〕：「偷蘭遮なり」と。

三〇 その時阿羅毘邑の諸比丘、修治を作して木を伐れり。一比丘は他比丘に斯く言へり、「友、こゝに立ちて伐れ」と。そこに立ちて伐りけるに、彼に木倒れかかりて死せり：〔三事〕：「偷蘭遮なり」と。

三一 その時六群比丘、叢林に火を放ち、人々燒死せり：〔三事〕：「偷蘭遮なり」と。

三二 その時一比丘、刑場に行きて行刑者に斯く言へり、「賢者、彼を苦しむこと勿れ、一擊にて殺せ」と。〔諾、大德〕とて、一擊にて命を奪へり。彼に悔心生ぜり：「比丘、汝は波羅夷罪を犯す」と。

その時一比丘、刑場に行きて行刑者に言へり、「賢者、彼を苦しむこと勿れ、一

撃にて殺せ」と。行刑者は「我汝の言にて作さず」と言ひて、かの〔罪人の〕命を奪へり。彼に悔心生ぜり：乃至：「比丘、波羅夷に非ず、突吉羅なり」と。

三三 その時一男子〔罪によりて〕手足を切られ、親戚の家にて親戚に圍まれ居たり。一比丘かの諸人に斯く言へり、「賢者、汝等彼の死を欲するや」と。「然り、大德、我等望む」。「然らばタッカを飲ますべし」と。彼等彼にタッカを飲ましめ、彼死せり。かの比丘に悔心生ぜり：乃至：「比丘、汝は波羅夷罪を犯す」と。

その時一男子、手足を切られて親戚の家にて親戚に圍まれ居たり。一比丘尼かの諸人に斯く言へり、「賢者、汝等彼の死を欲するや」と。「然り、大德、我等欲す」。「然らば砂糖を入れたるスキーラを飲ましむべし」と。彼等彼に砂糖入りのスキーラを飲ましめ、彼死せり。かの比丘尼に悔心生ぜり。その時かの比丘尼この事を諸比丘尼に告げ、諸比丘尼は諸比丘に語り、諸比丘これを世尊に白せり。「諸比丘、かの比丘尼は波羅夷罪を犯す」と。

第三波羅夷竟る

註①鹿杖沙門・migaladikā samanākuttaka 沙門と言ふも似而非沙門にして袈裟を著け寺中に

入りて比丘の残食を拾ひて生活するものなり。

② 人體 (manussavīgaha) 五分律に「人若似人」とし有部律に入類とする如く人及び胎兒の意なるべし。この語梵本には單に manusya とし四分律僧祇律にも「人」とのみす。

③ 以下の原語 kāyena, kāyapati�adhena, missaggiyena なり。佛音の註によれば身とは手或は足等にて打ち殺すこと、身に持てるものとは身より離れるものにして劍等なり、放擲するものとは身或は身に持てるものより離れるものにして矢、擲槍等なり。

④ 註によれば獨とは他人が眼前に居らざることなり、下の意は供養の時の如き怨敵比丘前にあるに間中にて知らずして「彼の比丘賊に殺され或は蛇にかまれて死することを我樂ふ」と言ふなり。

⑤ apassena 註によれば常に用ふる椅子、臥床或は倚り板、或は又日中の休息處に坐せる者の倚りかかる柱そこに生ぜる木等と言ふ。

⑥ 臺本に bhisanno とあり、意義解し難し、一本に simno とあり、オルデンベルヒもこの兩者如何に校訂すべきやを知らずと云ふシヤム本には santo とす 今 abhisanno として譯せり。

⑦ 臺本 patimāneti は pajimāneti の誤植なり。

⑧ aggakārika この比丘法を重んずるが故に食を得て先づ第一最上のものを同學に與へて食せしめ而して後自己が食するなり。

⑨ 原語 kammarī karissāma 註に ākādūjīyamāna patito と言ひ序頃に niggaha と出す故にかく譯せり。

第四波羅夷

一一 その時佛世尊は毘舍離大林の重閣講堂に在しき。時に衆多の知識親友比丘は婆^{ブダム}河畔に於て雨安居に入れり。時に跋^{ブダ}耆の地飢餓にして生活し難く白骨狼藉し、作物は葉莖のみを生じ、施與に依りて生活する事容易ならざりき。

その時かの諸比丘謂へらく、今や跋耆は飢餓にして生活し難く白骨狼藉し、作物は葉莖のみを生じ、施與の食に依りて生活する事容易ならず。我等何れの方便によりてか和合一致し、鬪諍なく安易に安居を過し、飲食を以て苦となざるや」と。或る比丘は斯く言へり、「いざ、友、我等は諸居士の爲に作事をなさん、かくて彼等は我等に施與せんと想ふべし、是の如くして我等は和合一致し、鬪諍なく安易に安居を過し、飲食を以て苦とせざるべし」と。或る比丘は斯く言へり、「止めよ、友、諸居士の爲に作事をなして何かせん。いざ、友、諸居士の爲に使をなさん、然らば彼等は我等に施與せんと想ふべし、かくて我等は和合一致し、鬪諍なく安易に雨安居を過し、飲食を以て苦とせざるべし」と。或る比丘は斯く言へり、

正めよ、友、諸居士の爲に作事をなし、諸居士の爲に使をなして何かせん。いざ、
友、我等は諸居士に對して互の上人法を讚歎せん、かの比丘は初禪の得者なり、
かの比丘は第二禪の得者なり、かの比丘は第三禪の得者なり、かの比丘は第四禪
の得者なり、かの比丘は預流果なり、かの比丘は一來果なり、かの比丘は不還果な
り、かの比丘は阿羅漢果なり、かの比丘は三智を得たり、かの比丘は六神通を得た
り」と、かくて彼等は我等に施與せんと想ふべし、是の如くして我等は和合一致し、
⁸⁸聞詮なく安易に雨安居を過し、飲食を以て苦となざるべし。友よ、諸居士に
互の上人法を讚歎すること勝れたることなれど。かくてかの諸比丘は諸居士
に互の上人法を讚歎せり、かの比丘は初禪の得者なり：乃至：かの比丘は六神
通を得たり」と。

時にかの諸人は、實に我等に善利あり、我等に功德あり、この我等の爲に是の如
き諸比丘安居に住せり、この諸比丘の如き持戒者善法者なる是の如き比丘、未だ
曾て我等の爲に安居に入ることなしとて、彼等はかの噉食を自ら食せず、父母に
供せず、子女に與へず、家婢に與へず、友人に與へず、親戚同族に與へずして、それ等

を比丘に與へたり。彼等はかの嚼食・味食・飲物を自ら飲まず、父母に供せず、子女に與へず、家婢に與へず、友人に與へず、親戚同族に與へずして、それ等を比丘に與へたり。かくてかの諸比丘は美はしく諸根肥大、顏色光澤、皮色充悅なりき。

二 世尊に見えんとて到るは、安居を竟れる諸比丘の常法なり。時にかの諸比丘、安居三月を竟り、坐臥處を攝め衣鉢を持して毘舍離に到れり。漸々に遊行して毘舍離の重閣講堂に到り、世尊の所に到れり。到り已りて世尊を禮して一方に坐せり。その時毘舍離の地にて安居を竟りし諸比丘は、形體枯瘦、顏色憔悴、脈管悉く現はれ飢渴に迫れり。然るに婆娑河邊の諸比丘は、美はしく諸根肥大、顏色光澤、皮色充悅せり。客比丘と親しく挨拶を交はしたまふは、諸佛の常法なり。その時世尊は婆娑河邊の諸比丘にかく曰(のぞ)へり、「諸比丘、諸事便安なりしや、食足りしや、和合一致し鬪諍なく安易に安居を過し、飲食を以て苦となさざりしや」と。「世尊、我等諸事便安にして食足り、和合一致し鬪諍なく安易に安居を過し、飲食を以て苦となさざりき」と。

如來は知りて問ひ、又知りて問ひ給はず；乃至；二事により佛世尊は諸比丘

に問ひたまふ、法を説かんが爲、或は聲聞弟子の爲に學處を制せんが爲なり。その時世尊は婆裘河邊の諸比丘に斯く曰へり、「諸比丘、汝等如何にしてその如く和合一致し鬪諍なく安易に安居を過し、飲食を以て苦となさざりしや」と。その時諸比丘は世尊にかの因縁を白せり。「汝等實に上人法有りや否や」と。「無し、世尊」と。佛世尊は呵責したまへり、「愚人、これ適法に非ず、隨順行に非ず、威儀に非ず、沙門行に非ず、爲すべからざる行なり。愚人、汝等何故に口腹の爲の故に諸居士に互の上人法を讚じて説くや。愚人、汝等寧ろ銳利なる牛刀を以て腹を割らるゝとも、口腹の爲に諸居士に互の上人法を讚じて説く勿れ。所以は如何。愚人、實にかの因によりては死或は死に等しき苦を受くるも、爲に身壞命終の後、惡處・惡趣・惡生・地獄に生るゝことなし。愚人、〔されど〕この因によりては身壞命終の後、惡處・惡趣・惡生・地獄に生るべし。愚人、これ未信者をして信ぜしめ：乃至：」と、呵責し説法したまひて、諸比丘に曰へり。

三 「諸比丘、世間にこの五種の大賊ありて存す。何をか五とす。諸比丘、ここに一の大賊ありて斯く思惟す、我實に或は百或は千の徒衆に圍繞せられ、殺し

殺さしめ、切り切らしめ、苦しめ苦しましめつゝ、村町首都を徘徊すべし」と、彼その後に於て或は百或は千の徒衆に圍繞せられ、殺し殺さしめ、切り切らしめ、苦しめ苦しましめつゝ、村町首都を徘徊す。是の如く、諸比丘、こゝに一の惡比丘ありて斯く思惟す、我實に或は百或は千の徒衆に圍繞せられ、尊重歸依信仰されつゝ、諸居士及び出家の衣服飲食房舍病資具たる藥湯の受者として町村首都を遊行すべし」と、彼その後に於て或は百或は千の徒衆に圍繞せられ、尊重歸依信仰されつゝ、諸居士及び出家の衣服飲食房舍病資具たる藥湯の受者として、町村首都を遊行す。諸比丘、これ世間にありて存する第一の大賊なり。

また諸比丘、こゝに他の一の惡比丘有り、如來所說の法律を學びて自己のもとのとす。諸比丘、これ世間に在りて存する第二の大賊なり。

また諸比丘、こゝに他の一の惡比丘有り、清淨なる梵行者の完全清淨なる梵行を修せるを無根の非梵行を以て誹謗す。諸比丘、これ世間に在りて存する第三の大賊なり。

また諸比丘、こゝに他の一の惡比丘あり、かの衆僧の重物、重資具例へば園林・

園林地、精舍、精舍地、臥床、坐床、褥枕、銅瓶、銅甕、銅壺、銅花瓶、斧、斤、鋤、鋤鋸、蔓草、竹、文若草
婆婆草、草、土、木製具、陶磁器等、これ等を以て諸居士に恩惠を與へて曲説す。諸比丘、これ世間に在りて存する第四の大賊なり。

諸比丘、天界・魔界・梵天界を含む世界に於て、沙門婆羅門夫人衆中に於て、こは最大の賊なりとす、謂く、空無にして上人法を説くもの、これなり。所以は如何。諸比丘、盜心を以て國の施與食を食するが故なり」と。

己に有らざるものを己に有りと説き

詐欺者の詐りて食を得る如く、彼も亦盜によりて得表には袈裟を首にかけ、而も惡法を制せず

惡比丘は惡業によりて地獄に生る

火焰の如く焼けたる鐵丸を食すること勝る

惡戒にして制することなく、國の施食を食せんよりは

かくて世尊は婆娑河邊の諸比丘を、種々の方便を以て呵責し給ひ、扶養すること難く、給養すること難きを：乃至：諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦

すべし——

何れの比丘と雖も、明かに知らずして上人法を己に存すとし、満足なる正智正見を主張せん。我は斯く知り、斯く見たり」と。彼その後に於て、或は追求され或は追求されずして罪の清淨を欲して、友我は知らずして斯く知ると云ひ、見ずして見ると云ひ、虚誑妄語せり」と言はゞ、これ亦波羅夷にして共住すべきからざるものなり」。

と。是の如く世尊によりて諸比丘の爲にこの學處は制せられたり。

二 その時衆多の比丘、見ざるに見たりと想ひ、到らざるに到れりと想ひ、不達に達と想ひ、不證に證と想ひて、増上慢によりて他にこれを説けり。その後彼等の心、貪を起し、慚を起し、又痴を起せり。彼等に悔心生ぜり、世尊は學處を制し給へり、然るに「我等は見ざるを見たりと想ひ……増上慢によりて他に説けり、我等は波羅夷罪を犯せるに非ずや」と。長老阿難にこの由を告げぬ。長老阿難はこれを世尊に白せり。「阿難、實にこれ等の比丘は、見ざるを見たりと想ひ……増上慢によりて他に説けり、然れどもこは罪とすべきに非ず。諸比丘、汝等當に是

の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も明かに知らずして上人法を己に存すとし、満足なる正智正見を主張せん。『我は斯く知り斯く見たり』と。彼その後に於て、或は追求され或は追求されずして罪の清淨を欲して、友、我は知らずして斯く知ると云ひ、見ずして見ると云ひ、虚誑妄語せり』と言はば、增上慢を除きて、これ亦波羅夷にして共住すべからざるものなり』と。

三 「何れの」とは、いかなる者をも：乃至：。

「比丘」とは、：乃至：この所に於て意味さるゝ比丘なり。

「明かに知らずして」とは、空無にして存せず、自に於て善法を見ず知らずして、自己に善法ありと云ふなり。

「上人法」とは禪那、解脱、三昧、正受、智見、達道、證果、離惡、心離蓋、樂靜を云ふ。

「己に存す」とは、かの善法を自己に持ち來り、或はこの善法に自己を持ち來るなり。

「正智」とは三智なり。

「正見とは、この智即ち見にして、この見即ち智なり。」

「主張する」とは、或は女、或は男、或は居士、或は出家に向ひて云ふなり。

「斯く知り斯く見る」とは、我はこの法を知り、この法を見る、是の如き法は我に於てあり、我は是の如き法に合入せりと言ふなり。

「その後に於て」とは、かの時に於て主張し、カナ、ラヤ、ムフッタの時間経過せる時に於けるを云ふ。

「追求され」とは、かの事を主張せるを、その主張に對し追求して、何故に汝に得られしや、如何にして汝に得られしや、何時汝に得られしや、何處にて汝に得られしや、如何なる惡が汝により捨てられしや、汝は如何なる法に達せしや」と云はるゝなり。

「追求されず」とは、何等云はれざるなり。

「罪に墮せるを」とは、不善の望を持ち貪欲をなして、空無なる上人法を主張して、波羅夷罪に墮せるを云ふ。

「清淨を望む」とは、或は居士たらんと望み、或は優婆塞たらんと望み、或は淨人或

は沙彌たらんことを望むなり。

「天徳、我は知らずして斯く知ると云ひ、見ずして見ると云ふとは、我はこれ等の法を知らず、我はこれ等の法を見ず、これ等の法は我に於て存せず、我はこれ等の法に入せずと云ふなり。

「虚誑妄語せり」とは、空言が我によりて説かれたり、虚言が我によりて説かれたり、存せざるもののが我によりて説かれたり、知らざるもののが我により説かれたりとの意なり。

「増上慢を除く」とは増上慢を除外するなり。

「これ亦」とは前を取りて云ふなり。

「波羅夷なり」とは、宛も多羅樹の頭切らるゝ時は、再び成長すること能はざるが如く、是の如く比丘も恶心貪求にして空無なる上人法を主張せば、沙門に非ず、釋子に非ず、この故に波羅夷なりと云ふ。

「不共住」とは、共住とは、同一羯磨・同一説戒にして共に學修するなり、これを共住と云ふ、そは彼と共に非ず、是の故に不共住と云ふ。

四一一「上人法」とは、禪那、解脫、三昧、正受、智見、道修、證果、離惡、心離蓋、樂靜を云ふ。

「禪那」とは、初禪、二禪、三禪、四禪なり。

「解脫」とは、空解脫、無相解脫、無願解脫なり。

「三昧」とは、空三昧、無相三昧、無願三昧なり。

「正受」とは、空正受、無相正受、無願正受なり。

「智」とは、三明なり。

「道修」とは、四念住、四正斷、四神足、五根、五力、七覺支、八正道なり。

「證果」とは、預流果證、一來果證、不還果證、阿羅漢果證なり。

「離惡」とは、離貪、離瞋、離痴なり。

「心離蓋」とは、心が貪より離蓋し、瞋より離蓋し、痴より離蓋するなり。

「樂靜」とは、初禪によりて樂靜し、第二禪によりて樂靜し、第三禪によりて樂靜し、第四禪によりて樂靜するを云ふ。

二 三事により、「我は初禪を得たり」と。故意に妄語するものは波羅夷なり。(二)先に「虚妄を語らん」と思ふ(二)語る時「我虚妄を語る」と思ふ(三)語り已りて「我により

て虚妄は語られたり」と思ふなり。

四事により「我は初禪を得たり」と、故意に妄語するものは波羅夷なり。先に「虚妄を語らん」と思ふ、語る時「我虚妄を語る」と思ふ、語り已りて「我」によりて虚妄語られたり」と思ふ。所見に異なりて説くなり。

五事により「我は初禪を得たり」と「語られたり」と思ふ。所見に異なりて説く、所忍に異なりて説くなり。

六事により「語られたり」と思ふ、所見に異なりて説く、所忍に異なりて説く、所樂に異なりて説くなり。

七事により「語られたり」と思ふ、所見に異なりて説く、所忍に異なりて説く、所樂に異なりて説く、所想に異なりて説くなり。

三事により「我は初禪を得」^④と「語られたり」と思ふ。所想に異なりて説く、所樂に異なりて説く、所想に異なりて説くなり。

三事により「我は初禪を得たり」と「語られたり」と思ふ。所想に異なりて説くなり。

三事により「我は初禪の得者なり」と「語られたり」と思ふ。所想に異なりて説くなり。

三事により「我は初禪の主なり」と「語られたり」と思ふ。所想に異なりて説くなり。

三事により「初禪は我によりて證せられたり」と……所想に異なりて説くなり。
四 三事により、我は第二禪を：乃至：第三禪を：乃至：「第四禪を得たり：乃至：我は得：乃至：得られたり：乃至：我は第四禪の得者なり：乃至：我は主なり：乃至：」第四禪は我に證せられたり」と、故意に虚妄を語るものは波羅夷なり：乃至：。この初禪が細説せらるゝ如く、是の如く、凡ての禪も細説せらるべきなり。

五 三事により、空解脱を：乃至：無相解脱を：乃至：無願解脱を得たり、我は得：乃至：「無願解脱は我によりて證せられたり」と、故意に虚妄を語らば波羅夷なり：乃至：。

三事により、空三昧を：乃至：無相三昧を：乃至：無願三昧を得たり：乃至：我は得：乃至：得られたり：乃至：我は無願三昧の得者なり：乃至：主なり：乃至：「無願三昧は我によりて證せられたり」と、故意に妄語するものは波羅夷なり：乃至：。

三事により、空正受を：乃至：無相正受を：乃至：無願正受を得たり：乃至：

：我は得：乃至：得られたり：乃至：我は無願正受の得者なり：乃至：主なり：乃至：「無願正受は我によりて證せられたり」と故意に妄語するものは波羅夷なり：乃至：。

三事により、三明を得たり：我は三明の得者なり……波羅夷なり……乃至：三事により、四念住を：乃至：四正斷を：乃至：四神足を得たり……我は四神足の得者なり……波羅夷なり：乃至：。

三事により、五根を得：乃至：五力を得たり……我は五根の得者なり……波羅夷なり：乃至：。

三事により、七覺支を得たり……我は七覺支の得者なり：波羅夷なり：乃至：。

三事により、八正道を得たり……我は八正道の得者なり……波羅夷なり：乃至：。

三事により、預流果を得：乃至：一來果を得：乃至：不還果を得：乃至：阿羅漢果を得たり：我は阿羅漢の得者なり……波羅夷なり：乃至：。

三事により「我が貪は捨てられたり、排せられたり、脱せられたり、捨せられたり、棄捨せられたり、投ぜられたり、棄せられたり」と故意に虚妄を語れば波羅夷なり乃至。」

三事により、我が瞋は……我が痴は……波羅夷なり乃至。」

三事により、我が瞋は……我が痴は……波羅夷なり乃至。」

三事により「我が心は貪より離蓋せり」と、故意に虚妄を語れば波羅夷なり乃至。」

三事により、「我が心は瞋より……痴より我が心は離蓋せり」と、故意に虚妄を語れば波羅夷なり——先に思ひ……所想と異なりて説くなり。

無雜章竟る

六 三事により、初禪と第二禪とを得たり……『我によりて證せられたり』と、故意に虚妄を語れば波羅夷なり乃至。」

三事により、初禪と第三禪とを得たり……『我によりて證せられたり』と、故意に虚妄を語れば波羅夷なり乃至。」

三事により、初禪と第四禪とを得たり……波羅夷なり乃至。」

三事により、初禪と空解脱とを：乃至：初禪と無相解脱とを：乃至：初禪と無願解脱を得たり……「我によりて證せられたり」と、故意に虚妄を語れば波羅夷なり：乃至：。

三事により、初禪と空三昧とを：乃至：初禪と無相三昧とを：乃至：初禪と無願三昧とを得たり……「我によりて證せられたり」と、故意に虚妄を語れば波羅夷なり：乃至：。

三事により、初禪と空正受とを：乃至：初禪と無相正受とを：乃至：初禪と無願正受とを得たり……「我によりて證せられたり」と、故意に虚妄を語れば波羅夷なり：乃至：。

三事により、初禪と三明とを得たり……「我によりて證せられたり」と、故意に虚妄を語れば波羅夷なり：乃至：。

三事により、初禪と四念住とを：乃至：初禪と四正斷とを：乃至：初禪と四神足とを得たり……「我によりて證せられたり」と、故意に虚妄を語れば波羅夷なり：乃至：。

96

三事により、初禪と五根とを：乃至：初禪と五力とを得たり……「我によりて證せられたり」と、故意に虚妄を語れば波羅夷なり：乃至：。

三事により、初禪と七覺支とを……初禪と八正道とを……初禪と預流果とを：乃至：初禪と一來果とを：乃至：初禪と不還果とを：乃至：初禪と阿羅漢果とを得たり……「我によりて證せられたり」と、故意に虚妄を語れば波羅夷なり：乃至：。

三事により、「我は初禪を得たり、我が貪は捨てられたり、恚せられたり、脱せられたり、捨せられたり、棄捨せられたり、投げ棄てられたり、棄てられたり」と、故意に虚妄を語れば波羅夷なり：乃至：。

三事により、我は初禪を得：乃至：得られたり：乃至：我は初禪の得者なり：乃至：我は主なり：乃至：初禪は我により證せられたり、我が貪は捨てられたり……波羅夷なり：乃至：。

三事により、初禪を得たり：乃至：我は得……我によりて證せられたり、我が瞋は捨てられたり：乃至：我が痴は捨てられたり……波羅夷なり：乃至：。

三事により、初禪を得たり……乃至……我は得……我によりて證せられたり、我が心は貪より……我が心は瞋より……「我が心は痴より離蓋せり」と故意に虚妄を語れば波羅夷なり……乃至……。

断片章竟る

七 三事により、第二禪と第三禪とを得たり……第二禪と第四禪とを得たり……「我が心は痴より離蓋せり」と故意に虚妄を語れば波羅夷なり……乃至……三事により、第二禪と初禪とを得たり……「我によりて證せられたり」と故意に虚妄を語れば波羅夷なり……乃至……。

結合章

八 以上の如く各根をなして、結合章を周展すべし。

三事によりて、我が心痴より離蓋し、初禪を得たり……乃至……第二禪を得たり……乃至……第三禪を得たり……乃至……第四禪を得たり……「我によりて證せられたり」と故意に虚妄を語れば波羅夷なり……乃至……。

三事により、我が心は痴より離蓋し、空解脫を得たり……三事により、「我が心痴より離蓋せり」と故意に虚妄を得たり……乃至……。

蓋し、瞋より離蓋せり」と、故意に虚妄を語れば波羅夷なり：乃至：。

一根章

九 二根、三根、四根、五根、六根、七根、八根、九根、十根も、亦一根の細說されし如く、是の如く細說さるべし。これ全根章なり——

三事により、我は初禪・第二禪・第三禪・第四禪・空解脱・無相解脱・無願解脱・空三昧・無相三昧・無願三昧・空正受・無相正受・無願正受・三明・四念住・四正斷・四神足・五根・五力・七覺支・八正道・預流果・一來果・不還果・阿羅漢果を得たり、我は得、我に得られたり、わが貪は捨てられたり、乃至：我が瞋は捨てられたり、乃至：我が痴は捨てられ、排せられ、脱せられ、捨てられ、棄捨てられ、投げ棄てられ、棄てられたり。貪より：瞋より：痴より：「痴より我が心は離蓋せり」と、故意に虚妄を語れば波羅夷なり——
先に「虚妄を語らん」と思ひ、語る時「我は虚妄を語る」と思ひ、語り已りて「我により虚妄は語られたり」と思ひ、所見に異なりて説き、所忍に異なりて説き、所樂に異なりて説き、所想に異なりて説くなり。

全根章竟る

五一一 三事により、初禪を得たり」と云はんと欲して「二禪を得たり」と故妄語し、

對者了解すれば波羅夷なり、了解せざれば偷蘭遮なり：乃至：

三事により「初禪を得たり」と云はんとして「三禪を……四禪を得たり」と故妄語し……偷蘭遮なり：乃至：。

三事により、「初禪を得たり」と云はんとして、「我が心痴より離蓋せり」と故妄語し……偷蘭遮なり：乃至：。——先に思ひ……所想に異りて説くなり。

擴言の一根斷片章

98 二 三事により、第二禪を得たり」と云はんとして「第三禪を……初禪を得たり」と……偷蘭遮なり：乃至：。

要約されたる擴言の一根結合章

三 三事により、我が心痴より離蓋せり」と云はんとして「初禪を得たり」と故妄語し……偷蘭遮なり：乃至：。

三事により、「我が心痴より離蓋せり」と云はんとして：乃至：「我が心瞋より離蓋せり」と故妄語し、對者了解すれば波羅夷なり、了解せざれば偷蘭遮なり：乃至：

擴言の一根本竟る

四 二根、三根……十根も亦是の如くなすべし。是全根章なり——。

三事により、初禪を：乃至：我が心瞋より離蓋せり」と云はんと欲して、我が心痴より離蓋せり」と故妄語し、對者了解すれば波羅夷なり、了解せざれば偷蘭遮なり。

三事により、我は第二禪、第三禪、第四禪、空解脫……阿羅漢果を得たり、我が貪は捨てられたり、排せられたり、脱せられたり、棄捨せられたり、捨せられたり、投げ棄てられたり、棄せられたり、我が瞋は捨てられたり……我が痴は捨てられたり……貪より……瞋より……我が心は痴より離蓋せり」と云はんとして、初禪を得たり」と故妄語し、對者了解すれば波羅夷、了解せざれば偷蘭遮なり：乃至……。

三事により、我は第三禪、第四禪：乃至：我が心は痴より離蓋せり、我は初禪を得たり」と云はんとして、第二禪を得たり」と故妄語し……偷蘭遮：乃至……。

三事により、我が心は痴より離蓋せり、初禪、第二禪、第三禪、第四禪を：乃至：貪

より我が心は離蓋せり」と云はんと欲して、瞋より我が心は離蓋せり」と故妄語し、對者了解すれば波羅夷なり、了解せされば偷蘭遮なり：乃至：。

擴言の全根章、擴言の章句竟る

六一一 三事により、汝の精舍に住せしかの比丘は初禪を得たり：乃至：得：乃至：得られたり：乃至：かの比丘は初禪の得者なり：乃至：主なり：乃至：彼の比丘によりて初禪は證せられたり」と故妄語し、對者了解せば偷蘭遮なり、了解せざれば突吉羅なり——先に思ひ：所想に異りて説くなり。

三事により、汝の精舍に住みしかの比丘は第二禪を：乃至：第三禪を：乃至：第四禪を：乃至：空解脱を：阿羅漢果を得たり：乃至：得：證せられたり」と故妄語し：突吉羅なり：乃至：。

「かの比丘の貪は捨てられたり：乃至：瞋は捨てられたり：乃至：痴は捨てられたり、排せられたり：棄せられたり、かの比丘の心は貪より……瞋より……痴より……離蓋せり」と故妄語し：突吉羅なり：乃至：。

三事により、汝の精舍に住せしかの比丘は靜處に於て初禪を：乃至：第二禪

を：乃至：第三禪を：乃至：第四禪を得たり：乃至：得：乃至：得られたり
：乃至：かの比丘は靜處に於て第四禪の得者たり：乃至：主なり：乃至：か
の比丘により靜處に於て第四禪は證せられたり」と故妄語し……突吉羅なり
—先に思ひ……所想に異りて説くなり

十五句の進行是の如く細説さるべし。

二 三事により、汝の精舎を使用せし：乃至：汝の衣を著用せし：乃至：汝の
施食を食せし：乃至：汝の房舎を受用せし：乃至：汝の病資具藥資具を受け
し：乃至：汝の精舎の使用されし：乃至：汝の衣の著用されし：乃至：汝の
施食の食されし：乃至：汝の臥具の使用されし：乃至：汝の病資具たる藥物
の受用されし：乃至：汝爲に精舎を與へし：乃至：衣を與へしは：乃至：食
を與へしは：乃至：房を與へし：乃至：病資具たる藥物を與へしかの比丘は、
靜處に於て第四禪を得たり：乃至：かの比丘により靜處に於て第四禪は證せ
られたり」と故妄語し對者了解せば偷蘭遮なり、了解せざれば突吉羅なり——先
に「妄語せん」と思ひ、語る時「我妄語す」と思ひ、語り已りて「我により妄語は語られ

り」と思ひ、所見に異りて説き、所忍に異りて説き、所樂に異りて説き、所想に異りて説くなり。

十五省略章竟る。

七 増上慢による者、妄語の意無き者、痴狂者、喪心者、痛惱者、初犯者は不犯なり。

增上慢により、阿蘭若にて乞食、和尚、威儀、縛、獨、法、精舍、給使、

困難に非ず、精進、亦死の懼れ、友悔疑者は、正修によりて、精進によりて、專念によりて、成就の爲、痛苦の爲、堪忍の二、

婆羅門に於ける五事、他を説く三、家、欲樂は離せらる、樂により、起

骨肉俱に牛殺者、肉團は捕鳥者、無皮は殺羊者、劍は屠猪人、槍は捕鹿者、箭は治罪者、錐は御者、

縫はれたる彼は兩舌惡口者、陰囊を運ぶ者は村の詐欺師なりき、糞壺に沈めるは姦夫、糞を食するは惡婆羅門、

無皮女は姦婦なりき、惡臭女は易者なりき、捨てられたる女は敵に燃ゆる炭をかけたり、斷頭者は殺賊なりき、

比丘、比丘尼、式叉摩那、沙彌、沙彌尼、迦葉佛の律に出家して彼等は直ちに惡法

をなせり。

王舍城に於ける多浮陀河、闘、象の徒涉により、輸毘陀阿羅漢比丘の五百劫憶念に於て。

ハ一一 その時一比丘、増上慢によりて他に説けり。彼に悔心生ぜり、「世尊によりて學處は制せらる、我は波羅夷に非ずや」と。その時かの比丘、世尊にこの由を白せり：乃至：「比丘、増上慢によるは不犯なり」と。

二 その時一比丘、「斯くせば世人は我を敬重すべし」とて、欲心を持して阿蘭若に住せり。彼に悔心生ぜり：乃至：世尊にこの由を白せり：乃至：「比丘、波羅夷に非ず。然れども諸比丘、欲心を持して阿蘭若に住すべからず、住するものは突吉羅なり」と。

その時一比丘、「斯くせば世人は我を敬重すべし」とて、欲心を持して乞食を行せり。世人は彼を敬重せり。彼に悔心生ぜり：乃至：諸比丘、不犯なり。然れども諸比丘、欲心を持して乞食をなすべからず、なすものは突吉羅なり」と。

三 その時一比丘、他比丘に斯く云へり、「友、我等が和尚の弟子は、悉く阿羅漢

なり」と。彼に悔心生ぜり：乃至：世尊にこの由を白せり。「比丘、汝如何なる心なりしや」。「世尊、我は主張の意なりき」。「比丘、波羅夷に非ず、偷蘭遮なり」と。
その時一比丘、他比丘に斯く言へり、「友、我等が和尚の弟子は悉く大力者、有力者なり」と。彼に悔心：「偷蘭遮なり」と。

四 その時一比丘、「斯くせば世人は我を敬重すべし」とて、欲心を持して遊行せり：欲心を持して立てり：欲心を持して坐せり：欲心を持して眠れり。世人は彼を敬重せり。彼に悔心生ぜり：乃至：世尊にこの由を白せり：乃至：「比丘、波羅夷に非ず。然れども諸比丘、欲心を持して眠るべからず、眠るものは突吉羅なり」と。

五 その時一比丘、他比丘の上人法を主張し、彼亦斯く言へり、「友、我が縛も捨てられたり」と。彼に悔心生ぜり：乃至：世尊にこの由を白せり：乃至：「比丘、汝は波羅夷なり」と。

六 その時一比丘、獨り居て上人法を主張せり。他心智の比丘、かの比丘を非難せり、「友、是の如きを説かざれ、この法は汝にあることなし」と。彼に悔心生ぜ

り：乃至：世尊にこの由を白せり：乃至：「比丘、汝は波羅夷に非ず、突吉羅なり」と。

102
その時一比丘、獨り居て上人法を主張せり。天人かの比丘を非難せり、「尊者、是の如きを説く勿れ、汝にこの法あることなし」と。彼に悔心生ぜり：乃至：比丘、汝は波羅夷に非ず、突吉羅なり」と。

七 その時一比丘、一優婆塞に斯く言へり、「賢者、汝の精舎に住する比丘は阿羅漢なりと」。かくて彼はかの精舎に住せり。彼に悔心生ぜり：乃至：「比丘、汝如何なる心なりしや」。「世尊、我は主張の意なりき」。「比丘、汝は波羅夷に非ず、偷蘭遮なり」と。

その時一比丘、一優婆塞に斯く言へり、「汝の衣、食、房舎、病資具たる薬物を以て仕へる比丘は阿羅漢なり」と。かくてかの比丘は、かの優婆塞の衣、食、房舎、病資具たる薬物を以て彼に仕へたり。彼に悔心……「偷蘭遮なり」と。

八 その時一比丘有りて病めり。諸比丘彼に斯く言へり、「長老には上人法あり」と。「病比丘言へり」「友、「法を得るは困難に非ず」と。彼に悔心生ぜり、「世尊

の諸聲聞たるものこそ斯く言ふべし、我は世尊の聲聞に非ず、我は波羅夷罪に非ずや」と、世尊にこの由を白せり。「比丘、汝如何なる心なりしや」。「世尊、我主張の意なかりき」。「比丘、主張の意なきものは不犯なり」と。

その時一比丘ありて病めり。諸比丘彼に斯く言へり、「長老には上人法あり」と。「友、〔法を〕他に語ることは困難に非ず」と。彼に悔心生ぜり：乃至：世尊にこの由を白せり。「比丘、汝如何なる心なりしや」。「世尊、我は主張の意なかりき」。「比丘、主張の意なきものは不犯なり」と。

九 その時一比丘ありて病めり。諸比丘彼に斯く言へり、「長老には上人法あり」と。「友、法は精進によりて得らる」と。彼に悔心生ぜり：乃至：世尊にこの由を白せり：乃至：「比丘、主張の意なきものは不犯なり」と。

その時一比丘有りて病めり。諸比丘彼に斯く言へり、「友、懼ること勿れ」と。「友、我は死に對して懼れず」と。彼に悔心生ぜり：乃至：「比丘、主張の意なきものは不犯なり」と。

その時比丘有りて病めり。諸比丘彼に斯く言へり、「友、懼ること勿れ」と。

「友、實に悔疑あるものはそれに對して懼るべし」と。彼に悔心生ぜり：乃至：「比丘、主張の意なきものは不犯なり」と。

その時一比丘有りて病めり。諸比丘彼に斯く言へり、「長老には上人法あり」と。「友、法は正修によりて得らる」と。彼に悔心生ぜり：乃至：「比丘、主張の意なきものは不犯なり」と。

その時一比丘……「友、法は精進によりて得らる」と。彼に悔心……「主張の意なきものは不犯なり」と。

その時一比丘……「友、法は專念に修することによりて成就せらる」と。彼に悔心……「主張の意なきは不犯なり」と。

一〇 その時一比丘有りて病めり。諸比丘彼に斯く言へり、「友、堪え得るや否や。『友、過し得るや否や』と。『友、何人もよく堪ゆる所に非ず、『我のみ能く堪ゆ』』と。彼に悔心生ぜり：乃至：世尊にこの由を白せり：乃至：「比丘、主張の意なきものは不犯なり」と。

その時一比丘……「友、凡人の能く堪ゆる所に非ず」と。彼に悔心生ぜり：乃至：

「比丘、汝如何なる心なりしや」。世尊、我は主張の意なりき。「比丘、波羅夷に非ず、偷蘭遮なり」と。

一一 その時一婆羅門、諸比丘を請じて斯く言へり、「來れ、大德阿羅漢」と。彼等に悔心生ぜり、「我等は阿羅漢に非ず、而もかの婆羅門は我等に阿羅漢なる語にて呼びかけたり、我等は如何にすべきや」と。世尊にこの由を白せり：乃至：諸比丘、尊敬の語に於ては不犯なり」と。

その時一婆羅門、諸比丘を請じて斯く言へり、「大德阿羅漢、坐したまへ」：乃至：大德阿羅漢、食したまへ」：乃至：「大德阿羅漢、満足したまへ」：乃至：「大德阿羅漢、行きたまへ」と。彼等に悔心：「尊敬の語に於ては不犯なり」と。

一二 その時一比丘、他比丘の上人法を主張せり。彼亦斯く言へり、「友、我が漏は捨てられたり」と。彼に悔心生ぜり：乃至：「比丘、汝は波羅夷なり」と。

その時一比丘：「友、我がこの諸法は發動せられたり」と。彼に悔心：「波羅夷なり」と。

その時一比丘：「友、我も亦この諸法に親近たり」と。彼に悔心：「波羅夷

なり」と。

一三 その時一比丘に親戚のもの斯く言へり、「大德、來り還俗して家に住せ」と。「賢者、我の如きは家に住すること適せず」と。彼に悔心……「比丘、「上人法を主張の意なきものは不犯なり」と。

その時一比丘に親戚のもの斯く言へり、「大德、來りて欲樂を享せよ」と、「賢者、我に愛欲は離せらる」と。彼に悔心……「比丘、主張の意なきものは不犯なり」と。その時一比丘に親戚のもの斯く言へり、「大德、汝樂住するや」と。「賢者、我最上樂によりて楽しむ」と。彼に悔心生ぜり、「世尊の諸聲聞たるものこそ斯く言ふべし、我は世尊の聲聞に非ず、我は波羅夷に非ずや」と。世尊にこの由を白せり。「比丘、汝如何なる心なりしや」。「世尊、我は主張の意なかりき」。「比丘、主張の意なきは不犯なり」と。

一四 その時衆多の比丘和合して一精舍にて安居に入り、「この安居より最初に起ちしものを、阿羅漢なりと我等は知れとなせり。一比丘、我を阿羅漢なりと知れ」とて、かの安居より最初に起つて。彼に悔心生ぜり。世尊にこの由を白せ

り：乃至：比丘、汝は波羅夷なり」と。

九一 その時佛世尊、王舍城迦蘭陀村竹林園に住し給ひき。その時長老勒^ラ法^カ僕^ナ及び長老大目連^{マハーモハラト}は耆闍崛山に住せり。時に長老目連は晨朝、内衣を著し外衣と鉢とを取りて、長老勒法僕の所に到りて言へり、「來れ、尊者勒法僕、我等乞食の爲に王舍城に入らん」と。「然かすべし」と、長老勒法僕は長老大目連に諾へり。時に長老目連は耆闍崛山を降りつゝ、一處に於て微笑せり。その時長老勒法僕は大目連に斯く言へり、「尊者目連、何の因縁によりて微笑せるや」と。「尊者勒法僕、そを問ふは時に非ず、世尊の前にて我にこれを問ふべし」と。

二 かくて長老勒法僕と長老目連とは、王舍城にて乞食をなし、受食後乞食より歸りて世尊の處に到り、敬禮をなして一方に坐せり。一方に坐し已りて、長老勒法僕は長老目連に言へり、「こゝに長老目連は耆闍崛山を降りつゝ、一處に於て微笑せり。尊者目連、何の因縁によりて微笑せるや」と。「尊者、こゝに我耆闍崛山を降る時、骨々相連れる者の空中に行くを見たり、彼を鷺、鳥、鷹逐ひ行き、肋骨の間を啄めり、彼の骨者は苦惱の叫喚をなせり。尊者、それに對し我は斯く謂

へり、「異なるかな、不思議なるかな、實に是の如き有情存し、是の如き夜叉存し、是の如き自己の生を受くる者ありとは」と。諸比丘は譏嫌非難せり、「長老目連は上人法を主張せり」と。

その時世尊は諸比丘に曰へり、「諸比丘、天眼者の聲聞あり、妙慧者の聲聞あり、その故に聲聞は是の如きものを知り、或は見、或は目撃すと云ふなり。諸比丘、我亦曾てかの有情を見たるなり、然れども我は語らざりき、我若しそを他に語るも、我を信ぜざるべし、我を信ぜざる者には、かの長夜の惡苦あるべし。諸比丘、かの有情は實にこの王舍城に於て殺牛人なりき、彼その業報により、多くの歲月、百年、千年、百萬年の長時を、地獄に於て苦しみ、尙その業報の殘餘によりて、是の如き生を受けて苦しむなり。諸比丘、目連は眞實を語れり、目連は不犯なり」と。
三々乃至三々に我耆闍崛山を降る時肉片の空中にありて行くを見たり、それを鷲鳥、鷹逐ひ行きて断り分ち、そは苦の大叫喚をなせり」：乃至三々諸比丘、かの有情は王舍城に於て殺牛者なりき」：乃至：

「尊者、こゝに我耆闍崛山を降る時、肉團の空中に行くを見たり、そを鷲鳥、鷹逐

ひ行きて断り分ち、そは苦の叫喚をなせり」乃至「諸比丘、かの有情はこの王舍城に於て捕鳥者なりき」乃至「。

「尊者、こゝに我耆闍崛山を降る時、無皮人の空中に行くを見たり、そを鷺、鳥、鷹逐ひ行きて断り分ち、彼は苦叫喚をなせり」乃至「諸比丘、かの有情はこの王舍城に於て殺羊者なりき」乃至「。

「尊者、こゝに我耆闍崛山を降る時、劍毛者の空中に行くを見たり、彼に向ひて劍飛び來りてその身に墮ち、彼は苦の叫喚をなせり」乃至「諸比丘、かの有情はこの王舍城に於て屠猪人なりき」乃至「。

「尊者、……槍毛者の空中に行くを見たり、彼に向ひて槍飛び來りてその身に墮ち、彼は苦の叫喚をなせり」乃至「諸比丘、かの有情はこの王舍城に於て捕鹿者なりき」乃至「。

「尊者、……箭毛者の空中にありて行くを見たり、彼に向ひて箭飛び來りて……」乃至「王舍城に於て治罪者なりき」乃至「。

「尊者、……錐毛者の空中にありて行くを見たり、彼に向ひて錐……」乃至「王舍城

に於て御者なりき」乃至。」。

「尊者、……針毛者の空中にありて行くを見たり、彼に向ひて針頭に入りて口より出で、口に入りて胸より出で、胸に入りて股より出で、股に入りて脛より出で、脛に入りて足より出づ、彼は苦の叫喚を……王舍城に於て兩舌惡口者なりき」乃至。」。

「尊者、……甌の如き墨丸の者ありて空中を行くを見たり、彼行く時はかの陰囊を肩に戴せて行き、坐する時はかの陰囊に坐せり、鷺、鳥、鷹、彼を逐ひ行きて断り分てり、彼は苦の叫喚をなせり」……王舍城に於て村の詐欺師なりき」乃至。」。

「尊者、……甌壺に頭も共に沈める人を見たり」乃至。諸比丘、かの有情は王舍城にて姦夫なりき」乃至。」。

「尊者、……甌壺の中に頭も共に沈み、両手にて糞を食せる人を見たり」乃至。」諸比丘、かの有情はこの王舍城にて惡婆羅門なりき、彼は迦葉正等佛の説法に於て比丘僧を食に請じ、鉢に糞を満たして、時を告げしめて斯く云へり、「大德、充分に食し、又持ち去り給へ」と乃至。」。

「尊者、……無皮女の空中に行くを見たり、かの女を驚……分ち、かの女は叫喚をなせり」…乃至…諸比丘、かの女は王舍城に於て姦婦なりき」…乃至…。

「尊者、……惡臭にして燕色の顔色をせる女人の空中に行くを見るを見たり、かの女を驚……分てり」…王舍城に於て易者なりき」…乃至…。

「尊者、……燒かれて捨てられたる女人の空中に行くを見たり、かの女は苦の叫喚をなせり」…乃至…諸比丘、かの女人はカリーンガ王の第一后なりき、かの女人は嫉妬をなし、炭火を以て敵かたきにうつせり」…乃至…。

「尊者、無頭の駄の空中に行けるを見たり、その胸に目口あり、彼を驚……分ち、彼は叫喚をなせり」…乃至…諸比丘、かの有情は王舍城に於てハーリカと名づくる殺賊者なりき」…乃至…。

「尊者、……比丘の空中を行くを見たり、彼の僧伽梨は熱して燃え輝けり、鉢も亦熱して燃えかがやき、帶も熱して燃え輝き、身も亦熱して燃え輝けり、苦の叫喚をなせり」…乃至…諸比丘、かの比丘は迦葉正等佛の說法に於ける惡比丘なりき」…乃至…。

「尊者、……比丘尼の：乃至：式叉摩那の：乃至：沙彌の：乃至：沙彌尼の空中を行くを見たり、かの女の僧伽梨は熱して……かの女は苦の叫喚をなせり。尊者、それに對して我は斯く思へり、「異なるかな、不思議なるかな、是の如きの有情の存し是の如き夜叉の存し、是の如き自己の生を受くる者の存することや」と。諸比丘は譏嫌非難せり、「大目連は上人法を主張す」と。

その時世尊は諸比丘に曰へり、「諸比丘、天眼の聲聞の住するあり、妙慧の聲聞の住するあり、この故に聲聞は是の如きを或は知り、或は見、或は目擊すと云ふなり、我も亦曾てかの沙彌尼を見たるなり、然れども我は語らざりき、我若しそを他に語るとも、我は信ぜられざるべし、我を信ぜざる者には、かの長夜の悪苦あるべし。諸比丘、かの沙彌尼は迦葉正等佛の說法に於ける惡沙彌尼なりき、かの女はその業報の爲に、多くの歲月、或は百年、或は千年、或は百萬年の長時を地獄にて苦しみ、尙その業報の殘餘によりて、是の如き自己の生を受けて苦しむなり。諸比丘、大目連は眞實を語れり。諸比丘、大目連は不犯なり」と。

四 その時長老大目連は諸比丘に語れり、「友、多浮陀河の流れ出づるかの湖

水は水清淨にして冷澄、白くして愉悦あり、美しき提防ありて、麗しき多くの魚鼈居り、車輪の如き鉢曇摩咲く、然るに今この多浮陀河は實に沸熱して流る」と。諸比丘は譏嫌非難せり：乃至：「何ぞ長老目連は是の如く云ふや、「友、多浮陀河の流れ出づる……沸熱して流る」と、長老目連は上人法を説けり」と、世尊にこの由を白せり。「諸比丘、多浮陀河の流れ出づる湖水の水は清淨にして……鉢曇摩咲く。然れども諸比丘、この多浮陀河は二大地獄の間を流る、この故に多浮陀河は沸熱して流るゝなり。諸比丘、大目連は眞實を語れり。諸比丘、大目連は不犯なり」と。

五　その時摩揭陀王斯尼耶頻毘婆羅は離車族と戦ひて敗れたり。王は後に兵を集め、離車族を破れり。軍陣中にて「離車族は王に破れたり」とて歡喜をなせり。その時大目連は諸比丘に語れり、「友、王は離車族に破らる、然るに軍陣中にて離車族は王に破られたり」とて歡喜をなす」と。諸比丘は譏嫌非難せり、「何か故に長老目連は斯く言ふや、「友、王は離車族に破られ、而も軍陣中にて離車族は王に破らると歡喜をなす」と、長老目連は上人法を説けり」と。世尊にこの事

を白せり。「諸比丘、最初に王は離車族に破られたり、「かくて王は後に軍勢を集めて離車族を破れり。諸比丘、目連は眞實を語れり、目連は不犯なり」と。

六 その時長老目連は諸比丘に言へり、「友、こゝに我葉毘尼河畔にて安闇三昧(第四禪)に入りて、群象の流に入りて渡り叫びをなす聲を聞けり」と。諸比丘は譏嫌非難せり、「何が故に長老大目連は吾等に斯く言ふや、「色聲をとること無き」安闇三昧に入り、群象の流に入りて渡り叫びをなす聲を聞く」と、長老目連は上人法を……白せり。「諸比丘、〔彼に〕この三昧は有り、然れども彼未だ純一の定に入らざりしなり、目連は眞實を……不犯なり」と。

七 その時長老輸毘陀は諸比丘に言へり、「友、我〔一念に〕過去五百劫を憶念す」と。諸比丘は譏嫌非難せり、「何ぞ長老輸毘陀は斯く云ふや、「我……憶念す」と、長老輸毘陀は上人法を……佛に白せり。「諸比丘、輸毘陀にはこのことあり、然れどもその五百劫は實に〔彼の〕一生なり、輸毘陀眞實を……不犯なり」と。

第四波羅夷竟る

諸大德、四波羅夷法は誦出され已んぬ。「若し」比丘その中の何れにても犯

さば諸比丘と共に住するを得ず、「出家】前に於けるが如く波羅夷となりては共住すべからざるものなり。これにつきて我今諸大德に問はん、「この點につきて清淨なりや」再び問はん、「この點につきて清淨なりや」三度問はん、「この點につきて清淨なりや」。今諸大德はこの點につきて清淨なりかるが故に默然すと是の如くこれを了解す。

不淨、不與取、及び人體、上人は波羅夷の四なり、斷事疑なし。

波羅夷品竟る

註① 原語 attano harati 佛音の註によれば善比丘佛の法を説きて人を歡喜せしむるに、惡比丘この善比丘より法を聞受して他の爲に説法し、衆喜びて「大德、善く妙法を説く、誰より受けしや」と問はれて「我自ら知り他より受けず」とし、如來の法を偷みて自己のものとし利益を求むこととなり。巴利善見律には harati & dahati とす。シャム版に hadati とあるは dahati の誤植なるべし。

② 原語 vinidhaya ditthim 自己の見解に異なる所を、偽りて見解の如く主張することなり。以下の忍 khanti 楽 ruci 想 bhāva はさづれも心中に思ひ執ることと言ふものにして、其の程度の強弱によりて區別せるものなり。この語は V. P. IV. p. 2, V. P. II. p. 205 にも

出づ、小品の英譯には今譯と異なりて譯するも、意義上より考へ又漢譯を見るに「所見異(四分)」異見説過人法(五分等)いづれも見に異なりて説く意とする故にかく譯せり。

尙 bhāva は修の意に非ずして想の意なり。巴利善見律には bhāva の代りに saññā とす。
③ ここにては samāpajjāmi と現在形を用ひ前の一に於ては samāpajjīmī と不定過去形を用べこの點一二と三との相違なり。

④ 原本 vattabba は vattabba とすべきなり。或は vasitabba とすべきか。佛音の註にはかくす。シャム版は原本と同じ。

⑤ 訳譯によるに、聲聞弟子は一念中にありては極多なるも一世を知るのみなるに五百劫を憶すと言ふ故に上人法を妄語すと非難するなり。然るにソーピタの前生は無想天にして、そこにて五百劫を住す故に彼には五百劫が一生なりしなり。この物語は十誦律にも出でり。

⑥ yathā pure tathā pacchā parājiko hoti assāvāso 在家時に於て比丘僧と不共住にして比丘と共に布薩自恣等をなし得ざるが如く、波羅夷を犯せる後は不共住なり、即ち在俗者となるの意なり。

諸大德今この十三僧残法は誦出さる

第一僧残

一一 その時、佛世尊は舍衛城祇樹給孤獨園に在しき。その時長老セッヤサカは梵行を修するを喜ばず、この故に彼形體枯瘦、顏色憔悴して、脈管悉く現はれぬ。長老優陀夷は長老セッヤサカの形體枯瘦、顏色憔悴して脈管悉く現はるゝを見てかく云へり、「友セッヤサカ、何が故に汝は形體枯瘦……脈管悉く現はるゝや。友セッヤサカ、汝は梵行を修するを喜ばざるや」と。「友、然なり」。「友、セッヤサカ、然らば汝意のまゝに食ひ、意のまゝに眠り、意のまゝに浴せよ。意のまゝに食し眠り浴して、尙樂しまず、欲念起りて心を惱ませば、手にて行じて不淨を泄せ」と。「友、かかる事をなすを許さるゝや」「然り、友、我も亦かくなす」と。かくして長老セッヤサカは意のまゝに食し、意のまゝに眠り、意のまゝに浴せり。意のまゝに食し眠り浴して、尙樂しまず、欲念起りて心を惱ます故に、手にて行じ。

て不淨を泄せり。かくて長老セッヤサカは、後美はしくして諸根肥大、顏色光澤、皮色充悅なりき。その時長老セッヤサカの僚友比丘は長老セッヤサカにかく云へり、「友セッヤサカ、汝先には形體枯瘦、顏色憔悴して、脈管悉く現はれたり。¹¹¹ 然るに今美はしくして、諸根肥大、顏色光澤、皮色充悅なり。汝何の藥物を服せしや」と。「友、われ藥物を服せるには非ず、ただ我意のまゝに食し、眠り、浴せり。意のまゝに食し、眠り、浴して、尙我樂します、欲念起りて心を惱ます時は、手にて行じ不淨を泄せるなり」と。

二「友セッヤサカ、汝その手にて信施を食し、又その手にて行じて不淨を泄すと言ふや」。「然り、友よ」と。諸比丘の中、少欲なる者、譏嫌非難せり、何ぞ長老セッヤサカは手にて行じて不淨を泄すや」と。かくて諸比丘は種々の方便もて、長老セッヤサカを呵嘆し已り、世尊にこの事を白せり。時に世尊はこの因縁によりて諸比丘を集めしめ、長老セッヤサカに問ひ給へり、「セッヤサカ、汝實に手にて行じて不淨を泄すや」と。「實なり、世尊」。佛世尊呵嘆し給へり、「愚人、これ適法に非ず、隨順行に非ず、威儀に非ず、沙門行に非ず、淨行に非ず、爲すべからざる所なり。

愚人、何ぞ汝手にて行じて不淨を泄すや。愚人、我種々の方便もて、離欲の爲に法を説きて、具欲の爲には非ず、離縛の爲に法を説きて、具縛の爲には非ず、無著の爲に法を説きて、有著の爲には非ず。愚人、こゝに汝は我が離欲の爲に説きし法に於て、具欲の爲とし、離縛の爲に説きし法に於て、具縛の爲となし、無著の爲に説きし法に於て、有著の爲とす。愚人、われ種々の方便もて、欲を離るゝ爲に法を説き、憍慢を破する爲、渴を離脱する爲、愛を除く爲、種を斷ずる爲、愛盡の爲、離欲、滅盡、涅槃の爲に法を説きしに非ずや。愚人、われ種々の方便もて、欲の滅を説き、欲想の知を説き、欲欲の調伏を説き、欲覺の滅を説き、欲熱の靜止を説きしに非ずや。愚人、これ未信者を信せしめ、已信者に信を增長せしむるものに非ず。愚人、こは寧ろ未信者に不信を起さしめ、已信者の或者を他に轉向せしむるものなり」と。かくて世尊は長老セツヤサカを種々の方便もて呵責し給ひ、扶養し難く：乃至：「諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——故意に不淨を泄せば僧殘なり」

と。是の如く諸比丘の爲に、世尊によりて學處は制せられたり。

二一一 その時諸比丘、美味を食して亂意睡眠せり。彼等亂意睡眠して夢にて不淨を泄せり。彼等悔心を生ぜり。世尊によりて「有意にして不淨を泄すものは僧残なり」との學處制せられたり。我等夢中に不淨を泄し、その時〔受樂の〕心ありて得たり。我等僧殘罪を犯せるに非ずや」と。世尊にこの事を白せり。「諸比丘、かの心ありと雖もそは〔意識の〕目的なきものにて罪とすべきに非ず」。〔諸比丘、汝等當に是の如くこの戒を誦すべし——

故意に不淨を泄せば、夢中を除き、僧残なり」と。

二 「故意に」とは知り認め目的を持し留意して行ふなり。

「不淨」とは十種不淨あり。黒、黃、赤、白、タッカ色、水色、油色、乳色、酪色、酥色なり。

「泄す」とは本處より離すなり。

「夢中を除く」とは夢を除外するなり。

「僧残」とは〔僧とは〕僧かの罪に對して別住を命じ、繰返して始より懲罰を受けしめ。摩那^{マナ}、埵^ダを行せしめ、然る後復權せしむるものにして、數人又は一個人〔の所業〕に非ず、この故に僧殘と言ふ。〔又〕初殘とは〔かの罪聚に對する〕羯磨の別號なり。この

故に亦僧殘と言ふ。

113

三一一 内色に於て泄す。外色に於て泄す。内外色に於て泄す。空中にて腰を動かして泄す。欲念に驅られて泄す。大便の爲に泄す。小便の爲に泄す。風の爲に泄す。クダマーリンガ慰周伽蟲に噛まれて泄す。健康の爲に泄す。受樂の爲に泄す。藥の爲に泄す。布施の爲に泄す。福德の爲に泄す。祭祀の爲に泄す。藥の爲に泄す。布施の爲に泄す。福德の爲に泄す。祭祀の爲に泄す。生天の爲に泄す。種子の爲に泄す。自試の爲に泄す。戯樂の爲に泄す。

黒精を泄す。黃精を泄す。赤精を泄す。白精を泄す。タッカ色精を泄す。水色精を泄す。油色精を泄す。乳色精を泄す。酪色精を泄す。酥色精を泄す。

二 「内色にて」とは自己身中の受觸せる身支に於てなり。

「外色に於て」とは自己身中以外の受觸せるもの、或は受觸せざるものに於てなり。

「内外色に於て」とは此の兩者に於てなり。

「空中に腰を動かす」とは空中に於て努めて生支の起るを云ふ。

「欲念に驅られて」とは欲念に驅られて生支の起るを云ふ。

「大便の爲に」とは大便に壓せられて生支の起るを云ふ。

「小便の爲に」とは小便に壓せられて生支の起るを云ふ。

「風の爲に」とは風に壓せられて生支の起るを云ふ。

「慰周伽蟲に噛まれて」とは慰周伽蟲に噛まれて生支の起るを云ふ。

「健康の爲」とはわれ健康なるべしとて〔泄すこと〕なり。

「受樂の爲」とは樂受を起さんとてなり。

「藥の爲」とは藥を得べしとてなり。

「布施の爲」とはわれ布施を與へんとてなり。

「福德の爲に」とは福德あるべしとてなり。

「祭祀の爲に」とはわれ犠牲を供へんとてなり。

「生天の爲に」とはわれ天に到るべしとてなり。

「種子の爲に」とは〔胎兒の〕種子を得べしとてなり。

「自試の爲に」とは、黒精出づべし、黃精出づべし……酥色精出づべしとてなり。
「戯樂の爲に」とは戯樂の意にてなり。

三 内色にて〔泄らさん〕と思ひて、行じ泄せば僧殘なり。外色にてと思ひて……
僧殘なり。内外色にてと思ひて……僧殘なり。空中に腰を動かしてと思ひて
……僧殘なり。欲念に驅られてと思ひて……僧殘なり。大便の爲に……戯樂
の爲にと思ひて、行じて泄せば僧殘なり。

黒精をと思ひて、行じ泄せば僧殘なり。黃精をと……酥色精をと思ひて……
僧殘なり。

無雜章竟る

¹¹⁴ 四 健康の爲と受樂の爲にと思ひて……僧殘なり。健康の爲と藥の爲にと……
乃至……健康の爲と施與の爲にと……乃至……健康の爲と福德の爲にと……乃至……健
康の爲と祭祠の爲にと……乃至……健康の爲と生天の爲にと……乃至……健康の爲と
種子の爲にと……乃至……健康の爲と自試の爲にと……乃至……健康の爲と戯樂の爲
にと思ひて、行じ泄せば僧殘なり。

一根の分斷章竟る

五 受樂の爲と藥の爲にと思ひて……僧殘なり。受樂の爲と施與の爲にと……受樂の爲と戲樂の爲にと思ひて……僧殘なり。受樂の爲と健康の爲にと思ひて……僧殘なり。藥の爲と施與の爲にと……戲樂の爲と自試の爲にと思ひて……僧殘なり。

一根の結合章竟る

二根等も是の如く進むべし。

健康の爲、樂の爲、藥の爲……戲樂の爲と思ひて、行じ泄せば僧殘なり。

全根章竟る

六 黒精と黃精とを思ひて、行じ泄せば僧殘なり……黒精と酥色精とを思ひて、行じ泄せば僧殘なり。

一根の分斷章竟る

黒精と赤精とを……酥色精と酪色精とを思ひて、行じ泄せば僧殘なり。

一根の結合章竟る

二根等も亦是の如く進むべし。

黒精と黃精と赤精とを……酥色精とを思ひて、行じ泄せば僧残なり。

全根章竟る

七 健康の爲、黒精を思ひて、行じ泄せば僧残なり。健康の爲、受樂の爲、黒精と黃精とを思ひて、行じ泄せば僧残なり。健康の爲、受樂の爲、藥の爲に、黒精と黃精と赤精とを思ひて、行じ泄せば僧残なり。

以上の如く兩者を増し行くべし。

八 健康の爲、受樂の爲、藥の爲……戲樂の爲に、黒精と黃精と赤精と……酥色精とを思ひて、行じ泄せば僧残なり。

複合章竟る

八 黒精を泄さんと思ひて、行じて黃精を泄せば僧残なり。黒精を泄さんと思ひて、行じて赤精を……酥色精を泄せば僧残なり。

分斷章

黃精を泄さんと思ひて、行じて赤精を泄せば僧残なり。黃精を泄さんと思ひ

て、行じて白精を……酥色精を：乃至：異精を泄せば僧殘なり。

根の要約されたる結合章

酥色精を泄さんと思ひて、行じて黒精を泄せば僧殘なり。酥色精を泄さんと思ひて、行じて酪色精を泄せば僧殘なり。

中腔章

九 黄精を泄さんと思ひて、行じて黒精を泄せば僧殘なり。赤精を泄さんと思ひて、行じて黒精を泄せば：乃至：白精を泄さんと思ひて、行じて黒精を泄せば……酥色精を泄さんと思ひて、行じて黒精を泄せば僧殘なり。

背面章第一進行

赤精を泄さんと思ひて、行じて黄精を泄せば僧殘なり。白精を……酥色精：乃至：黑精を泄さんと思ひて、行じて黄精を泄せば僧殘なり。

背面章第二進行

白精を泄さんと思ひて、行じて赤精を泄し……黄精を泄さんと思ひて、行じて赤精を泄せば僧殘なり。

背面章第三進行

黒精を泄さんと思ひて、行じて酥色精を泄し……酪色精を泄さんと思ひて、行じて酥色精を泄せば僧殘なり。

背面章第十進行

背面章句竟る

116
四

思ひて行じ泄せば僧殘なり、思ひて行じ泄さざれば偷蘭遮ヨウランザなり。思ひ行せずして泄すは不犯なり、思ひて行ぜず泄さざるは不犯なり、思はずして行じ泄すは不犯なり、思はずして行じ泄さざるは不犯なり、思はず行ぜずして泄すは不犯なり、思はず行ぜず泄さざるは不犯なり。

夢中洩泄の意なき痴狂者、喪心者、痛惱者、最初の犯戒者は不犯なり。

五 夢、大小便、念、溫水、藥、痒み、道、下腹、浴室、觸、

沙彌と、眠と、腿、拳にて抑へられたる、空中にて、立ち上ぐる、憶念、穴、木片にて觸る、流に於て、水遊び、走る、花遊びにて、蓮、砂、泥、水、床、拇指にて。

一 その時一比丘、夢によりて不淨を泄せり。彼悔心を生ぜり、「われ僧殘罪を

犯さるや」と。かくて彼の比丘、世尊にこの事を白せり。「比丘、夢によるは不犯なり」と。

二 その時一比丘、大便をなして不淨を泄せり。彼悔心を生じ、世尊にこの由を白せり。「比丘、汝如何なる心なりしや?」「世尊、われ泄意なし」。「泄意なきものは不犯なり」と。その時一比丘、小便をなして……諸比丘、泄意なきものは不犯なり」と。

三 その時一比丘、欲念を念じて不淨を泄せり。彼悔心を生ぜり：乃至：「念じて泄せるは不犯なり」と。

四 その時一比丘、温水に浴して不淨を泄せり。彼悔心を生ぜり：乃至：「汝、如何なる心なりしや?」「世尊、われ泄意なし」。「泄意なきものは不犯なり」と。その時一比丘、泄意をもち、温水に浴して不淨を泄せり。彼悔心を生ぜり：乃至：「比丘、汝僧残なり」と。その時一比丘、泄意をもち、温水に浴して不淨を泄さりき、彼悔心を生ぜり：乃至：「比丘、僧残に非ず、偷蘭遮なり」と。

五 その時一比丘、生支に傷を得、薬を塗りて不淨を泄せり。彼悔心を生ぜり：

乃至：「比丘、泄意なきは不犯なり」と。その時一比丘、生支に傷を得、泄意をもち、薬を塗りて不淨を泄せり：乃至：不淨を泄さず。彼悔心を生ぜり：乃至：「比丘、僧殘に非ず、偷蘭遮なり」と。

六 その時一比丘、陰囊を搔きて不淨を泄せり。彼悔心を生ぜり：乃至：「比丘、泄意なきは不犯なり」と。その時一比丘、泄意をもち、陰囊を搔きて不淨を泄せり：乃至：不淨を泄さず。彼悔心を生ぜり：乃至：「比丘、僧殘に非ず、偷蘭遮なり」と。

七 その時一比丘道を行く時、不淨を泄せり。彼悔心を生ぜり：乃至：「比丘、泄意なきは不犯なり」と。その時一比丘、泄意をもち、道を行く時、不淨を泄せり：乃至：不淨を泄さず。「……偷蘭遮なり」と。

八 その時一比丘、膀胱を抑へて小便をなし……一比丘、浴室にて下腹を温めて……一比丘、浴室にて師の脊を洗ひ……一比丘、腿に觸れしめて……〔三事同前〕……偷蘭遮なり」と。

九 その時一比丘、泄意をもちて一沙彌に斯く云へり、「來れ、汝沙彌、我が生支を

握れ」と。かの沙彌その生支を握り、かの比丘不淨を泄せり。彼悔心を生ぜり：乃至：「比丘、汝僧殘なり」と。その時一比丘、眠れる沙彌の生支を把れり、彼不淨を泄せり。彼悔心を生ぜり：乃至：「僧殘に非ず、突吉羅なり」と。¹¹⁸

一〇 その時一比丘、泄意をもち、腿にてその生支を抑へ不淨を泄せり：乃至：泄さず。彼悔心を……「偷蘭遮なり」と。その時一比丘、泄意をもち、拳にて生支を抑へて……泄意をもち、空中に腰を動かして不淨を泄せり：乃至：不淨を泄さず。彼悔心を生ぜり……「偷蘭遮なり」と。

一一 その時一比丘、身を立ち上げて……泄意をもちて身を立ち上げ不淨を泄す：乃至：不淨を泄さず……「偷蘭遮なり」と。

一二 その時一比丘、欲意に驅られ、女人の生支を憶念して不淨を泄せり。彼悔心を生ぜり：乃至：「比丘、僧殘に非ず。然れども、諸比丘、欲意に驅られて女人の生支を憶念すること勿れ、憶念するものは突吉羅なり」と。

一三 その時一比丘、泄意をもちて鍵穴に生支を入れ不淨を泄せり：乃至：泄さず。彼悔心を生ぜり：乃至：「比丘、僧殘に非ず、偷蘭遮なり」と。

一四 その時一比丘、泄意をもちて、木片にて生支に觸れ不淨を泄せり：乃至：不淨を泄さず。彼悔心を……「偷蘭遮なり」と。

一五 その時一比丘、流に向ひて浴し、不淨を……〔三事同前〕……「偷蘭遮なり」と。
一六 その時一比丘、水遊びをなし……一比丘、水中に走りて……一比丘、花遊びをなし……一比丘、蓮叢中を走りて、不淨を……〔三事同前〕……「偷蘭遮なり」と。

一七 その時一比丘、泄意にて砂中に生支を入れて不淨を泄せり：乃至：不淨を泄さず。彼悔心を生ぜり……「偷蘭遮なり」と。その時一比丘、泄意にて泥中に生支を入れて不淨を泄せり：乃至：不淨を泄さず。彼悔心を……「偷蘭遮なり」と。その時一比丘、生支に水をそゝぎ不淨を泄せり……〔三事同前〕……「偷蘭遮なり」と。その時一比丘、泄意にて、臥床に生支を觸れて不淨を泄せり：乃至：不淨を泄さず。彼悔心を……「偷蘭遮なり」と。その時一比丘、泄意をもちて、拇指にて生支に觸れ不淨を泄せり：乃至：不淨を泄さず。彼悔心……「偷蘭遮なり」と。

第一僧殘竟る

註①初殘 原語 *ādisesa*にしてこの罪に對する羯磨は初 (*ādi*) の別住より後 (*sesa*) の復權に至るまで僧によりてなされ、多人或は一個人のなす所に非ざるが故に僧殘僧初殘と云ふとの意なり。但し僧殘とは梵本に *sāṅghāvāśa* (*sāṅgha-avāśa*) とあるを譯せるものにして巴利語の嚴密なる譯にはあらざるも今漢譯の慣用語を用ひしなり。漢譯には僧殘とは僧によりて矯正すべき餘地あるもの、即ち比丘としての生命が尙残るものと解す(波羅夷に對す)。

②自己身中の受觸せる (*ajjhattam upādinnarāpe*) 佛音の註に「自己の手等の如き身支にて」とあり。自己身中のいづれかに觸れられて泄すなり。

③佛音は「受觸せるもの」とは他人の手等にして受觸せざるものとはターラ樹の穴の如きものとす。

第二僧殘

一一一 その時、佛世尊は舍衛城祇樹給孤獨園に在しき。時に長老優陀夷^{ウダイ}は阿蘭若に住せり。この長老の精舎は、優美華麗にして、中央に内室ありて四面に房を圍らし、好く臥床、坐床、褥、枕を設け、好く飲食を調へ、好く室内を掃灑せり。「かくして衆多の人、長老優陀夷の精舎を見んとて來れり。一婆羅門も其の婦を伴ひて、

長老優陀夷の處に到り、長老にかく云へり、「我等は大徳の精舎を觀んと欲す」と。
「婆羅門、然らば見るべし」とて、鍵をとり錠を開き、戸を開きて精舎中に入りぬ。
かの婆羅門も長老優陀夷の後より入り、その婦も亦婆羅門の後より入りぬ。時
に優陀夷、一窓を開き、窓を閉ぢつゝ、室内を處々遊歩して、彼の婦の後に到り、そ
の身の處々に觸れたり。時に彼の婆羅門は、長老優陀夷と共に揖語を交はして
行けり。かくて婆羅門は歡喜し讚歎の語を放てり、「是の如き阿蘭若に住する
沙門釋子は高貴のものなり、優陀夷尊師も、是の如き阿蘭若に住する高貴のもの
なり」と。かく云へる時、かの婦は婆羅門に云へり。「如何でか彼に高貴あらん、汝
¹²⁰の我が身分に摩觸するが如く、この沙門優陀夷も我が身分に摩觸す」と。

時にかの婆羅門は譏嫌非難せり、「これ等沙門釋子、慚愧なく持戒なく、虛言をな
す。彼等は實に法行者寂靜行者・梵行者・眞實語者・持戒者・善法者なりと自ら公言
し、而も彼等に沙門法なく、梵行なく、彼等の沙門行は破れ、彼等の梵行は破る。彼
等にはいづこに沙門行あり、彼等にはいづこに梵行ありや、彼等は沙門行より離
れたるものなり。如何ぞ沙門優陀夷は我が婦の身分に摩觸するや。實に貴姓

の婦人・娘童女・義妹・侍女は僧園・房舍に行くこと能はず。若し彼等到れば、かの沙門釋子によりて汚濁せらるべし」と。

二 諸比丘は婆羅門の譏嫌するを聞けり。諸比丘の中、少欲なるもの譏嫌せり、如何ぞ長老優陀夷は女人と身相觸るゝや」と。かくてかの諸比丘、世尊にこの由を白せり。時に世尊は此の因縁によりて、比丘僧伽を集めしめ、長老優陀夷に問ひ給へり、「優陀夷、汝實に女人と身相觸れたるや」と。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給へり、「痴人、汝の行は適法ならず、隨順行に非ず、威儀に非ず、淨行に非ず、沙門行に非ず、爲すべからざる所なり。汝愚人、如何ぞ女人と身相觸るゝや。愚人、我種々の方便もて、離欲の爲に法を説きて、具欲の爲には非ず：乃至：欲熱の靜止の爲に説けるなり。愚人、こは未信者をして信せしめ：乃至：諸比丘、汝等當に是の如く學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も欲情を起し、變心よりして女人と身相觸れ或は手を捉へ、
或は髮を捉へ或は何れかの身分に觸るれば僧殘なり」と。

二一一 「何れの」とはいかなるものをも：乃至：。

「比丘」とは：乃至：これこの所に於て意味する比丘なり。

「欲情を起し」とは欲念に驅られ、樂欲し戀著するを云ふ。

「變心」とは情欲變心、惡心變心、迷亂變心あり。こゝに意味する變心は、情欲變心なり。

「女人」とは人女にして夜叉女・餓鬼女・畜生女に非ず、「人女は始生の女人をも云ふ況んや長大なるをや。

「ど」とは共になり。

「身相觸る」とは猥褻行爲なり。

「手」とは肘より爪先までを云ふ。

「髮」とは純髮或は糸にて束ねる髮、或は華鬘髮或は金銀にて裝飾せる髮、或は眞珠髮或は寶珠髮なり。

「身分」とは手及び髮を除き餘の身分を云ふ。

二 足摩、重摩、順摩、逆摩、下、舉、牽、推、抱、捉抱、捉、捺摩。

〔捉摩〕とは漸く觸るゝ程度なり。

「重摩」とは處々に觸るゝなり。

「順摩」とは下におろすなり。

「逆摩」とは上にあぐるなり。

「下」とは下に持ちおろすなり。

「舉」とは上へ持ち上ぐるなり。

「牽」とは牽きまはすなり。

「推」とはおすなり。

「抱」とは身分を捉へて抱くなり。

「抱捉」とはいづこかを捉ふるなり。

「捉」とは漸く捉ふる程度なり。

「捺摩」とは漸く觸るゝ程度なり。

「僧殘」とは：乃至：この故に亦僧殘と云ふ。

三一 女人あり、女想にて欲念を起し、比丘若し女人の身と自己の身を捉摩し、重摩し、順摩し、逆摩し、下げ、擧げ、牽き、推し、抱き、捉抱し、捉へ、捺摩せば僧殘なり。女人

人有り、女人なるかを疑ひて欲念を起し、比丘若し女人の身と〔自己の〕身を捉摩し、重摩し……乃至……捉へ、捺摩すれば偷蘭遮なり。女人有り、黄門想にて欲念を起し、若し比丘……偷蘭遮なり。女人有り、男想にて……畜生想にて欲念を起し、比丘若し……偷蘭遮なり。

¹²² 黄門有り、黄門想にて欲念を起し、比丘若し身を……捺摩すれば偷蘭遮なり。黄門有り、疑想にて……男想にて……畜生想にて……女想にて、比丘若し黄門の身を……捺摩すれば突吉羅なり。

男有り、男想にて……疑想にて……畜生想にて……女想にて……比丘若し黄門の身を……捺摩すれば突吉羅なり。

畜生有り、畜生想にて……疑想にて……女想にて……黄門想にて……男想にて……乃至……突吉羅なり。

一根〔章〕

二 二女人あり、二女人に對し女想にて欲念を起し、比丘若し二女人の身に……捺摩すれば二僧残なり。二女人あり、二女人に對し疑想にて……黄門想にて……

……男想にて……畜生想にて……欲念を起し、比丘若し二女人の身に……捺摩すれば二偷蘭遮なり。

二黄門あり、二黄門に對し黄門想にて〔……二偷蘭遮なり。二黄門あり、二黄門に對し、疑想にて……男想にて……畜生想にて……女想にて……〕三突吉羅なり。
二男あり、二男に對し男想にて〔……二突吉羅なり。二男有り、一男に對し疑想……畜生想……女想……黄門想……〕二突吉羅なり。

二畜生あり、二畜生に對し畜生想……〔……疑想……女想……黄門想……男想……〕二突吉羅なり。

三 女人と黄門とあり。兩者女人なりと想ひ欲念を起し、比丘若し兩者の身に……捺摩すれば一僧残、一突吉羅なり。女人と黄門とあり。兩者に疑想にて欲念を起し……一偷蘭遮、一突吉羅なり。女人と黄門とあり。兩者に黄門想にて欲念を起し……二偷蘭遮なり〔……男想：一偷蘭遮、一突吉羅……〕畜生想……一偷蘭遮、一突吉羅なり。

女人と男子とあり。兩者に女想にて欲念を起し……一僧残、一突吉羅なり。

「……疑想……黃門想……男想……畜生想……」一偷蘭遮、一突吉羅なり。

女人と畜生とあり。兩者に女想にて欲念を起し……一僧殘、一突吉羅なり。

「……疑想……黃門想……男想……畜生想……」一偷蘭遮、一突吉羅なり。

黃門と男子とあり。兩者に黃門想にて欲念を起し……一偷蘭遮、一突吉羅なり。 「……疑想……男想……畜生想……女想……」二突吉羅なり。

黃門と畜生とあり。兩者に黃門想にて欲念を起し……一偷蘭遮、一突吉羅なり。 「……疑想……男想……畜生想……女想……」二突吉羅なり。

男子と畜生とあり。兩者に男想にて欲念を起し……一突吉羅なり。 「……疑想……畜生想……女想……」二突吉羅なり。

二根(章)

四 女人に女想にて欲念を起し、比丘若し女人の身と「比丘の」衣とを捉摩……捺摩すれば偷蘭遮なり。二女人に二人女想にて欲念を起し、比丘若し二女人の身と衣とを捉摩……捺摩すれば二偷蘭遮なり。女人と黃門とあり。兩者に女想にて欲念を起し、若し比丘兩者の身と衣とを捉摩し……捺摩すれば一偷蘭遮、一

突吉羅なり。

女人あり、女想にて欲念を起し、比丘若し女人の衣に〔比丘の〕身を摩觸し……捺
觸すれば偷蘭遮なり。二女人……二偷蘭遮なり。女人と黃門……一偷蘭遮一
突吉羅なり。女人あり、女想にて欲念を起し、比丘若し女人の衣に〔比丘の〕衣を摩
觸し……捺觸せば突吉羅なり。二女人……二突吉羅なり。女人と黃門……二
突吉羅なり。

女人あり、女想にて欲念を起し、比丘若し女人の捨物に〔比丘の〕身を觸るれば突
吉羅なり。二女人に二女人想にて欲念を起し、比丘若し二女人の捨物に身を捉
摩すれば二突吉羅なり。女人と黃門とあり、兩者を女人と想ひて欲念を起し、比
丘若し兩者の捨物と身を捉摩すれば二突吉羅なり。

女人あり、女想には欲念を起し、比丘若し女人の捨物に衣を觸るれば突吉羅な
り。二女人に二女人想にて〔…乃至…〕捨物に衣を捉摩すれば二突吉羅なり。女
人と黃門と……二突吉羅なり。

女人に女想にて欲念を起し、比丘若し女人の捨物に〔比丘の〕捨物を觸るれば突

吉羅なり。二人女……二突吉羅なり。女人と黃門と……二突吉羅なり。

比丘句竟る

五 女人あり、比丘女想にて欲念を起す。女人若し比丘の身に身を捉摩し……乃至¹²⁵捺摩する時(比丘)摩觸の意をもちて身を動かし觸樂を受ければ僧残なり。二女人あり、二女人に女想にて欲念を起す。若し女人……捉摩し……受ければ二僧残なり。女人と黃門とあり、兩者に女想にて欲念を起す。兩者若し……捉摩し……受ければ一僧残、一突吉羅なり。

女人あり、女想にて欲念を起す。女人若し比丘の身に(女人の)衣を捉摩し……偷蘭遮なり。二女人あり……二偷蘭遮なり。女人と黃門とあり……一偷蘭遮、一突吉羅なり。

女人あり、女想にて欲念を起す。女人若し比丘の衣に身を捉摩すれば……偷蘭遮なり。二女人……二偷蘭遮なり。女人と黃門と……一偷蘭遮、一突吉羅なり。女人あり、女想にて欲念を起す。女人若し比丘の衣に衣を捉摩すれば……突吉羅なり。二女人……二突吉羅なり。女人と黃門と……二突吉羅なり。

女人あり、女想にて欲念を起す。女人比丘の捨物に身を捉摩す、摩觸の意にて身を動かし觸樂を受ければ突吉羅なり。二女人……二突吉羅なり。女人と黃門……二突吉羅なり。〔……比丘の捨物と衣を……二女人……女人と黃門と……〕二突吉羅なり。

女人あり、女想にて欲念を起す。女人若し比丘の捨物に女人の捨物を捉摩す、比丘摩觸の意にて身を動かし觸樂を受けず、突吉羅なり。二女人……二突吉羅なり。女人と黃門……二突吉羅なり。

六 摩觸の意あり、身を動かして觸樂を受ければ僧殘なり。摩觸の意あり、身を動かして觸樂を受けざれば突吉羅なり。摩觸の意あり、身を動かさず、觸樂を受くるは不犯なり。摩觸の意あり、身を動かさず、觸樂を受けざれば不犯なり。〔捉へられて〕求脫の意にて身を動かし、觸樂を受くるは不犯なり。求脫の意にて身を動かし、觸樂を受けざるは不犯なり。求脫の意にて身を動かさず、觸樂を受けざるは不犯なり。求脫の意にて身を動かさず、觸樂を受けざるは不犯なり。

七 無意者・無念者・不知者・不受樂者・痴狂者・心亂者・痛惱者最初の犯行者は不犯な

り。

四

母、女、妹、妻、夜叉女、黃門、眠女、死女、畜生女、木像女、

強捉、橋道、木船、繩棒、鉢にて押す、敬禮、努むるも觸れざる時。

一 その時一比丘、母を愛慕して母に……女を愛撫して女に……乃至……妹を愛撫して妹に觸れたり。彼悔心を生ぜり、「我、僧残に非ずや」と。世尊にこの由を白せり……乃至……「比丘、僧残に非ず、突吉羅なり」と。

二 その時一比丘、故の妻と身相觸れたり。彼悔心を生ぜり……乃至……「比丘、僧残なり」と。

三 その時一比丘、夜叉女に……黃門に身相觸れたり。彼悔心を生ぜり……乃至……「比丘、僧残に非ず、偷蘭遮なり」と。

四 その時一比丘、眠女に身相觸れたり。彼悔心を生ず……乃至……「比丘、汝は僧残なり」と。……死女に……偷蘭遮なり……畜生女に……突吉羅なり……木像女に……「突吉羅なり」と。

五 その時衆多の女人、一比丘を強ひて捉へ、手を組みて行けり。彼悔心を生ぜ

り：乃至：「比丘、汝受樂せるや」。「世尊、我、受樂せず」。受樂せざるものは無犯なり」と。

¹²⁷六 その時一比丘、女人の渡れる橋を、欲心を起して動かせり。彼悔心を……「突吉羅なり」と。

七 その時一比丘、女人の前方より来るを見て、欲心を起して肩の先にて打てり、彼悔心を……「僧殘なり」と。

八 その時一比丘、女人の乗れる木を……船を欲心を起して動かせり。彼悔心を……「突吉羅なり」と。

九 その時一比丘、女人の持てる繩を、欲心を起して牽けり。彼悔心を……「偷蘭遮なり」と。「……棒を……」

一〇 その時一比丘、女人の欲心を起し、鉢にて女人を押せり。彼悔心を……「偷蘭遮なり」と。

一一 その時一比丘、女人の禮拜する時、欲心を起して足を擧げたり。彼悔心を……「僧殘なり」と。

その時一比丘「我女人を捉へん」とて努めしも觸れず。彼悔心を……「突吉羅なり」と。

第二僧殘竟る

註 ① 臺本の supaṭhitām は suṭṭhapitām とすべきならん。

② 捉摩 (āmasanā) 佛音の註によれば打つが如く觸るゝことにして觸れたる手を動かさぬ即ち撫であると言ふ。

③ 衣 (kāvapatibaddha) 身に著けるもの、即ち衣、持物等なり。

④ 捨物 (nissaggiya) 手或は手に持つものより投げ放ちたるものゝ謂なり。例へば女人の投げたる玉をとるが如きなり。

第三僧殘

一一 その時佛世尊は舍衛城祇樹給孤獨園に在しき。時に長老優陀夷は阿蘭若に住せり。かの長老の房舎は優美華麗なり。其の時衆多の女人、精舍を觀んとてかの園に來れり。時にかの女人等、長老優陀夷の處に到りてかく云へり、「大德、我等は大徳の精舍を觀んと欲す」と。かくて長老優陀夷は、かの女人等に

精舍を見せしめ、彼等の大小便道を語り、好しと云ひ、又惡と云ひ、或は乞ひ、或は又求め、或は又問ひ、反問し、又解し、又教へ、或は又罵れり。かの女人の中、無耻にして墮落せるものは、かの優陀夷と共に談笑戯樂せり。然れども女人中、慎心なる者は逃げ去りて、諸比丘に非難せり。「大德、こは隨順行に非ず、威儀に非ず。我等は我が夫によりても、是の如く云はるゝを欲せず、況んや大德優陀夷によつてをや」と。

二 諸比丘の中、小欲なるもの、譏嫌非難せり。「如何ぞ長老優陀夷は、女人に對して麤惡語をなすや」と。かくて諸比丘は世尊にこの事を白せり。その時世尊は、この因縁によりて比丘衆を集めしめ、長老優陀夷に問ひたまへり、「優陀夷、汝、實に女人に對して麤惡語をなせるや」と。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責したまへり、「愚人、これ適法に非ず、隨順行に非ず、威儀に非ず、沙門行に非ず、淨行に非ず、なすべからざる所なり。汝愚人、何が故に女人に麤惡語をなすや。愚人、我種々の方便もて離欲の爲に法を説きて具欲の爲には非ず：乃至：欲熱の靜止を説けるに非ずや。愚人、これ未信者を信ぜしめ：乃至：諸比丘、汝等當に

是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も、欲情を起し變心よりして女人に麤惡語を以て語るもの、即ち若き男子が若き女子に向ふが如く、姪欲法を含む語をもつて語れば僧残なり」と。

二 「何れの」とはいかなるものをも：乃至：。

「比丘」とは：乃至：これこの所に於て意味せらるゝ比丘なり。

「欲情を起し」とは欲念に驅られ樂欲し戀著するを言ふ。

「變心」とは情欲變心、惡心變心、迷亂變心あり、ここに意味する變心は情欲變心なり。

「女人」とは人女にして夜叉女・餓鬼女・畜生女に非ず、人女の善語・惡語・麤惡語・非麤惡語を知り得る智あるものを云ふ。

「麤惡語」とは、大小便道、姪欲法に關する語なり。

「語る」とは、若者が娘に對し、青年が女子に對し、欲行の男子が欲行の女子に對するが如きを云ふ。

129

「姪欲法を含む」とは姪欲法に關するを云ふ。

「僧殘」とは：乃至：この故に亦僧殘と云ふ。

三一一 二道を語りて好を説き又惡を説き乞ひ、求め、問ひ、反問し、解し、教へ、或は
又罵る。

「好を説く」とは二道を稱説讚歎するなり。

「惡を説く」とは二道を毀訾非難するなり。

「乞ふ」とは我に與へよ、我に與ふるは應しと云ふなり。

「求む」とは汝の母は何時汝を與ふるや、母の父は何時與ふるや、汝の天神は何時
與ふるや、何時善時あるや、何時汝の姪欲法を得るやと云ふなり。

「問ふ」とは汝は汝の夫に如何に與ふるや、愛人に如何に與ふるやと云ふなり。

「反問す」とは汝は實に是の如く、汝の夫に與ふべし、汝の愛人に與ふべしと云ふ
なり。

「解す」とは問はれて、かく與へよ、かく與ふれば汝は夫に寵愛せらるべしと云ふ
なり。

「教ふ」とは問はれずして、かく與へよ、かく與ふれば汝は夫に寵愛せらるべしと云ふなり。

「罵る」とは汝は無形なり、汝は不全形なり、無血者なり、恒出血者なり、恒布者なり、漏出者なり、汝は長嶋なり^①、汝は女黃門なり^②、汝は出兩邊者なり、汝は破根者なり、汝は二根者なりと云ふなり。

二 女人あり、女想にて欲念を起し、比丘若し女人の大便道小便道を語り、その好惡を云ひ……罵れば僧殘なり。二女人あり、二女人想にて欲念を起し、比丘若し二女人の大便道を……二僧殘なり。女人と黃門とあり、兩者を女想にて欲念を起し、比丘若し兩人の大便道を……一僧殘、一突吉羅なり。

三 女人あり、女想にて欲念を起し、比丘若し女人の大小便道を除き、頸より下、脛より上につきて語り、その好惡を云ひ……乃至……罵れば偷蘭遮なり。二女人……二偷蘭遮なり。女人と黃門……一偷蘭遮、一突吉羅なり。

四 女人あり、女想にて欲念を起し、比丘若し女人の頸より上、膝より下について語り、その好惡……突吉羅なり。二女人……二突吉羅なり。女人と黃門……二

突吉羅なり。

五 女人あり、女想にて欲念を起し、比丘若し女人の衣服について語り、その好悪を云ひ……突吉羅なり。二女人……二突吉羅なり。女人と黃門……二突吉羅なり。

六 義の爲に説くもの・法の爲に説くもの・教の爲に説くもの・痴狂者最初の犯行者は不犯なり。

四 赤染、粗多、硬長、種播、道は終りなるべし、篤信、布施により、作業により。

一 その時一女人あり、新染の欽婆羅衣カンバを著けたり。一比丘欲念を生じ、かの女人にかく云へり、「妹、實に汝の赤染血よ」と。かの女解せずして「然り、大德、新染の欽婆羅衣なり」と云へり。彼悔心を生ぜり、「我、僧殘には非ずや」と。世尊にこの由を白せり、「比丘、僧殘に非ず、突吉羅なり」と。

二 その時一女人あり、粗毛の欽婆羅衣を著けたり、……かく云へり、「妹、實に汝の粗毛よ」と。かの女解せずして「大德、然り、粗毛の欽婆羅衣なり」と云へり。彼悔心を……「突吉羅なり」と。

三 その時一女人、新縫の衣を著けたり……かく云へり、「妹、實に汝の毛多し」と。かの女解せずして、大德、然り、新縫の欽婆羅衣なり」と云へり。彼悔心を……「突吉羅なり」と。

四 その時一女人、硬毛の欽婆羅衣を著けたり……かく云へり、「妹、汝の硬毛よ」と……「然り、大德、硬毛の欽婆羅衣なり」と……「突吉羅なり」と。

五 その時一女人、外衣を著けたり……かく云へり、「妹、汝の長毛よ」と……「大徳、然り、外衣なり」と……「突吉羅なり」と。

六 その時一女人、田圃に種子を播きて歸れり。一比丘欲心を起して、かの女人にかく云へり、「妹、汝に種は播かれたり」と。かの女人解せずして、「然り、大徳、我等に播き直されたり」と云へり。彼悔心を生ぜり：乃至：「比丘、僧殘に非ず、突吉羅なり」と。

七 その時一比丘、前道に來る一出家女を見、欲心を起して、かの女にかく云へり、「妹、汝の道は終りとなりしや」と。かの女解せずして、「然り比丘、汝は〔これより〕入るべし」と云へり。彼悔心を……「偷蘭遮なり」と。

八 その時一比丘欲心を起して一女人にかく云へり、「妹、汝は篤信者なり、然れども汝の夫に與ふるものを我等に與へざるなり」と。「大德、そは何ぞ?」「姪欲法なり」と。彼悔心を……「僧殘なり」と。

九 その時一比丘欲心を起して、一女人にかく言へり、「妹、汝は篤信者なり。然れどもかの最上の布施を我等に與へず」と。「大德、何物か最上施なる?」「姪欲法なり」と。彼悔心を……「僧殘なり」と。

一〇 その時一女人作務を作せり。一比丘欲心を起し、彼の女人にかく云へり、「妹、立て、我なすべし」と;乃至;「妹、坐せ、我なすべし」と;乃至;「妹、臥せ、我なすべし」と;乃至;「彼の女人解せず。彼悔心を……「突吉羅なり」と。

第三僧殘竟る

註①無形 animittā 女根の無きものなり、次の不全形(nimittamattā)とは根の不完全なるものなり。

②恒布者とは dhuvacola を譯せり。註によれば恒に布を以て小便道を塞ぎ血の出ぬ様にせる者なり。

③長幡 (sikharanī) 菩提見律の譯語による。註によれば根長くそばだち外に出るなり。

④出兩邊者(vepurisika) 善見律の譯語をとる。善見律によれば、女根中に肉長く出で毛有り兩道合する者なりと。

⑤義の爲に説くもの (attapurekkhārassa) 註によれば、藏語の含まるゝ句の意義を説き、その註釋をなし、或はそれを讀誦するものなり。

⑥法の爲に説くもの (dhammapurekkhārassa) 藏語の含まるる經律を説き、或は讀誦する者なり。

⑦教の爲に説くもの (anusāsanapurekkhārassa) 無根者、兩根者等に、來世はかくの如く生れざる様、精進し善事を行ふべし等と説法する者なり。以上の如く義法・教を先とし、これを敬重して説くものは不犯なり。

第四僧殘

一一一 その時佛世尊は舍衛城祇樹給孤獨園に在しき。時に長老優陀夷は舍衛城に檀越を有し多くの家々に來往せり。時に一寡婦の端麗美貌なるあり。その時長老優陀夷は、晨朝下衣を著け外衣と鉢とをしてかの女人の家に到り、設けの座につけり。時にかの女人、長老優陀夷の處に到りて敬禮をなし、一方に坐せり。一方に坐し已れるかの女人に、長老優陀夷は説法をなして教示訓誡し、¹³²

踊躍歡喜せしめたり。時にかの女人は優陀夷の説法によりて……歡喜せしめられ、長老優陀夷にかく云へり、「大德、欲する所を云ひ給へ。我等は大德に捧げ得ん、即ち衣服・飲食・房舍・病資具なる薬湯の中より」と。「妹、かの衣服・飲食・房舍・病資具なる薬湯の如きは、我等に獲難きものに非ず、されば我等に獲難きものを與へよ」。「大德、そは何ぞや?」「姪欲法なり」。「大德、欲するや?」「妹、欲するものなり」。「大德、來りたまへ」とて幽室に入り、衣をかゝげて床上に仰臥せり。時に優陀夷は彼の女人に近づきて「誰かこの不淨臭處に觸れん」とて唾吐して去れり。時にかの女人、譏嫌非難せり、「これ等沙門釋子は、慚愧なく惡行をなし虛妄を言ふ。彼等は實に法行者・寂靜行者・梵行者・眞實語者・持戒者・善法行者なりと自ら説く。而も彼等には沙門法なく、梵行なし。彼等は沙門行を破り、梵行を破り、沙門法を離れ、梵行を離る。何ぞ沙門優陀夷は、自ら我に姪欲法を求めて、「誰かこの不淨臭處に觸れんや」とて唾吐して去るや。何ぞ我に惡あらん、何ぞ我に惡臭あらん、我、何によりて遣棄せらるるや」と。他の女人も亦譏嫌非難せり、「これ等沙門は……何ぞ沙門優陀夷は、實に自らかの女の姪欲法を求めて、「誰かこの不淨

臭處に觸れんや」とて唾吐して去るや。何ぞこの女人に悪あらん、何ぞこの女人に悪臭あらん、何が故にこの女人は遣棄せらるゝや」と。

133

二 諸比丘この女の譏嫌非難するを開けり。彼の諸比丘中、少欲のもの譏嫌非難せり、「何ぞ長老優陀夷は、女人の前にて自己の爲の愛欲供養を讚嘆するや」と。かくて諸比丘は世尊にこの由を白せり。世尊はこの因縁によりて比丘衆を集めしめ、長老優陀夷に問ひ給へり、「優陀夷、汝、實に女人の前にて自己の爲の愛欲供養を讚嘆せるや」。「世尊、實なり」。佛世尊は呵責し給へり、「愚人、汝の行は適法に非ず隨行順に非ず威儀に非ず沙門行に非ず淨行に非ず、爲すべからざる所なり。愚人、汝、何ぞ女人の前にて自己の爲の姪欲供養を讚嘆するや。愚人、我、種々の方便もて、離欲の爲に法を説きて具欲の爲に非ず：乃至：欲熱の靜止を説けるに非ずや。愚人、これ未信者をして信ぜしめ：乃至：諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も、欲情を起し變心によりて女人の前にて自己の爲の姪欲供養を讚嘆して言はん、「妹、我の如き持戒者・具善法者・梵行者に、この法に

よりて供養する者は供養中の第一なり」とて姪欲法に結びつくれば僧殘なり」と。

二 「いづれの」とは：僧殘三の二を見よ：蠱惡語非蠱惡語を知り得る智あるものを云ふ。

「女人の前にて」とは女人の隣り、女人の近くに於てなり。

「自己の爲の姪欲」とは自己の爲の姪欲、自己の爲の因、自己の爲の意志、自己の爲の供養を云ふ。

「こは第一なり」とは、こは第一なり、こは最上なり、こは最勝なり、こは最善なり、こは最頂なりと云ふなり。

「者」とは刹帝利女、或は婆羅門女、或は吠舍女、或は首陀女なり。

「我の如き」とは、或は刹帝利、或は婆羅門、或は吠舍、或は首陀なり。

「持戒者」には、殺生を離れ、偷盜を離れ、虚言を離れたるものなり。

「梵行者」とは、不淨行より離れたるものなり。

「具善法者」とは、かの持戒梵行によりて善法者たるものなり。

「この法によりて」とは、姪欲法によりてなり。

「供養す」とは、人を喜ばしむるなり。

「姪欲法に結びつくれば」とは、姪欲法に關係せしむればなり。

「僧殘」とは、乃至この故に亦僧殘と云ふ。

¹³⁴
三一一 女人あり、女想にて欲念を起し、比丘若し女人の前にて、自己の爲に姪欲供養を讚嘆すれば僧殘なり。二女人に二女人想にて……二僧殘なり。女人と黃門に共に女想にて……一僧殘、一突吉羅なり。

二 衣服・飲食・房舍・病資具たる藥湯をもつて供養せよと云ふと、痴狂者、最初の犯行者は不犯なり。

四 不妊女は如何にして、子を得る、愛樂、幸福なる、何を與ふべき、何を以て供養せん、如何にして善趣に趣かん。

一 その時一不妊女、檀越比丘にかく云へり、「大德、我如何にして妊を得るや」と。「然らば妹、第一布施をなすべし」。「大德、何物か第一布施なる」。「姪欲法なり」と。彼悔心を……「僧殘なり」と。

二 その時不姪女、檀越比丘にかく云へり。「我如何にして子を得るや」と。「然らば、妹、第一布施をなすべし」と。「大德、何物か第一布施なる」。「姪欲法なり」と。彼悔心を……「僧殘なり」と。

三 その時一女人、檀越比丘にかく云へり、「大德、我、如何にして我が夫に愛樂さるるや」と……「大德、如何にして我幸福とならん」。「然らば妹、第一布施をなすべし」……「僧殘なり」と。

四 その時一女人、檀越比丘にかく云へり、「大德、我大德に何を與ふべきや」と。「妹、第一布施を與ふべし」。「大德、何物か第一布施なる」。「姪欲法なり」。彼悔心を……「僧殘なり」と。

五 その時一女人、檀越比丘にかく云へり、「大德、我何を以て大德に供養せん」と。「妹、第一布施をもつてすべし」。「大德、何物か第一布施なる」……「僧殘なり」と。

六 その時一女人、檀越比丘にかく云へり、「大德、我如何にして善趣に趣かん」と。「妹、然らば第一布施をなせ」。「大德、何物か第一布施なる」……「僧殘なり」と。

第四僧殘竟る

註①自己の爲の婬欲供養(attakāmāpāricaryā)佛音の註にattano athāyā kāmāpāricaryāとあるによればこの語はatta+kāmāpāricaryāと見るべく今これによれり。リスデギッヅも戒本の譯に“ministration to himself”とす。但し佛音は又attakāma+pāricaryāとも見らるとす。梵本戒本にてはātmāna (ātmāna) kāyapāricaryānとあり、「自己の身を以ての供養」とし漢譯律にも十誦律は「以身供養」とす。この義より推せば寧ろ「自己の婬欲を以て供養す」と見るべとなり。又kāmaはkāyaとすべきか。

第五僧殘

一一一 その時佛世尊は舍衛城祇樹給孤獨園に在しき。時に長老優陀夷は舍衛城に檀越を有し、多くの家々に來往せり。そこで彼は未婚の男子或は童女を見、男子の父母の前には童女を讚嘆せり「某家の童女は端麗美貌にして有智・怜憫勤勉なり、かの童女は此の家の男子に適するものなり」と。父母かく云へり、「大德、彼等は我等の何人なるや、或は何家のものなるやを知らず。若し大德與へしめば、我等かの童女をこの兒に娶るべし」と。童女の父母の前には男子を

讃嘆せり、某家の男子は端麗美貌にして有智怜憐勤勉なり、この童女こそ彼の男子に適するものなりと。彼等はかく云へり「天徳、彼等は我等の何人なるや、或は何家のものなるやを知らず、我等如何でか童女の爲に婚事をなさん。大徳若し乞はしめば、我等この童女を彼の男子に與へん」と。彼かくの如き方便もて嫁娶婚姻をなさしめたり。

二 その時、一村主の寡婦に一女ありて、端麗美貌なりき。村外の邪命外道の俗弟子等、かの婦の處に到りて斯く云へり「天姉、この女を我が子に與へたまへ」と。彼女は斯く云へり「諸賢、われ汝等が何人にして何家のものなるやを知らず。」この我が一人娘は、村外に行くべきや、我與へず」と。諸人かの邪命弟子に斯く云へり、「諸賢、汝等何が故に來りしや」と。「諸賢、こゝに我等某村主婦に到りて、その女を我等が男に乞へり。かの婦かく云へり、諸賢、われ汝等が何人にして、何家のものなるやを知らず、この我が一人娘は村外に行くべきや、我與へず」と。「諸賢、汝等は誰人に彼の村主婦の女を乞ひしや。諸賢、宜しく優陀夷に云ふべきなり、優陀夷は與へしむべし」と。

かくて彼の邪命弟子等は、長老優陀夷の許に到りて斯く云へり、「大德、こゝに我等は某と名づくる村主婦に……我は與へず」と。願はくは、大德、彼の婦の女を我等が子に與へしめ給へ」と。かくて優陀夷は彼の婦の許に到りて斯く云へり、「何が故に彼等に女を與へざるや」と。「大德、われ彼等が何人にして何家のものなるやを知らず、此の我が一人娘は、村外に行くべきや、我は與へず」。「彼等に與へよ、われ彼等を知る」。「大德、若し大德知らば、我與ふべし」。かくてかの婦は、かの邪命弟子にその女を與へたり。

三 かくてかの邪命外道の俗弟子等、かの女を連れ去り、一月は嫁事を作さしめしが、その後は婢事をなさしむ。かくて彼女はその母の許に使を送れり、「我實に困苦にして樂を得るなし。一月は嫁事をなさしめ、その後は婢事をなさしむ。母よ來りて我をつれ歸りたまへ」と。かくてかの婦は、かの邪命弟子の許に到りて斯く云へり、「諸賢、汝等この女に婢事をなさしむること勿れ、嫁事をなさしめよ」と。彼等かく云へり、「我等の嫁娶の事は汝となせるに非ず、我等の嫁娶は沙門となせるなり。汝行け、我等はそを知らず」と。かくて彼女はかの邪命弟子に恥

かしめられ、再び舍衛城に歸れり。

彼女は再び母に使を送れり。「我は實に困苦にして樂を得るなし。一月は嫁事をなさしめ、その後は婢事をなさしむ。母よ、來りて我を¹³⁷つれ歸りたまへ」と。かくて彼の村主婦は長老優陀夷の許に到りて斯く云へり。「大德、わが女は困苦にして樂を得るなし。一月は彼の女に嫁事をなさしめ、その後は婢事をなさしむとの事大德、告げたまへ。汝等この女に婢事をなさしむること勿れ、嫁事をなさしめよ」と。かくて優陀夷はかの邪命弟子の處に到りてかく云へり。「諸賢、この女に婢事をなさしむること勿れ、嫁事をなさしめよ」と。彼等かく答へたり。「我等の嫁娶は汝となせるに非ず、村主婦となす所なり、汝は沙門たるべし、沙門は煩勞せずしてよき沙門たるべし、汝去れ我等はそを知らず」と。かくて優陀夷はかの邪命弟子に恥かしめられて再び舍衛城に歸れり。

三度彼女は母に使を送れり。「我は困苦す……つれ歸りたまへ」と。再びかの婦は優陀夷の所に到り……「大德、告げたまへ……せしめよ」と。「最初に我もかの外道弟子に恥かしめられたり、姉、行きたまへ、我は行かず」と。

四 その時かの婦は非難譏嫌せり、我が女、その惡姑舅主夫によりて困苦し、樂を得ることなきが如く、かくの如く大德優陀夷にも困苦あり樂を得ること無かれかし」と。かの女も亦譏嫌非難せり、「われ惡姑舅主夫の爲に困苦し樂を得ざるが如く、大德優陀夷にも困苦あり樂を得ること無かれかし」と。他の女人も亦、その姑舅主夫に満足せざるものはかく呪詛せり、我等が惡姑舅主夫の爲〔：乃至：〕樂を得ることなれかし」と。然れども諸女人中、その姑舅主夫に満足せる者はかく祈願せり、我等好き姑舅主夫によりて幸福快適なる如く、大德優陀夷も亦幸福快適ならんを」と。

五 諸比丘、或女人の呪詛し、或女人の祈願するを聞けり。彼等の中、少欲のもの譏嫌非難せり、「何ぞ長老優陀夷は媒介をなすや」と。かくて諸比丘はこの由を世尊に白せり。世尊この因縁によりて比丘僧を集めしめ、長老優陀夷に問ひ給へり、「優陀夷、汝實に媒介をなせるや」。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給へり、「愚人、何ぞ汝、媒介を行ふや。愚人、こは未信者をして信ぜしめ：乃至：諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も、媒介を行へば〔即ち或は女人に男子の意中を、或は男子に女人の意中を告げ或は夫婦たらしめ、或は情人たらしむれば、僧殘なり〕と。

二一一 その時、衆多の賭者、園中に遊樂して、遊女の許に使を送れり。「來れ、我等園中に遊樂せん」と。彼女言へり、「諸賢、我汝等の何人なるや、何家のものたるやを知らず、我には多くの用物、多くの資具あり、然るに我、市外に行くべきや、我は行かず」と。かくてかの使、この由をかの賭者に語れり。かく告げられし時、或人かの賭者にかく言へり、「諸賢、汝等何人にかの遊女を求めしや。諸賢、宜しく優陀夷に言ふべきなり、優陀夷は來らしむべし」と。かく言はれたる時、一優婆塞かの人に云へり、「賢者、かく云ふこと勿れ、かくの如きをなすは沙門釋子に適はしきことに非ず、大德優陀夷はなさるべし」と。かく云はれて「なすべし」、「なさるべし」と云ふことを賭とせり。

かくてかの賭者等は、長老優陀夷の所に到りて斯く云へり、「天德、こゝに我等は園中に遊樂し、某甲遊女に來れ、我等園中に遊樂せん」とて使を送れり。彼女かく云へり、「我等が何人にして、何家のものなるやを知らず。我には多く

の用物、多くの資具あり、而も市外に行くべきや、我行かず」と。願はくは、大徳、かの遊女を來らしめ給へ」と。かくて長老優陀夷は、かの遊女の許に到りて斯く云へり、「汝何が故にかしこに到らざるや」と。「大徳、我は彼等が何人にして……我は行かず」。「彼等の許に行け、我は彼等を知る」。「大徳若し知れば我は行くべし」と。かくて彼等賭者は、かの遊女を伴ひて園中に行けり。

二 その時かの優婆塞は譏嫌非難せり。「何ぞ大徳優陀夷は、一時の媒介をなすや」と。諸比丘はかの優婆塞の譏嫌非難するを聞けり。比丘中、少欲なるもの譏嫌非難せり、「何ぞ長老優陀夷は、一時の媒介をなすや」と。かくて彼の諸比丘、世尊にこの由を白せり。「優陀夷、汝實に一時の媒介をなせるや」。「世尊、實なり」。佛世尊は呵責し給へり：乃至：愚人、汝何ぞ一時の媒介をなすや。愚人、こは未信者をして信せしめ：乃至：諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も媒介を行へば〔即ち〕或は女人に男子の意中を、或は男子に女人の意中を告げて、或は夫婦たらしめ、或は情人たらしめ、たとへ一時〔の關

係者となすと雖も僧殘なり」と。

三 「いづれの」とはいかなる者をも乃至:

「比丘」とは:乃至:これこの所に意味さる、比丘なり。

「媒介を行ふ」とは、或は女人に遣はされて男子の許に至り、或は男子に遣はされて女人の許に至るなり。

「或は女人に男意を」とは、男子の意中を女子に告ぐるなり。

「或は男子に女意を」とは、女人の意中を男子に告ぐるなり。

「或は夫婦たらしむ」とは、夫妻たらしむるなり。

「或は情人たらしむ」とは、情夫妻たらしむるなり。

「一時と雖も」とは、一時的妻たらしむるなり。

「僧殘」とは:乃至:この故に亦僧殘と云ふ。

四一一 十種の女人あり、即ち母護、父護、父母護、兄護、姉護、宗親護、姓護、法護、自護、罰護なり。

護なり。

十種の婦あり、即ち買得、樂住、雇住、衣物住、水得、銀得、婢取、執作、與旗婦、暫婦なり。

二 「母護」とは母が保護監督し支配するものなり。

「父護女」とは父……ものなり。

「父母護女」とは父母……ものなり。

「兄護女」とは兄……ものなり。

「姉護女」とは姉……ものなり。

「宗親護女」とは宗親……ものなり

「姓護女」とは宗族……ものなり。

「法護女」とは同法人……ものなり。

「自護女」とは内室に連れ込まれ、これ我が女なりとし乃至は花束をもちて圍まれたるものなり。

¹⁴⁰ 「罰護女」とは、何人か杖を立て、この女に到る者はそれに應ずる罰杖(を興ふ)となすものなり。

三 「買得婦」とは、財物により買ひて住せしむるなり。

「樂住婦」とは、愛人が愛人を住せしむるなり。

「雇住婦」とは、物を與へて住せしむるなり。

「衣物得婦」とは、衣物を與へて住せしむるなり。

「水得婦」⁽¹⁾とは、水鉢に觸れて住せしむるなり。

「鎌得婦」⁽²⁾とは、鎌を取り去りて住せしむるなり。

「婢取婦」⁽³⁾とは、婢たり又婦たるなり。

「執作婦」⁽⁴⁾とは、作務者にして又婦たるものなり。

「與旗婦」⁽⁵⁾とは、捕慮として取り来れるものなり。

「暫得婦」⁽⁶⁾とは一時的婦なり。

四 男子、比丘を遣はし、天德、往きて某母護女に語れ、「汝、某の買得婦たれ」と。

(比丘若し)自ら他語を受け、往いて彼に語り、彼の語を受けて還りて報すれば僧残なり。男子、若し比丘を……[某父護女に語れ]……[某罰護女に語れ]……僧残なり。

摘要句

男子、比丘を遣はし、天德、往きて某母護女と某父護女に言へ、「汝等、某の買得婦たれ」と。語を受け……僧残なり。男子……某母護女と某父母護女に……某母

護女と某罰護女に……僧殘なり。

分斷章

男子……某父護女と某父母護女に……某父護女と某母護女に……僧殘なり。

省略せる結合章根

男子……某罰護女と某母護女に……某罰護女と某自護女に……僧殘なり。

一根章竟る

かくの如く二根も三根も乃至九根もなさるべし。これ十根法なり——

男子、比丘を遣はし、大德、往きて某母護女と某父護女と……某罰護女に語れ
たれと……僧殘なり。

買得女章竟る

五 男子、比丘を遣はし、大德、往きて某母護女に語れ、汝某の樂住婦たれ：乃至
：雇住婦：乃至：暫得婦たれ」と。語を受け……僧殘なり。

¹⁴¹ 男子、比丘を〔……〕某母護女と某父護女と……某罰護女とに語れ……暫住婦た
れと。語を受け……僧殘なり。

暫住婦章竟る

六 男子比丘を遣はし、大德、往きて某母護女に語れ「汝、某の買得婦たれ」と。比丘若し語を受け、他に語り、還りて報すれば僧殘なり。男子……樂住婦……乃至……雇住婦……暫住婦たれと……僧殘なり。

摘要句

これ十根法なり——

男子比丘を遣はし、大德、往きて某罰護女に語れ「汝、某の買得婦と樂住婦と……暫住婦たれ」と……僧殘なり。

七 男子比丘を遣はし、大德、往きて某母護女に語れ「汝、某の買得婦たれ」と……僧殘なり。

「……」某母護女と某父護女とに語れ、「汝等、某の買得婦と樂住婦たれ」と……僧殘なり。「……」某母護女と某父護女と某父母護女とに語れ、「汝等、某の買得婦と樂住婦と雇住婦たれ」と……僧殘なり。是の如く兩者の増進をなすべし。

男子比丘を遣はし、大德、往きて某母護女、某父護女……某罰護女に語れ、「汝等、

某の買得婦、樂住婦……暫住婦たれと……僧殘なり。

兩邊増大章竟る

八 男子の母、比丘を遣はし：乃至：男子の父、比丘を遣はし：乃至：男子の父母、比丘を遣はし（：乃至：兄……姉……宗親……同姓……）男子の同法人、比丘を遣はし：乃至：

九 母護女の母、比丘を遣はし、天德、往きて某女に語れ「某の買得婦たれと……僧殘なり。母護女の母、比丘を遣はし、天德、往きて……」樂住婦：乃至：暫住婦たれと……僧殘なり。

これ十根法なり——

摘要句

母護女の母、比丘を遣はし、天德、往きて某女に語れ「某の買得婦、樂住婦……暫住婦たれ」と。……僧殘なり。

一〇 父護女の父、比丘を遣はし：乃至：父母護女の父母、比丘を遣はし：乃至：兄護女の兄、比丘を遣はし：乃至：（姉護女の姉……宗親護女の宗親……同姓

護女の同姓……法護女の同法人……自護女を所有せる人、比丘を遣はし……乃至
 : 罷護女の杖を立てたる人、比丘を遣はし、天德、往きて某女にかく語れ、「汝、某の
 買得婦たれ」と……「某の買得婦と樂住婦と……暫住婦たれ」と……僧殘なり。
 一一 母護女、比丘を遣はし、天德、往きて某に語れ「我某の買得婦たるべし」と……
 : 僧殘なり。母護女……「樂住婦たるべし」と……乃至……「暫住婦たるべし」と……僧殘
 なり。

摘要句

罰護女、比丘を遣はし、「大德、往きて某に語れ、「われ某の買得婦と樂住婦……暫
 住婦たるべし」と。比丘語を受け、他に語り、還りて報せば僧殘なり。

全根章句竟る

一二 語を受け他に傳へ還報するは僧殘なり。語を受け他に傳へ還報せざる
 は偷蘭遮なり。語を受け他に傳へ還報するは偷蘭遮なり。語を受け他
 に傳へず還報せざるは突吉羅なり。語を受けず他に傳へ還報するは偷蘭
 遮なり。語を受けず他に傳へ還報せざるは突吉羅なり。語を受けず他に

傳へず還報するは突吉羅なり。語を受けず他に傳へず還報せざるは不犯なり。

一三 男子、數多の比丘に命ず、「大德、往きて某女に傳言せよ」と。全比丘、語を受け他に傳へ還報す。全比丘僧殘なり。男子……「傳言せよ」と。全比丘、語を受け他に傳へ、「比丘還報す。全比丘僧殘なり。男子……「傳言せよ」と。全比丘、語を受け、一比丘、他に傳へ、全比丘還報す。全比丘僧殘なり。男子……「傳言せよ」と。全比丘、語を受け、一比丘、他に傳へ、「比丘還報す。全比丘僧殘なり。

一四 男子、比丘に命ず、「大德、往きて某女に傳言せよ」と。語を受け他に語り還報す、僧殘なり。男子比丘に命ず、「大德、往きて某女に傳言せよ」と。語を受け他に語り弟子をして還報せしむ、僧殘なり。男子、比丘に……「傳言せよ」と。語を受け弟子をして傳へしめ自ら還報す、僧殘なり。男子、比丘に……「傳言せよ」と。語を受け弟子をして傳へしむ弟子傳言し他人に還報す、兩者偷蘭遮なり。

一五 往く時語を受けて傳へ、歸る時報ぜず、偷蘭遮なり。往く時語を受けず、歸る時語を受けて報ず、偷蘭遮なり。往く時語を受けて傳へ、歸る時語を受けて報

ず、僧殘なり。

一六 僧の爲塔の爲病人の爲に事務をもちて往くと痴狂者最初の犯行者は不犯なり。

五 眠女、死女外出、非女、女黃門、爭をなせるを和解す黃門を媒介す。

¹⁴⁴一 その時一男子、一比丘に命ぜり、「大德、往いて某女に語れ」と。彼往きて諸人に問へり、「某女は何處に在りや」と。天德、眠ると。彼悔心を生ぜり、我、僧殘に非ずや」と。世尊にこの由を白せり。「比丘、僧殘に非ず、突吉羅なり」と。

二 その時一男子一比丘に命ぜり、「大德、往いて某女に語れ」と。比丘往きて人に問へり、「某女は何處にありや」と。天德、死せり」と。乃至、「大德、外出せり」と；乃至、「大德、非女なり」と；乃至、「大德、女黃門なり」と。彼悔心を……突吉羅なり」と。

三 その時或女人、その夫と争ひて母の家に行けり。檀越比丘「[その]和解をなせり。彼悔心を生ぜり；乃至；「比丘、離婚せられたるものなりや」。[世尊、然らず]。[比丘、離婚せられざるものに於ては不犯なり」と。

四 その時一比丘、黃門に於て媒介をなせり。彼悔心を生ぜり「われ僧殘に非ずや」と。世尊にこの由を白せり。「比丘、僧殘に非ず、偷蘭遮なり」と。

第五僧殘竟る

註 ① 婦事を作さしむ (*suṇīśābhogaṇa bhūñjīṁśu*) 註によれば食事をこしらへる等の家事をもつて遇せしなり。

② 婦事を作さしむ (*dāśībhogaṇa bhūñjānti*) 田を作らしめ或は掃除をなさしめ、水を汲ましむる等に驅使し、婢事を以て遇するなり。

③ よき沙門。臺本に *surnano* あるも、シヤム版に *sussamāṇo* とし、巴利善見律も亦然り。故に今これによる。沙門はかくの如き愛欲の事に關係せずしてあるべしとの意なり。

④ 水得婦 (*odapattakīṇī*) 註によれば共に水鉢をとりて水を手に灌ぎての水和合無離なれと言ひて共に誓をなし、夫婦となることにして最も正當なる結婚式なるべし。

⑤ 鎏得婦 (*obhatacumbarī*) 註によれば薪取等の如く鎔を (*cumbāṭa* 頭當) 頭上に置き、恒に物を載せる女の環を取りて擲げ去り「汝來りて我が家に住し我が婦となれ」と云ひて婦とするなり。

⑥ 往く時云々 佛音の註によりてかく譯す。

第六僧殘

一一一 その時、佛世尊は王舍城迦蘭陀竹林園中に在しき。時に阿羅毘^{アーラギ}の諸比丘、共に乞ひて房舎を作らしめ、無主にして自己の爲にし、限量なく而もそれ等は終る所なかりき。彼等は乞求極めて多くして住せり。「汝等、人を與へよ、汝等、工人を與へよ、牛を與へよ、車を與へよ、斧を與へよ、斤を與へよ、鋤を與へよ、鍬を與へよ、鋸を與へよ、蔓草を與へよ、竹を與へよ、們^{シモ}叉草を與へよ、婆婆^{ババ}草を與へよ、草を與へよ、土を與へよ」と云へり。諸居士この乞求に惱まされ、諸比丘を見ては恐れ驚き奔り、或は道をかはし、或は顔をそむけ、或は戸を閉じ、牛を見るも比丘なりと謂ひて奔り走れり。

時に長老大迦葉、王舍城にて安居をなし已り、阿羅毘に向ひて發ち、漸々に遊行して阿羅毘に到れり。そこにて長老大迦葉は阿羅毘邑なるアッガーラワ^{アッガーラワ}寺中に住せり。時に長老大迦葉晨朝下衣を著け上衣と鉢とを持し、乞食の爲に阿羅毘邑に入れり。諸居士は長老大迦葉を見、恐れ驚きて奔り、又は道をかはし、或は

又顔をそむけ、戸を閉じたり。かくて長老大迦葉は阿羅毘邑に行乞し已り、食後行乞より歸りて諸比丘に語れり。「友、もとこの阿羅毘は豊饒にして食を得易く、施與の食によりて活くること容易なりき。然るに今この阿羅毘は、飢餓にして食得難く、施與の食によりて活くること容易に非ず。友、何の因縁によりてこの阿羅毘は、飢餓にして食得難く、施與の食によりて活くること容易に非ざるや」と。その時諸比丘、長老大迦葉にこの事を告げたり。

二 時に世尊、王舍城にて隨意に住し給ひ、阿羅毘に遊行に發ち、漸々に遊行して阿羅毘邑に達し給へり。そこにて世尊は阿羅毘なるアッガーラワ寺中に住し給へり。時に長老大迦葉は世尊の所に到り、世尊に敬禮をなして一方に坐し、坐し已りて長老大迦葉は世尊にかの由を白せり。その時世尊はこの因縁によりて比丘僧を集めしめ、阿羅毘の諸比丘に問ひ給へり、「諸比丘、汝等實に共に乞ひて房舎を作らしめ、無主にして自己の爲にし、限量をくゝもそれ等は終る所なきや。汝等は彼等に乞求する所極めて多く、汝等人を與へよ……牛を見るも比丘なりと謂ひて奔り去るや」と。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給へり、何ぞ汝等愚

人、共に乞ひて房舎を作らしめ……それ等は終る所なく、汝等は彼等に……多く汝等人を與へよ……土を與へよ」と云ふや。愚人、これ未信者をして信ぜしめ：乃至：呵責し給ひて說法し諸比丘に語り給へり。

¹⁴⁶ 三 諸比丘、過去世に二兄弟仙人、恒河の邊に住せり。時、摩尼健大と名づくる龍王、恒河を渡りて弟仙人の所に到り、蟠局を以て七里に彼を圍繞し、頭上に大なる鎌首をなして立てり。諸比丘、その時弟の仙人、かの龍を怖れて形體枯瘦、顔貌憔悴して脈管悉く現はれたり。兄仙人は弟仙人の形體枯瘦、顔貌憔悴脈管悉く現はれたるを見て、彼にかく云へり、「汝、何が故に形體……現はるゝや」と。「尊者、

こゝに龍王摩尼健大恒河を渡りて我が所に來り、蟠局を以て七重に我を圍繞し、頭上に大なる鎌首をなして立つ。かの龍を怖れて、われ形體……なり」。「汝、彼の龍王の來らざるを欲するや」。「尊者、我かの龍王の來らざるを欲す」。「汝、かの龍の何物をか見るや」。「尊者、われ龍の頸に寶珠の裝飾を見る」。然らば汝かの龍王にかの摩尼を乞へ、我に摩尼を與へよ、我摩尼を欲す」と。

時に龍王摩尼健大恒河を渡りて弟仙人の所に到り一方に立てり。一方に立

てる龍王に、弟仙人はかく云へり、「我に摩尼を與へよ、我摩尼を欲す」と。諸比丘、この時摩尼健大龍王は「比丘は摩尼を乞ひ、比丘は摩尼を欲す」とて直ちに行けり。再び龍王摩尼健大恒河を……到れり。弟仙人は遙かに龍王を見、彼にかく云へり、「我に摩尼を與へよ、我摩尼を欲す」と。その時龍王は「比丘摩尼を乞ひ摩尼を欲す」とてそこより引き返せり。諸比丘、三度龍王は恒河を渡れり。弟仙人は龍王の恒河を渡るを見るや、龍王にかく云へり、「我に摩尼を與へよ、我摩尼を欲す」と。諸比丘、その時龍王摩尼健大、弟仙人に頌をもつて説けり――

我が豊饒なる飲食は

皆この摩尼を因として出づ

そを汝に與へず、汝は是過求の人

復汝の庵に來らす

若者が石にて磨ける剣を手にする如く

珠を乞ひて我を脅かす

そを汝に與へず

汝は是過求の人

我復汝の庵に來らず

諸比丘、その時龍王摩尼犍大は「比丘摩尼を乞ひ、摩尼を欲す」とて立ち去り、それより失せ去りて再び來らざりき。

時に弟仙人、美しきかの龍を見ざるにより、更に形體羸瘦、顔貌憔悴し脈管悉く現はれたり。兄仙人は弟仙人の更に形體……現はるを見て、弟仙にかく云へり、「汝何が故に更に形體……現はるゝや」と。「尊者、我かの美しき龍王を見ざるが爲に、更に形體……現はるゝなり」と。時、兄仙人は弟仙人の爲に頌を説けり——乞はざれ、その人の愛好を望まば

過求は怨憎となる

龍は梵士によりて摩尼を乞はれて

爾來現はれずして去れり

諸比丘、實に彼の畜生にも乞求は喜ばれず、況んや人に於てをや。

四 諸比丘、昔一比丘、雪山邊の一深林に住せり。かの深林の近くに、大なる深

池ありき。時に大鳥群、日中にはかの池にて食をあさり、夜はかの深林に行きて住せり。諸比丘、時に彼の比丘、鳥群の鳴亂に逐はれ、我が所に來りて敬禮し、一方に坐せり、坐し已れるかの比丘に、「我かく云へり、比丘、諸事便安なりや、食得易きや、長路を旅して來り疲れざるや汝は何處より來りしや」と。「世尊、諸事便安なり、世尊、食得易く長路旅して來るも疲れず。世尊、雪山邊に大深林あり、その深林の近くに大深池あり、大鳥群ありて日中は彼の池に食をあさり、日没に至りてかの深林に到りて住す。世尊、我かの鳥群の鳴亂に逐はれて、彼處より來れり」。「比丘、汝、かの鳥群の來らざるを欲するや」。「世尊、我かの鳥群の來らざるを望む」。然らば、比丘、汝、かしこに行き、かの深林に入りて夜の初刻に三度唱言せよ。この深林中に住する限りの衆鳥、我が言を聞け、われ翼を欲す、汝等各々我に翼を與へよと。夜の中刻にも……乃至……夜の後刻にも……與へよと。

かくて諸比丘、かの比丘、かの深林中に入りて、夜の初刻に三度唱言せり、「この深林中に……與へよと。夜の中刻にも……夜の後刻にも……與へよ」と。時に彼の衆鳥「比丘は翼を乞ふ比丘は翼を欲す」とてかの深林より去り、そこより失せ

て復來らざりき。比丘、彼の畜生にすら乞求は喜ばれず、況んや人間に於てを
や」と。

五 諸比丘、昔良家の子、^ヲ賴吒婆羅の父、賴吒波羅に偈を説けり――

彼の衆をば我知らず、賴吒婆羅

〔而も彼等我に集まりて乞ふ

汝は〔我が子なるに〕

何が故にか我に乞はざる

乞求者は喜ばれず

乞求を與へざれば憎を致す

この故に我汝に乞はず

我に怨憎ある勿れ、と。

〔諸比丘、實に彼の賴吒波羅は良家の子にして、己が父にかく云へり。況んや
〔他人の〔他人に對するをや。〕

六 諸比丘、諸居士の聚財は、集め難く又護り難きものなり。こゝに愚人、汝

等實に是の如き集め難く護り難き聚財に於て、乞求極めて多くして住し、汝等人を與へよ、工人を與へよ、牛を與へよ〔：乃至：地を與へよ〕と云ふ。愚人、こは未信者を信ぜしめ：乃至：諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

若し比丘自ら乞ひて房を作るに無主にして自の爲にする時は量の如く造るべし。こゝにその量とは、長さ十二佛擗手[。]内廣七擗手なり。諸比丘を將みて作處を指示せらるべし。この諸比丘によりて無難處有行處に作處が指示せらるべし。若し比丘有難處無行處の作處に於て、自ら乞ひて房を造り、或は諸比丘を將みて作處を指示せられず、或は量を過せば僧殘なり」と。
二一一「自ら乞ひて」とは、自ら人、工人、斧、車、鉈、手斧、斧、鋤、鑿：乃至：草土を乞ひてなり。

「房舍」とは、内部を塗れるものあり、或は外部を塗れるあり、或は内外を塗れるものあり。

「造るに」とは自ら造り、或は人に造らしむるなり。
「無主にして」とは、他に何人も、或は男或は女或は居士或は出家の施者なきなり。

「自らの爲に」とは自己の爲になり。

「量の如く作るべし、こゝにその量は長さ十二佛揃手」とは、外側の量につきて云ふ。

「内廣七揃手」とは、内側の量につきて云ふ。

二、「諸比丘を將ゐて作處を指示せらるべし」とは、房舎を作る比丘、房舎の作處を乞ふ時、僧中に至り偏袒右肩し、長老比丘の足を拜し、蹴跪合掌してかく云ふへし。
諸大德、我自ら乞ひて房舎を作らんとし、無主にして自の爲にす。諸大德、
我今僧に作處の檢視を乞ふと。

二度乞ふべし。三度乞ふべし。若し全僧伽作處を檢視すること能はば、全僧伽により檢視を得べし。若し全僧伽作處を檢視すること能はざる時は、その中にあり、聰明堪能にして、有難處無難處有行處無行處を知る比丘に乞ひて認可を得べし。諸比丘、是の如く認可すべし。聰明堪能なる一比丘、僧に唱言すべし。

大德僧聽きたまへ。この某甲比丘、自ら乞ひて房舎を作らんとし、無主にして自の爲にす。彼、僧に作處の檢視を求む。若し僧、時機可ならば、僧某甲某

甲比丘に、某甲比丘の作處を檢視するを許し給へ。白是の如し。

大德僧聽きたまへ。この某甲比丘……を求む。僧某甲某甲比丘に某甲比丘の作處を檢視するを許す。諸大德中、某甲某甲比丘に、某甲比丘の作處を檢視するを忍ずるものは默然し、忍ぜざるものは說きたまへ。

僧已に某甲某甲比丘に、某甲比丘の作處を檢視するを認可し已る。僧は認ず。この故に默したまふ。この事を我是の如く了解すと。

かの認可せられし比丘、かしこに行きて作處を檢視し、有難處無難處有行處無行處を知るべし。若し有難處無行處なれば、こゝに作る勿れと言ふべし。若し無難處有行處なれば、僧伽に無難處有行處なりと告ぐべし。かの作房比丘は僧伽に到り、偏袒右肩し、長老比丘の足下を禮し、踴跪合掌してかく云ふべし。

諸大德、我自ら乞ひて房舍を作らんことを望む、無主にして自の爲なり。

諸大德、我僧に作處の指示を求むと。

二度乞ふべし。三度乞ふべし。聰明堪能の一比丘、僧に唱言すべし。

大德僧聽きたまへ。この某甲比丘、自ら乞ひて房舍を作らんとし、無主にし

て自の爲にす。

彼僧に作處の指示を求む。若し僧時機可ならば、僧某甲比丘に作處を指示せん。白是の如し。

大德僧聽きたまへ。この某甲比丘……乞む。僧某甲比丘に作處を指示す。諸大德中、某甲比丘に作處を指示するを忍ずるものは默然し、忍ぜざるものには説きたまへ。僧某甲比丘に作處を指示し已る。僧は忍ず……了解すと。

三「有難處」とは或は蟻子の住處あり、或は白蛾の住處あり、或は鼠の住處、蛇の住處、蝎の住處、百足の住處、象の住處、馬の住處、獅子の住所、虎の住處、豹の住處、熊の住處、蠶狗の住處あり、これ等のいづれかの畜生の住處を云ふ。七穀の生ずる處あり、或は七菜の生ずる處あり、或は屠殺場ある處、或は刑場ある處、墓所ある處、園地ある處、或は王地、象屋、馬屋、監獄、酒屋、獄所、車道、四辻、集會所ある處、幕ある處あり、これを難處と云ふ。

「無行處」とは、牛車の如きにて廻轉し得ず、四周梯にて廻轉し得ざる處、これを無行處と云ふ。

「無難處」とは、蛾子の住所に白蛾の住處……幕ある處に非ざる、これを無難處と云ふ。

「有行處」とは、牛車にて……梯にて廻轉し得る、これを有行處と云ふ。

四 「自ら乞ふ」とは、自ら乞ひて「人を……土を與へよ」と云ふなり。

「房舍」とは、内部を塗れるもの、或は外部を塗れるもの、或は内外を塗れるものあり。

「造り」とは自ら造り、或は人に造らしむるなり。

「或は諸比丘を將ゐて作處を指示せられず或は量を過せば」とは、白二一羯磨びやくに一羯磨こんまによりて作處を指示せられずして長さ或は廣さをたとへ毛髮程も量を過して造り或は造らしむれば所作ごとに突吉羅にして⑥最後の一泥團未だ塗られざる時は偷蘭遮、その泥團を塗り已れば僧殘なり。

「僧殘」とは：乃至：この故に亦僧殘と云ふ。

三一一 比丘、房舍を造るに作處を指示せられず、有難處無行處になす、一僧殘、二突吉羅なり。比丘、房舍を造るに作處を指示せられず、有難處有行處になす、一僧

殘、一突吉羅なり。比丘、房舍を造るに、作處を指示せられず、無難處無行處になす、一僧殘、一突吉羅なり。比丘、房舍を造るに、作處を指示せられず、無難處有行處になす、一僧殘なり。

比丘、房舍を造るに、作處を指示せられ、有難處無行處になす、一突吉羅なり。比丘、房舍を造るに、作處を指示せられ、有難處有行處になす、一突吉羅なり。比丘、房舍を造るに、作處を指示せられ、無難處無行處になす、一突吉羅なり。比丘、房舍を造るに、作處を指示せられ、無難處有行處になす、無犯なり。

二 比丘、房舍を造るに、過量にして、有難處無行處になす、一僧殘、一突吉羅なり。
比丘、房舍を造るに、過量にして、有難處有行處になす、一僧殘、二突吉羅なり。比丘、房舍を造るに、過量にして、無難處無行處になす、一僧殘、一突吉羅なり。比丘、房舍を造るに、過量にして、無難處有行處になす、一僧殘なり。

比丘、房舍を造るに、適量にして、有難處無行處になす、二突吉羅なり。比丘、房舍を造るに、適量にして、無難處無行處になす、一突吉羅なり。比丘、房舍を造るに、適量にして、有難處有行處になす、一突吉羅なり。比丘、房舍を造るに、適量にして、無難處有行處になす、一突吉羅なり。

難處有行處になす不犯なり。

三 比丘、房舎を造るに、作處を指示せられず、過量にして、有難處無行處になす、二僧殘、二突吉羅なり。比丘、房舎を造るに、作處を指示せられず、過量にして、有難處有行處になす、二僧殘、一突吉羅なり。比丘、房舎を造るに、作處を指示せられず、過量にして、無難處無行處になす、二僧殘、一突吉羅なり。比丘、房舎を造るに、作處を指示せられず、過量にして、無難處有行處になす、二僧殘なり。

153 四 比丘、房舎を造るに、作處を指示せられ適量にして、有難處無行處になす、二突吉羅なり。比丘、房舎を造るに、作處を指示せられ、適量にして、有難處有行處になす、一突吉羅なり。比丘、房舎を造るに、作處を指示せられ、適量にして、無難處無行處になす、一突吉羅なり。比丘、房舎を造るに、作處を指示せられ、適量にして、無難處有行處になす、不犯なり。

五 比丘命ず「汝等我が房舎を造れ」と。彼の房舎を造るに、作處を指示せられず、有難處無行處になす、一僧殘、二突吉羅なり……彼の房舎を造るに、作處を指示せられ、適量にして、無難處有行處になす、不犯なり。

六 比丘命じて去る汝等我が房舎を造れと。而も作處を指示せられ、無難處有行處たれと命ぜず、彼の房舎を造るに作處を指示せられず、有難處無行處になす。一僧殘・二突吉羅なり……作處を指示せられ、無難處有行處になす、不犯なり。

七 比丘命じて去る汝等我が房舎を造れと。而も適量にして、無難處有行處たれと命ぜず、彼の房舎を作るに過量にして、有難處・無行處になす、一僧殘・二突吉羅なり……適量にして、無難處有行處になす、不犯なり。

八 比丘命じて去る汝等我が房舎を造れと。而も作處を指示せられ、適量にして、無難處有行處たれと命ぜず、彼の房舎を造るに作處を指示せられず、過量にして、有難處無行處になす、二僧殘・二突吉羅なり……作處を指示せられ、適量にして、無難處有行處になす、不犯なり。

九 比丘命じて去る汝等我が房舎を造れと。亦命ず、作處を指示せられ、無難處有行處たるべしと。彼の房舎を造るに作處を指示せられず、有難處無行處なり。彼聞く、「我が房舎造らるゝに作處を指示せられず、有難處無行處なり」と。彼の比丘自ら行き、或は使を遣はして「作處を指示せられ、無難處有行處たるべし」と云ふ

べし。若し自ら行かず、或は使を送らざれば突吉羅なり。比丘命じて……房舎を造るに、作處を指示せられず、有難處有行處たり。彼聞く……使を遣はして、作處を指示せられ、無難處たるべし」と云ふべし。若し……使を送らざれば突吉羅なり。比丘命じて……作處を指示せられ、有行處たるべし」と……乃至……作處を指示せらるべし」と……乃至……「無難處有行處たるべし」と……乃至……「無難處たるべし」と……乃至……「有行處たるべし」と……突吉羅なり。……(彼の房舎を)造るに、作處を指示せられ、無難處有行處なれば不犯なり。

一〇 比丘命じて去る汝等我が房舎を造るべし」と。又命ず「適量にして、無難處有行處なるべし」と。彼の房舎を造るに、過量にして、有難處無行處なり。彼聞く「我が房舎作らるゝに過量にして、有難處無行處なり」と。彼の比丘自ら行き、或は使を遣はして「適量にして、無難處有行處たるべし」と……乃至……「有行處たるべし」と……乃至……不犯なり。

一一 比丘命じて去る汝等我が房舎を造れ」と。又命す「作處を指示せられ、適量にして、無難處有行處たるべし」と。彼の房舎を造るに、作處を指示せられず、過量

にして、有難處無行處たり、彼聞く……不犯なり。

一二 比丘命じて去る、「汝等我が房舎を造れ」と。又命ず「作處を指示せられ、無難處有行處たるべし」と。彼の房舎を造るに、作處を指示せられず、有難處無行處なり、造房者、三突吉羅なり；乃至；有難處有行處なり、造房者、二突吉羅なり；乃至；無難處無行處なり、造房者、二突吉羅なり；乃至；無難處有行處なり、造房者、一突吉羅なり；作處指示せられ、有難處無行處なり、造房者、二突吉羅なり；乃至；有難處有行處なり、造房者、一突吉羅なり；乃至；無難處無行處なり、造房者、一突吉羅なり；乃至；無難處有行處なり、不犯なり。

一三 比丘命じて去る、「汝等我が房舎を造れ」と。又命ず「適量にして、無難處有行處たるべし」と。比丘命じて去る、「汝等我が房舎を造れ」と。又命ず、「作處を指示せられ、適量にして、無難處有行處たるべし」と……不犯なり。

一四 比丘命じて去る、「汝等我が房舎を造れ」と。彼の房舎を造るに、作處を指示せられず、有難處無行處なり。彼若し房舎未だ成らざる時到れば、彼の比丘、かの房舎を他に與ふべく、或は壊して再び造るべし。若し他に與へず、或は壊して再

び造らざれば、一僧殘、二突吉羅なり……比丘命じて去る、汝等我が房舎を作れ」と。
彼の房舎を造り、作處を指示せられ、適量にして、無難處有行處なれば、不犯なり。

一五 自ら作して未だ成ぜざるを、自ら成ぜしむれば僧殘なり。自ら作して未だ成ぜざるを、他人に成ぜしむれば僧殘なり。他人をして作さしめ、未だ成らざるを、自ら成ぜしむれば僧殘なり、他人をして作さしめて、未だ成ぜざるを、他人をして成ぜしむれば僧殘なり。

一六 山窟、小屋、草屋を造る、他人の爲に作る、「自己」の住屋を除き、公衆的のものは
凡て不犯なり、痴狂者、最初の犯行者は不犯なり。

第六 造房僧殘竟る

註① この物語 Jātaka no. 253 (南傳廬第三十一卷、一八頁以下) 參照。

② 已下は頼吒波羅の答なり。五分律にはこの間に羅吒波羅即以偈答の語に入る。

③ 佛揃手 (sugatavidattiyā) 揃手は擘手ともし手にて物をはかるごとに、拇指と長指を張りたる長さ、普通一尺二寸姫周尺とす。而して佛の揃手は常人の二倍なりとするが故に十二佛揃手は二尺八寸八分なり。但し佛音は佛揃手は常人の三倍なりとす。佛揃手の長さにつきては漢譯諸律及び註釋に異説甚だ多く、尙 sugatavidattī を標準の張

手と解する一説あり。リスデギョヅは戒本の英譯にこれを用ふ。

④百ら乞ひて臺本は sanyacakaya とあるも、前の戒文には Sanñacakaya とし、シャム版はこゝにても sanñacakaya とす。

⑤場處及び量につき不法なる房舍を作る時、林より木を運び來らんとて斧を持ち行き、乃至屋を作るに泥を塗る等の動作は、それ／＼突吉羅にして泥を塗るについて言へば、手にて塗る一回毎の泥團は突吉羅にて、最後の二回に於ては、その一を塗れば偷蘭遮更に残りの一を塗り屋を成じ已る時僧殘なり。

第七僧殘

一 その時世尊、憍賞彌國瞿師羅園中ヨーサンビ・ナーラタに在しき。その時長老闡陀の檀越居士、闡陀にかく云へり、「大德、我に精舍地を示したまへ、我、大德の爲に精舍を作らしめん」と。かくて長老闡陀は精舍地を求めて、村人・町人・市人・洲人・國人の奉祀せる一神廟樹を伐らしめたり。諸人は譏嫌非難せり、「如何ぞ沙門釋子は村人……國人の奉祀する神廟樹を伐らしむるや。沙門釋子は一根の生命を傷つく」と。諸比丘、諸人の譏嫌非難するを聞けり。彼等の中、少欲なる比丘、譏嫌非難せり。

「如何ぞ、長老闡陀は村人……國人の奉祀する神廟樹を伐らしむるや」と。時にかの諸比丘、世尊にこの由を白せり。闡陀、汝實に村人……國人の奉祀せる神廟樹を伐らしむるや。『實なり世尊』。佛世尊は呵責し給へり。乃至、「愚人、汝何ぞ神廟樹の村人……國人の奉祀するを伐らしむるや。愚人、人々はかの樹に於て有情の謂をなす。愚人、こは未信者をして信ぜしめ。乃至、「諸比丘、汝等、當に是の如くこの學處を誦すべし——」

若し比丘、大精舍を作るに、有主にして自の爲にす。諸比丘を將ゐて作處を指示せらるべし。かの諸比丘により無難處・有行處に作處が指示せらるべし。若し比丘、有難處無行處の作處に於て大精舍を作り、若しは諸比丘を將ゐて作處を求めざれば僧殘なり」と。

二 「大」とは有主の精舍を云ふ。

「精舍」とは、内部を塗れるあり、外部を塗れるあり。
「作るに」とは、自ら作り或は他に作らしむるなり。

「有主にして」とは、或は男或は女或は在家或は出家の、何れかの施主あるなり。

「自の爲にする」とは自己の爲にするなり。

「諸比丘を將ゐて作處を指示せらるべし」とは、精舍を造る比丘、精舍の作處を乞ひて……〔第六僧殘三・一を見よ〕……云ふべし、「諸大德、我、大精舍を建てんとす、有主にして自の爲にする、諸大德、我今僧に作處の檢視を……これを有行處と云ふ。
「大」とは、有主の精舍を云ふ。

「精舍」とは、内部を塗れるあり、外部を塗れるあり、内外を塗れるあり。

「作り」とは、自ら作り或は他をして作らしむるなり。

「諸比丘を將ゐて作處を求めざれば」とは、白二羯磨によりて精舍の作處を指示せられずして、自ら作り或は他をして作らしむれば、所作ごとに突吉羅にして〔最後の〕一泥團未だ塗らざれば偷蘭遮、その泥團を塗り已れば僧殘なり。

「僧殘とは：乃至：この故に亦僧殘と云ふ。

三一一 比丘、精舍を作るに作處を指示せられず、有難處無行處になす……〔第六僧殘三・一を見よ。過量適量を含む章はこゝにては云はず〕……作處を指示せられ、無難處有行處なれば、不犯なり。

二 比丘命ず、「汝等、我が精舎を作れ」と。彼の精舎を作り作處を指示せられず

……有難處・無行處なり……作處を指示せられ、無難處・有行處なり、不犯なり。

三 比丘命じて去る、「汝等、我が精舎を作れ」と。而も命ぜず、「作處を指示せられ、無難處・有行處なるべし」と。彼の精舎を作り、作處を指示せられず、有難處・無行處なり……作處を指示せられ、無難處・有行處なり、不犯なり。

四 比丘命じて去る、「汝等、我が精舎を作れ」と。又命ず、「作處を指示せられ、無難處・有行處なるべし」と。彼の精舎を作るに作處を指示せられず、有難處・無行處なり。彼聞く、「我が精舎を作られ、作處指示せられず、有難處・無行處なり」と。彼の比丘

自ら行き或は……不犯なり。

五 比丘命じて去る、「汝等、我が精舎を作れ」と。又命ず、「作處を指示せられ、無難處・有行處なるべし」と。彼の精舎を作るに作處を指示せられず、有難處・無行處なり、造舍者、三突吉羅なり……作處を指示せられ、無難處・有行處なり、不犯なり。

六 比丘命じて去る。「汝等、我が精舎を作れ」と。彼の精舎を作り、作處を指示せられず、有難處・無行處なり。彼若し未だ成ぜざるに到れば……作處指示せられ、

無難處有行處なり、不犯なり。

七 自ら作して未だ成ぜざるを……〔第六僧殘三・一五、一六と同じ〕……最初の犯行者は不犯なり。

第七造精舍僧殘竟る

註① 一根 (ekindriya) 草木なり、草木は身根のみ有するが故に一根と言ふ。

158

第八僧殘

一一 その時佛世尊は王舍城迦蘭陀竹林園に在しき、その時長老ダラバマラブダ沓婆摩羅子は、生年七才にして阿羅漢果を證得し、諸聲聞の通達せる所は凡て通達し、彼にはその上に爲すべき所なく、爲せる所に加ふるものなし。時に長老沓婆摩羅子獨り靜處にありて心に是の如き思念起れり。「我生年七才にして阿羅漢果を證得し、諸聲聞の通達せる所は凡て通達し、その上に爲すべき所なく、爲せる所に加ふるものなし。我僧の爲に如何なる奉仕をかなさん」と。かくて長老沓婆摩羅子、かく思惟せり、「我當に宜しく僧の爲に房舍を分ち、請食を配分すべし」と。

二 時に長老沓婆摩羅子、晡時靜處より立ちて世尊の所に到り、到り已りて敬禮し、一方に坐して摩羅子は世尊にかく云へり、「世尊、我靜處にありて……奉仕をなさん。世尊、我かく思惟せり「我當に宜しく僧の爲に房舎を分ち請食を配分すべし」と。世尊、我僧の爲に房舎を分ち、請食を配分せんことを欲す」と。「善い哉、沓婆、然らば汝沓婆、衆僧の爲に房舎を分ち請食を配分すべし」。『畏りぬ、世尊』と長老沓婆摩羅子は世尊に諾へり。

三 時に世尊はこの因縁によりて說法をなし、諸比丘に告げ給へり、「さらば諸比丘、僧は沓婆摩羅子を認可して、分房舍人差次請食人と作すべし。諸比丘、是の如くして認可すべし。初に沓婆は乞ふべし、乞ひて聰明堪能の一比丘僧に唱言すべし——

大德僧聽きたまへ。若し僧時機可ならば、僧は長老沓婆摩羅子を認可して分房舍人差次請食人と作さん。白是の如し。

大德僧聽きたまへ。僧は長老沓婆摩羅子を認可して分房舍人差次請食人と作す。諸長老の中、長老沓婆摩羅子を認可して、分房舍人差次請食人と作

すを忍ずるものは黙し、忍ぜざるものは説きたまへ。

僧は長老沓婆摩羅子を認可して、分房舍人差次請食人と作せり、僧は忍じたまへり……了解す、と。

四 認可せらるゝや長老沓婆摩羅子は同類比丘には同一處に房舍を分配せり。比丘中の誦經者には彼等互に誦經すべく彼等の爲に同一處に房舍を分ち、比丘中の持律者には互に律を決する爲彼等の爲に同一處に房舍を分ち、比丘中の說法者には互に法を論ずる爲彼等の爲に同一處に房舍を分ち、坐禪者には互に妨難せざる爲、彼等の爲に同一處に房舍を分ち、卑語をなし身體強壯に住するものには同一處に房舍を分ち、これによりて彼等は適樂に住せり。亦比丘の中暮に來るものあれば、彼等の爲に火光三昧に入り、その光によりて房舍を分つてり。されど諸比丘の故意に日暮れて來れる者ありて、「我等長老沓婆摩羅子の神通力を見ん」とて、沓婆摩羅子の許に到りてかく云へり、「大德沓婆、我等に房舍を分ち給へ」と。長老沓婆摩羅子は彼等にかく云へり、「長老、何處を望むや我、何處に分たん」と。彼等は故意に遠方を指示せり、「大德沓婆、我等の爲に耆闍崛山

に於て房舎を分て。大徳、我等の爲に盜人嶽に於て房舎を分て。仙人山黒石扇に房舎を分て、毘婆羅山七葉扇に〔：乃至：〕戸陀林蛇鬚洞に〔：乃至：〕ゴーマタ扇に〔：乃至：〕ティンドウカ扇に〔：乃至：〕多浮陀扇に〔：乃至：〕多浮陀園に〔：乃至：〕耆婆伽梨園に〔：乃至：〕曼直林中の鹿園に房舎を分て」と。彼等に對して長老沓婆摩羅子は火光三昧に入り、指頭に火を出して前方にありて行けり。彼等はその光によりて、長老沓婆摩羅子の後に隨ひて行けり。長老沓婆摩羅子は、彼等に是の如く房舎を分てり、「こは臥牀なり、こは臥牀なり、こは褥なり、こは枕なり、こは大便所なり、こは小便所なり、こは飲料水なり、こは用水なり、こは杖なり、こは僧の會議處なり、この時は入るべきなり、この時は出づべきなり」と。長老沓婆摩羅子は、彼等に是の如く房舎を分ちて再び竹林に歸れり。

五 その時に慈比丘と地比丘の徒あり、新入者にして小徳者なる故に、彼等は衆僧中の惡房惡食を得たり。その時王舍城中の諸居士長老は諸比丘に熟酥・テーラ油・添味等の祈願食を供養せんとす。然るに慈比丘・地比丘には屑米飯に酸粥を添えたる普通の食をその能に應じて與へたり。彼等は食後乞食より歸

りて長老比丘に問へり、「尊者、食堂にては師等に如何なるものありしや、師等に如何なものありしや」と。一長老かく云へり、「友、我等に熟酥・テーラ油・添味ありき」と。慈比丘・地比丘は諸比丘にかく云へり、「尊者、我等には何物もなく、屑米飯に酸粥を添えたる常の食、能に應じてありき」と。

六 その時、一善飯居士ありて、衆僧に四種の常施食を供養す。彼食堂に於て、妻子と共に立ちて給侍し、或者には飯を捧げ、或者には汁を捧げ、或者にはテーラ油、或者には添味を捧ぐ。時に一日、翌日の善飯居士の請食は「順序により」慈比丘・地比丘に指定せられたり、この日善飯居士事を以て僧園に來り、長老沓婆摩羅子の所に到り、敬禮して一方に坐せり。坐し已るや長老沓婆摩羅子は、善飯居士に説法をなし教示……歡喜せしめたり。時に善飯長者は長老沓婆摩羅子に説法教示せられ……歡喜して長老沓婆摩羅子にかく云へり、「大德、明日我が家に於ける食は何人に指定せられしや」と。慈比丘・地比丘に指定せらる」と。時に善飯居士は歡喜せず、「如何ぞ惡比丘、我が家にて食するや」と。家に歸りて婢に命ぜり、「明日、受食者來らば、彼に穀倉に席を設け、屑米飯に酸粥を添へて給すべし」

と。『我が主、然すべし』と彼の婢は善飯居士に諾へり。

七 時に慈比丘・地比丘の徒は「友、昨日、善飯居士の請食は我等に指示せられたり。明日、我等に善飯長者、妻子と共に立ちて給侍をなし、或者には飯を捧げ、或者には汁、或者にはテーラ油、或者には添味を捧ぐべし」とて、彼等歡喜して恒の如く夜眠らざりき。

時に慈比丘・地比丘は晨朝下衣を著け上衣と鉢とをして善飯居士の家に到れり。かの婢は慈比丘・地比丘の遠方より来るを見、穀倉に床坐を設け、慈比丘にかく云へり、「大德、坐したまへ」と。

時に慈比丘・地比丘はかく謂へり、「必ずこれ食事未だ成らず、その間我等を穀倉に坐せしむるなり」と。やがて彼の婢は屑米飯に酸粥を添へたる〔麤食〕を持ち來り、「大德、食したまへ」と云へり。「妹、我等は常施食を受くるものなり」。「大德、我はそを知る。然れども我昨日家主に命ぜられたり、「明日受食者來らば、彼等に穀倉に坐を設け、屑米飯に酸粥を添へて給せ」と。大德、食したまへ」と。かくて慈比丘・地比丘は「友、昨日善飯居士、僧園に來り、沓婆摩羅子の許に到れり。

これ必ず我等沓婆摩羅子の爲に、善飯居士の前にて中傷されたるなり」と。彼等は不快に思ひて、豫期の如く食せざりき。

162

時に慈比丘・地比丘は食を已り受食より歸り僧園に到り衣鉢を攝し、門外の倉庫にて、僧伽梨衣に蹲りて坐し、無言にて怒り肩を屈し、首を垂れ悲憤困惑せり。

八 時に慈比丘尼、慈比丘・地比丘の許に到りて、彼等にかく云へり、「我、大德を敬禮す」と。かく云はるゝも慈比丘・地比丘は答へざりき。再び……三度、慈比丘尼は慈比丘・地比丘にかく云へり、「我、大德を敬禮す」と。三度、慈比丘・地比丘は答へず。「我、大德に何の過ありや。何が故に大德、我に答へざるや」。妹、我等かく沓婆摩羅子の爲に惱まさるゝに、汝關心する所無きや」。「大德、我何をなさん」。「妹、汝若し爲さんと欲せば、今日世尊をして沓婆摩羅子を濱滅せしめまつれ」。「大德、我何事を爲さん。我によりて何事をか作し能ふや」。「妹、汝世尊の所に到りてかく云ふべし、「世尊、こは善に非ず、適法に非ず。世尊、恐懼なく惱害なく危難なかるべき處、そこに世尊、恐懼あり惱害あり危難あり。風なかるべき所より風起り、水は火の如し、我實に沓婆摩羅子に犯されたり」と。「然すべし」と。

て慈比丘尼は慈比丘地比丘に應へて、世尊の所に到り、敬禮をなして一方に立て、一方に立ちて慈比丘尼は世尊にかく白せり、「世尊、こは善に非ず……犯されたり」。

九 その時世尊、この因縁によりて比丘僧を集めしめ、杏婆摩羅子に問ひ給へり、「杏婆、汝かの比丘尼の云ふが如くなせるを憶するや」と。「世尊の我を知り給ふ如し」。再び世尊は「乃至」三度世尊は長老杏婆摩羅子にかく云ひ給へり……「知り給ふ如し」。「杏婆、汝の如きはかく答ふべからず。汝若し爲せば爲すと云ふべし、若し爲さざれば爲さずと云ふべし」。「世尊、我生れて已來、曾て夢中にも不淨法を行ぜるを憶せず、況んや覺悟に於てをや」。

その時世尊、諸比丘に告げ給へり、「諸比丘、然らば慈比丘尼を擯滅し〔これを教唆せし〕かの諸比丘を檢問すべし」と。かく曰ひて世尊は立ちて精舎に入り給へり。かくて諸比丘は慈比丘尼を擯滅せり。その時慈比丘地比丘の徒は彼の諸比丘にかく云へり、「諸師、慈比丘尼を擯滅することなかれ、彼の尼に何等の過なし、我等〔杏婆を〕怒り不快に思ひ、擯斥せしめんとて彼の尼を教唆せしなり」と。

「諸師、汝等、長老沓婆摩羅子を無根波羅夷法をもつて誹謗せるや」。「然り、諸師」。
諸比丘の中、少欲なるもの譏嫌非難せり、「如何ぞ慈比丘・地比丘は、長老沓婆摩
羅子を無根波羅夷法をもつて誹謗するや」と。かくて諸比丘、この由を世尊に白
せり。「諸比丘、汝等實に無根波羅夷法をもつて沓婆摩羅子を誹謗せるや」。「實な
り、世尊」。佛世尊は呵責し給へり、「愚人、汝等、如何ぞ無根波羅夷法をもつて沓
婆摩羅子を誹謗するや。愚人、これ未信者を信ぜしめ：乃至：諸比丘よ、汝
等、當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も、他比丘を惡愾不滿にて、無根波羅夷法をもつて誹謗せん。
『恐らく彼をこの梵行より墮せしめ得ん』とて。彼、後時に或は詰問せられ或
は詰問せられずして、その事柄は無根なりとし、比丘瞋恚に住する故なりと
云はゞ僧殘なり」と。

二 「何れの」とはいかなる者をも：乃至：

「比丘」とは：乃至：これこの所にて意味される比丘なり。
「比丘を」とは他の比丘をなり。

「惡憤」とは、怒り不快に思ひ喜ばず憤懣し不満なるを云ふ。

「不満にて」とは、怒り瞋恚により不快に思ひ喜ばざる爲に不満なり。

「無根」とは、見ず聞かず疑念なきなり。

「波羅夷法をもつて」とは、四波羅夷の一をもつてなり。

「誹謗す」とは、非難し或は非難せしむるなり。

〔恐らく彼をこの梵行より墮せしめ得んとて〕とは、比丘法より墮せしめ沙門法¹⁶⁴より墮せしめ戒法より墮せしめ修徳より墮せしめんとてなり。

「後時に」とは、彼の時に於て誹謗し、カナ、ラヤ、ムフッタの時の経過せる時に於けるなり。

「詰問せられ」とは、誹謗せるその事柄に於て詰問せらるゝなり。

「詰問せられずして」とは何等云はれざるなり。

「事柄」とは、四事あり、論事・非難事・罪事・行事なり。

「比丘瞋恚に住する故なり」とは、虚事われによりて云はれたり、妄事われによりて云はれたり、無實われによりて云はれたり、不知を以て、われによりて云はれた

りと云ふなり。

「僧殘」とは：乃至：この故に亦僧殘と云ふ。

三一一 彼の波羅夷法を犯せるを見ずして而も彼を誹謗す、「汝、波羅夷を犯せ
るは我に見られたり。汝は沙門に非ず、釋子に非ず、汝と共に布薩・自恣・僧羯磨を
なさず」と云へば、言々僧殘なり。彼の波羅夷法を犯せりと云ふを聞かずして彼
を誹謗す、「我により聞かれたり……言々僧殘なり。彼の波羅夷法を犯せりと
云ふを疑はずして彼を誹謗す、「我により疑はれたり」……言々僧殘なり。

二 彼の波羅夷法を犯せるを見ずして而も彼を誹謗す、「汝の波羅夷法を犯せ
るは我によりて見られ且つ聞かれたり」……言々僧殘なり。波羅夷法を……彼
を誹謗す……我に見られ、疑はれたり……我に見られ、聞かれ、疑はれたり……言
々僧殘なり。

彼の波羅夷を犯せることを聞かずして彼を誹謗す、「我に聞かれ又疑はれた
り……乃至……我に聞かれ又見られたり……乃至……我に聞かれ、疑はれ、見られたり……
言々僧殘なり。

彼の波羅夷法を犯せるを見、疑はすして彼を誹謗す、「我によりて疑はれ、見られたり：乃至：我により疑はれ、聞かれたり：乃至：疑はれ、見られ、聞かれたり」：言々僧殘なり。

165

三 彼の波羅夷を犯せるを見て彼を誹謗す、「汝の波羅夷を犯せるは我に聞かれたり……我に疑はれたり……聞かれ疑はれたり」……言々僧殘なり。彼の波羅夷を犯せるを聞いて彼を誹謗す、「汝の波羅夷を犯せるは我に疑はれたり：乃至：我に見られたり：乃至：我に疑はれ、見られたり……言々僧殘なり。彼の波羅夷を犯せるを疑ひて彼を誹謗す、「我に見られたり：乃至：聞かれたり：乃至：見られたり、聞かれたり」……言々僧殘なり。

四 彼の波羅夷を犯せるを見、見に於て疑あり、見を確記せず見を憶せず見を忘れ聞に於て疑あり……聞を忘れ、疑に於て疑あり……疑を忘れ彼を誹謗す、「汝の波羅夷法を犯せるは我によりて疑はれ、見られたり：乃至：我によりて疑はれ、聞かれたり：乃至：我によりて疑はれ、見られ、聞かれたり」……言々僧殘なり。

五 彼の波羅夷を犯せるを見ずして彼を誹謗せしむ、「汝の波羅夷を犯せるは見られたり」……言々僧殘なり。不聞にして……不疑にして……。

六 彼の波羅夷を犯せるを見ずして彼を誹謗せしむ、「汝は見られたり、聞かれたり」乃至「見られ、疑はれたり」……見られ聞かれ、疑はれたり」……言々僧殘なり。不聞にして……不疑にして……。

七 彼の波羅夷を犯せるを見て彼を誹謗せしむ、「汝は聞かれたり」乃至「疑はれたり」乃至「聞かれ、疑はれたり」……聞きて……疑ひて……。

八 彼の波羅夷を犯すを見て、見に於て疑あり……疑を忘れて彼を誹謗せしむ「汝は疑はれ、見られたり」乃至「疑を忘れて彼を誹謗せしむ、汝は疑はれ、聞かれたり」乃至「疑を忘れて彼を誹謗せしむ、汝は波羅夷法を……疑はれ見られ、聞かれたり」……言々僧殘なり。

164

四 一 不清淨に於ける清淨の見、清淨に於ける不清淨の見、不清淨に於ける不

清淨の見、清淨に於ける清淨の見。

二 不清淨の人あり、一波羅夷を犯す。若し彼を清淨の見ありて許されずして

擯斥の意にて云ふ、一僧殘、一突吉羅なり。不清淨……許されて擯斥の意にて云ふ、僧殘なり。

不清淨……許されずして叱責の意にて云ふ、一非難語罪と一突吉羅なり。不清淨……許されて叱責の意にて云ふ、非難語罪なり。

三 清淨の人あり、一波羅夷を犯さず、若し彼を不清淨の見にて許されず、擯斥の意にて云ふ、突吉羅なり。清淨の人……許されて擯斥の意にて云ふ不犯なり。

清淨の人……許されず、叱責の意にて云ふ、非難語罪と突吉羅なり。清淨の人……許されて叱責の意にて云ふ、非難語罪なり。

四 不清淨の人あり、一波羅夷を犯す、若し彼を不清淨の見にて許されず、擯斥の意にて言ふ、突吉羅なり。……不犯なり……非難語罪と突吉羅なり……非難語罪なり。

五 清淨の人あり、一波羅夷を犯さず、若し彼を清淨の見にて……一僧殘、一突吉羅なり。……僧殘なり……非難語罪と突吉羅なり……非難語罪なり。

六 清淨の人には不清淨の見を持つもの、不清淨に不清淨の見を持つもの痴狂、最

初の犯行者は不犯なり。

第八無根僧殘竟る

註①慈比丘地比丘 (Mettiyabhummajakā bhikkhu) 佛音の註にはこの二比丘は常に惡事を作す六群比丘の初の二人なりとす。漢譯にては多く慈地比丘とし一人の如くなす。五分律は慈地兄弟と云ふ。

②その事柄云々は原文に amūlakan c'eva tam adhikaranam hoti bhikkhu ca dosam patitthati sam-
ghādisesa あるが下の註釋により且つ梵本戒本に sa adhikaranam bhaved bhikṣus
cānudhvainasyatā doṣe pratished doṣenavocam iti saṅghāvāseṣāḥ あるに依つてかく釋す。

第九僧殘

一一一 その時佛世尊は王舍城迦蘭陀竹林園に在しき。その時慈比丘・地比丘の徒耆闘窟山より下る時、牡抵羊の牡抵羊と行姪せるを見たり、見已りてかく言へり、「友、いざ我等、この牡羊を沓婆摩羅子と名づけ、この牡羊を慈地比丘尼と名づけん。我等かく云ふべし」「諸師、我等先には聞きて沓婆摩羅子を謗ぜり。

然れども今我等、自ら慈地比丘尼と行姪せるを見ると。彼等はかの牡羝羊を杳婆摩羅子と名づけ、かの牝羊を慈地比丘尼と名づけて、彼等諸比丘に語れり、「諸師、前には我等、聞きて杳婆摩羅子を謗ぜり。然れども今我等自ら慈地比丘尼と行姪せるを見る」と。諸比丘かく言へり、「諸師、かく云ふこと勿れ、長老杳婆摩羅子はかくの如きを爲さず」と。かくて諸比丘、この由を世尊に白せり。世尊この因縁によりて比丘僧を集めしめ、長老杳婆摩羅子に問ひ給へり、「杳婆、汝この諸比丘の言ふが如くなせるを憶するや」。「世尊、世尊の我を知り給ふ如し」と。二度世尊は「乃至」三度世尊は、長老杳婆摩羅子にかく曰へり……知り給ふ如し。
「杳婆……覺悟に於てをや」と。その時世尊、諸比丘に告げ給へり、「諸比丘、然らばこの諸比丘を檢問すべし」と。かく曰ひて世尊は立ちて精舍に入り給へり。

二 その時彼の諸比丘、慈比丘、地比丘の徒を檢問せり。諸比丘に檢問せられて彼等は諸比丘にこの事を語れり、「諸師、汝等は異事中の何等かの類似せるのみなる點を取りて、波羅夷法をもつて杳婆摩羅子を誹謗せるや」。「然なり、諸師」と。比丘中、少欲のもの……非難せり、「如何ぞ慈比丘、地比丘は、異事中の……誹謗す

るや」と。その時彼等比丘は、世尊にこの由を白せり。「諸比丘、汝等實に異事中の……誹謗せるや。實なり世尊」。佛世尊呵責し給へり、「愚人、如何ぞ汝等、異事中の……誹謗するや。愚人、こは未信者を信ぜしめ：乃至：諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も、他比丘を惡瞋不満にて異事中の何等かの類似せるのみなる點を取りて波羅夷法をもつて誹謗す、「これにより」恐らく彼をこの梵行より墮せしめ得んとて。彼後時に或は詰問せられ或は詰問せられずして、そは異事にして何等かの類似せるのみなる點の取られたるなり。比丘瞋恚に住する故なりと云はば僧殘なり」と。

二一一「何れの」とは：第八僧殘、二と同じ：不満なり。

二「異事中の」とは、或は罪異事あり、或は事異事あり。

如何が事が事の異事なる。言事は教誠事・犯罪事行事の異事なり。教誠事は……犯罪事は……行事は言事・教誠事・罪事の異事なり。是の如く事が事の異事なるなり。

如何が事が事の同事なる。言事は言事の同事なり、教誠事は教誠事の同事なり、犯罪事は犯罪事の同事なるべく異事たるべし。

如何が犯罪事が犯罪事の同事なる。不淨法波羅夷罪は不與取波羅夷罪・斷人命波羅夷罪・上人法波羅夷罪の異事なり。不與取波羅夷罪は……斷人命波羅夷罪は……上人法波羅夷罪は、不淨法波羅夷罪不與取波羅夷罪・斷人命波羅夷罪の異事なり。これ犯罪事が犯罪事の異事なり。

如何が犯罪事が犯罪事の同事なる。不淨法波羅夷は不淨法波羅夷の同事なり……上人法波羅夷は上人法波羅夷の同事なり、これ犯罪事が犯罪事の同事なるなり。行事は行事の同事なり。是の如く事が事の同事なり。

三「類似せるのみなる點を取りて」とは、類似とは十種の類似あり、種似・名似・種姓似・根似・罪似・鉢似・衣似・和尚似・阿闍梨似・房舍似なり。

¹⁶⁹「種似」とは、刹帝利種の波羅夷法を犯せるを見、他の刹帝利種を見て誹謗す、「刹帝利種は我により波羅夷を犯せるを見られたり、汝は非沙門なり、非釋子なり、汝と共に布薩・自恣・僧羯磨はなさず」と。言々僧殘なり。婆羅門種を見：乃至：吠

奢種を見：乃至：首陀種を見……言々僧殘なり。

「名似」とは佛護を見：乃至：法護を見：乃至：僧護罪を犯せるを見、他の僧護を見て……言々僧殘なり。

「種姓似」^{ゴーネー}とは瞿曇姓を見……目犍連姓^{モフガラーナ}を見：乃至：カツチャーナ姓を見：乃至：バーシッタ姓の波羅夷を犯せるを見、他のバーシッタ姓を見て……言々僧殘なり。

「根似」とは、高き者を見：乃至：低き者を見：乃至：黒き者を見：乃至：白き者の、波羅夷を犯せるを見……言々僧殘なり。

「罪似」とは少罪を犯せるを見て彼を波羅夷罪を以て謗し、「汝は非沙門なり」……言々僧殘なり。

「鉢似」とは、鐵鉢を持する者を見：乃至：布鉢を持する者を見：乃至：スンバ力の鉢を持する者、波羅夷を犯すを……言々僧殘なり。

「衣似」とは糞掃衣者を見：乃至：居士衣を著くる者、波羅夷を犯すを見……言々僧殘なり。

「和尚似」とは某和尚弟子の波羅夷を犯すを見……言々僧残なり。

「阿闍梨似」とは某阿闍梨弟子の波羅夷を犯すを見……言々僧残なり。

「房舍似」とは某房舍の住者波羅夷を犯すを見……言々僧残なり。

四 「波羅夷法をもつて」とは四波羅夷：〔第八僧残二と同じ〕……事諍事なり。

「何等かの類似のみなる點の取られたるなり」とは、彼の部分に對して他の部分が取られたるなり。

「比丘瞋恚に住する故に」とは：〔第八僧残二と同じ〕……この故に亦僧残と云ふ。

三一一 比丘ありて僧殘を犯すを見、僧殘に於て僧殘の見あり、彼を波羅夷罪をもつて謗じ、「汝は非沙門なり……僧羯磨をなさず」と。是の如く犯罪異事ありて類似を取るもこれ言々僧殘なり。

トウラマチャヤ
トウラマチャヤ

比丘ありて僧殘を犯すを見、僧殘に於て偷蘭遮の見あり：乃至：波逸提の見あり：乃至：提舍尼の見あり：乃至：惡作の見あり：乃至：惡說の見あり、彼を……言々僧殘なり。

比丘ありて偷蘭遮を：乃至：波逸提を：乃至：提舍尼を：乃至：惡作を：

乃至：惡說を犯せるを見、惡說に於て惡說の見あり、彼を……言々僧殘なり。比丘ありて惡說を犯せるを見、惡說に於て僧殘の見あり、惡說に於て偷蘭遮・波逸提・悔過・惡作の見あり、彼を……言々僧殘なり。

一々の根を作りて章輪を結成すべきなり。

二 比丘ありて僧殘を犯せるを見、僧殘に於て僧殘の見あり、彼を波羅夷によりて謗ぜしむ、「汝は非沙門なり」……言々僧殘なり。比丘ありて僧殘を犯せるを見、僧殘に於て偷蘭遮の見あり：乃至：惡說の見あり……比丘ありて惡說を犯せるを見、惡說に於て惡作の見あり、彼を……言々僧殘なり。

三 其の罪ありと謂ひて謗じ、又は謗ぜしむると痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

第九僧殘竟る

註① 何等かの類似せるのみなる點 (kincī desam lesamatthām upādāya) 佛音の註に deso ti vā lesamatt' ti vā とあり。善見律五分律に「若しは片若は似片」十誦律に「片若しは似片事」とありて desa と lesamatta を別に譯するも文意上よりかく譯す。リスデギ ッヅは戒本の譯に some point or other of no importance ガーデヤーリは any little thing と譯し四分律にも「片を取る」す。梵本には kacid (sic) eva lesamatrām dharman

とありて巴利文と少しく異なる。因にシャム版はこの所 lesamattām と sesamattām と誤植す。

第十僧殘

一一 その時佛世尊は、王舍城迦蘭陀竹林園に在しき。その時提婆達多は拘迦利迦・迦吒無迦利・鷲陀毘耶子・娑勿陀達の處に到りてかく云へり、「來れ、友、我等沙門瞿曇に對し破僧・破〔法〕輪を爲さん」と。かく云はれて拘迦利は提婆達多にかく答へたり、「友、沙門瞿曇は大神通力者にして威德力者なり、我等如何にして沙門瞿曇に對して破僧・破輪を爲さん」と。「來れ、友、我等世尊の許に到りて五事を乞はん。」尊師、世尊は種々の方便もて、少欲知足・制欲・頭陀行・樂住・減漏・精進を讚歎し給ふ。世尊、此の五法は亦種々の方便もて、少欲知足・制欲・頭陀行・樂住・減漏・精進の爲に勝法となる。願はくは世尊

諸比丘は盡形壽、林住者たるべく、聚落に至るものは罪とせらるべし。

[比丘は盡形壽、乞食者たるべく、請食を受くるものは罪とせらるべし。]

〔比丘は〕盡形壽、糞掃衣者たるべく、居士衣を受くるものは罪とせらるべし。
盡形壽、樹下住者たるべく、覆屋に住むものは罪とせらるべし。

盡形壽、魚肉を食せしめず、魚肉を食するものは罪とせらるべし。
と。此の五事を沙門瞿曇は許さざるべし、我等此の五事をもつて人々に知らしめん。友、我等此の五事によりて、沙門瞿曇に對して破僧・破輪をなすを得べし。
友、實に人々は貧苦の行を信ずるものなる故に」と。

二 かくて提婆達多は、黨友と共に世尊の許に到り、敬禮をなして一方に坐せり、
坐し已りて世尊にかく云へり、「尊師、世尊は種々の方便もて少欲知足……魚
肉を食するものは罪とせらるべし」と。「止めよ、提婆達多、欲するものは林住者
たるべし、又欲するものは聚落に住すべし。欲するものは乞食者たるべし、又欲
するものは請食を受けよ。欲するものは糞掃衣者たるべし、又欲するものは居
土衣を受くべし。提婆達多、我、八箇月の樹下住を許せり。又不見不聞不疑な
る三點清淨の魚肉を〔許せり〕と。

その時提婆達多は「世尊はこの五事を聽し給はず」と甚だ喜びて黨友と共に坐

を立ち、世尊を右繞して禮をなし去れり。かくて提婆達多は王舍城に入り、五事をもつて人々に知らしめたり、「諸賢、我等、沙門瞿曇の許に到り五事を乞へり、「尊師、世尊は種々の方便もて少欲知足……魚肉を食ふものは罪とせらるべし」と。沙門瞿曇はこれを許さず、この我等はこの五事を持して住すべし」と。

三 その時、諸人中、信心なく淨心なく覺すこと難き者はかく言へり、「この沙門釋子等は、頭陀を行じ制欲を行ずる者なり。然るに沙門瞿曇は贊澤者にして贊澤を念とす」と。然れども諸人中、信心あり淨心あり、賢にして智あるものは譏嫌非難せり、「如何ぞ提婆達多は世尊に對して破僧破輪を企つるや」と。諸比丘は彼の諸人の譏嫌非難するを聞けり。諸比丘の中、少欲なるもの……非難せり、「如何ぞ提婆は破僧破輪を企つるや」と。かくてかの諸比丘は、この由を世尊に白せり。「提婆達多、汝實に破僧破輪を企つるや」。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給へり、「愚人、汝如何ぞ破僧破輪を企つるや、愚人、こは未信者をして信ぜしめ……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も、和合僧を破らんと企て、或は破僧に資する事件を取りて

公にして立たんに、彼の比丘は諸比丘によりてかく云はるべきなり、「尊者和合僧を破らんと企て或は破僧に資する事件を取りて、公にして立つこと勿れ。尊者、僧伽と和合すべし。」げに僧伽は和合し相歡びて諍なく、同一教を奉じて安隱に住するなり」と。是の如く彼の比丘、諸比丘によりて告げられ、「尙」その如く固持すれば、彼の比丘は諸比丘によりて三度諫告せらるべしそを捨てしむる爲に。三度諫告せられてそを捨てれば可なり、捨てざれば僧殘なり」と。

二 「いづれの」とは、いかなる者をも：乃至：「比丘」とは：乃至：これこの所に意味さる、比丘なり。

「和合」とは、僧伽同一住にして同一界に立てるなり。

「破らんと企て」とは、如何にして、かの人々を分裂せしめ異ならしめ不和ならしめ得んとて、黨を求める衆を結ぶなり。

「破僧に資する事件」とは、十八破事なり。

「取りて」とは、取り上ぐるなり。

「公にして」とは、説き示すなり。

「立たんに」とは、捨てざるなり。

「彼の比丘」とは、かの破僧比丘なり。

「諸比丘により」とは、見或は聞ける他比丘によりてなり。彼等によりて云はるべし、「尊者、和合僧を破らんと企て、或は破僧に資する事件を取りて、公にして立つこと勿れ。尊者、僧と和合すべし、實に僧伽は和合し相歡びて諍なく、同一教を奉じて安隱に住するなり」と。二度云はるべし：乃至：三度云はるべし：乃至：若し捨つれば可なり、捨てざれば突吉羅なり。「破僧を企つるを聞きて云はざれば突吉羅なり。

彼の比丘、僧中に引かれて云はるべし、「尊者、和合僧を破らんと企て、或は破僧に資する事件を取りて、公にして立つこと勿れ。尊者、僧と和合すべし、實に僧伽は……住す」と。二度云はるべし：乃至：三度云はるべし：乃至：若し捨てれば可なり、捨てざれば突吉羅なり。

彼の比丘、僧中にて諫告さるべし、諸比丘、是の如く諫告さるべし、聰明堪能

の一比丘、僧に唱言すべし —

大德僧聽き給へ。この某甲比丘、破和合僧を企つ。彼かの事を捨てず。若し僧、時機可ならば、僧某甲比丘を、かのことを捨てしむる爲に、諫告せん。これ白なり。

大德僧聽き給へ。この某甲比丘……捨てず。僧某甲比丘を、かの事を捨てしむる爲に、諫告す。諸大德中、某甲比丘に、かの事を捨てしむる爲に、諫告するを忍ずるものは黙し、忍ぜざるものは説き給へ。我二度この事を云はん……乃至……我三度この事を云はん……ものは説き給へ。

某甲比丘僧によりて、かの事を捨つる爲に、諫告され已る。僧忍じ給へり……かく了解す

と。白によりて突吉羅、二羯磨語によりて偷蘭遮、羯磨語の竟りによりて僧残なり。僧残罪のものには白による突吉羅、二羯磨語による偷蘭遮を除く。

「僧殘」とは……乃至……この故に亦僧殘と云ふ。

三一一 法羯磨に法羯磨想にて捨てざれば僧殘なり、法羯磨に疑念あり捨てざ

れば僧残なり、法羯磨に不法羯磨想にて捨てざれば僧残なり。非法羯磨に法羯磨想なるは突吉羅なり、非法羯磨に疑念あるは突吉羅なり、非法羯磨に非法羯磨想なるは突吉羅なり。

- 二 諫告せられざる者、捨てたる者、痴狂、心亂、痛惱、最初の犯行者は不犯なり。
第十破僧竟る

註①十八破事は M. V. (大品) x, 5. 4 参照。

第十ー僧殘

一 その時佛世尊は王舍城迦蘭陀竹林園に在しき。その時提婆達多、破僧破輪を企て、諸比丘かく云へり、「提婆達多は非法語者、非律語者なり、如何ぞ提婆達多は破僧破輪を企つるや」と。

かく云はれし時、拘^{ヨーカリ}迦^カ利^{カタモーラ}迦^{カタモーラ}吒^{カタモーラ}無^{カタモーラ}迦^{カタモーラ}利^{カタモーラ}、騫^{カシマ}陀^{カシマ}毘^{カシマ}耶^{カシマ}子^{サムツガ}娑^{サムツガ}勿^{ダツタ}陀^{ダツタ}達^{ダツタ}はかの諸比丘に云へり、「諸長老、かく云ふこと勿れ、提婆達多は法語者、律語者なり、提婆達多は我等の樂求する所を取りて云ふ、我等の欲する所を知りて言ふ。故にそは我等に

忍可せらる」と。諸比丘の中、少欲なるもの……非難せり、「如何ぞかの比丘は提婆達多の破僧を企つるに伴黨たるや」と。

時にかの諸比丘、世尊にこの由を白せり。

「諸比丘、實に比丘等、提婆達多の破僧を企つるに伴黨たるや」と。世尊、實なり。佛世尊は呵責し給へり、「諸比丘、如何かの愚人提婆達多の破僧を企つるに伴黨たるや。諸比丘、これ未信者を信せしめ：乃至：諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——」

若し比丘等彼の比丘の伴黨たり、若しは一人、若しは二人、若しは三人ありて、彼等かく云はん、「尊者、かの比丘に對して何事も説く勿れ、かの比丘は法語者なり、かの比丘は律語者なり、かの比丘は我等の欲求し喜樂する所を取りて語る我等の欲する所を知りて云ふ〔故に〕我等にそは忍可せらる」と。かの比丘等諸比丘によりてかく云はるべし、「尊者、かく言ふこと勿れ、かの比丘は法語者に非ず、かの比丘は律語者に非ず、尊者等に取りて破僧は歎に非ず、尊者等にとりて僧伽と和合すべきなり、實に僧伽は和合し相歎びて誦

ふことなく同一教を奉じ安隱に住するなり」と。

かの比丘等、諸比丘によりてかく云はるゝも、そを固持せば、かの比丘等は諸比丘によりて、そを捨てしむる爲に三度諫言せらるべし。三度諫言せられてかの法を捨つれば可なり、若し捨てざれば僧殘なり」と。

二 「若しかの」とは「かの破僧比丘の」なり。

「比丘等〔伴黨〕たり」とは、他の比丘等〔伴黨〕たるなり。

「伴」とは、彼この見この忍この樂たり、彼等亦その見忍樂たるなり。

「黨」とは、彼の類の爲に、彼の側の爲に立つものなり。

「若しは一人若しは二人若しは三人」とは、或は一人あり、或は二人三人あるなり。

彼等はかく云はん、「尊者」かの比丘に何事も語ること勿れ、彼の比丘は法語者・律語者なり、彼の比丘は我等の喜樂する所を取りて云ふ、我等の欲する所を知りて語る、故にそは我等に對して忍ぜらる」と。

「彼の比丘等」とは、伴たる諸比丘なり。

「諸比丘によりて」とは、見聞せる他比丘によりてなり。彼等によりて云はるべ

し、「尊者、かく云ふべからず、かの比丘は法語者に非ず、律語者に非ず。尊者等にとりて破僧は歎に非ず、尊者等にとりて僧伽と和合すべきなり。實に僧伽は和合し相歡びて諍ふことなく、同一教を奉じて安隱に住するなり」と。二度云はるべし：乃至：三度云はるべし：乃至：若し捨てれば可なり、若し捨てざれば突吉羅なり。聞きて云はざれば突吉羅なり。

「彼の諸比丘は、僧中に引かれて云はるべし、「尊者等、是の如く云ふべからず、かの比丘は……住するなり」と。二度云はるべし：乃至：三度云はるべし：乃至：若し捨てれば可なり、捨てざれば突吉羅なり。

「彼の諸比丘〔僧中にて〕諫告さるべきなり。諸比丘、是の如く諫告さるべし：聰明堪能なる一比丘に唱言すべし。

大德僧聽きたまへ。某甲某甲比丘等は、某甲比丘の破僧を企つるに伴黨たり、彼等はかの事を捨てず。若し僧時機可ならば僧某甲某甲比丘を諫告せん、かの事を捨てしむる爲に。白是の如し。

大德僧聞きたまへ。某甲……捨てず、僧某甲某甲比丘を、かの事を捨てしむ

る爲に諫告す。諸大德中、某甲某甲比丘を、かの事を捨てしむる爲に諫告するを忍ずるものは黙し、忍せざるものは說きたまへ。我二度この事を云ふ、三度我この事を云ふ……ものは說きたまへ。

僧伽によりて某甲某甲比丘は、かの事を捨つる爲に諫告せられ已りたり、僧は忍ず……我了解すと。

白によりて突吉羅、二羯磨語によりて偷蘭遮、羯磨語の竟りによりて僧残なり。僧殘罪のものには白による突吉羅、二羯磨語による偷蘭遮を除く。

二人三人なれば一所に諫告せらるべし、以上なれば「一所に諫白せらるべからず。

「僧殘」とは：乃至：この故に亦僧殘と云ふ。

¹⁷⁷ 三一一 法羯磨に法羯磨想にて捨てざれば僧殘なり、法羯磨に疑念ありて捨てざれば僧殘なり、法羯磨に非法羯磨想にて捨てざれば僧殘なり。非法羯磨に法羯磨想なるは突吉羅なり、非法羯磨に疑念あるは突吉羅なり、非法羯磨想なるは突吉羅なり。

二 諫告せられざるもの、捨つるもの、痴狂、心亂、痛惱、最初の犯行者は不犯なり。

第十一助破僧僧殘竟る

第十二僧殘

一 その時佛世尊は橋賞彌國瞿師羅園に在しき。その時長老闡陀不善行をなせり。諸比丘かく云へり、友闡陀、是の如きをなす勿れ、これ淨法に非ず」と。彼かく云へり、友、汝等何をか我に言はるべしと考ふるや、我汝等に教ふべきなり。佛はこれ我等のものなり、法はこれ我等のものなり、我等の聖主、法を得たるなり。譬へば大風吹きて草葉樹片の穢物を一處に擧ぐるが如く、又譬へば諸川の山上草木の青葉を一處にあぐるが如く、かくの如く汝等は種々の名、種々の姓、種々の生、種々の家より出家して一處に擧げらるゝなり。汝等何をか我に言はるべしと考ふるや、我汝等に教ふべきなり。佛はこれ我等のものなり、法はこれ我等のものなり、我等の聖主、法を證したるなり」と。諸比丘の中、少欲なるもの……非難せり。如何ぞ長老闡陀は諸比丘により如法に云はれて、而も自らに云ふべからず。

となすや」と。その時彼の諸比丘は世尊にこの由を白せり。「闡陀、汝實に諸比丘に如法に言はれ而も自らに云ふべからずとなすや」。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給へり、「愚人、如何ぞ汝諸比丘に如法に云はれ而も己に云ふべからずとなすや。愚人、こは未信者を信ぜしめ：乃至：諸比丘、汝等、當に是の如くこの學處を誦すべし——

若し比丘惡口性にして教誡中に含まるゝ學處に於て、諸比丘により如法に語られ、自身を不可共語となす「曰く」「尊者、我に對して若しは善、若しは惡を、何事をも語る勿れ。我も亦尊者等に對し若しは善、若しは惡を、何事をも語らず。尊師等、我に語ることを禁ずべし」と。かの比丘は諸比丘によりてかく云はるべし、「尊者、自身を不可共語となす勿れ。尊者、自身を可共語となすべし。尊者も亦諸比丘に對して如法に語るべし。是の如くしてこの佛弟子衆は相互の語により、相互の獎勵によりて増大するなり」と。

彼の比丘、諸比丘により、是の如く云はれて尙固持せば、彼の比丘は諸比丘によりて三度まで諫告さるべし。そを捨てしむる爲に。若し三度まで諫告せ

られて、そを捨てれば可なり。若し捨てざれば僧殘なり」と。

二 「若し比丘惡口性にてとは、惡語にして、惡語の行法を具有し」他の教誡を忍せず受けざるなり。

「教誡中に含まるゝ學處に於てとは、波羅提木叉中に含まるゝ學處に於てなり。『諸比丘によりて』とは、他の諸比丘によりてなり。

「如法に」とは、世尊によりて說かれたる學處を、如法と名づく。

「彼等によりて云はれて、自身を不可共語となし、諸尊者、我に若しは善、若しは惡につき、何事も語ること勿れ。我も亦諸尊者に、若しは善、若しは惡につき、何事も語らざるべし。諸尊者、我に語ることは禁ずべし」と言ふ。

「彼の比丘」とは、かの惡口性なる比丘なり。

「諸比丘によりて」とは、見聞せる他の比丘によりてなり。彼等によりて云はるべし。

尊者、自身を不可共語と爲す勿れ、尊者、自身を可共語となすべし。尊者も亦如法に諸比丘に云ふべし、諸比丘も亦尊者に如法に云ふべし。かくの如くし

て實にかの佛弟子衆は、相互の語により相語の獎勵によりて増大す、と。

二度云はるべし：乃至：三度云はるべし：乃至：若し捨てれば可なり、若し
¹⁷⁹捨てざれば突吉羅なり。聞きて云はざれば突吉羅なり。彼の比丘、僧中に引か
れて云はるべし、大德、自身を不可共語となす勿れ：乃至：増大す」と。二度云
はるべし：乃至：三度云はるべし：乃至：若し捨てれば可なり、若し捨てされ
ば突吉羅なり。

彼の比丘、僧中にて諫告さるべし、諸比丘、是の如く諫告さるべし、聰明堪能な
る比丘、僧に唱言すべし。

大德僧聽きたまへ。この某甲比丘、諸比丘によりて如法に語られ、而も自身
を不可共語となす。彼はかの事を捨てず。若し僧時到らば、僧某甲比丘を、
かの事を捨てしむる爲に諫告せん。これ白なり。

大德僧聞きたまへ。この某甲比丘：：了解す、と。

白によりて突吉羅、二羯磨語によりて偷蘭遮、羯磨語の竟りによりて僧殘なり。
僧殘罪のものには、白による突吉羅、二羯磨語による偷蘭遮を除く。

「僧殘」とは：乃至：この故に亦僧殘と云ふ。

三一一 法羯磨に法羯磨想にて捨てされば僧殘なり、法羯磨に疑念あり……非法羯磨に非法羯磨想なるは突吉羅なり。

二 諫告せられざる者、捨つるもの、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

第十二惡口僧殘竟る

註①この戒と次の戒とはその順序五分律とのみ一致し他の漢譯諸律は皆反對となる。

第十三僧殘

一一 その時佛世尊は舍衛城祇樹給孤獨園に在しき。その時阿濕婆富那婆娑^{アサブナバース}と名づくる無恥の惡比丘雞咤^{キタギ}山邑に住せり。彼等はかくの如き惡行をなせり、自ら華樹を植ゑ、又は人に教へて植ゑしめ、自ら水を灑ぎ或は人にそゝがしめ、花を摘み或は摘ましめ、花を結び或は結ばしめ、華莖を一にせる花鬘を作り或は作らしめ、華莖を二にせる花鬘を作り或は作らしめ、華莖を枝の如く出せる(花鬘)を作り或は作らしめ花環を作り或は作らしめ、耳環を作り或は作らしめ頭飾を

作り或は作らしめ、胸飾を作り或は作らしめたり。彼等は良家の婦の爲に、良家の女の爲に、良家の童女の爲に、良家の養女の爲に、良家の婢の爲に、華莖を一にせる花鬘を運び或は運ばしめ、華莖を二にせる花鬘を運び或は運ばしめ、華莖を枝の如くせる〔華鬘〕を運び或は運ばしめ、花環を運び或は運ばしめ、耳環を運び或は運ばしめ、頭飾を運び或は運ばしめ、胸飾を運び或は運ばしめたり。彼等は貴家の婦女・童女・養女・婢と共に、同一器に食し、同一器に飲み、同一座に坐し、同一床に臥し、同一敷物に臥し、同一被物にて臥し、同一敷物被物にて臥し、非時に食し、酒を飲み、花鬘香油をつけ、或は踊り、或は歌ひ、或は語り、或は戯樂し、或は女人の踊るに伴れて彼等又踊り、女人の踊るに伴れて彼等歌ひ、女人の踊るに伴れて彼等語り、女人の踊るに伴れて彼等戯樂し、女人の歌ふに伴れて彼等踊れり……女人語るに伴れて彼等踊り……女人戯樂するに伴れて彼等踊り……女人戯樂するに伴れて彼等戯樂せり。

二 八目碁に耽り、又十目碁に耽り、石蹴、拔取り、骰投げ、棒打ち、手痕占ひ、球抛げ、葉笛、鋤遊び、逆立ち、風車遊び、竹遊び、車遊び、弓遊び、文字判じ、他心判じ、傷占ひに耽り、

又は象を學び、又馬を學び、車を學び、弓を學び、劍を學び、又象の前に走り、馬の前に走り、車の前に走り、或は走りて又走り歸り、又努力し、拍手し、角力し、拳闘し、又舞臺上にて僧伽梨を擴げて舞踊女にかく云へり、妹、こゝに踊れ^②と。或は又喝采をなし、又種々の惡行をなせり。

三 その時一比丘、迦^{カ一シ}尸にて安居をなし已り、世尊に見えんが爲に舍衛城に行かんとする中途、雞咤山邑に到れり。その時かの比丘、晨朝下衣を著け外衣と鉢を持して、乞食の爲雞咤に入り、進退にも、前を眺め側を眺むるにも、手を屈げ又伸ばすにも、齊整として好く低目に威儀庠序たり。諸人彼の比丘を見てかく云へり、是は何者ぞ、最も弱劣にして愚直なるが如く、常に澁面をなす。誰か彼の到る時食を與へん。我等の尊者、阿濕婆富那婆娑の徒は、溫和にして友情あり、快愉なる話をなし、笑をたゝへて行き、「來れ、善く來れり」と云ひ、澁面せず、了解し易き語を語り、自ら先づ話頭を開く者なり。彼等にこそ食を與ふべきなり」と。一優婆塞、かの比丘の雞咤にて乞食をなすを見、かの比丘の許に到り、敬禮をなしてかく云へり、「大德、食を得たるや」と。「賢者、食を得ず」。「大德、來りたまへ、我が家に

到らん」と。

四 かくてかの優婆塞は、かの比丘を家に伴ひ、食せしめてかく云へり、「大徳、いづこに往き給ふや」。「賢者、我世尊を拜せんが爲、舍衛城に往くなり」。「然らば、大徳、我に代りて世尊の足下に稽首し、かく云ひ給へ。尊師、雞咤山邑の住處は汚されたり。阿濕婆富那婆娑と名づくる雞咤の住者、無恥にして惡比丘なり。彼等はかくの如き惡行をなす……又種々の惡行をなす。尊師、先には清淨にして信心ありし人々も、今は不淨にして信心なし。又先にありし僧伽への布施の道も、今は斷たれたり。善比丘は去りて、惡比丘住す。尊師、願はくは世尊、諸比丘を雞咤に遣はし給ひて雞咤の住處を正しく立たしめたまはんことを」と。

五 「承引せり、賢者」とて、かの比丘はかの優婆塞に諾ひ、座を起ちて舍衛城に向へり。漸々に到りて舍衛城祇樹給孤獨園に於ける世尊の許に到り、到り已りて世尊を禮し、一方に坐せり。客比丘を問訊し給ふは諸佛世尊の常法なり。その時世尊、かの比丘にかく曰へり、「比丘、諸事安易なりや、食得易きや、長路して來り疲れざるや、汝は何處より來れるや」と。「世尊、諸事安易なり、食得易し、我長路して來

り疲なし。世尊、こゝに我迦戸にて安居に住し已り。世尊に見えんとて舍衛城に來る途次、雞咤山邑に到れり。時に世尊、我晨朝下衣を著け、上衣と鉢とをして、乞食の爲、雞咤邑に入れり。一優婆塞、乞食を行ぜる我を見て、我的許に來り禮してかく云へり、「尊者、食を得たりや」と。「賢者、食を得ざ」。尊者來りたまへ我が家に至らん」と。かくて世尊、かの優婆塞、我をその家に伴ひ、食せしめてかく云へり、「尊者、いづこに行き給ふや」と。「賢者、我世尊に見ゆる爲に舍衛城に到るなりと。然らば……立たしめ給はんことを」と。世尊、それより我こゝに來れるなり」と。

六 その時世尊、この因縁によりて比丘衆を集めしめ、諸比丘に問ひ給へり、諸比丘、實に阿濕婆富那婆娑と名づくる雞咤山邑の住者は、無恥の惡比丘にして、彼等かくの如き惡行をなすや——自ら華樹を植ゑ：乃至：種々の惡行をなす。諸比丘、先には清淨にして……惡比丘住するや」と。「實なり世尊」。佛世尊は呵責し給へり、諸比丘、如何ぞかの愚人は、かくの如き惡行をなすや——自ら花樹を植ゑ或は植ゑしめ：乃至：種々の惡行をなすや。諸比丘、これ未信者を：

：呵責して說法をなし給ひ、舍利弗自連に告げたまへり。

「舍利弗等、汝等雞咤に到れ到りて阿濕婆富那婆娑比丘に、雞咤よりの驅出羯磨をなせ。彼等は汝等の弟子なる故に」と。「世尊、我等如何にして阿濕婆富那婆娑比丘に、雞咤よりの驅出羯磨を與へん、彼の比丘は兇惡蟲暴なり」と。「然らば、舍利弗等、汝等衆多の比丘と共に行くべし」。「然すべし」とて舍利弗自連は世尊に諾へり。

七 「諸比丘、是の如くなすべし、初に阿濕婆富那婆娑比丘の徒を警告すべし、警告して憶念せしむべし、憶念せしめて罪を宣示すべし。罪を宣示して聰明堪能なる比丘、僧に唱言すべし、

大德僧、聽き給へ。この阿濕婆富那婆娑比丘は、俗家を汚し惡行をなせり。
而して彼等の惡行は見られ且つ聞かれ、彼等によりて汚されし俗家も亦見られ且つ聞かるゝ所なり。若し僧時機可ならば、僧阿濕婆富那婆娑比丘に、雞咤よりの驅出羯磨をなさん。阿濕婆富那婆娑比丘は雞咤に住すべからずと。白是の如し。

大德僧、聽きたまへ。この……聞かるゝ所なり。僧伽は阿濕婆富那婆娑比丘に、雞咤よりの驅出羯磨をなす、阿濕婆富那婆娑比丘は雞咤に住すべからずと。諸大德中、阿濕婆富那婆娑比丘に、雞咤に住すべからずと、雞咤よりの驅出羯磨を作すを忍ずるものは黙し、忍ぜざるものは説きたまへ。再び我この事由を云ふ：乃至：三度我この事由を云ふ、大德僧聽きたまへ……説きたまへ。

僧によりて阿濕婆富那婆娑比丘に、雞咤よりの驅出羯磨は與へられたり。阿濕婆富那婆娑比丘は雞咤に住すべからずと。僧は忍じたまへり。かるが故に默然す、我是の如くこれを了解すと。

八 その時、舍利弗・目連を首とせる比丘衆は、雞咤山邑に到りて阿濕婆富那婆娑比丘に、雞咤よりの驅出羯磨をなし、阿濕婆富那婆娑比丘をして、雞咤に住すべからずとなせり。彼等は僧伽により驅出羯磨をなされて如法に去らず、謹慎を表して毛を落さず、罪を免るゝ道を行ぜず、諸比丘に許を乞はずして〔却つて罵り謗じ〕、諸比丘は愛に隨ひ、瞋に隨ひ、痴に隨ひ、怖に隨ひて惡を行ふとて或は〔住處を〕立

ち去り、或は又俗に還れり。

諸比丘の中、少欲なるもの……非難せり、如何ぞ阿濕婆富那婆娑は僧伽によりて驅出羯磨を與へられ、如法に去らず、毛を落さず、罪を免るゝ道を行ぜず、諸比丘¹⁸⁴に許を乞はず〔却つて諸比丘を〕罵り謗じ愛に隨ひ、瞋に隨ひ、痴に隨ひ、怖に隨ひて惡を行ふとて立ち去り、或は又還俗するや」と。

かくて諸比丘は世尊に此の由を白せり。「諸比丘、實に阿濕婆富那婆娑は僧伽により驅出羯磨を與へられ、而も如法に去らず：乃至：還俗するや」と。「實なり、世尊」。世尊は呵責し給へり：乃至：諸比丘、汝等、當に是の如くこの學處を誦すべし——

若し比丘、村或は町に依りて住し、俗家を汚し、惡行を行ず。彼の惡行は見られ且つ聞かる。彼により汚されし俗家も亦見られ且つ聞かるゝ所なり。かの比丘は諸比丘によりてかく云はるべし。

「尊者、俗家を汚し惡行を行ず、尊者の惡行は見られ且つ聞かる。又尊者によりて汚されし俗家も見られ且つ聞かるゝ所なり。尊者、此の住所より去

るべし。尊者はこの上この所に住するの要なし」と。彼の比丘、諸比丘によりてかく云はれ。比丘等にかく云はん「諸比丘は愛に隨ひ、瞋に隨ひ、痴に隨ひ。是の如き罪に對して或者は馳出し或者は馳出せず」と。彼の比丘、諸比丘によりてかく云はるべし。

「尊者、かく云ふこと勿れ。諸比丘は愛に隨ふものに非ず、瞋に隨ふものに非ず、痴に隨ふものに非ず、怖に隨ふものに非ず。尊者は俗家を汚し惡行を行はず。尊者の惡行は見られ且つ聞かる。又尊者によりて汚されし俗家も見られ且つ聞かるゝ所なり。尊者はこの住所より去るべし。尊者はこの上この所に住するの要なし」と。

彼の比丘、諸比丘によりてかく云はれて、尙固執せば、この比丘は諸比丘により、そを捨てしむる爲に三度まで諫告せらるべし。若し三度まで諫告せられて、そを捨てれば可なり、若し捨てざれば僧殘なり」と。

二 「若し比丘、村或は町に」とは、村及び町及び城市即ち村及び町なり。
「依りて住し」とは、そこによりて衣服飲食、房舍、病資具たる藥湯のあるなり。

「俗家」^①とは、四家あり、刹帝利家婆羅門家吠舍家首陀家なり。

「俗家を汚し」^②とは、或は花により、或は果により、或は粉薬により、或は粘土により、或は楊枝により、或は竹により、或は薬により、或は使をなすことによりて、俗家の淨信^③を汚すなり。

「惡行」^④とは、華樹を植ゑ、又植ゑしめ、水を灑ぎ又灑がしめ、花を摘み又摘ましめ、花を結び或は又結ばしむるなり。

「見られ且つ聞かる」とは、面前にありし者は見、居らざりし者は聞くなり。

「彼によりて汚されし俗家」^⑤とは、前に清淨なりしに、その爲に不清淨となり、信あ
りしに不信者となるなり。

「見られ且つ聞かるゝ所なり」とは、面前にありし者は見、居らざりし者は聞くなり。

「かの比丘」^⑥とは、かの俗家を汚せる比丘を云ふ。

「諸比丘によりて」^⑦とは、見聞せる他の比丘によりて言はるべし、尊者、汚家惡行をなせり、尊者の……要なしと。彼の比丘、諸比丘によりかく云はれて、彼の諸比

丘にかく云はん……「馳出せざ」と。

「彼の比丘」とは、かの羯磨を作されたる比丘なり。

「諸比丘によりて」とは、見聞せる他比丘によりて云はるべし、「尊者、かく云ふこと勿れ……尊者はこの上こゝに住するの要なし」と。二度云はるべし：乃至：三度云はるべし：乃至：若し捨てれば可なり、捨てされば突吉羅なり。聞きて云はざれば突吉羅なり。かの比丘、僧中に引かれて云はるべし、「尊者、かく云ふ勿れ……汝はこの上こゝに住するの要なし」と。二度云はるべし：乃至：三度云はるべし：乃至：若し捨てれば可なり、捨てされば突吉羅なり。かの比丘、僧中にて諫告さるべし、諸比丘、是の如く諫告さるべし。聰明堪能なる比丘僧伽唱言すべし。

大德僧、聽きたまへ。この某甲比丘、僧伽によりて驅出羯磨を與へられ、諸比丘は愛に隨ひ、瞋に隨ひ、痴に隨ひ、怖に隨ひて惡を行ふとて、かの事を捨てず。若し僧時機可ならば僧某甲比丘を、かの事を捨てしむる爲に諫告せん。白是の如し。

大徳僧、聽きたまへ……了解すと。

白によりて突吉羅……偷蘭遮を除く。

「僧殘」とは、僧とは僧かの罪に對し別住を命じ繰返して始より懲罰を受けしめ、¹⁸⁶摩那埵^{マナダ}を行ぜしめ、然る後復權せしむるものにして數人又は一個人の所業に非ず。この故に僧殘と言ふ。かの罪聚に對する羯磨の別號なり、この故に亦僧殘と言ふ。

三一一 如法羯磨に如法羯磨想にて捨てされば僧殘なり、如法羯磨に疑念ありて……非法羯磨に非法羯磨想なるは突吉羅なり。

二 諫告せられざるもの、捨せるもの、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

第十三汚家僧殘竟る

諸大徳、十三僧殘法は說示され已んぬ。「初の」九は最初にて罪となり「後の」四は三度にして罪となる。比丘これ等の何れかを犯して知りて覆藏せばその日數だけ、かの比丘は不本意乍ら別住すべし。別住し竟りて、比丘は更に六夜、比丘の摩那埵に入るべし。摩那埵を竟れる比丘、そこに二十人比丘

僧有る時は、復歸を許さるべし。若し二十人に一人にても少なき比丘僧伽なれば、かの比丘を復歸せしめんとするも、かの比丘、復歸を許されず。又彼の諸比丘は呵責せらるべし。これこの時に於ける如法行なり。

是につきて我今、諸大德に問はん、「」の點につきて清淨なりや。二度問はん、「」の點につきて清淨なりや。三度問はん、「」の點につきて清淨なりや。今、諸大德この點につきて清淨なりかるが故に默然したまふなり。我そを是の如く了解す。

第十三僧殘竟る

その攝頌

漏、身觸、麤惡、己の爲の姪欲、媒介、房舍、精舍、無根小分、破僧、助破、惡性、汚家、これ十三僧殘なり。

十三[僧殘]章竟る

註①象を學び(hatthismim pi sikkhanti) 佛音の註によれば、象占ひの術を學ぶこととす。次の馬車も同じ。

② 喝采をなし (nālātīkam pi denti) リスデギツヅの巴英辭書に灑面を作るとあるも註によれば善哉善哉姉よと言ひて自己の額に指を立て更に女の額に指を立てることとすこれにより今喝采と譯せり。

③ 俗家を汚し (kuladusako) 自己の惡行によりて俗家の淨信を汚し失はしむるなり。僧衆の華果を特に一居士に與ふる時俗情にて交はるが如きことをなして汚すなり。第四波羅夷一・三に説く第四の賊はこれなり。

④ 粉藥 (cūppa) 粘土 (mattikā) 共に身體顔等を洗ふに用ふる化粧品なり。大品六・九によれば前者は病者が用ひ後者は無病者が用ふとす。

諸大德、今この二不定法は誦出せらる

第一 不定

一 その時佛世尊は舍衛城祇樹給孤獨園に在しき。その時長老優陀夷^{ウダイ}は、舍衛城に檀越ありて多くの家々に來往せり。その時長老優陀夷の檀越家の女にして、一家の子に與へられたるあり。時に長老優陀夷、晨朝下衣を著け上衣と鉢とをして彼の家に到り人々に問へり、「某女は何處にありや」と。彼等かく答へたり、「大德、某家の子に與へたり」と。かの家も長老優陀夷の檀越なりき。かくて優陀夷は、かく家に到りて人々に問へり、「某女は何處に在りや」と。彼等かく答へたり、「大德、彼の女は内室に坐す」と。その時長老優陀夷は、かの女人の處に到り、かの女人と共に互に獨り祕密に可姪の屏處に坐して時を見ては語り、時を見ては法を説けり。

時に毘舍^ビ併鹿^{カミガラマタ}子母は多子多孫、健子健孫にして、多幸に恵まれたり。〔故に〕諸人

は祭祀饗宴休日には〔その兒をあやからしめんとて〕毘舍併を〔請じて〕第一に食せしめたり。その時毘舍併は請ぜられてかの家に到れり。毘舍併は長老優陀夷がかの女人と共に、獨り祕密に可姪の屏處に坐せるを見て、優陀夷にかく云へり、「大德、師の、女人と共に、獨り可姪の屏處に坐するは如法に非ず隨順行に非ず。」大德、師はたとへ欲する者に非ずとも、この法によりて惡信せしむることより、諸人は不信となる」と。

長老優陀夷は、毘舍併鹿子母によりてかく云はるゝも受けざりき。かくて毘舍併は去りて、諸比丘にこの由を語れり。諸比丘の中、少欲なるもの、譏嫌非難せり、「如何ぞ長老優陀夷は、女人と共に、獨り祕密に可姪の屏處に坐するや」と。かくてかの諸比丘、これを世尊に白せり。「優陀夷、汝實に女人と共に、獨り可姪の屏處に坐せしや。」世尊、實なり。佛世尊は呵責し給へり、「愚人、如何ぞ汝、女人と共に〔：乃至：〕坐すや。愚人、これ未信者を信ぜしめ〔：乃至：〕諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

若し比丘、女人と共に、獨りにて祕密に可姪の屏處に坐せんに、可信優婆夷こ

れを見出して、三法中の何れかを説かん。或は波羅夷或は僧残或は波逸提なり。比丘同坐を認むれば、「その説く所に隨ひ」三法中の何れかによりて處分せらるべし。或は波羅夷、或は僧残、或は波逸提によりて。或は又かの可信優婆夷の説く所によりて、かの比丘處分さるべし。これ不定法なり」と。

二一一「いづれの」とはいかなるものをも：乃至：

「比丘」とは：乃至：これこの所にて意味さるゝ比丘なり。

「女人」とは、人女にして夜叉女鬼女畜生女に非ず。人女は始生の女人をも云ふ、況んや長大なるをや。

「共に」とは、一所になり。

「獨りにて」とは、比丘も一人、女人も一人なるなり。

「祕密に」とは、見祕密・聞祕密あり。見祕密とは、或は目に手をかざすも、眉上げられ頭上げらるゝも見得ざるなり。聞祕密とは、常語の聞き得ざるなり。

「屏處」とは、或は壁、或は戸、或は敷物、或は圍幕、或は木、或は桂、或は袋等、何物かにて覆はるゝを云ふ。

「可姪の」とは、不淨行をなし得る處を云ふ。

「坐す」とは、女人坐する近くに比丘坐し或は臥し、比丘の坐する近くに女人坐し或は臥し、又は共に坐し或は共に臥すを云ふ。

「可信」とは、證果に達し、正見を得教法を解するものなり。

「優婆夷」とは、佛に歸依し法に歸依し僧に歸依するものなり。

「見出して」とは、見ての意なり。

二三法中の何れかを説かん、或は波羅夷、或は僧殘、或は波逸提なり。比丘同坐を認むれば、三法中いづれかによりて處分せらるべし、或は波羅夷、或は僧殘、或は波逸提によりて。或は又かの可信優婆夷の説く所によりて、かの比丘處分せらるべし。

彼の女人若しかく云はん、「大德、我により、坐して女人と不淨行をなすを見らる」と。彼の比丘若しそを認むれば、その罪によりて處分せらるべし。彼の女人若しかく云はん、「大德、我により、坐して女人と不淨行をなすを見らる」と。彼の比丘若しかく云はん、「我實に坐す、然れども不淨行をなさず」と。坐により

て處分せらるべし。

彼の女人若しかく云はん、「大德、我によりて坐して女人と不淨行をなすを見らる」と。かの比丘若しかく云はん、「我坐せず、たゞ臥せしなり」と。臥によりて處分せらるべし。彼の女人若しかく云はん、「大德、我によりて坐して女人と不淨行をなすを見らる」と。かの比丘若しかく云はん、「我坐せず、たゞ立ち居りしなり」と。處分せらるべからず。

彼の女人若しかく云はん、「大德、我によりて臥して女人と不淨行をなすを見らる」と。彼若しそを認むれば、その罪によりて處分せらるべし。彼の女人若しかく云はん、「大德……見らる」と。彼の比丘若しかく云はん、「我實に臥す、然れども不淨行をなさず」と。臥によりて處分せらるべし。

彼の女人若しかく云はん、「大德……見らる」と。彼の比丘若しかく云はん、「我臥せず、たゞ坐せしなり」と。坐によりて處分せらるべし。彼の女人若しかく云はん、「大德……見らる」と。彼の比丘若しかく云はん、「我臥せず、たゞ立ち居りしなり」と。處分せらるべからず。

彼の女人若しかく言はん、「大德、我によりて坐して女人と身觸をなすを見らる」と。彼の比丘若しそを認むれば、その罪によりて處分せらるべし；乃至：「我、實に坐す、然れども身觸をなさず」と。坐によりて處分せらるべし；乃至：「我坐せず、たゞ臥せしなり」と。臥によりて處分せらるべし；乃至：「我坐せず、たゞ立ち居りしなり」と。處分せらるべからず。

彼の女人若しかく言はん、「大德、我によりて、臥して女人と身觸をなすを見らる」と。彼の比丘若しそを認むれば、その罪によりて處分せらるべし；乃至：「臥によりて處分せらるべし；乃至；坐によりて處分せらるべし；乃至；處分せらるべからず。

彼の女人若しかく言はん、「大德、我によりて、女人と獨り祕密に可姪の屏處に坐すを見らる」と。彼の比丘若しそを認むれば、坐によりて處分せらるべし；乃至：「臥によりて處分せらるべし；乃至；處分せらるべからず。

彼の女人若し；乃至；臥せるを見らると；乃至；臥によりて處分せらるべし；乃至；坐によりて處分せらるべし；乃至；處分さるべからず。

「不定」とは、或は波羅夷なるか、或は僧殘なるか、或は波逸提なるか定まらざるなり。

三

到を認め、坐を認め、罪を認む。その罪によりて處分せらるべし。
 到を認め、坐を認めず、罪を認む。その罪に依りて處分せらるべし。
 到を認め、坐を認め、罪を認めず。坐によりて處分せらるべし。
 到を認め、坐を認めず、罪を認めず。處分せらるべからず。

到を認めず、坐を認め、罪を認む。その罪によりて處分せらるべし。

到を認めず、坐を認めず、罪を認む。その罪によりて處分せらるべし。

到を認めず、坐を認め、罪を認めず。坐によりて處分せらるべし。

到を認めず、坐を認めず、罪を認めず。處方せらるべからず。

第一 不定竟る

註① 時を見ては云々 佛音の註によれば、他人の近よらざる時は世俗の話をなし、他人の近より来る時は法を説くなり。

② 袋 (kotthiyā) リスデギッヅの巴英辭書に収めざとあり、これによる。シャム版にはトナガリとす。

第二不定

一 その時佛世尊は舍衛城祇樹給孤獨園に在しき。時に優陀夷は、世尊は女人と獨りにて祕密に可姪の屏處に坐するを禁じ給へりとて、かの女人と共に〔露處にて〕獨り祕密に坐し、時を見ては談じ、時を見ては法を説けり。毘舍併鹿子母、又請ぜられてかの家に到れり。毘舍併は長老優陀夷のかの女人と共に獨りにて祕密に坐するを見て、長老優陀夷にかく云へり、「大德、師の女人と共に獨りにて祕密に坐するは如法に非ず、隨順行に非ず。大德、師はたとへ欲する者に非ざるも、この法によりて惡信せしむることより、諸人は不信となる」と。毘舍併鹿子母にかく云はるゝも、長老優陀夷は受けざりき。かくて毘舍併は去り、諸比丘にこの由を告げたり。諸比丘の中……〔第一不定、一と同じ。たゞこゝにては可姪の屏處の語を省略す〕……諸比丘、汝等、當に是の如くこの學處を誦すべし——

若し屏坐に非ず、可姪の處たらず、而も女人に蠱惡語を語るに適する處あり、
若し比丘、是の如き座に、女人と共に獨りにて祕密に坐せんに可信優婆夷ニ

れを見出して、一法中の何れかを説かん或は僧殘、或は波逸提なり。比丘同坐を認むれば、二法中の何れかによりて處分せらるべし、或は僧殘、或は波逸提によりて。或は又かの可信優婆夷の説く所によりて、かの比丘處分せらるべし。これ亦不定法なり」と。

二一一 「若し屏坐に非ず」とは、壁・戸・敷物・圍幕木・桂袋等、何物によりても覆はれる處なり。

「可姪の處たらず」とは、不淨行をなし得ざる處を云ふ。

「女人に麤惡語を語るに適する」とは、女人に麤惡語を語り得る處を云ふ。

「何れの」とは、いかなるものをも：乃至：

「比丘」とは：乃至：これこの所にて意味さるゝ比丘なり。

「是の如き座に」とは、かかる座にての意なり。

「女人」とは、人女にして、夜叉女、鬼女、畜生女に非ず。人女の善語・惡語を了解し得るもの、麤惡・非麤惡を了解し得るものなり。

「共に」とは一所に：「第一不定二一に同じ」：常語の聞き得ざるなり。

「坐す」とは、女人坐する……。

「見出して」とは見ての意なり。

二 二法中の何れかを説かん、或は僧殘、或は波逸提なり。比丘、同坐を認むれば、二法中の何れかによりて處分せらるべし、或は僧殘、或は波逸提によりて。或は又かの可信優婆夷の説く所によりて、かの比丘處分せらるべし。

彼の女人、若しかく云はん、「大德、我により、坐して女人と身觸をなせるを見らる」と。彼の比丘、若しそを認むれば、その罪によりて處分せらるべし。彼の女人、若しかく云はん、「大德……見らる」と。彼の比丘、若しかく云はん、「我、實に坐す、然れども身觸をなさず」と。坐によりて處分せらるべし：乃至：「我坐せず、ただ臥せしなり」と。臥によりて處分せらるべし：乃至：「我坐せず、たゞ立ち居りしなり」と。處分せるらべからず。

彼の女人、若しかく云はん、「大德、我により、臥して女人と身觸をなすを見らる」と。彼の比丘、若しそを認むれば、その罪によりて處分せらるべし：乃至：「我實に臥す、然れども身觸をなさず」と。臥によりて處分せらるべし：乃至：「我臥せ

193

ず、たゞ坐せしなり」と。坐によりて處分さるべし：乃至：「我臥せず、たゞ立ち居りしなり」と。處分せらるべからず。

彼の女人若しかく云はん、「大德、我によりて坐して女人に蠱惡語を以て語るを聞かる」と。彼の比丘若しそを認むれば、その罪によりて處分せらるべし。
彼の女人若しかく云はん、「大德、我によりて……聞かる」と。彼の比丘若しかく言はん、「我實に坐す、然れども蠱惡語を以て語らず」と。坐によりて處分せらるべし：乃至：「我坐せず、たゞ臥せしなり」と。臥によりて處分せらるべし：乃至：「我坐せず、たゞ立ち居りしなり」と。處分せらるべからず。

彼の女人かく言はん、「大德、我によりて、臥して女人に蠱惡語を以て語るを開かる」と……「立ち居りしなり」と。處分せらるべからず。

彼の女人若しかく言はん、「大德、我によりて女人と獨り祕密にて坐するを見らる」と。彼の比丘若しそを認むれば坐によりて處分せらるべし：乃至：「我坐せず、たゞ臥せしなり」と。臥によりて處分せらるべし：乃至：「我坐せず、たゞ立ち居りしなり」と。處分せらるべからず。

彼の女人若しかく言はん、「大徳〔：乃至：〕臥せるを：乃至：臥によりて處分せらるべし〔：乃至：〕坐によりて處分せらるべし〔：乃至：〕處分せらるべからず。「これ亦」とは前をとりて云ふなり。

「不定」とは僧殘なるか、或は波逸提なるか不定なると云ふ。

三

到を認め、坐を認め、罪を認む。その罪によりて處分せらるべし。
到を認め、坐を認めず、罪を認む。その罪によりて處分せらるべし。
到を認め、坐を認め、罪を認めず。坐によりて處分せらるべし。

到を認め、坐を認めず、罪を認めず。處分せらるべからず。

到を認めず、坐を認め、罪を認む。その罪によりて處分せらるべし。

到を認めず、坐を認めず、罪を認む。その罪によりて處分せらるべし。

到を認めず、坐を認め、罪を認めず。坐によりて處分せらるべし。

到を認めず、坐を認めず、罪を認めず。處分せらるべからず。

第二不定竟る

諸大徳、二不定法は説示せられ已んぬ。是につきて我今諸大徳に問はん、

この點につきて清淨なりや。二度問はん、「この點につきて清淨なりや」。
三度問はん「この點につきて清淨なりや」。今諸大德、この點につきて清淨な
りかるが故に默然たるなり。我、そを是の如く了解す。

その攝頌

可姪の處と、然らざると、不定は、かの佛最尊によりて、善く制せられたり。

不定竟る

諸大德、今この三十尼薩耆波逸法は誦出さる

捨墮一

一 その時佛世尊は毘舍離瞿曇廟中ゴーダマカチャニライヤに在しき。

その時世尊、諸比丘の爲に三衣受持を聽し給ひき。六群比丘は世尊によりて三衣受持を聽されたりとて、一の三衣を著けて村に入り、他の三衣を著けて園に住し、又別の三衣を著けて沐浴に至れり。諸比丘の中、少欲なる者、譏嫌非難せり、「如何ぞ六群比丘は長衣を畜ふるや」と。時にかの諸比丘、世尊にこの由を白せり。「諸比丘、汝等、實に長衣を畜ふるや」。世尊、實なり「佛世尊は呵責し給へり、「愚人、汝等、如何ぞ長衣を畜ふるや。愚人、これ未信者を信ぜしめ：乃至：諸比丘、汝等、當に是の如くこの學處を誦すべし」

何れの比丘と雖も、長衣を畜ふれば尼薩耆波逸提ニラサラガヤバーナチタティヤなり

と。是の如く世尊によりて、諸比丘の爲にこの學處は制せられたり。

二 その時長老阿難、長衣を得たり。長老阿難は、この衣を長老舍利弗に贈らんと欲したりしが、偶々長老舍利弗は沙祇^{サケータ}に住しき。時に長老阿難謂へらく、「世尊によりて、長衣を畜ふべからず」と學處は制せられたり。我この長衣を得、これを長老舍利弗に贈らんと欲するに、長老舍利弗は沙祇に住す、我當に如何にすべきや」と。かくて長老阿難は世尊にこの由を白せり。

「阿難、舍利弗は幾日にして還るや」。「世尊、九日或は十日にして還るべし」と。その時世尊は、この因縁によりて說法し、諸比丘に告げたまへり、「諸比丘、十日を限り、長衣を畜ふるを聽す。諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

比丘〔三〕衣已に竟り、迦縫那衣を捨し已りては、十日を限り長衣を畜ふべし。

若しそを過ぐれば尼薩耆波逸提なり」と。

三一一 「衣已に竟り」とは、安居後の衣時に比丘に衣作られ、或は失はれ、或は壞れ、或は焼かれ、或は衣を得る望斷されたる^{トコトコ}時、衣作られたる^{トコトコ}なり。

「迦縫那衣を捨し已り」とは、八事中の一事によりて捨てられ、或は僧により中間にて捨てられたるなり。

「十日を限り」とは、最長十日畜へ得るなり。

「長衣」とは受持衣に非ず、説淨されざるものなり。

「衣」とは、六種衣中、何れかの一衣にして、説淨すべき最下量を云ふ。^④

二 「それを過ぐれば尼薩耆なり」とは、十一日の明相出時に於て尼薩耆にして、僧
或は別衆、或は人に捨すべきなり。「比丘、是の如く捨すべし。

かの比丘、僧伽に到りて偏袒右肩し、上座比丘の足を禮し、蹴跪合掌して是の如
く云ふべし——

「諸大德、この衣は我により、十日を過ぎて畜へられたるものにして、捨すべき
もの(捨墮衣)なり。我こを僧に捨す」と。捨し已りて罪を自白懺悔すべし。聰明
堪能なる一比丘によりて罪の懺悔は受けられ、捨衣は還與さるべし。

「大德僧聽きたまへ。この衣は某甲比丘の捨墮衣にして、僧に捨し已れり。僧、
若し時機可ならば、僧この衣を某甲比丘に還し與へん」と。

「(或は又)かの比丘、衆多比丘の許に到り、偏袒右肩し……合掌してかく云ふべし、
諸大德、この衣は我により、十日を過ぎて畜へられたるものにして、捨すべきも

のなり。我こを諸大徳に捨すと。捨し已りて罪を自白懺悔すべし。聰明堪能なる一比丘によりて罪は受けらるべく、捨衣を與へらるべし。

「諸大徳聞きたまへ。この衣は某甲比丘の捨墮衣にして、諸大徳に捨し已れり。諸大徳、若し時機可ならば、この衣を某甲比丘に與へんと。

〔或は又かの比丘、一比丘の許に到り、偏袒右肩し、跏趺合掌して、かく云ふべし。」大徳、この衣は我により、十日を過ぎて畜へられたるものにして、捨すべきものなり。我こを大徳に捨すと。捨し已りて罪を自白懺悔すべし。彼の比丘によりて、罪は受けらるべく、捨衣は還し與へらるべし。」我この衣を大徳に與ふと。」

四 十日を過ぎたるに、過想なるは捨墮なり。十日を過ぎたるに、疑想なるは捨墮なり。十日を過ぎたるに、不過想なるは捨墮なり。

非受持に受持想なるは捨墮なり。

不說淨に說淨想なるは捨墮なり。

不遣與に遣與想なるは捨墮なり。

不失に失想なるは捨墮なり。

不壞に壞想なるは捨墮なり。

不焼に燒想なるは捨墮なり。

不奪に奪想なるは捨墮なり。

捨墮衣を捨てずして受用せば突吉羅なり。

不過十日に過想なるは突吉羅なり、不過十日に疑想なるは突吉羅なり、不過十日に不過想なるは不犯なり。

十日以内に受持し、說淨し、遣與し、失ひ、壞れ、燒かれ、奪はれて〔衣を〕^①捉り、親厚想にて捉る、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

五 その時六群比丘は捨衣を還與せず。世尊にこの由を白せり。「諸比丘、捨衣を還與せざるべからず、還與せざるものは突吉羅なり」と。

捨墮二

一 爾の時佛世尊は舍衛城祇樹給孤獨園に在しき。その時諸比丘は比丘等の手に衣を托し、安陀衣及び鬱多羅僧のみを著けて諸國遊行に出でたり。かの衣、

永らく置かれて、その角汚損し、諸比丘かの衣を曬せり。長老阿難は諸房を按行して、諸比丘のかの衣を曬せるを見、見已りてかの諸比丘の所に到り、斯く云へり、「友、この汚損の衣は何人のものなるや」と。その時彼の諸比丘、この事を阿難に告げたり。長老阿難は譏嫌非難せり、「如何ぞ諸比丘は、比丘等の手に衣を托し、安陀會及び鬱多羅僧のみを著けて諸國遊行に出づるや」と。かくて阿難はこの由を世尊に白せり。「諸比丘、實に諸比丘は比丘等の手に衣を托し、安陀會及び鬱多羅僧のみを著けて諸國遊行に出づるや」。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給へり、「諸比丘、如何ぞかの愚人等、諸比丘の手に〔…乃至…〕出づるや。諸比丘、これ未信者を信ぜしめ：乃至：諸比丘、汝等、當に是の如くこの學處を誦すべし——比丘〔三〕衣已に竟り、迦緹那衣を捨し已りては、一夜と雖も三衣を離せば、尼薩耆波逸提なり」。

と。是の如く、世尊によりて、諸比丘の爲にこの學處は制せられたり。
二 その時一比丘、ヨ・サンビにて病めり。親戚かの比丘の許に使者を遣れり、「大德、來りたまへ、我等看病すべし」と。諸比丘も亦かく云へり、「友、行き給へ、親

威は汝を看病すべし」と。かの比丘云へり、「友、世尊は三衣を離すべからずと學處を制し給へり。我病みて三衣を著けて行くこと能はず、我行かず」。世尊にこの由を白せり。その時世尊はこの因縁によりて說法し、諸比丘に曰へり、「諸比丘、病比丘の爲に、不失衣の認可を與ふるを聽す」と。

「諸比丘、是の如く與ふべし。かの病比丘、僧中に至りて偏袒右肩し、上座比丘の足を禮し、踴跪合掌してかく云ふべし。

諸大德、我、病にて三衣を持して行くこと能はず。諸大德、我、僧に不失衣認可を乞ふと。

二度乞ふべし、三度乞ふべし。聰明堪能なる一比丘、僧に唱言すべし。

大德僧聞きたまへ。この某甲比丘は病にて三衣を持して行くこと能はず。彼、僧に不失衣認可を乞ふ。若し僧、時機可ならば、僧は某甲比丘に不失衣認可を與へん。白是の如し。

大德僧聞きたまへ……求む、僧は某甲比丘に不失衣認可を與ふ。諸大德中、某甲比丘に不失衣認可を與ふるを忍ずるものは黙し、忍ぜざるものは説き

たまへ。僧により某甲比丘に不失衣認可は與へられ竟んぬ。衆僧忍じたまへり：了解すと。

諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

比丘、三衣已に竟り、迦繰那衣を捨し已りては、一夜と雖も三衣を離さば、僧の認可を除き尼薩耆波逸提なりと。

三一一「衣已に竟り」とは、比丘に衣作られ、或は衣失はれ、或は壊れ、或は焼かれ、或は衣を得る望断えて〔衣を作れる〕なり。

「迦繰那衣を捨し已りては」とは、八事の中、一事によりて捨てられ、或は僧によりて、中間に捨てられたるなり。

「一夜と雖も三衣を離さば」とは、サンガーチ僧伽梨、或はウタサンガ鬱多羅僧伽、或はアンタフワーサカ安陀會を離すなり。
「僧の認可を除き」とは、比丘の許可を除外するなり。

「尼薩耆なり」とは、明相出時と共に捨墮にして、僧あるひは別衆あるひは人に捨すべし。

²⁰⁰「諸比丘、是の如く捨すべし：乃至：」諸大德、この三衣は我により、僧認可なく

して一夜を離されたるものにて、捨すべきものなり。我こを僧に捨す……乃至
〔僧還與せん〕乃至……〔別衆還與せん〕。〔大德にわれ還與す」と。^⑥

二 聚落^⑦同界異界、住處同界異界、小屋同界異界、塔同界異界、天幕同界異界、重屋同界異界、別房同界異界、船同界異界、隊商同界異界、田同界異界、穀場同界異界、園同界異界、精舍同界異界、樹下同界異界、露地同界異界。

三 「聚落同界」とは、一族の聚落ありて、有籬なり、聚落内に衣を置けば、身聚落内に存すべし〔これ不失衣なり〕。無籬なれば、一家に衣を置けば、その家に住すべく、或は〔身衣の距離〕擲石所及處なれば不失〔衣〕なり。

〔聚落異界とは〕多族の聚落ありて有籬なり、一家に衣を置けば、その家、或は集會所、或は村門の下に住すべし、或は擲石所及び處に置けば、集會所或は村門の下に住すべるもの、衣を擲石所及び處に置けば、集會所或は村門の下に住すべし、或は擲石所及び所なれば不失衣なり。集合所に衣を置けば、集合所或は村門の下に住すべし、或は擲石所及び處なれば不失衣なり。無籬なるあり、一家に衣を置けば、その家に住すべく、或は擲石所及び處なれば不失衣なり。

四 一族の住處あり、有籬にして、種々の幽室、種々の内室あり。住處の内に衣を置けば、住處内に住すべし。無籬なるあり、一室に衣を置けば、その室に住すべく、或は擲石所及び處なれば不失衣なり。

多族の住處あり、有籬にして種々の幽室、種々の内室あり、一室に衣を置けば、その室或は門下に住すべし、或は擲石所及び處なれば不失衣なり。無籬なるあり、一室に衣を置けば、身その室に住すべく、或は擲石所及び處なれば不失衣なり。

五 一族の小屋あり、有籬にして種々の幽室、種々の内室あり、小屋内に衣を置けば、小屋中に住すべし。無籬なるあり……[四参照]……多族の小屋……無籬なるあり……不失衣なり。

六 一族の見張塔あり、塔中に衣を置けば、塔中に住すべし。多族の塔にして、種種の幽室種々の内室あり、一室に衣を置けば、その室或は門下に住すべし、或は擲石所及び處なれば不失衣なり。

七 一族の天幕あり、天幕内に……[六参照]……多族の天幕あり……不失衣なり。

八 一族の重閣あり、屋内に……多族の重閣あり……不失衣なり。

九 一族の別房あり、房内に：多族の別房あり：不失衣なり。

一〇 一族の船あり、船中に……多族の船あり、種々の幽室、種々の内室あり、一内室に衣を置けば、その内室に住すべし、或は擲石所及び處なれば不失衣なり。

一一 一族の隊商あり、隊中に衣を置けば、前後七アツバントラにあれば不失衣なり、側面一アツバントラにあれば不失衣なり。多族の隊商あり、隊中に衣を置けば、擲石所及び處なれば不失衣なり。

一二 一族の田あり、有籬なれば、田中に衣を置けば田中に住すべし、無籬なれば、擲石所及び處なれば不失衣なり。多族の田あり、有籬なれば、田中に衣を置けば門下に住すべし、或は擲石所及び處なれば不失衣なり。無籬なれば、擲石所及び處は不失衣なり。

一三 一族の打穀場ありて有籬なり、打穀場内に衣を置けば、打穀場内に住すべし、無籬なれば擲石所及び處は不失衣なり。多族の打穀場あり、有籬なれば、打穀場内に衣を置けば、門下に住すべく、或は擲石所及處なれば不失衣なり、無籬なれば擲石所及び處は不失衣なり。

一四 一族の園あり、有籬なれば：〔一三參照〕：無籬なれば……多族の園あり：
：無籬なれば擲石所及び處は不失衣なり。

一五 一族の精舍あり、有籬なれば、精舍内に衣を置けば精舍内に住すべし、無籬
なれば、一精舍に衣を置けばその精舍中に住すべく、或は擲石所及處なれば不失
衣なり。多族の精舍ありて有籬なり、一精舍に衣を置けば、その精舍内或は門下
に住すべく、或は擲石所及び處なれば不失衣なり。無籬なれば、一精舍に衣を置
けばその精舍内に住すべく、或は擲石所及び處は不失衣なり。

一六 一族の樹下あり、日中時全く蔭をなす時、蔭中に衣を置けば蔭中に住すべ
し。多族の樹下あり、擲石所及び處は不失衣なり。

一七 「露地同界」とは、無村の空處に於ては、周圍七アッパンタラを同界とし、それ
以外を異界とす。

一八 離衣に離衣想なれば、僧認可を除き、捨墮なり。離衣に疑想なれば、僧認可
を除き、捨墮なり。離衣に不離衣想なれば、僧認可を除き、捨墮なり。

不捉に捉想なれば：乃至：

不捨に捨想なれば：乃至：

不失に失想なれば：乃至：

不壞に壞想なれば：乃至：

不燒に燒想なれば：乃至：

盜まれざるに盜まれたりと想へば、僧認可を除き、捨墮なり。

捨墮衣を、捨せずして用ふれば突吉羅なり。

不離衣に離衣想なれば突吉羅なり。不離衣に疑想なれば突吉羅なり。不離衣に不離衣想なるは不犯なり。

夜明以前に衣を取り、遣與し、衣を失ひ、壞り、^{ヤブ}焼かれ、奪はれて衣を捉る、親厚想にて捉る、比丘僧の認可ある時、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

捨墮 三

一一 その時佛世尊は、舍衛城祇樹給孤獨園に在しき。その時一比丘、非時衣を得たり。そは彼に衣の作らゝるに不足なりき。かくてかの比丘、その衣を長

からしめんとて繰返して引きのばし磨ナガシれり。世尊は房舍巡行をなし給ひ、かの比丘、その衣を引きのばし磨れるを見て、かの比丘の所に到り、かく曰へり、「比丘、汝何が故にこの衣を引き張りて磨れるや」と。「世尊、我この非時衣を得たるも、衣と作すに足らず、仍つて我この衣を引きのばし磨りみがけるなり」。「比丘、汝に尙衣を得る望ありや」。「世尊、望あり」。その時世尊、この因縁により說法し、諸比丘に曰へり。

「諸比丘、非時衣を得たる時は、衣を得る望あれば畜ふることを聽す」と。^⑩

二 その時諸比丘は、「世尊は非時衣を得たる時、衣を得る望あれば、畜ふるを聽し給へり」とて、彼等非時衣を得て、一月を過ぎて畜へ、かの衣を衣竹に聚束して存せり。長老阿難、房舍巡行をなして、衣竹に聚束して存するかの衣を見て諸比丘に云へり、「友、この衣竹に聚束して存する衣は誰のものなりや」と。「友、我等の非時衣にして、望衣の故に畜ふるものなり」。「友、この衣は幾日畜へらるゝや」「友、一月を過ぐ」。長老阿難は譏嫌非難せり、「如何ぞ諸比丘は非時衣を得て、一月を過ぎて畜ふるや」と。その時長老阿難は世尊にこの由を白せり。「諸比丘、

比丘等は實に非時衣を得て、一月を過ぎて畜ふるや。『實なり、世尊』。佛世尊は呵責し給へり、「諸比丘、如何ぞかの愚人等、非時衣を得て、一月を過ぎて畜ふるや。諸比丘、これ未信者をして信ぜしめ：乃至：諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——」

比丘〔三〕衣已に竟り、迦縫那衣を捨し已りて、若し比丘、非時衣を得んに、希望する比丘は納受すべし。受納すれば速に「衣を」作るべし。若し満足に非ざる時は、一月を限り、それ以内に満足する望あらば、かの比丘、その衣を畜へ得べし。若しこれを過ぎて畜ふれば「満足の」望ありとも尼薩耆波逸提なり」と。

二一一

①

「非時衣」とは、迦縫那衣式

カナ

の行はれる時は、十一箇月中に得たるもの、迦縫那衣

カナ

式の行はれたる時は、七箇月中に得たるものなり。又「衣時中」に「非時衣として指

カナ

名せられて與へられたるもの、これを非時衣と云ふ

「得られんに」とは、或は僧より、或は別衆より、或は親戚より、或は友より得、或は糞掃衣を得、或は自己の財によりて得るなり。

「希望する」とは納受することを望むものは納受すべきなり。

「納受せば速に作るべし」とは、十日にて作るべきなり。

「若し満足に非ざる時は」とは作るに充分ならざるなり。

「一月を限り彼の比丘その衣を畜へ得」とは、最長一箇月を畜ふべきなり。

「それ以内に満足する」とは、それ以内に満足する望によるなり。

「望あれば」とは、或は僧より或は別衆より、或は親戚より、或は友より得、或は糞掃衣を得、或は自己の財によりて得る望あるなり。

二 「若しこれを過ぎて畜ふれば望ありとも」とは、本衣を得たる即日に於て望衣を得、十日間に[衣を作]るべし。本衣を得たる[後]二日に望衣を得、十日間に作るべし。本衣を得たる後三日に：乃至：四日に：乃至：五日に：乃至：六日に：乃至：七日に：乃至：八日に：乃至：九日に：乃至：本衣を得たる後十日に望衣を得、十日間に作るべし。

本衣を得たる後十一日に：乃至：十二日に：乃至：十三日に：乃至：十四日に：乃至：十五日に：乃至：十六日に：乃至：十七日に：乃至：十八日に

乃至十九日に乃至本衣を得たる後二十日に望衣を得、十日間に作るべし。

本衣を得たる後、二十一日に望衣を得、九日間に作るべし。二十二日に乃至二十三日に乃至二十四日に乃至二十五日に乃至得たる後、二十六日には、四日間に作るべし。二十七日に乃至二十八日に乃至本衣を得たる後、二十九日に望衣を得、一日にして作るべし。

本衣を得たる後、三十日に望衣を得、即日に受持し、若しは説淨し、若しは遣與すべし。若し受持せず、説淨せず、遣與せざれば、三十一日の明相出時に於て捨壇となり僧若しくは別衆、若しくは人に捨すべし。「諸比丘、是の如く捨すべし：乃至諸大德、この非時衣は我により、一月を過ぎて畜へたるものにして、捨すべきものなり。我今これを僧に捨す。」「僧還與せん。」「別衆還與せん。」「我、大德に還與す」と。

三 本衣に異なる望衣を得、尙日限の残りある時は、望まざれば作るべからず。過月に過想なるは捨壇なり。過月に疑想なる乃至過月に不過想なる：

乃至：不受持に受持想なる：乃至：不說淨に說淨想なる：乃至：不遣與に遣與想なる：乃至：不失に失想なる：乃至：不壞に壞想なる：乃至：不燒に燒想なる：乃至：不奪に奪想なるは捨墮なり。

捨墮衣を、捨てずして受用せば突吉羅なり。一月を過ぎずして過想なるは突吉羅なり。一月を過ぎざして疑想なるは突吉羅なり。一月を過ぎざるに不過一月想なるは不犯なり。

四 一月内に受持し、說淨し、遣與し、失ひ、壞れ、焼かれ、奪はれて捉り、親厚想にて捉る、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

捨墮 四

一その時佛世尊は舍衛城祇樹給孤獨園に在しき。その時長老優陀夷の故の妻比丘尼に出家し居れり。かの女屢々優陀夷の許に到り、長老優陀夷も亦屢々かの尼の許に到れり。その時長老優陀夷かの尼の許に給食をなせり。時に長老優陀夷は、晨朝下衣を著け上衣と鉢とをしてかの比丘尼の許に到り、比丘尼の

前に生支を露出して坐せり。かの尼も亦長老優陀夷の前に生支を出して坐せり。その時長老優陀夷欲念を起しがの尼の生支を見て不淨を泄せり。その時優陀夷かの尼にかく云へり、妹、行きて水を持ち來れ、われ安陀會を洗ふべし」と。「大德、出したまへ、われ洗ふべし」とて、かの不淨の一分を口に入れ、一分を生支に入れたり。彼の尼、それによりて妊娠せり。

諸比丘尼云へり、「この比丘尼は非梵行をなして姪せり」と。「大姉、我非梵行をなせるに非ず」とて諸比丘尼に、かの由を語れり。諸比丘尼は譏嫌非難せり、「如何ぞ大德優陀夷は比丘尼をして故衣を洗はしむるや」と。かくてかの諸比丘尼、これを諸比丘に語れり。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「如何ぞ大德優陀夷は比丘尼をして故衣を洗はしむるや」と。かくて諸比丘、これを世尊に白せり。「優陀夷、汝實に比丘尼をして故衣を洗はしめたるや」。「實なり、世尊」。「優陀夷（尼）は汝に親里なるや、非親里なるや」。「世尊、非親里なり」。「非親里なる愚人は、非親里女に對して、威儀非威儀、淨行非淨行を知らず。故に汝愚人、非親里の比丘尼をして故衣を洗はしむ。愚人、これ不信者をして信ぜしめ：乃至：諸比丘、汝

等、當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も、非親里比丘尼をして、故衣を浣はしめ、染めしめ、打たしむれば、尼薩耆波逸提なり」と。

二一一 「何れの」とはいかなるものをも：乃至：

「比丘」とは：乃至：これこの所に於て意味せらるゝ比丘なり。

「非親里」とは父母より七世以内に繫がらざるものなり。

「比丘尼」とは、二衆に於て出家せるものなり。

「故衣」とは、一度にても著用されたるものなり。

浣へと命ずれば突吉羅、浣はれたるものは捨墮なり。染めよと命ずれば突吉羅、染められたるものは捨墮なり。打てと命ずれば突吉羅なり、一度にても、手或は槌にて打たれたるものは捨墮にして、僧或は別衆或は人に捨すべし。諸比丘、是の如く捨すべし。

「諸大德、この故衣は、我により、非親里比丘尼をして浣はしめたるものにして、捨すべきものなり。我、今、こを僧に捨す」。〔僧還與せん。別衆還與せん。〕「我、大德

に還與す」と。

二 非親里に非親里想にて故衣を浣はしむれば捨墮なり。非親里に非親里想にて、故衣を浣ひ打たしむれば、一捨墮、一突吉羅なり。非親里に非親里想にて、故衣を浣ひ染め打たしむれば、一捨墮二突吉羅なり。

非親里に非親里想にて、故衣を染めしむれば捨墮なり。非親里に非親里想にて、故衣を染め打たしむれば、一捨墮、一突吉羅なり。非親里に非親里想にて、故衣を染め打たしむれば、一捨墮、一突吉羅なり。非親里に非親里想にて、故衣を染め打たしむれば、一捨墮二突吉羅なり。

非親里に非親里想にて、故衣を打たしむれば捨墮なり。非親里に非親里想にて、故衣を打たしむれば、一捨墮、一突吉羅なり。非親里に非親里想にて、故衣を打たしむれば、一捨墮、一突吉羅なり。非親里に非親里想にて、故衣を打たしむれば、一捨墮二突吉羅なり。

非親里に疑念にて：乃至：非親里に親里想にて：乃至：

他人の故衣を浣はしむれば突吉羅なり。尼師壇ニシヤダを浣はしむれば突吉羅なり。比丘尼僧のみにより出家せるものをして浣はしむれば突吉羅なり。

親里に非親里想なるは突吉羅、親里に疑想なるは突吉羅、親里に親里想なるは不犯なり。

三 親里比丘尼によりて浣はれ、非親里比丘尼は助力者なる時、語られずして浣ふ、新衣を浣はしむ、衣以外の他の資具を浣はしむ、式叉摩那をして、沙彌尼をして〔洗はしむ〕、痴狂最初の犯行者は不犯なり。

捨墮 五

一一 その時佛世尊は王舍城迦蘭陀竹林園に在しき。その時蓮華色比丘尼は舍衛城に住せり。時に蓮華色比丘尼、晨朝下衣を著け、上衣と鉢とを持して乞食の爲に舍衛城に入れり。舍衛城に於て乞食をなし已り、受食後、乞食より歸りて、日中の入定休息をなさんと安陀林に到り、林中に入りて一樹の下にて休息の爲に坐せり。その時、賊業に巧みなる諸賊、牝牛を殺してその肉を持し安陀林に

入りり。賊主は蓮華色比丘尼の、日中の休息の爲に一樹下に坐せるを見てかく思惟せり。若し我が子弟見なば、この比丘尼を害せんと。「かくて他路によりて行けり。時にかの賊主は、煮たる肉中の上美の肉を取りて棕櫚葉の籠に入れ、蓮華色比丘尼の近くなる樹上に懸け、沙門婆羅門中、見たるものに與へん、持ち去るべし」と云ひて去れり。蓮華色比丘尼は三昧より起きて、かの賊主の此の語をなせるを聞けり。かくて蓮華色比丘尼はかの肉をとり、住房に歸れり。時に蓮華色比丘尼はその夜過ぎて、彼の肉をとり、鬱多羅僧にてそを包み、空中を飛びて再び竹林に現じたり。

二 その時世尊は乞食の爲、聚落に入り給ひ、長老優陀夷は残りて精舎を護れり。時に蓮華色比丘尼は優陀夷の許に到りてかく云へり、「大德、世尊は何處に往き給ひしや」と。「妹、世尊は乞食の爲、村に入り給へり」。「大德、この肉を世尊に奉じたまへ」。「妹、世尊は汝の肉によりて充悦せられたまへり。汝若し我に安陀會を與ふれば、我亦是の如く、安陀會によりて充悦せらるべし」。「大德、我等女人は實に難得者なり、こは我が最後の第五衣なり、我與へず」。「妹、譬へば人の象を

與ふるには草をも與ふる如し、是の如く汝世尊に肉を奉じて、我には安陀會を與へざるや」と。かくて蓮華色比丘尼は長老優陀夷より、強ひて索められ、安陀會を與へて住房に還れり。諸比丘尼、蓮華色比丘尼の衣鉢を受けとりてかの尼にかく云へり、「大姉、汝の安陀會はいづこにありや」と。蓮華色比丘尼はかの事を語れり、諸比丘尼……非難せり、「如何ぞ長老優陀夷は、比丘尼より衣を受くるや、女人は衣を得難し」と。時にかの諸比丘尼、諸比丘にこの由を語れり。諸比丘の中、少欲なる者……非難せり、「如何ぞ長老優陀夷は比丘尼より衣を受くるや」と。かくてかの諸比丘、世尊はこの由を白せり。「優陀夷、汝實に比丘尼より衣を受けしや」。「實なり、世尊」。優陀夷、汝に親里なりや、非親里なりや」。「非親里なり、世尊」。非親里の愚人は非親里女に對して、威儀非威儀、清淨不清淨を知らず。故に愚人、汝非親里比丘尼の手より衣を受くるなり。愚人、これ未信者をして信ぜしめ乃至：諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も、非親里比丘尼の手より衣を受ければ尼薩耆波逸提なりと。是の如く世尊によりて諸比丘の爲にこの學處は制せられたり。

二 その時諸比丘、畏慎して比丘尼の交易衣をも受けず。諸比丘尼……非難せり、大徳、如何ぞ我等の交易衣を受けざるや」と。諸比丘はかの比丘尼等の譏嫌非難するを聞けり。その時諸比丘は世尊にこの由を白せり。世尊この因縁によりて說法し、諸比丘に曰へり「諸比丘、五衆の交易衣を受くるを聽す、即ち、比丘、比丘尼、式叉摩那、沙彌、沙彌尼の〔交易衣〕なり。諸比丘、これ等の五衆の交易衣を受くるを聽す、諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も、非親里比丘尼の手より衣を受ければ、交易を除き、尼薩耆波逸提なり」と。

三一一 「何れの」とは……〔捨墮四、二・一を見よ〕……出家せるものなり。

「衣」とは、六衣中の一衣にして、說淨すべき最小量〔以上〕を云ふ。

〔^⑬交易を除く〕とは、交換を除外するなり。

受くるに、受けんとするは突吉羅、入手せば捨墮にして、僧或は別衆或は人に捨すべし。

「諸比丘、是の如く捨すべし、諸大徳、是の衣は我により、非親里比丘尼の手よ

り、交易に非ずして受けられたるものにして、捨すべきものなり、我今こを僧に捨す。」〔僧還與せん。別衆還與せん。我、大德に還與す」と。

二 非親里より非親里想にて衣を受ければ、交易を除き捨墮なり。非親里より疑想にて衣を受ければ、交易を除き捨墮なり。非親里より親里想にて衣を受ければ、交易を除き捨墮なり。

比丘尼僧のみにより出家せる比丘尼の手より衣を受ければ、交易を除き突吉羅なり。

親里よりなるを非親里想なるは突吉羅、親里よりなるを疑想なるは突吉羅、親里よりなるを親里想なるは不犯なり。

三 親里より、交易物、輕物を與へて重物を得、重物を與へて輕物を得る時、比丘親厚想にて捉り、暫取想にて捉り、衣を除き他の資具を受く、式叉摩那より、又沙彌尼より受く、痴狂最初の犯行者は不犯なり。

一一一 その時佛世尊は舍衛城祇樹給孤獨園に在しき。その時、優波難陀釋子^{ウバナンダ}は說法善能なりき。その時一長者の子は長老優波難陀釋子の許に到りて禮をなし、一方にありて坐せり。坐し已れるかの長者の子に、長老優波難陀釋子は說法し……歡喜せしめたり。時にかの長者の子、優波難陀釋子の說法に……歡喜して長老にかく云へり、「天德、欲する所を云ひ給へ、我等この衣服・飲食房・舍病資具たる藥湯の中、何にても大德に與へ得」と。「賢者、汝若し我に與へんと欲せば、こゝに汝の著せるものより、一外衣を與ふべし」。「天德、われ家に還るまで待ち給へ。家に歸らば、こゝに著する一外衣にても、或はこゝに著するより更によき衣にても送るべし」と。長老優波難陀釋子は再びかの長者の子に云へり……三度「乃至」^ノ「與ふべし」と。「天德、我等良家の子にとりて、一外衣にて行くは如何ならん。大德、われ家に還るまで待ち給へ。家に歸らば、こゝに著せる一外衣にても、或は更によき衣にても送るべし」。「賢者、汝、與ふる意なくして〔施與を〕申出でたるや。汝は申出でて與へず」と。かくてかの長者の子は、長老優波難陀釋子に、強ひて求められ、一外衣を與へて行けり。

二 諸人はかの長者の子を見て、かく云へり、「賢者、汝何が故に一外衣にて還るや」と。その時かの長者の子は諸人に此の由を語れり。諸人……非難せり、これら等沙門釋子は、多求にして足ることなし、彼等に說法により、施與の請待をなされは容易に非ず、如何ぞ長者の子により、說法により施與の請待をなされて、外衣を取るや」と。諸比丘はかの諸人の……非難を聞けり。諸比丘の中、少欲なる者……非難せり、「如何ぞ長老優波難陀釋子は、長者の子に衣を乞ふや」と。かくて諸比丘、世尊にこの由を白せり。「優波難陀、汝實に長者の子に衣を乞ひしや」。「實なり、世尊」。「優波難陀、汝に親里なるや、非親里なるや」。「非親里なり」。非親里なる愚人は、非親里に對して威儀非威儀、淨行・非淨行を知らず。故に愚人、汝、非親里なる長者の子に衣を乞ふなり。愚人、これ未信者を信せしめ：乃至：諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も、非親里居士、或は居士婦に衣を乞はば尼薩耆波逸提なり」と、この學處は、世尊により諸比丘の爲に、かく制せられたり。

二 その時衆多の比丘、沙祇より舍衛城に長路を往けり。中途に於て賊現はれ、

かの比丘の衣を奪へり。時にかの諸比丘は「世尊は非親里の居士或は居士婦に、衣を乞ふを禁じ給へり」とて、畏慎して衣を乞はず、恰も裸形外道の如くにて、舍衛城に來り、諸比丘に挨拶せり。諸比丘かく云へり、「友、かの邪命士は好し、彼等は諸比丘を禮せり」と。彼等云へらく、「友、我等は邪命士に非す、我等は比丘なり」と。諸比丘は長老優波離にかく云へり、「大德優波離、來りて彼等を檢問し給へと」。かくて長老優波離は、かの諸比丘を檢して比丘等に云へり、「友、こは比丘なり、彼等に衣を與へよ」と。諸比丘の中、少欲なる者……非難せり、如何ぞ諸比丘裸形にて行くや、宜しく〔軟〕草或は〔樹〕葉にて覆ひて行くべきなり」と。

その時諸比丘は世尊にこの由を白せり。世尊この因縁により、說法して諸比丘に曰へり、「諸比丘、奪衣或は失衣者には、非親里の居士・居士婦に衣を乞ふことを聽す。始にかれ〔僧の〕住處に到るべし。若しそこに僧の精舍衣或は臥布、若しくは敷布、若しくは枕の皮あらば、それを取り受けて身を覆ふに充てんと。若し衆僧の精舍衣・臥布・敷布・枕の皮無き時は、草或は葉にて覆ひて行くべし、裸形にて行くべからず、行くものは突吉羅なり。諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦

すべし——

何れの比丘と雖も、非親里の居士或は居士婦に、衣を乞はば「然るべき」條件を除き、尼薩耆波逸提なり。こゝにその條件とは、比丘奪衣の時或は失衣の時、これその條件なり」と。

三一一 「何れの」とはいかなるものをも：乃至：

「比丘」とは：乃至：これこの所に於て意味せらるゝ比丘なり。
「非親里」とは、父母より七世以内に繫がれざるものなり。

「居士」とは、俗家に住せる人を云ふ。

「居士婦」とは、俗家に住せる婦人を云ふ。

「衣」とは、六衣の中の一衣にして、說淨すべき最下量(以上)のものなり。

「條件を除き」とは、條件を除外するなり。

「奪衣」とは、比丘の衣、或は王の爲、或は賊の爲、或は賭者の爲、或は何人かによりて、奪はれたるなり。

「失衣」とは、比丘の衣の、或は火の爲に焼かれ、或は水の爲に流され、或は鼠の爲、蟻

の爲に喰はれ、或は著破られたるなり。

二 條件を除きて乞ふに乞はんとするは突吉羅、入手せば捨墮にして、僧或は別衆、或は人に捨すべし。諸比丘、是の如く捨すべし：乃至：「諸大德、この衣は我により、條件なくして、非親里の居士に乞はれしものにして、捨すべきものなり。我今こを僧に捨す。」〔僧還與せん〕。〔別衆還與せん〕。〔我大德に與ふと〕。

三 非親里に非親里想にて、條件を除き、衣を乞へば捨墮なり。非親里に疑想にて、條件を除き、衣を乞へば捨墮なり。非親里に親里想にて、條件を除き、衣を乞へば捨墮なり。

親里に非親里想なるは突吉羅なり。親里に疑想なるは突吉羅なり。親里に親里想なるは不犯なり。

四 條件の時、親里なる者、請待せられたる者、他の爲に乞ふ者、自己の財による者、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

捨墮 七

214

一 その時佛世尊は舍衛城祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘は奪衣比丘の所に到りて斯く云へり「友、世尊は奪衣失衣の者には、非親里の居士居士婦に、衣を乞ふことを聽したまへり。友、衣を乞へ」と。「友、我等已に衣を得て足る」。我等諸長老の爲に乞ふべし。」「友、乞へ」と。その時六群比丘は諸居士の許に到りて斯く云へり「賢者、奪衣の諸比丘來れり、彼等に衣を與へよ」とて、多くの衣を乞へり。その時一居士集合所に坐して、他の居士に斯く云へり「賢者、奪衣の比丘來り、我等は彼等に衣を與へたり」と。彼亦斯く云へり「我等も亦與へたり」と。他の居士も亦云へり、「我等も與へたり」と。彼等……非難せり、「如何ぞ沙門釋子は量を知らず、多くの衣を乞ふや。沙門釋子は布商をなし或は商店を開くべし」と。諸比丘はかの居士等の……非難するを聞けり。諸比丘の中少欲なる者……非難せり、「如何ぞ六群比丘は量を知らず多衣を乞ふや」と。諸比丘は世尊にこの由を白せり。「諸比丘、汝等實に量を知らず多衣を乞ふや。」實なり、世尊。佛世尊は呵責し給へり、「愚人、汝等如何ぞ量を知らず多衣を乞ふや。愚人、これ未信者をして信ぜしめ乃至諸比丘、汝等當に是の如くこの學

處を誦すべし——

若しかの比丘に、非親里の居士居士婦の、多衣をもちて捧げ、恣に擇取せしめんに、かの比丘は、多くとも内衣外衣をその衣より受くべし。若し是を過ぎて受くれば、尼薩耆波逸提なり」と。

二一一 「若し彼の比丘に」とは、奪衣の比丘にの意なり。

「非親里」とは……「捨墮六三一を見よ」……俗家に住せる婦人を云ふ。

「多衣をもちて」とは、多量の衣をもちてなり。

「捧げ恣に擇取せしめんに」とは、師の欲するだけ取れ、と云ふなり。

「かの比丘は多くとも、内衣外衣を、その衣より受くべし」とは、若し三衣を失はば二衣を受くべし、二衣を失はば一衣を受くべし、一衣を失はば何物をも受くべからず。

「是を過ぎて受くれば」とは、それ以上を乞ふなり。受けんとするは突吉羅、入手せば捨墮にして、僧或は別衆、或は人に捨すべし。諸比丘、是の如く捨すべし、「諸大德、この衣は、我により、非親里の居士の許に到りて過求されたるものにして、

215 捨すべきものなり。我今こを僧に捨す。『僧還與せん』。『別衆還與せん』。我大德に還與す」と。

二 非親里に非親里想にて、是を過ぎて衣を乞へば捨墮なり。非親里に疑想にて……「捨墮六三・三を見よ」……不犯なり。

三 「我、殘餘を取らん」とて取り去る、殘餘は汝のものなりとて與ふる時、奪衣の故に與ふるに非ざる時、失衣の故に與ふるに非ざる時、親里なる者、請待せられたる者、自己の財物による者、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

捨墮 八

一 その時佛世尊は舍衛城祇樹給孤獨園に在しき。その時一居士はその婦に斯く云へり、「優波難陀大德に衣を施さん」と。一乞食比丘、かの居士の此の語をなすを聞けり。斯くてかの比丘、優波難陀釋子の許に到り斯く云へり、「友、優波難陀、汝は大福德の人なり。かの某處にて一居士はその婦にかく云へり、優波難陀大德に衣を與へんと。友、彼は我が檀越なり」。かくて長老優波難陀釋子

はがの居士の許に到りて彼に斯く云へり、「賢者、汝實に我に衣を與へんと欲するや。」天德、我實にかく思惟せり、「我、優波難陀大德に衣を與へん」と。「賢者汝、若し我に衣を與へんと欲せば、是の如き衣を與ふべし、我が著用せざる如き衣もて我に與ふとも、何かせん」と。

その時かの居士……非難せり、「これ等沙門釋子は、多求にして足るを知らず、彼等に衣を與ふるは容易に非す。如何ぞ大德優波難陀は、我により『請ぜられざるに先だち、我が所に來りて、衣に就きて指圖をなすや』と。諸比丘はかの居士の……非難せるを聞けり。諸比丘の中、少欲なる者……非難せり、「如何ぞ長老優波難陀釋子は、請ぜられざるに先だちて居士の家に到り、衣に就きて指圖をなすや」と。斯くてかの諸比丘は世尊にこの由を白せり。「優波難陀、汝實に請ぜられざるに先だちて居士の家に到り、衣に就きて指圖をなすや」。「實なり、世尊」。優波難陀汝に親里なるや非親里なるや」。「世尊、非親里なり」。「非親里なる愚人は非親里に對して威儀非威儀、淨行非淨行を知らず。故に愚人、汝は請ぜられざるに先ちて非親里の居士の家に到り、衣に就きて指圖をなす。愚人、これ未信者

をして信ぜしめ：乃至：諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——
若し比丘の爲に非親里の居士或は居士婦に衣料準備せらる、この衣料にて
衣を購ひ某甲比丘に衣を著せしめんとて。此の時若しかの比丘、請ぜられ
ざるに先だちて往き、衣に就きて指圖をなさん、「善い哉、賢者、この衣料に
て斯々の如き衣を購ひて我に著せしめよ」と。好衣を望むが故に尼薩耆波
逸提なり」と。

二一一 「若し比丘の爲に」とは、比丘の爲に、比丘を目的とし、比丘に著せしめんと
欲するなり。

「非親里」とは父母より七世以内に繫がれざるものなり。

「居士」とは俗家に住せる人を云ふ。

「居士婦」とは俗家に住せる婦人を云ふ。

「衣料」とは、或は黃金、或は錢、或は眞珠、或は寶珠、或は珊瑚、或は鐵板、或は綿布、或は

糸、或は綿なり。

「この衣料にて」とは準備せるものにての意なり。

「購ひて」とは交換してなり。

「著せしめん」とは與へんとの意なり。

「この時若しかの比丘」とはかの比丘を指示して衣料の準備せらるゝ其の比丘なり。

「請ぜられさるに先だちて」とは「大德、師には如何なる衣が望みなるや、師に如何なる衣を購はん」と云はれざる前なり。

「往きて」とは家に往き、或はいづこへか到るなり。

「衣に就きて指圖をなさん」とは、或は長くせよ、或は廣くせよ、或は厚くせよ、或は軟柔ならしめよと云ふなり。

「この衣料にて」とは準備せるものにての意なり。

「斯々の如き」とは、或は長、或は廣、或は厚、或は軟なるなり。

「購ひて」とは交易してなり。

「著せしめよ」とは與へよの意なり。

「好衣を望むが故に」とは善なるを望み、高價なるを望むなり。

彼の語により或は長衣、或は廣衣、或は厚衣、或は軟衣を購ふに購はしめんとするは突吉羅、入手すれば捨墮にして、僧或は別家或は人に捨すべし。『諸比丘、是の如く捨すべし：乃至：諸大德、この衣は我により、請ぜられざるに先だちて非親里の居士に到り、衣に就いて指圖をなして得られたるものにして、捨すべきものなり。我今、こを僧に捨す』。『僧還與せん』。『別衆還與せん』。『我大德に還與す』と。

二 非親里に非親里想にて、請ぜられざるに先だちて居士の家に到り、衣に就きて指圖をなせば捨墮なり。非親里に疑想にて、請ぜられざるに先だちて居士の家に到り、衣に就きて指圖をなせば捨墮なり。非親里に親里想にて、請ぜられざるに先だちて居士の家に到り、衣につきて指圖をなせば捨墮なり。

親里に非親里想なるは突吉羅なり。親里に疑想なるは突吉羅なり。親里に親里想なるは不犯なり。

三 親里なる者、請を受けたる者、他人の爲になす者、自己の財による者、高價衣を購はんと欲せるに少價の衣を購はしむる者、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

捨墮 九

一 その時佛世尊は舍衛城祇樹給孤獨園に在しき。その時一居士は他の居士に斯く云へり、「われ大德優波難陀釋子に衣を與へん」と。彼の居士も亦云へり、「我218も亦大德優波難陀釋子に衣を與へん」と。一乞食比丘かの人の此の談話を聞けり。かくてかの比丘は長老優波難陀釋子の處に到りて彼に斯く云へり、「友優波難陀、汝は大福德の人なり、かの某處に於て、一居士は他の居士に斯く云へり、われ大德優波難陀釋子に衣を與へん」と。彼も亦斯く言へり、「我218も亦優波難陀大德に衣を與へん」と。「友、彼等は我が檀越なり」。かくて長老優波難陀釋子は彼等居士の許に到りて斯く云へり、「賢者、汝等、實に我に衣を與へんと欲するや」と。「大德、我等、實に斯く思惟せり、優波難陀大德に衣を施與せんと」。「賢者、汝等、實に我に衣を與へんと欲せば、是の如き衣を與へよ、我が著用せざる如き衣もて我に與ふるとも何かせん」。その時彼等居士は……非難せり、「彼等沙門釋子は多欲にして足るを知らず、彼等に衣を與ふるは容易に非ず。如何ぞ優波難陀大德は、我等によりて請ぜられざるに先だちて來り、衣に就きて指圖をなすや」と。

諸比丘は彼等の……非難するを聞けり。彼等の中、少欲なる者……非難せり、「如何ぞ長老優波難陀釋子は請ぜられざるに先だちて居士の家に到り、衣に就きて指圖をなすや」と。斯くてかの比丘は世尊にこの由を白せり。「優波難陀、汝實に請ぜられざるに先だちて居士の所に到り、衣に就きて指圖をなすや」。「實なり、世尊」。「優波難陀、汝の親里なるや、非親里なるや」。「非親里なり」。「非親里なる愚人は、非親里に對して威儀・非威儀、淨行・非淨行を知らず。故に愚人、汝請ぜられざるに先だちて居士の所に到り、衣に就きて指圖をなすなり。愚人、これ未信者をして信せしめ：乃至：諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

若し比丘の爲に、兩居士或は居士婦に、各自に衣料準備せらる、「我等この各自の衣料にて、各自衣を購ひて某甲比丘に著せしめん」とて。此の時若しかの比丘、請ぜられざるに先だちて到り、衣に就きて指圖をなさん、「善い哉賢者、この各自の衣料にて斯々の一衣を兩人共同して購ひ我に著せしめよと、好衣を望むが故に、尼薩耆波逸提なり」と。

二 「若し比丘の」とは……〔捨墮八、二一を見よ〕……比丘に著せしめんと欲するなり。

「爾」とは二人なり。

「非親里」とは……繫がれざる者なり。

「居士」とは俗家に住する人なり。

「居士婦」とは俗家に住する婦人なり。

「衣料」とは或は黃金或は錢、或は眞珠、或は寶珠、或は珊瑚、或は鐵板、或は綿布、或は糸、或は綿を言ふ。

「この衣料にて」とは準備されたるものにての意なり。

「購ひて」とは交易してなり。

「著せしめん」とは與へんの意なり。

「此の時若し比丘」とは比丘を指示して衣料の準備せらるゝその比丘なり。

「請ぜられざるに先だち」とは……と言はれざるに先だちてなり。

「到りて」とは……

「衣に就きて指圖をなさん」とは或は長く……

「この衣料にて」とは準備せられたるものにてなり。

「斯々の如き」とは……

「著せしめよ」とは與へよとの意なり。

「兩人共同して」とは二人一所にてなり。

「好を望む故に」とは善なるを望み高價なるを望むなり。

彼の語により若しは長衣若しは廣衣若しは厚衣、若しは軟衣を購ふに購はしめんとするは突吉羅……「捨墮八、二、一、一三と同じ。たゞ非親里居士・居士婦の代りに非親里居士等居士婦等を置く」……高價の衣を購はんと欲する者に少價の衣を購はしむる者痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

捨墮 一〇

一一 その時佛世尊は舍衛城祇樹給孤獨園に在しき。その時長老優波難陀釋子の檀越たる大臣は、長老優波難陀釋子に使を以て衣料を送り、「この衣料にて衣を購ひ優波難陀大德に衣を與へよ」と。斯くてかの使は優波難陀釋子の所に到りて斯く云へり、「大德、この衣料は大徳の爲に送られたり、大徳、衣料を

取り給へと。斯く云はれて長老優波難陀はかの使に云へり、賢者、我等は衣料を取らず、されど我等は時機到らば淨衣を取るべし」と。かく言はれてかの使は、長老優波難陀釋子に云へり、「大德、誰人か執事人ありや」と。

その時一居士、或る事務の爲に僧園に來れり。時に長老優波難陀釋子は、かの使に云へり、「賢者、かの優婆塞は諸比丘の執事人なり」と。時にかの使はかの優婆塞に承知せしめ、長老優波難陀釋子の所に到りて云へり、「大德、長老の執事人として示したる居士は、我によりて承知せしめられたり。大德、時に應じて行き給へ。彼は師に衣を與ふべし」と。その時かの大臣長老優波難陀の許に使を送れり、「天徳、かの衣を著用し給へ。我等は大徳によりてかの衣の著用せらるゝを欲す」と。その時長老優波難陀釋子は、かの優婆塞に何事をも語らざりき。再びかの大臣は、優波難陀釋子の許に使を送れり、「天徳……欲す」と。再び優波難陀釋子は、かの優婆塞に何事をも語らざりき。三度かの大臣は、優波難陀釋子の許に使を送れり、「天徳……欲す」と。

二 その時市民の集會ありて、市民によりてなされたる規約あり、「後れて至る

者は五百錢を課せらる」と。時に長老優波難陀釋子は、かの優婆塞の許に到りて
かく云へり、「賢者、我衣を欲す」と。「大德、今日一夜待ち給へ。今日市民の集會
あり、市民によりてなされたる規約あり、後れて到る者は五百錢を課せらる」。賢
者、今日我に衣を與へよ」と帶を執れり。斯くてかの優婆塞は、長老優波難陀の
爲に、強ひて索められ、優波難陀釋子の爲に衣を購ひ、後れて到れり。諸人はかの
優婆塞に斯く云へり、「汝何の故に後れて來るや、汝は五百錢を取られたり」と。

²²¹ その時かの優婆塞は彼等にこの由を語れり。諸人……非難せり、「彼等沙門
釋子は、多欲にして足るを知らず。彼等の爲に執事をなすは容易に非ず。何ぞ
優婆塞に「大德、今一夜を待て」と云はるゝに待たざるや」と。諸比丘はかの諸人
の……非難するを聞けり。彼等の中、少欲なる者……非難せり、「何ぞ長老優波
難陀釋子は、優婆塞に「今一夜を待て」と云はるゝに待たざるや」と。かくて彼等は
世尊にこの由を白せり。「優波難陀、汝實に優婆塞に「大德、今一夜待ち給へ」と
云はるゝに待たざるや」。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給へり。「愚人、如何ぞ
汝、優婆塞に「大德、今一夜待ち給へ」と云はるゝに待たざる。愚人、これ未信者

をして信ぜしめ：乃至：諸比丘、汝等、當に是の如くこの學處を誦すべし——

三 若し比丘の爲に、若しくは王、若しくは大臣、若しくは婆羅門、若しくは居士、使をもちて衣料を送らん、「この衣料にて衣を購ひ、某甲比丘に衣を著せしめよ」と。かの使者、かの比丘に到りて斯く言はん、「大德、長老の爲にこの衣料を待ち來れり、長老衣料を受領すべし」と。かの比丘によりてこの使者は斯く云はるべし、「賢者、我等は衣料を受領せず、我等は時來らば淨衣を受くべし」。かの使者はかの比丘に斯く云はん、「長老に執事人有りや」と。諸比丘、衣を希望する比丘は、執事人或は淨人或は優婆塞を指示して、「賢者、かの人は諸比丘の執事なり」と云ふべし。かの使者その執事人に承知せしめて、かの比丘の許に到り斯く云はん、「大德、長老の指示せしかの執事人は我により承知せしめられたり。長老、然るべき時到るべし、彼の尊師に衣を著せしむべし」と。諸比丘、衣を希望する比丘は、執事人の處に到りて二三度、督促すべし、「賢者、われ衣を要す」と。二三度督促して、かの衣を得ればこれ可なり。若し得ざれば、四度、五度、六度まで沈黙して「その衣の」爲に

立つべし。四度、五度、六度まで沈黙して爲に立ちてかの衣を得れば、これ可なり。是を過ぎ、力を盡して衣を得れば尼薩耆波逸提なり。若し得ざる時は、衣料の送られし施主の許に、自ら行き、或は使者を送るべし、「諸賢、汝等、比丘の爲に衣料を送りしも、そはかの比丘に何等の利益を與へず。卿等自身の物を還取し、自身の物を失ふこと勿れ」と。これ此の場合の正しき處置なりと。

二一一「若し比丘の爲に」とは、比丘の爲に、比丘を目的とし、比丘に著せめんとするなり。

「王」とは統治する人なり。

「大臣」とは王の俸祿を食むものなり。

「婆羅門」とは、婆羅門姓のものなり。

「居士」とは王・大臣・婆羅門を除き、その他の居士を云ふ。

「衣料」とは黄金、或は錢、或は眞珠、或は寶珠なり。

「この衣料にて」とは準備せるものにてなり。

「購ひて」とは交易しての意なり。

「著せしめよ」とは與へよの意なり。

若しかの使者、かの比丘に至りてかく云はん、「大德、長老の爲にこの衣料を持ち來れり、長老衣料を受領すべし」と。かの比丘、この使者に斯く云ふべし、「…賢者、かの人は諸比丘の執事人なり」と。かく云ふべからず、「彼に與へよ」或は「彼畜ふべし」或は「或交易すべし」或は「彼購ふべし」と。

若し彼の使者、その執事人に承知せしめて、かの比丘の許に到りて斯く云はん。「大德、長老の指示せしかの執事人は、我によりて承知せしめられたり。長老時に應じて到るべし。彼汝に衣を著せしむべし」と。諸比丘、衣を希望する比丘は、執事人の所に到りて二三度督促すべし、「賢者、われ衣を要む」と。斯く云ふべからず、我に衣を與へよ、我に衣を持ち來れ、我に衣を交易せよ、我に衣を購へ」と。二度云ふべし：乃至：三度云ふべし：乃至：。

若し得れば、そは可なり。若し得ざれば、そこに到り沈黙して「その衣の爲に立つべし。席に坐すべからず、食をとるべからず、法を説くべからず。汝何の爲に

来るや」と問はるゝ時は「賢者、知れ」と云ふべし。若し席に坐し、或は食をとり、或は法を説けば立を破る。二度立つべく、三度立つべし。

四度〔説きて〕促せば四度〔黙して〕立ち得べし、五度促せば二度立ち得べし、六度促せば立ち得ず。²²³

二 此を過ぎて求めかの衣を得るに、得んとするは突吉羅、入手すれば捨墮にして、僧或は別衆、或は人に捨すべし。諸比丘、是の如く捨すべし：乃至：「諸大德、この衣は我により、三度以上督促し六度以上黙立して得られたるものにして、捨すべきものなり。我、今、これを僧に捨す」。「僧還與せん」。「別衆還與せん」。「我大徳に還與す」と。

若し得ざる時は、衣料の送られし施主の許に、自ら行き或は使を送るべし、「諸賢、汝等、比丘の爲に衣料を送りしも、そはかの比丘に何等の利益を與へず、卿等自身のものを還取りし自身のものを失ふ勿れ」と。

「これこの場合の正しき處置なり」とは、これこの時の隨法行なりとの意なり。

三 三度以上督促し、六度以上黙立し、過想にて得れば捨墮なり。三度以上督促

し六度以上默立し、疑想にて得れば捨墮なり。三度以上督促し六度以上默立し、滅想にて得れば捨墮なり。

三度以下督促し六度以下默立し、過想なるは突吉羅なり。三度以下督促し六度以下默立し、疑想なるは突吉羅なり。三度以下督促し六度以下默立し、滅想なるは不犯なり。

四 三度督促し六度默立す、三度以下督促し、六度以下默立す、督促せずして與ふ施主督促して與ふ、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

第一迦縫那品

その攝頌

十日、一夜及び一月、浣及び取、非親の三、兩人、及び使にて。

註①迦縫那 (kaṭhina) 安居三箇月間精勵せる比丘に與へらるゝ衣にして、五箇月間、即ち十二月十五日まで所持し得同日に至れば捨べきなり。この迦縫那衣を所持する者には長衣を畜へ得る等五箇條の特典あり。「迦縫那衣を捨し已る」とは、十二月十五日以後なり。又八事の因縁にて捨し已れる以後なり天品七参照。kaṭhinaとは堅固の意なり故にこれを堅固衣、或は功德衣と漢譯す。

② 六種衣・佛音の註によれば khoma (驥磨衣即ち麻布) kappāsika (劫貝衣即ち綿布) koseyya (高世耶衣即ち絹布) kambala (欽婆羅衣即ち毛布) sāṇī 裳那衣即ち粗麻布 bhaṅga (毘伽衣即ち大麻布紵布)なり。

③ vikappanupagapacchimān 〇 vikappanaは漢譯に說淨、淨施作淨分別等の語を以て譯せるものにして比丘が餘分の衣を得たる時これを知友の一比丘に與ふる式事をなし、その比丘のものとして自己が保管し、必要に應じて使用するなり。故にこは形式的授與の儀式なり。但し眞實に與ふ時をも說淨と云ふ場合ありて、說淨に二種あり(單墮第五十九戒參照)。今之意は長衣となるものは說淨すべき最下量以上の衣財にして、それ以下のものは餘分に有するも長衣とならず。其の量如何と云ふに佛音の註には長さ二揃手、廣さ一揃手即ち佛の八指と四指の量とす。

この語は大品八二十一に「田々 Rhys Davids はこれを “The limit for the size of a robe up to which it ought to be handed over to another Bhikkhu” と譯す。」

④ 豊本 gāñhānti をシヤム本には gāñhāti とす。已下も同じ。

⑤ 親厚想にて捉る(vissasam gāñhānti) 親友等の衣をこれを使用するも彼怒らず、却つて喜ぶとの信頼をもちて取り用ふることにして、この場合は自己のものに非ざるが故に、長衣とならざるなり。

⑥ 以下僧に捨せる衣を還與すること別衆に衣を捨し、これを還與すること個人に捨しこれを還與するの三の場合を略説せんなり。各戒の下にても同じ。

⑦ 同界 (ekupacāra) とは其の中に於ては身と衣と離るゝも離衣とならざる地域、異界 (nā-nupacāra) とは離衣となる地域なり。

⑧ 擲石所及び處 (hattapāsā) 普通人が石を投じて落ちる範囲なり、勢分とも云ふ善見律に十五肘以内とす。

⑨ abbhantara 註に十四肘とす、漢譯には七間或は七尺と譯す。四分律によれば八樹の中間即ち七間にして、各間七弓なるが故に四十九弓なりとす。

⑩ 島本 cīvarapaccasā はシャム本の如く cīvarapaccasāya とすべきならん。

⑪ 非時衣 (akāla-cīvara) 衣時(衣を作る正式なる時期)以外に得たる衣なり。衣時 (cīvarakāla) とは普通安居後の一箇月(七月十六日一八月十五日、迦提月)にして、迦縫那衣を得たる時はこれに更に四箇月を加ふ。今これ以外の時を指して十二箇月及び七箇月と言ふなり。

⑫ 島本 upanāmī は uppannāmī の誤植なり。

⑬ 交易 (parivattaka) とは譲りて衣の取りかはれる時、交換して所有主にかへすなり。

⑭ Payoge 註によれば受けんと欲して手を伸す等の動作、入手するに至る迄の動作なり。

⑮ 立を破る (ṭhanamī bhanjati) 佛音の註等によれば、衣を催促するに語りて促する (codanā) と默して立つ (ṭhanā) との二ありて、三度まで語り、且六度まで默立するを得。而して一語は二默に相當する故に、六語或は十二默することを得。四語せば四默し得、五語せば二默し得る理なり。次の文はこれを示す。今立を破るとは默立の効を失ひ一度默立てることとなるとの意なるべし。

捨鹽

—

一 その時佛世尊は阿羅毘邑、阿伽羅婆精舍に在しき。その時六群比丘は養蠶家の許に到りて斯く云へり、「賢者、多くの蠶繭を煮て我等に與へよ、我等は組糸の雜れる臥具を作らんと欲す」と。彼等は譏嫌非難せり、「如何ぞ沙門釋子は我等の許に來りて斯く云ふや、「賢者、多くの……臥具を作らんと欲す」と。これ我等にとりても薄福惡運の業なり、我等の生活の爲、妻子の爲に多くの小有情に於て殺生を造らんは」と。諸比丘は彼の諸人の……非難するを聞けり。諸比丘の中、少欲なる者……非難せり、「如何ぞ六群比丘は養蠶家に到りて斯く云ふや、「賢者、多くの……臥具を作らんとす」と」。かくて諸比丘世尊にこの由を白せり。「諸比丘、汝等實に養蠶家に到りてかく云ふや、「賢者、多くの……臥具を作らんとす」と」。「世尊、實なり」。佛世尊は呵責し給へり、「愚人、汝等如何ぞ養蠶家の所に到りて斯く云ふや、「多くの……臥具を作らんとす」と。愚人、これ未信者をして信ぜしめ：乃至：諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべ

し

何れの比丘と雖も絹糸を雜へたる臥具を作らしむれば尼薩耆波逸提なり。

二一一 「何れの」とはいかなるものをも：乃至：

「比丘」とは：乃至：これこの所にて意味せらるゝ比丘なり。

「臥具」^トとは、擴げて作られたるものにして、織れるものに非ず。

「作らしむれば」とは一絹糸にても雜へて自ら作り、或は作らしむることにして、作らんとするは突吉羅、成れば捨墮にして、僧或は別衆、或は人に捨すべし。「諸比丘、是の如く捨すべし：乃至：諸大德、この絹糸を雜へたる臥具は、我により作られたるものにして、捨すべきものなり。我今これを僧に捨す。」「僧還與せん。」「別衆還與せん。」我大德に還與す」と。

225 二 自ら作して成ぜざるを、自ら成ぜしむれば捨墮なり。自ら作して成ぜざるを、他人成ぜしむれば捨墮なり。

他人作して成ぜざるを、自ら成ぜしむれば捨墮なり。他人作して成ぜざるを、他人をして成ぜしむれば捨墮なり。

他人の爲に作し又は作さしむれば突吉羅なり。他人の作れるものを入手して受用するは突吉羅なり。

天蓋或は地敷、幕、長枕、枕を作れる痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

捨墮一二

一 その時佛世尊は毘舍離大林重閣講堂に在しき。その時六群比丘は純黒なる羊毛の臥具を作らしめたり。諸人は精舍巡行をなし、見て……非難せり、「如何ぞ沙門釋子は、純黒なる羊毛の臥具を作らしむるや。これ恰も在家受欲者の如し」と。諸比丘は彼等の……非難するを聞けり。諸比丘の中、少欲なる者……非難せり、「如何ぞ六群比丘は、純黒なる羊毛の臥具を作らしむるや」と。かくてかの諸比丘は、世尊にこの由を白せり。「諸比丘、汝等、實に純黒羊毛の臥具を作らしむるや」。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給へり、「愚人、如何ぞ汝等純黒の……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし……」。

何れの比丘と雖も、純黒なる羊毛の臥具を作らしむれば、尼薩耆波逸提なり。

二 「何れの」とは……意味せらるゝ比丘なり。

「黒」とは二黒あり、生黒或は染黒なり。

「臥具」とは、擴げて作れるものにして、織れるものに非ず。

「作らしむ」とは、自ら作り或は他をして作らしむることにして、作らしめんとするは……或は人に捨すべし。諸比丘、是の如く捨すべし。諸大德、この純黒なる羊毛の臥具は、我により作られたるものにして……最初の犯行者は不犯なり。

捨墮一三

一 その時佛世尊は舍衛城祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘は、世尊は純黒羊毛の臥具を作らしむるを禁じ給へりとて、彼等僅かに邊ばどりに白毛を取り入れて、同じく純黒羊毛の臥具を作らしめたり。諸比丘の中、少欲なる者……非難せり、「如何ぞ六群比丘は僅かに邊に白毛を取り入れて、同じく純黒羊毛の臥具を作らしむるや」と。かくて諸比丘は世尊にこの由を白せり。「諸比丘、汝等、實に僅かに邊に白毛を〔乃至〕作らしむるや」。實なり、世尊。佛世尊は呵責し給

へり、「如何ぞ、愚人、僅かに邊に白毛を……臥具を作らしむるや。愚人、これ未信者を信ぜしめ：乃至：諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

若し比丘、新臥具を作る時は、二分は純黒羊毛、三分は白色羊毛、第四分は褐色羊毛を取り入るべし。若し比丘、二分の純黒毛、三分の白毛、第四分の褐色毛を取り入れずして新臥具を作らば、尼薩耆波逸提なり」と。

二 「新」とは、作ることをとりて云ふ。

「臥具」とは、擴げて作られたるものにして織れるものに非ず。

「作る時は」とは、自ら作り或は他人に作らしむるなり。

「二分は純黒羊毛を取り入るべし」とは、一トウラー量をとり入るゝなり。

「三分は白色羊毛」とは、一トウラー量の白色毛なり。

「第四分は褐色羊毛」とは、一トウラーの褐色毛なり。

若し比丘、二分の純黒毛、三分の白色毛、第四分の褐色毛を取り入れずしてとは、一トウラーの白毛、一トウラーの褐色毛を取らずして、新臥具を作り或は作らしむることにして、作らんとするは突吉羅成すれば捨墮にして……或は人に捨

すべし。「諸比丘、是の如く捨すべし、諸大德、この臥具は我により、一トウラーの白色、一トウラーの褐色毛を、加へずして作られたるものにして、捨すべきものなり。我今こを僧に捨す」。〔僧還與せん〕。〔別衆還與せん〕。「我大德に還與す」と。自ら作して成ぜざるを、自ら成すれば……「捨墮一一を見よ」……受用するは突吉羅なり。

一トウラーの白毛、一トウラーの褐色毛を入れて作る、それ以上の白毛、それ以上の褐色毛を入れて作る純白毛純褐色毛を以て作る天蓋、地敷、幕、長枕、枕を作る痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

捨墮 一四

一 その時佛世尊は舍衛城祇樹給孤獨園に在しき。その時諸比丘は、年々に臥具を作らしめたり。彼等は「羊毛を與へよ、羊毛を欲す」とて多求多乞なりき。諸人……非難せり、「如何ぞ沙門釋子は年々に臥具を作らしめ、羊毛を與へよ、羊毛を欲す」とて多求多乞にて住するや。我等の一度作れる臥具は五年或は六年存

し、我等の嬰兒はこれを汚し、又は小便し或は鼠の爲に噛まる。然るに彼等沙門釋子は年々に「乃至」多乞に住するや」と。諸比丘はかの諸人の……非難するを聞けり。諸比丘の中、少欲なる者……非難せり、「如何ぞ諸比丘は年々に臥具を作らしめ、羊毛……多求多乞に住するや」と。かくて諸比丘は世尊に比の由を白せり。「諸比丘、實に比丘等は年々に臥具を作らしめ、羊毛を……多求多乞に住するや」。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給へり、「愚人、如何ぞ汝等、年々に臥具を作らしめ、羊毛を……と多求多求に住するや。諸比丘、これ未信者をして信ぜしめ：乃至：諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

若し比丘、新臥具を作らしめば、六年持すべし。若し六年以内にかの臥具を或は捨し或は捨せずして、新臥具を作らしめば、尼薩耆波逸提なり

と。世尊は諸比丘の爲に、是の如く此の學處を制し給へり。

二 その時一比丘、憍賞彌に於て病み、親戚かの比丘の許に使を送れり、「大德、來り給へ、我等看病すべし」と。諸比丘も亦かく云へり、「友、往き給へ、親戚は汝を看病すべし」と。彼の比丘かく云へり、「友、世尊は學處を制し給へり、『若し

比丘、新臥具を作れば六年持すべしと。われ病にて、臥具を持して行くこと能はず、我に臥具なくしては安易ならず、我行かずと。世尊にこの由を白せり。世尊はこの因縁によりて說法し、諸比丘に曰へり、「諸比丘、病比丘には臥具認可を與ふることを聽す。諸比丘、是の如く與ふべし。かの病比丘は僧衆の許に到りて偏袒右肩し、上座の足を禮し、跋陀合掌して斯く云ふべし、

諸大德、われ病にて、臥具を持して往くこと能はず、大德、この我、僧に臥具認可を乞ふと。

二度乞ふべし、三度乞ふべし。聰明堪能なる一比丘は、僧に唱言すべし。

大德僧聞きたまへ。この某甲比丘は、病にて、臥具を持して往くこと能はず。彼は僧に臥具認可を乞ふ。若し僧、時機可ならば、僧は某甲比丘に臥具認可を與へん、白是の如し。

大德僧、聞きたまへ、この……臥具認可を求む、僧は某甲比丘に臥具認可を與ふ。諸大德中、某甲比丘に臥具認可を與ふるを忍ずるものは黙し、忍ぜざるものは説きたまへ。僧は某甲比丘に臥具認可を與へ竟んぬ。諸大德忍

じたまへり……了解すと。

諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

若し比丘、新臥具を作らば、六年持すべし。六年以内にかの臥具を或は捨し
或は捨せずして、新臥具を作らば、僧の認可を除き、尼薩耆波逸提なり」と。

三 「新」とは……織物に非ず。「作らば」とは自ら作り或は作らしむるなり。

「六年持すべし」とは最少六年持すべきなり。

「若し六年以内にて」とは六年以下なり。

「かの臥具を捨し」とは他に與ふるなり。

「捨せず」とは、何人にも與へざるなり。

「僧の認可を除き」とは僧の認可なくして、他の新臥具を作り或は作らしむることにして、作らんとするは突吉羅、作り已れば捨墮にして、僧或は「……乃至……諸大德、この臥具は我により、僧の認可なくして、六年以内に作られたるものにして、捨すべきものなり。我これを僧に捨す」。「僧還與せん」「別衆還與せん」「我、大德に與ふ」と。自ら作して成ぜざるを、自ら成すれば捨墮……他によりて作られ成ぜざるを、

他をして成せしむれば捨墮なり。

六年にて作る、六年以上にて作る、他の爲に作り或は作らしむ、他によりて作られたるものを得て受用す、天蓋、地敷、幕、長枕、枕を作る、僧の認可を得、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

捨墮 一五

一一一 その時佛世尊は舍衛城祇樹給孤獨園に在しき。時に世尊は諸比丘に曰へり、「諸比丘、われ三月靜處に入らんと欲す。一送食比丘を除き、何人も我が處に到るべからず」と。畏りぬ世尊と諸比丘は世尊に應へて、一送食の比丘を除き、誰人も世尊の許に到らざりき。

その時舍衛城の僧は規約を作せり、「友、世尊は三月靜處に入らんと欲したまひ、一送食比丘の外、誰人も世尊の許に到るべからず。若し世尊の許に到るものは、波逸提に處せらるべき」と。時に優波斯那朋健陀子は、衆を率みて世尊の所に到り、世尊を禮して一方に坐せり。客比丘を問訊し給ふは、これ諸佛の常法な

²³⁰

り。一方に坐し已れる長老優波斯那朋健陀子に、世尊は斯く曰へり、「優波斯那諸事便安なりや、乞食得安きや、長路を旅して來り疲れざるや」と。「世尊、我等便安なり、乞食得安く、長路疲れず」と。その時長老優波斯那の弟子比丘あり、世尊の近くに坐せり。時に世尊は、かの比丘に曰へり、「比丘、糞掃衣は汝の喜ぶものなりや」。「世尊、我は糞掃衣を喜ばず」。「比丘、汝何が故に掃糞衣者なるや」。「世尊、我が和尚は糞掃衣者なり、故に我も亦糞掃衣者なり」。その時世尊は長老優波斯那朋健陀子に斯く曰へり、「優波斯那、實に汝のこの徒衆は、愛すべきものなり」。優波斯那、汝は如何に衆を教示するや」。「世尊、我は我に出来を求むる者に斯く云ふ、「賢者、我は阿蘭若住者乞食者糞掃衣者なり。若し汝亦阿蘭若住者乞食者糞掃衣者たらば、我は汝を出家せしめん」と。彼、若し我に諾すれば出家せしめ、諾せざれば出家せしめず。我に依止を求むるものに、我はかく云ふ「賢者、我は阿蘭若住者乞食者糞掃衣者なり。若し汝も亦阿蘭若住者乞食者糞掃衣者たらば、我は汝に依止を與へん」と。彼、若し我に諾すれば依止を與へ、諾せざれば依止を與へず。世尊、我は是の如く、衆を教示す」と。

二「善哉、善哉、優波斯那、善哉、汝優波斯那の衆を率ゐること。優波斯那、汝は舍衛城に於ける僧の規約を知るや。」世尊、我舍衛城に於ける僧の規約を知らず。優波斯那、舍衛城の僧によりて規約作くられたり、「友、世尊は三月靜處に入らんと欲し給ふ。一送食の比丘の外、何人も世尊の所に到るべからず。世尊の所に到るものは、波逸提に處せらるべき」と。世尊、舍衛城の僧は自らの規約によりて制せらるゝや。我等は「世尊によりて制せられざるを制せず、又制せられたるは廢せず、世尊によりて制せられたるまゝの學處を取りて住すべし」。

「善哉、優波斯那、制せられざるを制すべからず、又制せられたるは廢すべからず。制せられたるまゝの學處を取りて住すべし。優波斯那、諸比丘中の阿蘭若住者乞食者糞掃衣者は、隨意に來りて我に見ゆるを聽す」。

その時、衆多の比丘は門外に「我等は長老優波斯那朋健陀子を波逸提に處せん」とて立てり。時に長老優波斯那は、衆を率ゐて座より立ち、世尊に禮拜し右繞して去れり。その時かの諸比丘は、長老優波斯那に斯く云へり、「友、優波斯那、汝

は舍衛城に於ける僧の規約を知るや。」友、世尊も我に斯く曰へり。『汝知るや
……とりて住すべし』と。友、世尊は諸比丘の中、阿蘭若住者乞食者糞掃衣者は、
隨意に來りて我に見ゆるを聽すと曰へり』と。その時、彼の諸比丘は『長老優波斯
那は實を云ふ、未だ制せられざるを制すべからず、已に制せられたるを廢すべ
からず、制せられたるまゝの學處を取りて住すべし』と言へり。

三 諸比丘は『阿蘭若比丘乞食比丘糞掃衣比丘には、隨意に到りて我に見ゆるを
聽す』と世尊は曰へりと聞けり。諸比丘は世尊に見えんと欲して、臥具を捨て、
阿蘭若者分乞食者分糞掃衣者分を取り。時に世尊は衆多の比丘と共に房舎
巡行をなし、臥具の處々に捨てらるゝを見て、諸比丘に曰へり、『諸比丘、何が故
にこれ等の臥具、處々に捨てらるゝや』と。その時諸比丘は世尊にこの由を白せ
り。その時世尊はこの因縁によりて說法し、諸比丘に曰へり、『然らば、諸比丘、
諸比丘の爲に學處を制せん、十利の故に、僧を攝せんが爲に、僧安穩の爲に、乃至
諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

若し比丘、座臥具を作るには、故臥具の縁より一佛磔手を取り入るべし、壞色

の故に。若し比丘、故臥具の縁より一佛搢手を取り入れずして、新座臥具を作れば、尼薩耆波逸提なり」と。

二 「座具」とは、敷物を云ふ。

「臥具」とは、擴げて作られたるものにして、織物に非ず。

「作るに」とは、自ら作り若しくは他に作らしむる時なり。

「故臥具」とは、一度著用せられ、又一度敷かれたるものなり。

「縁より一佛搢手を取り入るべし、壞色の故に」とは、堅固の爲に周圍或は四隅を切り取りて、「新臥具の」一處に敷著し或は擊^キきて敷著すべきなり。

「若し比丘、故臥具の縁より一佛搢手を取り入れずして」とは、故臥具の縁より一佛搢手を取り入れずして、新しく臥具を作り或は作らしむることにして、作らんとするは突吉羅、作り已れば捨墮にして……或は人に捨すべし。「諸比丘、是の如く捨すべし、諸大德、この座臥具は我により、故臥具の縁より一佛搢手を取り入れずして作らしめたるものにして、捨すべきものなり、我、今、これを僧に捨す」。「僧還與せん」。「別衆還與せん」。「我大德に還與す」と。

自ら作りて成せざるを、自ら成すれば捨墮……〔第十一捨墮を見よ〕……他の爲に作
し又はなさしむるは突吉羅なり。

故臥具の縁より、一佛搣手を取り入れて作る、得ざる時小量をつけて作る、得ざ
る時つけずして作る、他の作りしものを得て用ふ、天蓋、地敷、幕、長枕、枕を作る、痴狂、
最初の犯行者は不犯なり。

捨墮 一六

一 その時佛世尊は舍衛城祇樹給孤獨園に在しき。その時一比丘は、舍衛城に
到る中途、拘薩羅國に於て羊毛を得たり。時にかの比丘、その羊毛を鬱多羅僧に
て束ね包みて行けり。諸人はかの比丘を見て嘲笑せり、「大德、汝幾許にて買
へるや、幾許の利益ありや」と。かの比丘は、諸人に弄せられて瞋恚せり。斯くて
かの比丘は舍衛城に到り、「疲れて材木を投するが如く立ちてかの羊毛を投ぜり。
諸比丘は彼の比丘に言へり、「友、汝何が故にこの羊毛を立ちて投するや?」「友、
實に我この羊毛の爲に諸人に嘲笑されたり」。「友、汝幾許の地を、この羊毛を持

ち來れるや。『友、三由旬を越ゆ』。諸比丘の中、少欲なる者……非難せり、「如何ぞ比丘、三由旬を過ぎて羊毛を運ぶや」と。斯くてかの諸比丘は世尊にこの由を白せり。「汝比丘、實に三由旬を過ぎて羊毛を持せしや」。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給へり、「愚人、如何ぞ汝は、三由旬を過ぎて羊毛を持するや。愚人、これ未信者を信ぜしめ：乃至：諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

若し比丘、道路を行きて羊毛を得んに、欲するものは受領すべし。受領せば、持者なき時は、三由旬を限りて自ら持するを得。若しそれを過ぎて持せば、持者なくとも、尼薩耆波逸提なり」と。

二 「若し比丘道路を行きて」とは道を行きての意なり。

「羊毛を得んに」とは僧或は別衆、或は親戚、或は友より得、或は糞掃物として得、或は自己の財によりて得んになり。

「欲するものは」とは望むものはなり。

「受領すべし、受領せば、三由旬を限りて自ら持するを得」とは最高三由旬を、自手

にて持すべしとの意なり。

「持者なき時は、とは、他に或は女人或は男子、或は在家或は出家の、何人も持者なきなり。」

「若しそれを過ぎて持せば持者なくともとは、最初の一步、三由旬を過ぐれば突吉羅、二歩を過ぎて捨墮なり。三由旬内に立ちて、三由旬の外に投すれば捨墮なり。他人の乗物、或は荷物の上に、知らざる様に置きて三由旬を過ぐれば捨墮にして……或は人に捨すべし。諸比丘、是の如く捨すべし、諸大德、この羊毛は我により、三由旬を過ぎて持せられたるものにして、捨すべきものなり。我今これを僧に捨す。」〔僧還與せん〕。〔別衆還與せん〕。我大德に還與す」と。

過三由旬に過想にて行過すれば捨墮なり。過三由旬に疑想にて行過すれば捨墮なり。過三由旬に滅想にて行過すれば捨墮なり。

減三由旬に過想なるは突吉羅なり。減三由旬に疑想なるは突吉羅なり。減三由旬に滅想なるは無犯なり。

三由旬持す、三由旬以下持す、三由旬持して又持ち歸る、滯在の意志にて三由旬

行き、そこより先に持す、奪はれたるを更に得て持す。捨てしを更に得て持す、他人に荷物として持せしむ、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

捨 墓 一七

一 その時佛世尊は釋迦國迦維羅衛尼拘律園サカカビラヲトニグローダに在しき。その時六群比丘は、比丘尼をして羊毛を浣あらはしめ、又染めしめ又梳くしけらしめたり。諸比丘尼は羊毛を浣ひ染め梳りて、説教質問増上戒增上心増上慧を廢怠せり。時に摩訶波闍波提瞿曇彌マハバヂタクモニミは、世尊の許に到りて世尊を禮し、一方に在りて立てり。一方に立てる摩訶波闍波提瞿曇彌に、世尊は斯く曰へり、「瞿曇彌、諸比丘尼は實に精進熱心にして己を制して住するや。」世尊、比丘尼は如何でか熱心なるを得ん。大德、六群比丘は比丘尼をして羊毛を浣はしめ……説教質問増上戒増上心増上慧を廢怠す。その時世尊は摩訶波闍波提瞿曇彌に説法し……歡喜せしめ給へり。時に摩訶波闍波提は、世尊の説法に……歡喜して世尊を禮し、右繞して去れり。その時世尊はこの因縁によりて比丘僧を集めしめ、六群比丘に問ひ給へり、「諸

比丘、汝等實に比丘尼をして羊毛を浣ひ染め梳らしむるや。『實なり、世尊』。『比丘、汝等に親里なるや、非親里なるや』。『世尊、非親里なり』。『非親里なる愚人は、非親里に對して威儀・非威儀・淨行・非淨行を知らず。故に愚人、汝等は非親里比丘尼をして羊毛を浣ひ染め梳らしむ。愚人、これ未信者をして：乃至：諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も非親里の比丘尼をして羊毛を浣はしめ或は染めしめ或は梳らしむれば、尼薩耆波逸提なり」と。

二 「何れの」とはいかなる者をも：乃至：。

「比丘」とは：乃至：これこの所に意味せらるゝ比丘なり。

「親里に非ざる」とは、父母より七世以内に繫がれざるものなり。

「比丘尼」とは、二衆に於て出家せるものなり。

「浣へ」と命ずれば突吉羅、浣へば捨墮なり。『染めよ』と命ずれば突吉羅、染むれば捨墮なり。『梳れ』と命ずれば突吉羅梳らば捨墮にして……或は人に捨すべし。諸比丘、是の如く捨すべし。諸大德、この羊毛は我により、非親里なる比丘尼を

して洗はしめたるものにして、捨すべきものなり、我こを僧に捨す。『僧還與せん。

別衆還與せん。我、大德に還與す』と。

非親里に、非親里想にて、羊毛を浣はしむれば捨墮なり。非親里に、非親里想にて、羊毛を浣ひ染めしむれば、一捨墮、一突吉羅なり。非親里に、非親里想にて、羊毛を浣ひ染めしむれば、一捨墮、一突吉羅なり。非親里に、非親里想にて、羊毛を浣ひ染めしむれば、一捨墮、一突吉羅なり。

非親里に、非親里想にて羊毛を染めしむれば捨墮なり。非親里に、非親里想にて、羊毛を染めしむれば、一捨墮、一突吉羅なり。非親里に、非親里想にて羊毛を染めしむれば、一捨墮、一突吉羅なり。非親里に、非親里想にて羊毛を染めしむれば、一捨墮、一突吉羅なり。

非親里に、非親里想にて、羊毛を梳り浣はしむれば捨墮なり。非親里に、非親里想にて、羊毛を梳り浣はしむれば、一捨墮、一突吉羅なり。非親里に、非親里想にて、羊毛を梳り浣はしむれば、一捨墮、一突吉羅なり。非親里に、非親里想にて、羊毛を梳り浣はしむれば、一捨墮、一突吉羅なり。

非親里に疑想にて⋮乃至⋮

非親里に親里想にて⋮乃至⋮

他人の羊毛を浣はしむれば突吉羅なり。比丘尼僧のみにより、出家せるものをして浣はしむれば突吉羅なり。

「親里に非親里想なるは突吉羅なり、親里に疑想なるは突吉羅なり、親里に親里想なるは不犯なり。

親里比丘尼によりて浣はれ、非親里比丘尼は助力者なる時、語られずして浣ふ時、未だ著用されざる羊毛製品を浣はしむる時、式叉摩那をして、沙彌尼をして〔浣はしむ〕、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

捨墮一八

一 その時佛世尊は王舍城迦蘭陀竹林園に在しき。その時長老優波難陀釋子は、王舍城に於ける一家の常施食檀越比丘たり。彼の家に於ては嚼食・噉食を得れば、その中より長老優波難陀釋子の分は留められたりき。一日夕刻、かの家に

於ては肉を得、優波難陀釋子の分は留められたりき。その家の兒、その夜曉に至りて座より立ち、「肉を與へよ」とて泣けり。時にかの居士は婦に云へり、「大徳の分を兒に與へよ、われ別に購ひて大徳に與へん」と。

時に長老優波難陀釋子は晨朝下衣を著け、上衣と鉢とを持してかの家に到り、設けの座につけり。その時かの居士、長老優波難陀の許に到り、敬禮をなして一方に坐せり。一方に坐し已りて彼の居士は、優波難陀釋子に斯く云へり、「大徳、昨夕肉を得、その中、大徳の分を残し置けり。大徳、夜曉時に至りて、この兒、座より立ちて「我に肉を與へよ」とて泣けり。大徳の分を兒に與へたり。大徳、カハーバナを以て何物を持ち来るべきや」と。「賢者、カハーバナを我が爲に残し置けるや」「然なり、大徳、残し置けり」。「賢者、そのカハーバナを我に與へよ」。かくてかの居士は長老優波難陀釋子に、カハーバナを與へて譏嫌非難せり、「恰も我等が金錢を受持するが如く、かれ等沙門釋子は金錢を受持す」と。諸比丘はかの居士の……非難するを聞けり。諸比丘の中、少欲なるもの……非難せり、「如何ぞ長老優波難陀釋子は金錢を受持するや」と。かくて諸比丘は世尊にこの由を白せり。

「優波難陀、汝實に金錢を受持せりや」。實なり、世尊。佛世尊は呵責し給へり、「愚人、汝如何ぞ金錢を受持するや。愚人、これ未信者をして信ぜしめ：乃至：諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も、金銀及び錢を捉り、或は捉らしめ、或は置けるを受ければ、尼薩耆波逸提なり」と。

二 「いづれの」とは……意味せらるゝ比丘なり。

「金銀」とは、黃金等を言ふ。

「錢」とは、カハーバナ錢・銅錢・木錢・樹膠錢等、一般に通用するものを言ふ。

「捉り」とは、自ら捉ることにして捨墮なり。

「捉らしめ」とは、他をして捉らしむることにして捨墮なり。

置けるを受ければ」とは、「こは大德のものたれ」とて[他に]置けるを受くることにして、捨墮なり。

僧中に捨すべし。「諸比丘、是の如く捨すべし。かの比丘、僧中に到りて偏袒右肩し、上座比丘の足を禮し、跪合掌して斯く云ふべし、諸大德、われ金錢を

捉れり、これ我により捨せらるべきものなり、我こを僧中に捨すと。捨て罪を自白懺悔すべし。聰明堪能なる一比丘により、罪は受けらるべし。若しそこに或は淨人、或は優婆塞の来る時は、彼に云ふべし、「賢者、これを知れ」と。若し彼、それにて何を求め來らんと言ふも、斯く斯くの物を持ち來れと云ふべからず。或は酥・或は油・蜜・石蜜等の淨物を示すべし。若し彼、その錢により、交易して淨物を持ち來れば、金錢を捉れる比丘を除き、凡ての者受用すべし。是の如くしてそを得ればこれ可なり。若し得ざれば彼に云ふべし、「賢者、こを捨てよ」と。若し彼捨すればこれ可なり。若し捨てざれば五法を具せる、捨金銀の比丘を選任すべし。即ち愛ありて行せず、瞋ありて行せず、痴ありて行せず、怖ありて行せず、捨不捨を知るなり。

諸比丘、是の如く選任すべし。初にその比丘に乞ふべし。乞ひ已りて聰明堪能なる一比丘は僧に唱言すべし。

大德僧聞きたまへ。若し僧時機可ならば、僧は某甲比丘を捨金銀比丘に選任せん。白是の如し。

大德僧聞きたまへ。僧は某甲比丘を捨金銀比丘に選任す、諸大德中、某甲比丘を捨金銀比丘に選任するを忍ずるものは黙し、忍ぜざる者は説きたまへ。僧は某甲比丘を捨金銀比丘に選任し竟る。僧は忍じ給へり：了解すと。かの選任せられたる比丘により相をなさずして投すべし、若し相をなして投すれば突吉羅なり。

金銀に金銀想にて、金銀を捉れば捨墮なり。金銀に疑想にて、金銀を捉れば捨墮なり。金銀に非金銀想にて、金銀を捉れば捨墮なり。

非金銀に金銀想なるは突吉羅なり。非金銀に疑想なるは突吉羅なり。非金銀に非金銀想なるは不犯なり。

或は僧園内にて或は住處にて、捉り或は捉らしめて、その所有者持ち行くべしとて藏す、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

捨墮 一九

一 その時佛世尊は舍衛城祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘は種々の

金銀の賣買をなせり。諸人……非難せり、「如何ぞ沙門釋子は、恰も在家受欲の人々の如く、種々の金銀の賣買をなすや」と。諸比丘は彼の諸人の……非難するを聞けり。彼等の中、少欲なる者……非難せり、「如何ぞ六群比丘は種々の金銀の賣買をなすや」と。その時諸比丘は世尊にこの由を白せり。「諸比丘、汝等實に種々の金銀の賣買をなすや」。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給へり、「愚人、汝等、如何ぞ種々の金銀の賣買をなすや。愚人、これ未信者を信ぜしめ：乃至：諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——」

何れの比丘と雖も種々の金銀の賣買をなさば尼薩耆波逸提なり」と。

二 「何れの」とは……意味せらるゝ比丘なり。

「種々の」とは已成・未成・已成未成を云ふ。

「已成」とは頭飾・頸飾・手飾・足飾・腰飾を云ふ。

「未成」とは塊に作られたものを云ふ。

「已成未成」とはこの兩者なるを云ふ。

「金銀」とは黃金・カハーバ・銅錢・木錢・樹膠錢等、一般に通用せらるゝものを云ふ。

「なせば」とは已成をもつて已成を購へば捨墮なり、已成をもつて未成を購へば捨墮なり。已成をもつて已成未成を購へば捨墮なり。

未成をもつて已成を……未成をもつて未成を……未成をもつて已成未成を……

已成未成をもつて已成を……已成未成をもつて未成を……已成未成をもつて已成未成を購へば捨墮なり。

僧中に捨すべし。諸比丘、是の如く捨すべし。かの比丘僧中に到り偏袒右肩し、上座比丘の足を拜し、躊躇合掌してかく云ふべし、「諸大德、われ種々の寶物の賣買をなせり、これ我によりて捨せらるべきものなり、我こを僧に捨す」と。

捨し已りて、罪を自白懺悔すべし。聰明堪能なる一比丘により、罪は受けらるべし。若しそこに浮人、或は優婆塞來らば……「捨墮一八、二を見よ。『金錢を捉れる比丘、金錢を捉る』の代りに、『金銀を購へる比丘金銀を購ふ』を置くべし」……

非金銀に金銀想にて、金銀を購へば捨墮なり。非金銀に疑想にて、金銀を購へば捨墮なり。非金銀に非金銀想にて、金銀を購へば捨墮なり。

非金銀に金銀想なるは突吉羅なり。非金銀に疑想なるは突吉羅なり。非金銀に非金銀想なるは不犯なり。

痴狂最初の犯行者は不犯なり。

捨墮二〇

— その時佛世尊は舍衛城祇樹給孤獨園に在しき。其の時、長老優波難陀釋子は衣を作るに巧なりき。彼外衣の少片より僧伽梨を作り、赤く美しく調へて著せり。時に一遊行者、高價なる外衣を著して長老優波難陀釋子の許に來り、彼にかく云へり、「友、この汝の僧伽梨は實に好衣なり、わが衣と交換せん」と。「友、汝知れ」。「然り、友、われ知る」。「友、諾^モ」とて與へたり。

かくてかの遊行者は、かの僧伽梨を著し、遊行者園に歸れり。「他の遊行者等は、彼の遊行者に斯く云へり、「友、この僧伽梨は汝に好美なり、汝いづこより得しや」。「友、我により、かの外衣と交換せるなり」。「友、この僧伽梨は古弱なり」。幾日か汝に用ひられん、寧ろかの外衣は汝に勝れり」と。

時にかの遊行者は「彼等は實を語る。この僧伽梨は我に何日用ゐられん、寧ろかの外衣は我に勝る」とて優波難陀釋子の許に到りてかく云へり、「友、これ汝の僧伽梨なり、我に外衣を返せ」と。「友、汝我に自ら知れと語られたるに非ずや、我還さず」。時にかの遊行者……非難せり、「在家すら悔ゆるものには還す、如何ぞ出家にして出家に還さざるや」と。諸比丘は、かの遊行者の……非難するを聞けり。彼等の中、少欲なる者……非難せり、「如何ぞ、優波難陀釋子は、遊行者と交易をなすや」と。かくて彼の諸比丘は、世尊にこの由を白せり。

「優波難陀、汝實に遊行者と交易をなすや」。「實なり、世尊」。愚人、汝如何ぞ、遊行者と交易をなすや。愚人、これ未信者をして信ぜしめ：乃至：諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も種々の[物品]交易をなせば尼薩耆波逸提なり」と。

二 「何れの」とは……意味せらるゝ比丘なり。

「種々の」とは衣服飲食臥具病資具たる藥湯乃至團子・楊枝・未織の糸を云ふ。
「交易をなせば」とは、此をもつて此を與へよ、此をもつて此を取り、此をもつて此

と交換せよ、此をもつて此を購へと言ふことにして、振り動かせば突吉羅なり。それにより賣買あり、自己のもの他人の手に入り、他人のもの自己の手に入れれば捨墮にして……或は人に捨すべし。「諸比丘、是の如く捨すべし、諸大德、我、種々の物品交易をなせり、こは我により、捨せらるべきものなり、我こを僧に捨す。」^{「僧還與せん。」}〔別衆還與せん。〕我、大德に還與す」と。

交易に交易想なるは捨墮なり。交易に疑想なるは捨墮なり。交易に非交易想なるは捨墮なり。非交易に交易想なるは突吉羅なり。非交易に疑想なるは突吉羅なり。非交易に非交易想なるは不犯なり。

價を問ふ、淨物造者に言ふ、こは我等のものなり、我等は斯々のものを欲すと云ふ、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

第二 蟲綿品

その攝頌

蟎綿、純、二分、六年、座具、羊毛の二、提^{ふたつ}の種々〔交易〕。

註①臥具(sanhata) 敷具とも漢譯す。次句の〔擴げて作り織物に非ず〕につき佛音の註に「平地に絹糸を重々に擴げ酢漿を以て灑きて作らる」と言ふ。又善見律には「橘賛耶敷具と

は平地に布置し酢漿を以て灑ぐなり……此の敷具は是處にて作り織物に非ずと説く。臥具につき古來支那日本に於て異説極めて多し、南山は三衣即ち臥具なりとするも臥具なりと見るべきならん。

② vijātētvā vā sañthāribbañ 註に若し敷著(帖)すること能はざる時は細かに擧きて新なるものに難えて作るも可しと言ふ。

③ Rhys Davids の戒本英譯には “or allow it to be kept in deposit for him” となすも “下の註及び意義上よりかく譯すべきなり。

④ 相をなさずして投すべし (aninittāñ katvā pātēbbaiñ) 佛音の註によれば、目を閉ぢて、河或は涯或は叢林等に落ちたる場所を意識せざる様に捨てるなり。

⑤ rūpiyasañvohāra 佛音の註に jātaraparajataparivattana とす、即ち前戒に云ふ金銀及び錢にして、貴金属及び貨幣の交換取引を云ふ。五分律に「以金銀及錢、種種賣買」と云ひ、四分律には「種種賣買寶物」と云ふ。次の第二十戒は金錢に非ずして物品の交換をなすを禁ずるなり。

捨墮

— —

その時佛世尊は、舍衛城祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘は、衆多の鉢を積み畜へたり。諸人は精舍巡禮をなして[此を]見、譏嫌非難せり、「如何ぞ沙

門釋子は衆多の鉢を積み畜ふるや。沙門釋子は鉢商をなし、或は陶器店を開くや」と。諸比丘は彼等の……非難するを聞けり。彼等の中、少欲なる者……非難せり、「如何ぞ六群比丘は長鉢を畜ふるや」と。かくて諸比丘は世尊にこの由を白せり。「諸比丘、汝等實に長鉢を畜ふるや」。『實なり世尊』。佛世尊は呵責し給へり、「愚人、汝等如何ぞ長鉢を畜ふるや。愚人、これ未信者をして信ぜしめ乃至諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も、長鉢を畜ふれば尼薩耆波逸提なり」

と。是の如く世尊は諸比丘の爲に學處を制し給へり。

二 その時、長老阿難は長鉢を得たり。長老阿難は、そを長老舍利弗に贈らんと欲せしが、偶々舍利弗は沙祇^{サクシ}に住せり。時に長老阿難は謂へらく、「世尊は學處を制し給へり、『長鉢を畜ふべからず』と。我今この長鉢を得、此を長老舍利弗に贈らんと欲するも、長老舍利弗は沙祇に住す。我、如何になすべきや」と。斯くて長老阿難は、世尊にこの由を白せり。「阿難、舍利弗は幾日にして還り来るべきや」。「世尊、九日或は十日の内なり」。その時世尊は、此の因縁により、說法をなし

て諸比丘に曰へり、「諸比丘、十日を限り長鉢を畜ふるを聽す。諸比丘、汝等、當に是の如くこの學處を誦すべし——

十日を限りて長鉢を畜ふるを得。此を過ぐれば尼薩耆波逸提なり」と。

三 「十日を限りて」とは最長十日畜へ得べきなり。

「長鉢」とは受持せるものに非ず、又說淨せられざるものなり。

「鉢」とは二種の鉢あり、鐵鉢泥鉢なり。又三種の鉢あり、大鉢中鉢小鉢なり。大鉢とは半アールハカ量の飯、四分の一量の可食物、それに應する羹菜を容るゝなり。中鉢とはナーリ量の飯……羹菜を容るゝなり。小鉢とはバツタ量の飯……羹菜を容るゝなり。それより大なるは鉢に非ず、小なるは鉢に非す。

「是を過ぐれば尼薩耆波逸提なり」とは十一日の明相出時に於て捨墮にして……或は人に捨すべし。諸比丘、是の如く捨すべし。かの比丘、僧中に到りて偏袒右肩し、上座比丘の足を拜し、蹴跪合掌して斯く云ふべし、「諸大德、この鉢は²⁴⁴我によりて十日を過ぎて畜へられたるものにして、捨すべきものなり。我こを僧に捨す」と。捨し已りて罪は自白懺悔せらるべし。聰明堪能なる一比丘によ

りて、罪は受けられ、捨鉢は與へらるべし。『大德僧聞きたまへ、この鉢は某甲比丘の捨墮鉢にして、僧に捨てられたり、若し僧時機可ならば、僧この鉢を某甲比丘に與へん』と。かの比丘は衆多比丘に近づき……〔捨墮一、三一四を見よ〕……

不壞に壞想なるは捨墮なり。

不破に破想なるは捨墮なり。

不奪に奪想なるは捨墮なり。

捨墮鉢を捨てせずして受用すれば突吉羅なり。

不過十日に過想なるは突吉羅なり。不過十日に疑想なるは突吉羅なり。不過十日に不過想なるは不犯なり。

十日以内に受持し、説淨し、遣與す。〔鉢を失ひ、壞し、破り、奪はれて捉る、親厚想にて捉る、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。〕

四 その時、六群比丘は捨鉢を還與せず。世尊にこの由を白せり。〔諸比丘、捨鉢を還與せざるべからず、還與せざれば突吉羅なり」と。

捨墮二二

一一一 その時、佛世尊は釋迦國、迦維羅衛城、尼拘律園に在しき。その時、一陶師は、諸比丘に申出で居れり、「諸大德中、鉢を要する者に、我鉢を捧げん」と。その時諸比丘は、量を知らずして多くの鉢を乞へり。彼等の中、小鉢を持する者は大鉢を乞ひ、大鉢を持する者は小鉢を乞へり。斯くてかの陶師は、諸比丘の爲に多くの鉢を作りて、他の賣品を作ること能はず、自らも生活し得ず、妻子も亦困惑せり。諸人……譏嫌せり、「如何ぞ沙門釋子は、量を知らずして多くの鉢を乞ふや。この者は彼等の爲に、多くの鉢を作りて、他の賣品を作り得ず、自ら生活し得ず、妻子も亦困ず」と。諸比丘は彼等の……非難するを聞けり。彼等の中、少欲なる者……非難せり、「如何ぞ諸比丘は、量を知らずして多鉢を乞ふや」と。斯くて諸比丘は、世尊にこの由を白せり。「諸比丘、實に比丘等は量を知らずして、多くの鉢を乞ふや」。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給へり、「諸比丘、彼等愚人は、如何ぞ量を知らずして多くの鉢を乞ふや。諸比丘、これ未信者をして信ぜしめ：乃至呵責して說法し、諸比丘に曰へり、「諸比丘、鉢を乞ふべからず、乞ふものは突

吉羅なり」と。

二 その時、一比丘の鉢破壊れたり。その時彼の比丘^{ヤシマ}世尊は鉢を乞ふことを制し給へりとて、慳慎して乞はず、手にて乞食を行ぜり。諸人……非難せり、「如何ぞ沙門釋子、恰も外道の如く手にて乞食をなすや」と。諸比丘は彼等の……非難するを聞けり。かくて諸比丘は、世尊にこの由を白せり。その時世尊は、この因縁によりて說法し諸比丘に曰へり。

「諸比丘、失鉢者或は壞鉢者には、鉢を乞ふことを聽す」と。

三 その時、六群比丘は「世尊は鉢を失へる者、或は壞れたる者には、鉢を乞ふことを聽し給へり」とて、彼等は微損、小破、小壞によりて、多くの鉢を作り、他の賣品を作り得ず、自ら暮し得ず、妻子も亦困惑せり。諸人は同じく……非難せり、「如何ぞ沙門釋子は、量を知らずして多くの鉢を乞ふや。この者は、彼等の爲に多くの鉢を作り、他の賣品を作ること能はず、自ら暮し得ず、妻子も亦困惑す」と。諸比丘は彼等の……非難するを聞けり。彼等の中、少欲なる者……非難せり、「如何ぞ六群比丘は微損、小

246 破、小壞によりて、多くの鉢を乞ふや」と。かくて諸比丘は、世尊にこの由を白せり。
「諸比丘、汝等實に小破……多くの鉢を乞ふや」。實なり、世尊。佛世尊は呵責し
給へり、「愚人、如何ぞ汝等、小破……多くの鉢を乞ふや。愚人、これ未信者を
して信ぜしめ：乃至：諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も、鉢五綴に到らずして、他の新鉢を求むれば、尼薩耆波逸提
なり。彼の比丘は、その鉢を比丘衆に捨すべし。比丘衆中の最下鉢が彼の
比丘に與へらるべし、「比丘、これ汝の鉢なり、破壊するまで持すべし」とて
これ此の場合に於ける正しき方法なり」と。

二一一 「何れの」とは……意味せらるゝ比丘なり。

「五綴に到らず」とは、鉢の接目なきもの、或は一個の接目あるもの、或は二個の接
目あるもの、或は三個の接目のあるもの、或は四個の接目のあるものなり。

「無綴量鉢」とは、二指の〔長さの〕痕脈なきものを云ふ。

「綴量」とは、二指の痕脈あるものを云ふ。

「新鉢」とは、乞へる鉢をとりて云ふ。

「求むれば」とは乞ふなり。得んとするは突吉羅、得已れば捨墮にして僧中に捨すべし。全比丘は受持鉢を持して集るべし。下鉢の者、上鉢を持ち來らんと欲すべからず。若し下鉢にて、上鉢を持ち來らんと欲すれば突吉羅なり。

「諸比丘、是の如く捨すべし。かの比丘は僧中に到りて偏袒右肩し、上座比丘の足を禮し、躊躇合掌して斯く言ふべし、「諸大德、この鉢は我により、鉢五綴に到らざるに乞はれたるものにして、捨すべきなり。我こそを僧に捨す」と。捨し已りて、罪は自白懺悔さるべし。聰明堪能なる一比丘により、罪は受けらるべし。

五法を見せる比丘を、分鉢人に選任すべし。即ち愛ありて行せず、瞋ありて行せず、痴ありて行せず、怖ありて行せず、取不取を知るものなり。諸比丘、是の如く選任せらるべし。初にその比丘に乞ふべし、乞ひ已りて聰明堪能なる比丘僧に唱言すべし。

大徳僧聞きたまへ。若し僧、時機可ならば、僧は某甲比丘を分鉢人に選任せん。白是の如し。

大徳僧聞きたまへ。僧は某甲比丘を分鉢人に選任す。諸大徳中、某甲比丘

を分鉢人に選任するを忍ずるものは黙し、忍ぜざるものは説きたまへ。

僧は某甲比丘を分鉢人に選任し竟んぬ。僧は忍じたまへり……了解すと。
かの選任せられし比丘により鉢は配分せらるべし。上座に云ふべし、「大德
上座、鉢を取り給へ」と。若し上座その鉢を取れば、上座の鉢を第二上座に與ふ
べし。彼に對する憐愍にて、取らざるべからず、取らざるものは突吉羅なり。無
鉢者に取らしむべからず。是の如き方法にて、比丘僧中の下座に至るまで、取ら
しむべし。かの比丘衆中の最下なる鉢は、彼の比丘に與へらるべし、「比丘、こ
れ汝の鉢なり、破壊するまで持すべし」と。

かの比丘、その鉢を非處に置くべからず、非食を入れて食すべからず。如何に
して此の鉢を失ひ、或は壊し、或は破らんとて捨つべからず。若し非處に置き、或
は非食を入れて食し、或は捨すれば突吉羅なり。

「これ此の場合に於ける正しき方法なり」とは、これこの時の隨法行なりとの意
なり。

二 無綴鉢を以て不綴鉢を求むれば捨墮なり。無綴鉢を以て一綴……二綴……

三綴……四綴鉢を求むれば捨墮なり。

一綴鉢を以て無綴……一綴……二綴……三綴……四綴鉢を求むれば捨墮なり。

二綴鉢を以て……三綴鉢を以て……四綴鉢を以て無綴鉢を……乃至……一綴鉢
乃至……二綴鉢を……乃至……三綴鉢を……四綴鉢を求むれば捨墮なり。

無綴鉢を以て無綴量鉢を求むれば捨墮なり。無綴鉢を以て一綴量鉢を……
²⁴⁸ 四綴鉢を以て四綴量鉢を求むれば捨墮なり。無綴量鉢を以て無綴鉢を求む
ば捨墮なり……

四綴量鉢を以て四綴鉢を求むれば捨墮なり。無綴量鉢を以て無綴量鉢を……
四綴量鉢を以て四綴量鉢を求むれば捨墮なり。

失鉢者、壞鉢者、親里なる者、請待せられたる者、他人の爲に乞ふ者、自己の財によ
る者、痴狂、最初の犯行者は不犯なり

捨墮 二三

一一 その時、佛世尊は舍衛城祇樹給孤獨園に在しき。その時長老畢陵伽婆蹉^{ビリシダワツ}は、王舍城邊にて窟住處を作らんとて、山窟を清掃せしめたり。時に摩揭陀王斯尼斯頻毘^{スニスニヤビンビサ}婆蹉^{ボツサ}は、畢陵伽婆蹉長老の許に到り、長老を禮して一方に坐せり。坐し已りて摩揭陀王斯尼耶頻毘^{スニスニヤビンビサ}婆蹉^{ボツサ}は、畢陵伽婆蹉長老に斯く云へり、「大德、上座は何事をなさしめしや」。「大王、窟住所を作らんが爲、山窟を清掃せしめたり」。大德、尊者は淨人を要するや。」「大王、世尊は淨人を聽し給はず」。「大德、然らば世尊に問ひて我に報ぜよ」。「然すべし、大王」と長老畢陵伽婆蹉は、摩揭陀王斯尼耶頻毘^{スニスニヤビンビサ}婆蹉^{ボツサ}に應諾せり。

その時、長老畢陵伽婆蹉は、說法により頻毘^{ビンビサ}婆蹉^{ボツサ}王を……歡喜せしめたり。時に王は長老畢陵伽婆蹉の說法により……歡喜せしめられて座より立ち、長老を禮し右繞して去れり。それより長老畢陵伽婆蹉は、世尊の許に使を送りて白せり、「世尊、摩揭陀王頻毘^{ビンビサ}婆蹉^{ボツサ}は淨人を奉施せんと欲す。世尊、これを如何にすべきや」と。その時世尊は、この因縁によりて說法し、諸比丘に曰へり、「諸比丘、淨人を使用するを聽す」と。

摩揭陀王斯尼耶頻毘婆羅は、再び長老畢陵伽婆蹉の許に到り、長老を拜して一方に坐せり。坐し已りて、長老に斯く云へり、「大德、世尊は淨人を聽し給ひしや」。「然り、大王」。「然らば、大德、われ尊者に淨人を奉施せん」。

時に摩揭陀王斯尼耶頻毘婆羅は、長老畢陵伽婆蹉に、淨人を[奉施する]を約して忘れ、後久しうして憶念を得、一庶務大臣に言へり、「汝、われ大德に[奉施する]を約せるかの淨人は、奉施されたりや」。「王、大德に淨人は未だ與へられず」。「今より幾日前なりしや」。時にかの大臣、日を數へて頻毘婆羅王に云へり、「王、五百日なり」。「然らば汝、大德に五百の淨人を奉施すべし」。「畏りぬ、大王」と、かの大臣は王に應諾して、長老畢陵伽婆蹉に五百人の淨人を奉施し、爲に一箇の村をなし、これを淨人村とも言ひ、又畢陵伽村とも言へり。

二 その時、長老畢陵伽婆蹉は、かの村に依りて住せり。時に長老畢陵伽婆蹉は、晨朝下衣を著し、上衣と鉢とをして、乞食の爲に畢陵伽村に入れり。その時、かの村に於て祭禮あり、童女等は身を飾り花鬘を著けて遊戯せり。時に長老畢陵伽婆蹉は、次第に乞食を行じつゝ、一淨人の家に到り、到り已りて設けの座に著け

り。その時かの淨人婦の娘は、他の少女等の、身を飾り花鬘を著けて、遊戯せるを見て悲泣せり、「我に花鬘を與へよ、我に飾具を與へよ」と。時に長老畢陵伽婆蹉²⁵⁰は、かの淨人婦に斯く云へり、「此の少女は何故に泣くや」。「大德、この少女は他の少女の、身を飾り花鬘を著けたるを見て、我に花鬘を與へよ、我に飾具を與へよ、とて泣くなり。我等貧人に何處にか花鬘飾服あらんや」と。

その時、長老畢陵伽婆蹉は、「草輪を取りてかの淨人婦に云へり、「いざ、この草輪を、かの少女の頭に著けよ」と。その時かの淨人婦は、その草輪を取りて少女の頭に著けたるに、そは黄金の華鬘となり、美麗愛好にして、王の後宮にも是の如き金華鬘はあらざりき。諸人は摩揭陀王頻毘婆羅に白せり、「大王、某淨人家に黄金の華鬘あり、美麗愛好にして、王の後宮にも是の如き金華鬘はあらざる所なり。かの貧人は何處より得ん、必ず竊盜によりて得たるものなり」と。こゝに於て摩揭陀王斯尼耶頻毘婆羅は、かの淨人の一族を縛せしめたり。長老畢陵伽婆蹉は、再び晨朝下衣を著け、上衣と鉢とを持して、乞食の爲に畢陵伽村に入れり。村に於て次第に乞食を行じ、かの淨人の家に到り、隣家の者に問へり、「この淨人

の一族は何處に到れるや』。『大德、かの金華鬘の故に、王に縛せられたり』と。

三 かくて長老畢陵伽婆蹉は、摩揭陀王斯尼耶頻毘婆羅の宮殿に到り、到り已りて設けの座に著けり。その時、頻毘婆羅王は、畢陵伽婆蹉長老の許に到り、禮して一方に坐せり。一方に坐し已れる王に、長老畢陵伽婆蹉は斯く云へり、「大王、淨人一族は何が故に縛せられしや」。『大德、彼の淨人家に金華鬘あり、美麗愛好にして、我が後宮にも、是の如き金華鬘はあらず。彼の貧人は何處より得ん。必ずやこれ盜みて得たるなり』と。その時長老畢陵伽婆蹉は、「摩揭陀王頻毘婆羅の宮殿は黄金たれ」と祈念せり。〔爲に〕宮殿は總て黄金となれり。『大王、王の此の夥しき黄金は、何處より來れるや』。『大德、了解しぬ、こは大德の神通力なり』とて、かの淨人一族を放たしめたり。

諸人は、大德畢陵伽婆蹉の大王列席の座にて、過人法なる神通不思議を示現せりとて、歡喜し信仰して、長老畢陵伽婆蹉に五種薬を持ち來れり、即ち熟酥・生酥・油蜜・石蜜なり。されど長老畢陵伽婆蹉は、もとより五種薬を得る者にして、五種薬の多くの布施物はこれを徒衆に喜捨せり。その徒衆も亦驕奢となり多くの得

たる所をば、瓶又は甕に満たして藏せり。又漬水器にも囊にも充たして窓にかけたり。これ等は、或は互に粘著して存し、又は鼠の爲に精舎の外に散布せられたり。諸人は精舎巡禮をなし〔これを〕見て譏嫌非難せり、「この沙門釋子は、内に貨物を貯藏すること、恰も摩揭陀王斯尼耶頻毘婆羅の如し」と。諸比丘は彼等の……非難するを聞けり。彼等の中、少欲なる者……非難せり、「如何ぞ諸比丘は、是の如き驕奢を謂ふや」と。かくて彼等は、この由を世尊に白せり。「諸比丘、比丘等は實に是の如き驕奢を思ふや」。〔實なり、世尊〕。佛世尊は呵責し給へり、「諸比丘、如何ぞ彼等愚人は、是の如き驕奢を思ふや。諸比丘、これ未信者を信ぜしめ：乃至：諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

病比丘の食味すべき薬あり、即ち熟酥・生酥・油・蜜石蜜なり。これ等を入手せは、七日を限りて畜へ、食用するを得。此を過ぐれば尼薩耆波逸提なり」と。

二 「病比丘の食味すべき薬あり」とは、「熟酥」とは牛乳酥、或は山羊乳酥、或は水牛乳酥等、その肉の淨肉たるもの、熟酥なり。「生酥」とはこれ等の生酥なり。「油」とは胡麻油・芥子油・蜜樹油・蓖麻子油・獸油なり。「蜜」とは蜂蜜なり。「石蜜」とは甘庶の

莖より得るものなり。

「これを入手せば、七日を限り畜へ食用するを得」とは、最長七日食するを得るなり。

「此を過ぐれば尼薩耆波逸提なり」とは、第八日の明相出時に於て捨墮にして：「或は人に捨すべし。」諸比丘、是の如く捨すべし、「諸大德、この薬は我により、七日を過ぎて畜へられたるものにして、捨すべきものなり。我こを僧に捨す。」
〔僧還與せん。〕別衆還與せん。我、大德に還與すと。

過七日に過想なるは捨墮なり。過七日に疑想なるは捨墮なり。過七日に不
過想なるは捨墮なり。

非受持に受持想なるは捨墮なり。

不捨に捨想なるは捨墮なり。

不失に失想なるは捨墮なり。

不壞に壞想なるは捨墮なり。

不焼に燒想なるは捨墮なり。

不奪に奪想なるは捨墮なり。

捨せるを入手して、塗身用に受用するを得ず、食用すべからず、燈火或はカーラ
ワンナに用ふべし。他の比丘によりては、塗身用に用ふるを得、食用すべからず。
不過七日に過想なるは突吉羅、不過七日に疑想なるは突吉羅、不過七日に不過
七日想なるは不犯なり。

七日以内に受持し、遣與し、失し壞し、燒失し、奪はれて捉り、親厚想にて捉る、未圓
具者に捨て残し放てるものによる、求めずして與へたるを受けて用ふ、痴狂、最初
の犯行者は不犯なり。

捨墮 二四

一 その時佛世尊は舍衛城祇樹給孤獨園に在しき。その時世尊は諸比丘に、雨
季衣を聽し給へり。六群比丘は「世尊は雨季衣を聽し給へり」とて、早くより雨季
衣を求め、早くより作りて著し、雨季衣の破壊せる爲、裸形にて雨浴せり。諸比丘
の中、少欲なる者……非難せり、「如何ぞ六群比丘は、早くより雨季衣を求め、早く

より作りて著し、雨季衣の破壊せる爲に、裸形にて雨浴するや」と。その時諸比丘は、世尊に此の由を白せり。「愚人、汝等、實に早くより雨季衣を求め、早くより作りて著し、雨季衣の破壊せる爲に、裸形にて雨浴するや」。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給へり、「愚人、汝等、如何ぞ早くより……求め……著し……雨浴するや。愚人、これ未信者をして信ぜしめ：乃至：諸比丘、汝等當に是の如く學處を誦すべし——」

^③ 热季の餘り一月にして比丘は雨季衣を求むべく、热季の餘り半月にして、作りて受用すべし。若し热季の餘り一月以前に雨季衣を求め、热季の餘り半月以前に作りて受用せば尼薩耆波逸提なり」と。

二 「热季の餘り一月にして比丘は雨季衣を求むべく」とは、前にも雨季衣を與へし、かの諸人の所に到りて、かく云ふべし、「雨季衣の時なり、雨季衣の時季なり。他の人々も雨季衣を施與す」と。「我に雨季衣を與へよ、我に雨季衣を持ち來れ、我に雨季衣を交換せよ、我に雨季衣を購へ」と言ふべからず。

「热季の餘り半月にして、作りて受用すべし」とは、热季の餘り半月に於て、調製し

て受用すべきなり。

「若し熱季の餘り一月以前に」とは、熱季に於て、餘り一月以上の時、雨季衣を求むれば捨墮なり。

「熱季の餘り半月以前に」とは、熱季に於て、餘り半月以上の時、調製し著用すれば捨墮にして……或は人に捨すべし。諸比丘、是の如く捨すべし、『諸大德、この雨季衣は我により熱季の餘り一月以上に於て求められ、熱季の餘り半月以上に於て、作りて著用されしものにして、捨すべきものなり。われこれを僧に捨す』。『僧還與せんと』、『別衆還與せん』、『われ、大德に還與す』と。

熱季の餘り一月以上に、過想にて雨季衣を求むれば捨墮なり。熱季の餘り一月以上に、疑想にて雨季衣を求むれば捨墮なり。熱季の餘り一月以上に、以下想にて雨季衣を求むれば捨墮なり。

熱季の餘り半月以上に、過想にて雨季衣を作り受用すれば捨墮なり。熱季の餘り半月以上に、疑想にて雨季衣を作り受用すれば捨墮なり。熱季の餘り半月以上に、以下想にて雨季衣を作り受用すれば捨墮なり。

雨季衣有りて裸形にて雨浴すれば突吉羅なり。

熱季の餘り一月以下に過想なるは突吉羅なり。熱季の餘り一月以下に、疑想なるは突吉羅なり。熱季の餘り一月以下に、以下想なるは不犯なり。

²⁵⁴ 热季の餘り半月以下に過想なるは突吉羅なり。熱季の餘り半月以下に、疑想なるは突吉羅なり。熱季の餘り半月以下に、以下想なるは不犯なり。

熱季の餘り一月にして雨季衣を求む、熱季の餘り半月にして作りて著用す、熱季の餘り一月以下にて、雨季衣を求む、熱氣の餘り半月以下に作りて著用す、求められたる雨季衣にて雨期を過す、著用せられたる雨季衣にて雨期を過す、洗ひて藏置せらるべきもの、理由ある時著用せらるべきもの、衣を奪はれたる者、失衣の者、不慮の災に於て痴狂最初の犯行者は不犯なり。

捨墮二五

一 その時佛世尊は舍衛城祇樹給孤獨園に在しき。その時長老優波難陀釋子は、兄弟の弟子比丘に斯く云へり、「友、來れ、我等は諸方遊行に出でん」と。「大德、

我行かず、我は弊衣なるが故に。『友、來れ、われ汝に衣を與へん』とて彼に衣を與へたり。かの比丘聞けり、『世尊は諸方遊行に發ちたまふべし』と。斯くてかの比丘は、斯く思惟せり、『我今長老優波難陀と共に諸方に遊行せず、世尊と共に諸方に遊行せん』と。時に優波難陀長老は、かの比丘に斯く云へり、『來れ、友、今、諸方遊行に出でん』と。『大德、我は大德と共に諸方遊行に出でず、我は世尊と共に遊行に出づべし』。友、われ汝に衣を與へたるは、我と共に遊行に發つべしとてなり」と怒り不満に思ひて、かの衣を奪ひ返せり。時にかの比丘、諸比丘に此の由を語れり。彼等の中、少欲なる者……非難せり、『如何ぞ長老優波難陀釋子は、比丘に自ら衣を與へて後、怒り不満に思ひて奪ひ返すや』と。かくて諸比丘は世尊に此の由を白せり。『優波難陀、汝實に比丘に自ら衣を與へ〔乃至〕奪ひ返すや』。『實なり、世尊』。佛世尊は呵責し給へり、『愚人、汝、如何ぞ比丘に自ら衣を與へ已りて、怒り不満に思ひて奪ひ返すや。愚人、これ未信者をして信ぜしめ……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も、比丘に自ら衣を與へて後、怒り喜ばずして、或は奪ひ、或は

奪はしむれば尼薩耆波逸提なり」と。

二 「何れの」とは……意味せらるゝ比丘なり。

「比丘に」とは、他の比丘になり。

「自ら」とは、自ら與ふるなり。

「衣」とは、六種衣の中、何れかの衣にて說淨すべき最下量を云ふ。

「怒り喜ばずして」とは、喜ばず興奮し不満なるを云ふ。

「奪ひ」とは、自ら奪ふことにして捨墮なり。

「奪はしむ」とは、他に命ずるは突吉羅なり、一度命ぜられたるもの、多くを奪ふも捨墮にして……或は人に捨すべし。諸比丘、是の如く捨すべし諸大德、この衣は我により、比丘に自ら與へて後、奪はれたるものにして、捨すべきものなり。我、今、こを僧に捨す。〔僧〕還與せん。〔別衆〕還與せん。〔我〕大德に還與せんと。

受具者に、受具者想にて衣を與へて後、怒り喜ばずして奪ひ、或は奪はしむれば捨墮なり。受具者に疑想にて衣を……或は奪はしむれば捨墮なり。受具者に不受具者にて衣を……或は奪はしむれば捨墮なり。

他の資具を與へて後、怒り喜ばずして奪ひ、或は奪はしむれば突吉羅なり。

未受具者に衣或は他の資具を與へて後、怒り喜ばずして奪ひ、或は奪はしむれば突吉羅なり。

未受具者に、未受具者想なるは突吉羅なり。未受具者に、疑想なるは突吉羅なり。未受具者に未受具者想なるは突吉羅なり。

或は彼與へ、或は彼に對して親厚想にて捉る、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

捨墮二六

256

一 その時、佛世尊は王舍城迦蘭陀竹林園に在しき。その時六群比丘は、作衣時に多くの糸を乞ひ、衣を作り已りて、多くの糸残れり。時に六群比丘謂へらく、「いざ友、我等は又更に糸を乞ひ、織師をして衣を織らしめん」と。かくて六群比丘は更に糸を乞ひ、織師をして衣を織らしめたり。衣を織りて、又多くの糸残れり。六群比丘は再び更に糸を乞ひ、織師をして衣を織らしめたり。衣を織り已りて、又多くの糸残れり。三度……織らしめたり。諸人……非難せり、「如何ぞ沙門

釋子は、自ら糸を乞ひ織師をして衣を織らしむるや」と。諸比丘は彼の諸人の：非難するを聞けり。彼等の中、少欲なる者……非難せり。如何ぞ六群比丘は、自ら糸を乞ひ織師をして衣を織らしむるや」と。かくてかの諸比丘は、世尊にこの由を白せり。「諸比丘、汝等實に自ら糸を乞ひ、織師をして衣を織らしむるや」。實なり、世尊。佛世尊は呵責し給へり、「愚人、汝等、如何ぞ自ら糸を乞ひ、織師をして衣を織らしむるや。愚人、これ未信者をして信ぜしめ：乃至：諸比丘、汝等、當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も、自ら糸を乞ひ、織師をして衣を織らしむれば、尼薩耆波逸
提なり」と。

二 「何れの」とはいかなる者をも……意味せられる、比丘なり。

「自ら」とは自ら乞ひてなり。

「糸」とは、六種の糸あり、即ち麻糸・綿糸・絹糸・毛糸・大麻糸・粗麻糸なり。

「織師をして」とは、織物師をして織らしむるなり。織らしめんとするは突吉羅、成りて入手すれば捨墮にして……或は人に捨すべし。「諸比丘、是の如く捨す

べし、「諸大德 この衣は我により、自ら糸を乞ひ、織師をして織らしめられたるものにして、捨すべきものなり。我こを僧に捨す。」「僧還與せん。」「別衆還與せん。」
「我、大徳に還與す」と。

織物に織物想なるは捨墮なり。織物に疑想なるは捨墮なり。織物に非織物想なるは捨墮なり。非織物に織物想なるは突吉羅なり。非織物に疑想なるは突吉羅なり。非織物に非織物想なるは不犯なり。

衣を縫ふ爲の紐に於て、帶に於て、肩紐に於て、鉢囊に於て、漬水器に於て、親里なる者、請待せられたる者、他の爲に乞ふ者、自己の財による者、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

捨墮 二七

一 その時佛世尊は舍衛城祇樹給孤獨園に在しき。その時一居士は遠地に行かんとて妻に斯く云へり、「糸を持ちて某甲織師に與へ、衣を織らしめて存置せよ、我還りて大徳優波難陀釋子に、衣を著せしめん」と。一乞食比丘、かの居士の、此

の語をなすを聞けり。斯くてかの比丘は、長老優波難陀釋子の許に到りて斯く云へり、「友優波難陀、汝は大福德の人なり。某處に於て一居士、遠地に行かんとて、その婦に斯く語れり、「糸を……著せしめん」と。」友、かれは我が檀越なり。彼の織師も亦、長老優波難陀釋子の檀越なりき。かくて長老優波難陀釋子は、かの織師の許に到りて斯く云へり、「賢者、この衣は我が爲に織らるゝなり、汝長く作るべし、廣く、厚く、好織に、緻密に、滑かに、よく刷きて作るべし」と。「大德、彼等は我に糸を持ち來りて與へたり、「この糸にて衣を織れ」と。大德、或は長く或は廣く、或は厚くなすこと能はず。然れども、大德、巧に織り、緻密にし、滑かにし、よく刷くことは爲し得」。「否、賢者、汝は長く廣く厚くすべし、かの糸に拘はること勿れ」。時にかの織師は、持ち來されたる糸を織機にかけ已り、かの婦の許に到りてかく云へり、「大姉、糸を要す」と。「賢者、汝は我により、この糸にて衣を織れと云はれしに非ずや」。「大姉、我實に汝によりて、此の糸にて衣を織れと云はれたり。然れども大德、優波難陀は我に斯く云へり、「否、賢者、汝……拘はる勿れ」と。かくて彼の婦、始に與へし糸と同量を又與へたり。

長老優波難陀釋子は聞けり、「かの居士、遠地より歸れり」と。かくて長老優波難陀釋子は、かの居士の家に到り、設けの座に著けり。その時かの居士は、優波難陀釋子の所に到り、禮して一方に坐し、一方に坐し已りて、かの居士は其の婦に斯く云へり、「かの衣は織られしや」と。「然り、夫主、かの衣は織られたり」。「持ち來れ、我、大德優波難陀に衣を著せしむべし」。その時、かの婦は衣を持ち來り、夫にしてかの由を語れり。時にかの居士、長老優波難陀釋子に衣を與へて譏嫌非難せり、「沙門釋子は、多欲にして足るを知らず。彼等に衣を著せしむるは容易ならず。如何ぞ大德優波難陀釋子は、我に請待せられざる以前に、居士の織師の許に到り、衣に就きて指圖をなすや」と。諸比丘は彼の居士の……非難するを聞けり。彼等の中、少欲なる者……非難せり、「如何ぞ長老優波難陀釋子は、請待せられざるに先だち、居士の織師の所に到り、衣に就きて指圖をなすや」と。その時、諸比丘は世尊に此の由を白せり。「優波難陀、汝實に請待せられざるに先だち、居士の織師の所に到り、衣に就きて指圖をなすや」。「實なり、世尊」。「優波難陀、汝の親里なるや、非親里なるや」。「世尊、非親里なり」。「非親里なる愚人は、非親里に對

して、威儀・非威儀・淨行木・淨行を知らず。この故に汝、愚人 請待せられざるに先だち、非親里居士の織師の所に到り、衣につきて指圖をなす。愚人、これ未信者をして信ぜしめ：乃至：諸比丘、汝等、當に是の如くこの學處を誦すべし——

比丘の爲に、非親里の居士或は居士婦は、織師をして衣を織らしめん。其の時、若しかの比丘にして「居士に」請ぜられざるに先だち織師の所に到り、衣に就きて指圖をなさん、「賢者、この衣は我が爲に織らるゝなり。長く、廣く、厚く爲し、好く織り、緻密にし、滑かに、よく刷きて作るべし。我等も亦恐らく賢者に何物かを贈るべし」と。かの比丘は斯く語りて、何物かを贈らば、僅かに托鉢食と雖も尼薩耆波逸提なり」と。

二、「比丘の爲に」とは、比丘の爲に、比丘を目的とし、比丘に著せしめんと欲するなり。

「非親里」とは、母或は父より七世以内に繫がれざるものなり。

「居士」とは、俗家に住せるものなり。

「居士婦」とは、俗家に住せる婦なり。

「織師をして」とは、織物師をしてなり。

「衣」とは、六種衣の中、何れかの一衣にて説淨すべき最下量を云ふ。

「織らしめん」とは、織らしむるなり。

「その時、若しかの比丘」とは、比丘の爲に衣の織らるゝかの比丘を云ふ。
「請ぜられざるに先だち」とは、大德、如何なる衣を望むや、我、如何なる衣を尊師の爲に織らしめんや」と云はれざるに先だちてなり。

「織師の所に到りて」とは、家に到り何處にても到るなり。

「衣につきて指圖をなさん」とは、賢者、この衣は我が爲に織らるゝなり。長く、廣く、厚く爲し、好く織り、緻密に爲し、滑かにし、よく刷きて作れ。我等も亦、恐らく賢者に何物かを贈るべし」と云ふなり。

「かの比丘は斯く語りて何物かを贈らば、僅かに托鉢食と雖も」とは、「托鉢食」とは
²⁶⁰粥飯・嚼食・團子・楊子未織の糸乃至法を説くことなり。

彼の語により、或は長く、或は廣く、或は厚く爲すに、爲さしめんとするは突吉羅、入手せば捨墮にして……或は人に捨すべし。「諸比丘、是の如く捨すべし。」諸

大徳、この衣は我により、請ぜられざるに先だち、非親里の居士織師の所に到り、衣に就きて指圖せられたるものにして、捨すべきものなり。我こを僧に捨す。『僧還與せん』。『別衆還與せん』。『我大徳に還與す』と。

非親里に非親里想にて、請ぜられざるに先だち、居士織師の所に到り、衣に就きて指圖をなせば捨墮なり。非親里に疑想にて、請ぜられざるに先だち、居士織師の所に到り、衣に就きて指圖をなせば捨墮なり。非親里に親里想にて、請ぜられざるに先だち、居士織師の所に到り、衣に就きて指圖をなせば捨墮なり。

親里に非親里想なるは突吉羅なり。親里に疑想なるは突吉羅なり。親里に親里想なるは不犯なり。

親里なる者、請待せられたる者、他の爲に乞ふ者、自己の財による者、高價衣を織らしめんと欲する者に少價衣を織らしむる者、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

捨墮二八

一一 その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時一大臣は遠地

に行かんとて諸比丘の許に使を送れり、「諸大德、來りたまへ。我安居施をなすべし」と。諸比丘は「安居に住する者に、世尊は安居施を聽し給はず」とて、畏慎して行かざりき。その時かの大臣……非難せり、「如何ぞ諸大德は、我の使を遣はすに來らざるや。我是征戰に往くなり、生死を知り難し」と。諸比丘は彼の大臣の……非難するを聞けり。その時諸比丘は、世尊に此の由を白せり。その時世尊は此の因縁によりて說法し、諸比丘に曰へり、「比丘、特施衣を受けて畜ふるを聽す」と。

二 その時諸比丘は「世尊は特施衣を受畜するを聽し給へり」とて、彼等は特施衣²⁶¹を受け、衣時を過ぎて畜へたり。その衣は衣竹に聚束して存せり。長老阿難は房舍巡行をなし、衣竹に聚束して存するかの衣を見、見已りて諸比丘に斯く云へり、「友、衣竹に聚束して存するこの衣は何人の衣なりや?」「友、我等の特施衣なり」。「友、この特施衣は幾日畜へらるゝや?」。その時諸比丘は長老阿難に畜へらるゝ如く語れり。長老阿難……非難せり、「如何ぞ諸比丘は、特施衣を受けて衣時を過ごすや」と。斯くて長老阿難は世尊に此の由を白せり。「諸比丘、實に

比丘等は、特施衣を受領して衣時を過ごすや。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給へり、「諸比丘、如何ぞ彼等愚人は、特施衣を受領して衣時を過ごすや。諸比丘、これ未信者を信ぜしめ：乃至：諸比丘、汝等、當に是の如くこの學處を誦すべし」

十日ありて、未だ^前迦提月の満月に到らざるに、比丘特施衣を得れば、特施衣なるを知りて、比丘は受領すべし。受領せば衣時まで畜ふべし。若し此を過ぎて畜ふれば、尼薩耆波逸提^{ナマカシタニ}なり」と。

二 十日ありて、未だ到らざるに^前とは、未だ自恣日に到らざること、十日なる時の意なり。

「迦提月の満月に」とは、^前迦提月の自恣日を言ふ。

「特施衣」とは、或は軍陣に行かんとする者、或は遠行せんとする者、或は病中の者、或は妊娠せる者、或は不信者にして信を起せる時、或は不淨者にして淨信を起せる時、若し彼、比丘の許に使を送りて「大德、來りたまへ、我安居施を作すべし」と云ふ、これを特施衣を名づく。

「特施なるを知りて、比丘は受領すべし、受領せば衣時まで畜ふべし」とは、こは特施衣なりとの認識を作して畜ふべきを云ふ。

〔衣時〕とは、迦縗那衣の授與せられざる時は、雨期の最後の一月、迦縗那衣の授與せられし時は五箇月を云ふ。

〔若しこを過ぎて畜ふれば〕とは、迦縗那衣の授與せられざる時は、雨期の最後の日〔八月十五日〕を過ぐれば捨墮なり。迦縗那衣の授與せられし時は、迦縗那衣を捨する日〔十二月十五日〕を過ぐれば捨墮にして……或は人に捨すべし。「諸比丘、是の如く捨すべし。」諸大德、この特施衣は我により、衣時を過ぎて畜へられたるものにして、捨すべきものなり。我こを僧に捨す。」「僧還與せん。」「別衆還與せん。」「我大德に還與す」と。

特施衣に特施衣想にて、衣時を過ぐれば捨墮なり。特施衣に疑想にて、衣時を過ぐれば捨墮なり。特施衣に非特施衣想にて、衣時を過ぐれば捨墮なり。

不受持に受持想にて：乃至：

不說淨に說淨想にて：乃至：

不捨衣に捨想にて：乃至：

不失衣に失想にて：乃至：

不壞衣に壞想にて：乃至：

不燒衣に燒想にて：乃至：

不奪衣に奪想にて衣時を過ぐれば捨墮なり。

捨墮衣を捨てずして、受用すれば突吉羅なり。

非特施衣に特施衣想なるは突吉羅なり。非特施衣に疑想なるは突吉羅なり。
非特施衣に非特施衣想なるは不犯なり。

〔衣時中に受持し、說淨し、捨す、失衣し、壞衣し、燒衣し、奪衣して捉る、親友想にて捉る、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

捨墮二九

一一 その時、佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時諸比丘は、雨安居に入りて阿蘭若住處に住せり。迦提賊は比丘は財を得たりとて襲へり。世

尊に此の由を白せり。その時世尊は、この因縁によりて說法し、諸比丘に曰へり、「諸比丘、阿蘭若住處に住するものには、三衣の中、一衣を村落の民家内に預け置くを聽す」と。

二 その時諸比丘は、「世尊は阿蘭若住者に、三衣中の一衣を民家内に置くを聽したまへり」とて、彼等は三衣中の一衣を、民家内に預け置きて、六夜を過ぎて他行せり。かの衣は失はれ、壊し、焼け、又鼠に噛まれて、諸比丘は惡衣蠶服となれり。他の比丘は斯く云へり、「友、汝等、何が故に惡衣蠶服なるや」と。その時かの諸比丘は比丘等に此の由を語れり。諸比丘の中、少欲なる者……非難せり、「如何ぞ諸比丘は、三衣中の一衣を民家内に預け置き、六夜を過ぎて他行するや」と。かくてかの諸比丘は世尊に此の由を白せり。「諸比丘、實に比丘等は三衣中の一衣を民家内に預け置き、六夜を過ぎて他行するや」。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給へり、「諸比丘、如何ぞ彼の愚人等は、三衣中の一衣を民家内に預け置き、六夜を過ぎて他行するや。諸比丘、これ未信者をして信ぜしめ：乃至：諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

夏安居竟りて後迦提月の満月までは、いづこにても危険恐怖の伴へる阿蘭若住所、かくの如き住處に住する比丘は、欲すれば三衣中の一衣を民家内に預け置くべし。若しかの比丘に何等かの離衣の因縁あらんに、六夜を限り、彼の比丘は其の衣を離し得。若し是を過ぎて離せば、僧の認可を除き、尼薩耆波逸提なり」と。

二 「夏安居竟りて」とは、雨安居に住し已れる者なり。

「迦提月の満月までは」とは後迦提月の満月を云ふ。

「いづこにても……阿蘭若住處」とは、阿蘭若住處とは〔村より〕最少五百弓を離れたる所を云ふ。

「危険の伴へる」とは、僧園に於て、僧園の境内に於て、賊の住せる場所見え、立てる場所見え、坐せる場所見え、臥せる場所見ゆるなり。

「恐怖の伴へる」とは、僧園及び僧園の境内に於て、賊の爲に人の殺されたるを見、奪はれたるを見、打たれたるを見るなり。

「是の如き住處に住する比丘は」とは、この如き住處に住する比丘はの意なり。

264

「欲すれば」とは希望すればなり。

「三衣中の一衣を」とは僧伽梨或は鬱多羅僧サンガーチ ウタラサンガ或は安陀會アンドラヅサカなり。

「民家内に預けおくべし」とは、周圍の行乞界の村に預け置くべしとの意なり。
 「若しかの比丘に何等かの離衣の因縁あらんに」とは、理由あり、作すべきことあらんになり。

「六夜を限り、かの比丘はその衣を離し得」とは、最長六夜離し得るなり。

「僧の認可を除き」とは、比丘の許可を除くなり。

「若し是を過ぎて離せば」とは、七日の明相出時に於て捨墮にして……或は人に捨すべし。諸比丘、是の如く捨すべし。「諸大德、この衣に我により、僧の認可なくして、六夜以上を離せられたるものにして、捨すべきものなり、我こを僧に捨す。」「僧還與せん。」「別衆還與せん。」「我、大德に還與す」と。

過六夜に過想にて、僧の認可なくして、離衣すれば捨墮なり。過六夜に疑想にて、僧の認可なくして、離衣すれば捨墮なり。過六夜に減六夜想にて、僧の認可なくして、離衣すれば捨墮なり。

不捉に捉想にて：乃至：

不失に失想にて：乃至：

不壞に壞想にて：乃至：

不燒に燒想にて：乃至：

不奪に奪想にて、僧の認可なきは、捨墮なり。

捨墮衣を捨てずして用ふれば突吉羅なり。

六夜以下に過想なるは突吉羅なり。六夜以下に疑想なるは突吉羅なり。六夜以下に減想なるは不犯なり。

六夜離衣す、六夜以下離衣す、六夜離衣して再び村界内に入りて住し又出でず、六夜内に衣を捉り、遣與し、失衣し、壞失し、燒衣し、奪失して捉り、親厚想にて捉る、僧の認可による痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

捨墮 三〇

265

一 その時、佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時、舍衛城に於て、一衆

團に僧に供する衣食準へられたり、「我等は僧に食せしめ衣を著せしめん」とて。時に六群比丘は、かの衆團の所に到りて斯く云へり、「賢者、我等にこの衣を與へよ」と。「大德、我等は與へず。こは我等の、毎年衣と共に僧に食を布施するを準ふるなり」。「賢者、衆僧には多くの施者あり、多くの食あり。我等は汝等に依止し、汝等を見つゝ此處に住す。汝等にして若し我等に與へざれば、誰か我等に與へん。賢者、我等に此の衣を與ふべし」。

時にかの衆人は、六群比丘に強ひて索められ、準へたる衣を、凡て六群比丘に與へ、衆僧には食のみを供養せり。諸比丘の中、衆僧の爲に衣食の準へられたるを知り、六群比丘に與へられたるを知らざる者かく云へり、「賢者、衆僧に衣を與へよ」と。「大德、無きなり、準へたる限りの衣をば、六群大德は自己に廻らせり」。諸比丘の中、少欲なる者……非難せり、「如何ぞ六群比丘は知りつゝ、僧物として寄進せられたる利得を、自己に廻入するや」と。

かくて諸比丘は、この由を世尊に白せり。「諸比丘、汝等實に知りて、僧物として寄進せられたる利得を、自己に廻入するや」。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給

へり、「愚人、汝等如何ぞ、知りて、僧物として寄進されたる利得を自己に廻入するや。愚人、これ未信者をして信ぜしめ：乃至：諸比丘、汝等、當に是の如く此の學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も、知りつゝ僧物として寄進せられたる利得を、自己に廻入すれば尼薩耆波逸提なし」と。

二 「何れの」とは……意味せらるゝ比丘なり。

「知りつゝ」とは、自ら知り、或は他人の彼に告げ、或は彼告ぐるなり。

「僧物」とは、僧に施與されたるものなり。

「利得」とは衣服・飯食房舍・病資具たる藥湯乃至團子・楊枝・未織の糸を云ふ。

「寄進せられたる」とは、我等見、我等作すとの語の破られたるなり。

「自己に廻入せん」とすれば、突吉羅、入手すれば捨墮にして……或は人に捨すべし。「諸比丘、是の如く捨すべし。」諸大德、これ我の知りつゝ僧物として寄進せられたる利得を自己に廻入したるものにして、捨すべきものなり。我こを僧に捨す。」「僧還與せん。」「別衆還與せん。」「我、大德に還與す」と。

寄進に寄進想にて、自己に廻入すれば捨墮なり。寄進に疑想にて、自己に廻入すれば捨墮なり。寄進に非寄進想にて、自己に廻入すれば捨墮なり。

僧に寄進せられたるを、他の僧或は塔に廻入すれば突吉羅なり。塔に寄進せられたるを、他の塔、或は僧、或は人に廻入すれば突吉羅なり。人に寄進せられたるを、他の人、或は僧、或は塔に廻入すれば突吉羅なり。

非寄進に寄進想なるは突吉羅なり。非寄進に疑想なるは突吉羅なり。非寄進に非寄進想なるは不犯なり。

我何處に與へんと問はれて、汝の布施物の受用を得べき所、果得を得べき所、常住なるべき所に、或は又、汝の心の清悅せらるゝ所、その處に與ふべしと云ふ。痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

第三鉢品

その攝頌

二の鉢、薬、雨衣、第五の與衣、自、織、特施、有難、及び僧物による。

大德、三十尼薩耆波逸提法は說示せられ竟んぬ。是に於てわれ諸大徳に

問はんこの點に於て清淨なりや。二度問はんこの點に於て清淨なりや。
三度問はんこの點に於て清淨なりや。今、諸大德は清淨なりかるが故に默
念したまふ。われ是の如くこれを了解す。

尼薩耆波逸提竟る

註①草輪 (tināṇḍipaka) 註に tinacumbataka なりとす、草にて作れる釜敷の如き頭當にて水瓶其
の他の器を運ぶに用ふ。

② kājavanya 註になく辭書にも見えず。黒色の意なるも四分律に「塗脚若しくは燃燈に
用ふべし」と言ひ、五分律に「塗身、塗足、然燈油を施しぬ」の語あり。僧祇律にもこの三油を
説く或は塗脚の意か。

③ māgo seso gimbhāna 热季即ち春四箇月中残餘一箇月なるに至りての意なり。热季とは
十二月十六日より四月十五日までなるが故に、雨季衣は三月十六日に至りて求め得四
月一日に至りて調製著用し得べくそれ以前に求め製すべからずとの意なり。善見律
に四月十六日に製し五月一日に受持すと言ふは āśāha 月(此方の三月十六日—四月十
五日)を四月とし sāvana 月(此方の四月十六日—五月十五日)を五月とし、印度の暦によれ
るものと見るべし。

④ 迦提月の満月 (kattikatemāśipūṇamā) カツティカ月とは通常雨期最後の一箇月、即ち
舊暦七月十六日より八月十五日を云ふ。然し又この前月 assayuja 月を云ふことあり、

これを前迦提月 (pubba-k.) と云ひ、普通のカッティカ月を後迦提月 (pacchima-k.) と云ふ。今のが迦提月の満月とはこの夏三月の竟り即ち前迦提月の満月、七月十五日なり。後迦提月の満月は次戒に見ゆる如く kattikacātumāśipūṇama なり。依つて本戒の意は普通は安居竟りて施物を受け、安居中は受けざるも特施衣は七月五日以後は受け得ることを言ふものなり。

⑤迦提賊 (kattikacoraka) カツティカ月即ち比丘兩安居を竟りし後雨期最後の月に起る賊にしてこの頃比丘は布施物を多く得る故にこれを襲ふ。五分律には八月賊と云ひ、人を殺して天を祠ると云ふ。

⑥後迦提月の満月 (kattikacātumāśini) 雨期四月の最後の満月即ち後迦提月の満月(八月十五日)なり註 ④ 参照

		メ				
滅漏	apacaya	287	離車 離胎者 兩舌惡口者 兩邊增大草 林住者	Licchavi apagabbha sūcaka ubhatovadḍhaka āraññaka	(族) 27, 62, 181 5 178 239 287	
		モ				
毛欽婆羅	välakambala	(衣) 54				
木板衣	phalakacīra	54	類似	lessa		283
木皮衣	vākacīra	54				
目犍連	Moggallāna	(姓) 284				
餅	pūva	95	煉瓦	iṭṭhaka		134
餅屋	pūvaghara	96	蓮華色	Uppalavaṇṇā	(比丘尼)	54, 350
們又	muñja	(草) 149, 244				
		ヤ				
夜摩	Yāma	(天) 28	漏盡智 六群比丘	āśavānañ khayaññāpaññ chabbaggyā bhikkhū		8
				90, 139, 329, 383, 397, 410, 432, 448		
唯有二人成就法	dvaya-dvayasamāpatti	32	六種衣	cha cīvarāni		331
夢	supinanta	188, 196	六神通を得	chañabhiññā		145
			六夜難衣	charattarñ civarena vippavasitabbo		447
羊毛	elakaloma	382, 383, 394	鹿闍	migadāya	(園)	269
葉毘尼	Sappinikā	(河) 182	鹿杖	Migalañdīka	(沙門)	113
楊枝	dantapona	82	鹿皮衣	ajinakkhipa		54
浴室	jantāghara	197	勒法鬘	Lakkhaña	(比丘)	175
欲	kāma	30				
欲覺	kāmavittakka	30				
欲想	kāmasaññā	30				
欲熱	kāmapariñjāha	30				
欲欲	kāmapipāsā	30				
欲漏	kāmāsava	8				
與旃婦	dhajāhāta	236				
預流	sotāpanna	145				
		ミ				
裸形	nagga	357				
賴吒波羅	Ratñhapāla	(比丘) 250	和合	samagga		289
樂靜	suññāgāra	154	和尚	upajjhāya		38
樂住	pāsādikatā	287	和尚弟子	saddhvihārika		38, 285
樂住婦	chandavāsinī	235				
		ヲ				
利得	labbha	449				
離恩	kilesapahāna	154				
離蓋	vinivaraṇa	154				

ヒ, ピ		別房	hammiya	339
非作業論者	akiriyavāda	3	ホ, ホ	
非時衣	akālacīvara	343	sākuṇika	177
非食	abhogā	418	māgavika	177
非處	adesa	418	方等經	12
非觀里	aññātika	348, 353	法護女	235
秘密	raha	316	法持現	129
婢取婦	dāsi	237	Uttarāpatha	10
畢闍陀婆蹉	Pilindavaccha	(比丘) 110, 420	mūlācīvara	345
比丘	bhikkhu	37	jātaka	12
毘舍佉鹿子母	Viśakhā-Migāramātā	316, 323, 329, 382	susāna	94, 254
毘舍離	Vesāli	(市) 17, 60, 113, 144, 329, 382	房舍	114
毘婆尸	Vipassi	(佛) 12	senāsana; kuti	
毘婆羅	Vebhāra	(山) 269	148, 222, 310, 244, 251, 255	
毘蘭若	Verañjā	(婆羅門) 1	senāsanacārika	342
毘蘭若	Verañjā	(邑) 1, 10	paccasācīvara	345
白	ñatti	253, 292	brahmacārin	224
白四羯磨	ñiaticatuttha-kamma	37	Brahmakāyika	(天) 28
白二羯磨	ñiatiuttiya-kamma	264		
病資具たる藥湯	gilānapaccayabhesajjaparikkhāra	148, 222, 310		
頻毘婆羅	Bimbisāra	(王) 69, 181, 420	摩揭陀	Magadha (國) 69
フ, プ, ブ		摩訶波闍波提瞿曇彌陀 Mahāpajāpati-Gotamī (比丘尼) 397		
不可共語	avacanīya	299	摩那	mānatta 188, 313
不遠	anāgāmin	145	摩尼健大	Maṇikantha (龍王) 246
不失衣認可	ticivarena avippavāsasammuti	336	枕堆	bimbohana; bhisicchavi 149, 269, 357
不淨	asukka	188	末水法	odakantika 32
不淨三昧	asubhasamāpatti	113	曼直	Maddakucchi (林) 269
不淨法	methunadhamma	43		
不全形	nimittamattā	217	ミ	
不與取	adinnāñā adiyanto	88	未曾有經	abbhudadhamma 12
布薩	uposatha	276, 283	味持現	rasūpahāra 128
布薩堂	uposathagga	108	獮猴	makkaṭi 33, 52
怖殺林	bhīrīsanaka-vanasanā (林)	13	蜜	madhu 78, 403, 423
富那婆娑	Punabbasuka	(比丘) 302	蜜團	madhugojaka 108
複合章	missacakka	193		
糞掃衣	parīsukūla	94, 390	ム	
糞掃衣者	parīsukūlikā	22, 284, 288, 390	無行處	aparikkamana 254
佛撥手	sugatavidhatthi	251, 390	無形	animittā 217
分鉢人	pattagāhāpaka	417	無根	amūlaka 274
分房舍人	senāsanapaññāpaka	267	無雜	suddhika 191
分斷章	khaṇḍacakka	191, 193, 237	無主	assāmika 244, 251
ヘ, ペ		無難處	anārambha 255	
變心	vipariñata	203	無皮人	nicchavipurisa 177
別衆	gaṇa	339	無味の色	arasarūpa 3
別住	parivasati	313	無明漏	avijjāsava 8

漢字索引(斷—罰)

斷滅論者	ucchedavāda	4	同界	ekupacāra	337
	チ		同梵行	sabrahmacārin	38
治罪者	kārapīka	177	同和尚	samānupajjhāyaka	38
智	fiñña	154	道修	maggabhbāvanā	154
竹林	Veluvana	(園)			
	175, 244, 266, 280, 287, 293, 350, 350, 400, 432		ナ		
畜生	tiracchānagata	43	捺摩	chupana	204
中腔草	kucchicakka	194	那隣羅	Nälēru	(夜叉) 1
偷蘭遮	thullaccaya	47, 78, 285			
偷蘭難陀	Thullananda	(比丘尼)	二根	dumūlaka	208
厨屋	odaniyaghara	96	尼拘律	Nigrōdha	(國) 397, 414
長衣	atirekacīvara	330	尼薩耆	nissaggiya	331
長幡	sikharapī	217	尼薩耆波邊提	nissaggiya-pācittiyā	329
長鉢	atirekapatta	412	尼師壘	nīśidana	350
地居	bhumma	(天)	女人	mātugāmā	203, 215
地中物	bhummattha	77	如法に	sahadhammika	300
重闇	pāsāda	338	人體	manussaviggaha	120
重使役	dūtāparamparā	124	人女	manussithi	44
重摩	parāmasanā	204	人女の三道	manussithiyā tayo maggo	44
調伏者	venayika	4	日射病	sisābhītāpa	136
	ヲ				
頭巾	veñhana	94	熱季	gimhāna-māsa	427
頭陀行	dhūtaguṇa	22			
頭陀行者	dhūtatā	287	ハ, ハ		
	ヲ				
綴量	bandhanokāsa	416	波逸提	pācittiyā	95, 285, 318, 324
展轉使役	visakkhiya-dūta	124	波夜迦	Payāga	(渡場) 17
添味	uttaribhāṅga	269	波羅夷	pārājika	77, 122, 153, 318
轉生	abhinibbīdhā	7	波羅提木叉	pātimokkhā	12, 300
	ト, フ		波羅奈	Bārāṇasī	(市) 17, 110
兇率	Tusita	(天)	破僧	sañghabheda	288, 293
屠星	sūnaghara	96	破輪	cakkhabheda	288, 293
屠殺場	abbhāghāta	254	背面章	piṭṭhicakka	194
賭者	dhutta	232	敗根	upahatindriya	58
屠猪人	sūkarika	177	鉢	patta	412
忉利天	Tāvatimsa	(天)	斐	veṇi	203
答婆摩羅子	Dabba-Mallaputta	(比丘)	斐欽婆羅	kesakambala	(衣) 54
益心	theyacitta	88	飯	odana	95
益人	cora	76	婆菟迦車	Bhārukaccha	(地) 61
益人緣	Corapapāta	(山)	婆底摩	Vaggumudā	(河) 114, 144
糖蘆	ucchu	95	婆底	babbaja	(草) 149, 244
特施衣	accekkacīvara	440, 441	媒介	sañcaritta	234
突吉羅	dukkāta	56, 77	買得婦	dhanakkitā	235
同阿闍梨	samānācariyaka	38	拔提	Bhaddiya	(市) 59

— (8) —

食堂	bhattagga	131, 270		ソ、ゾ
邪命外道	ājivaka	228		
十八破事	atthārasa bhedakaravatthūni	290	𠎱	sappi
受具者	upasampanna	431	蘊忍者	duṭṭhulla-vācā
受持衣	adhitthita-civara	331	相續者	dāyajja
受食者	bhātikā	270	草衣	kusacira
授記經	vyākaraṇa	12	草屋	tīṇakuṭi
誦經者	suttantika	268	草輪	tinṇaṇḍupaka
樹下住者	rukkhāmūlikā	288	僧伽尸	Saṅkhassa
熟酥	sappi	269, 423	僧伽梨	(國) sañghāti
上敷布	uttarātthaṭaṇa	91	僧羯磨	sañghakamma
上處物	vehāsaṭṭha	79	僧殘	sañghādisesa
上人法	uttarimanussadhamma	145, 151, 169	僧物	sañghika
常施食	niccabhatta	270, 400	憎毛者	sattiloma-purisa
淨人	ārāmīka	420	提摩	āmasanā
栴	bhisi	149, 269	制持現	phoṭṭhabbūpahāra
神通力	iddhānubhāva	110, 268, 423	村落	gāma
神廟樹	cetiyarukkha	262	造寺	vihāravatthu
頤摩	omasanā	204	增上慢	adhimāna
			俗家を汚す	kuladūsaka
			積種	bijaka
水	udaka	83	積種母	Bijaka
水得婦	odapattakinī	236		(人) Bijakamātā
錐毛者	sūcilaṃ-purisa	177		(女) 29
隨契	Vessabhu	(佛)		
隨法行	anudhammatā	418		
			タ、ダ	
セ、セ				
制欲	santuṭṭhi	287	他化自在	Paranimmitayasavattin
殺牛人	goghātaka	176	他心智の	(天) paracittavidi
殺賊者	coraghātaka	179	多浮陀	Topoda
殺羊者	orabbhika	177	多浮陀	(螺) Topoda
屑米飯	kaṇājaka	269	托鉢食	Tapodā
雪山	Himavanta	(山)	攝物	(河) piṭḍapāta
般淨	vikappana	331, 353, 412	打穀場	bhāra
說法者	dhammakathika	268	蛇鬱洞	dhāfiṇikarapa
仙人	Isigili	(山)	沙波訶	Sappasonḍikapabbhāra
仙人山黑石蠅	Isigilipassa-Kāṭasilā	269	墮胎	gabbhapātana
洗濯處	rajakattharaṇa	73, 90	大迦葉	Mahākassapa
箭毛者	usuloma-purisa	177	大目犍連	Mahāmoggalāna
贍波	Campā	(市)	大林	(比丘) 11, 175
閉陀	Channa	(比丘)	提舍尼	Mahāvana
稅處	suṇkaghāta	84, 101	提婆提多	(林) 17, 23, 60, 113, 144, 382
錢	rajata	402	第一布施	Devadatta
全根草	sabbamūlacakka	162, 192, 193, 240	第五衣	aggadāna
禪那	jhāna	154	第三禪	pāficama-civara
普飯	kalyāṇabhattika	270	第四禪	tatiyār jhānaṁ
			第二禪	catutthār jhānaṁ
			檀越	dutiyār jhānaṁ
			檀越比丘	upatṭṭhāka
			檀越比丘	108, 262, 362
			檀尼迦	kulupaka
			斷片章	227, 242, 316, 400
				Dhaniya
				(比丘) 66
				khanḍacakka
				161

漢字索隱(差—慈)

差次請食人	bhattuddesaka	267	捨物	nissaggiya	208
砂糖	guļa	101	婆勿陀達	Samuddadatta	287, 293
詐欺師	gāmakūṭa	178	石蜜	phāṇita	78, 403, 423
三學	tisso sikkhā	37	釋迦	Sakkā	(族) 397, 414
三種の女	tisso iṭhiyo	44	嚼食	kħādaniya	95, 98, 119, 146, 400, 438
三智を得たる	tevijja	145	宗觀	fāṭirakkhitā	234
三點清淨の魚肉	tikoṭiparisuddha-macchamariṣa	288	須陀洹	sotāpanna	15
三昧	samādhi	154	須提那迦蘭陀子	Sudinna-Kalandakaputta	(比丘) 17
三衣	ticivara	329, 444, 446	須離	Soreyya	(町) 17
三味粥	tekatulayāgu	108	種姓	gotta	283
三由旬	tiyojana	395	種似	jātilesa	283
酸粥	bilaṅga	269	輸毘陀	Sobhita	(比丘) 182
坐臥處	senāsana	107	集會堂	sannasajjā	108
坐床	pīṭha	149, 269	出兩邊者	vepurisikā	217
坐禪者	jhāyin	268	宿命智	pubbenivāśanussatiñāpa	6
座具	nīśidana	393	少欲知足	appicchatā	287
罪業	āpattinikāya	188, 313	正受	samāpatti	154
殘食	vighāsa	95	正智	ñāṇa	151
暫得婦	muhuttika	236	生支	añgajāta	43
シ、ジ					
尸陀	Sita	(林)	姓謊女	gottarakkhitā	235
四天王	Cātummahārājika	(天)	初達	adisesa	188
次第乞食者	sapadānacārika		初禪	paṭhamarāj jhānarā	6
指定	sahiketakamma		商賈	sattha	101
使讚歎	dūtēna saṁhvāṇeti		書讚歎	lekhāya saṁhvāṇeti	126
使役	dūta		應務大臣	sabbathaka-mahāmatta	421
資具	parikkhāra		清淨の見	suddhadīṭhi	278
色持現	rūpūpahāra		精舍	vihāra	263, 340
式	Sikhī	(佛)	精舍衣	vihāracivara	357
式叉摩那	sikkhamānā	63, 180	精進	viriyārambha	287
敷布	bhummattarapa		證持現	saddūpahāra	127
七穀	pubbaṇṇa	81, 254	證果	phalasacchikiriyā	154
七菜	aparapṇa	81, 254	織師	tantavāya	432
七葉蠅	Sattapāṇḍiguhā		身語讚歎	kāyena vācāya saṁhvāṇeti	126
執作婦	kammakāri		身讚歎	kāyena saṁhvāṇeti	125
執事人	veyyāvaccadakara		身觸	kāyasarhagga	325
沙竭	Sāgala	(市)	身分	aṅga	203
沙祇	Sāketa	(市) 330, 356, 411	針毛者	sūciłoma-purisa	178
沙彌	sāmaṇera	37, 180	進具	upasampadā	22
沙彌尼	sāmaṇerī	63, 180	親里	ñātika	350
舍衛	Sāvatthi	(市)	瞋恚	dosa	275
	59, 105, 185, 200, 213, 221, 227, 302, 316, 323,		自護女	sārakkhā	235
	333, 346, 341, 355, 362, 367, 370, 383, 385, 389,		自恣	pavāraṇā	276 283, 441,
舍利弗	Sāriputta	(比丘) 11, 330, 411	持戒者	silavant	224
捨戒	sikkhā paccakkhātā	37	持律者	vinayadhara	268
捨置	nissaggiya-pācittiyā	332	事柄	adhiparāja	275
捨鉢	nissaṭṭhapatta	413	慈比丘・地比丘	Mettiyabhummajaka	269, 280
			慈悲心	kāruñīña	102

漢字索引(過一作)

過七日	sattāhātikkanta	425	苦行者	tapassīn	4
戒	sājīva	37	瞿師羅	Ghosita	(國) 262, 298
戒羸き	sila-dubbalya	37	瞿曇	Gotama	(姓) 284
契經	sutta	12	瞿曇崩	Gotamakacetiya	329
會議處	katikasanṭhāna	269	驅出羯磨	pabbajaniyakamma	307
甘蔗	ucchu	98	藥	bhesaja	127
姦夫	paradārika	178	國の施與食	rāṭṭhapiṇḍa	149
姦婦	aticāriṇī	179	具善法者	kalayānadhamma	224
看索	ocaraka	85			
看守	oṇirakkha	86			
瞰食	bhojana	119, 145, 400			
葵菜	vyañjana	412	化樂	Nimmanaratīn	(天) 28
齋陀毘耶子	Khaṇḍadeviyāputta	287, 293	快樂を缺くもの	nibboga	3
餌得婦	obhatacumbatā	236	刑場	āghātana	141, 254
臥具	santhata	381, 393	翫咤山	Kitāgiri	(邑) 302
臥床	maṭica	149, 269	結合章	baddhacakkha	161, 192
臥布	uttaratharapāṇa	357	乾陀貳	uppalagandha	51
學	sikkhā	37	嫌棄者	jegucchin	4
學處	sikkhāpada	12	劍毛者	asiłoma-purisa	177
			下衣	antaravāsaka	94
			外衣	sāṭaka	93, 355
祈願食	abhisarīkhārika-piṇḍapāta	269	夏安居	vassa	445
鬼	peta	94	偈經	gāthā	12
寄進せられたる	pariṇata	449	解說	vimokkha	154
杵	musala	131	現相	nimittakamma	86, 130
絹絲を雜へる	kosiyamissaka	381			
共住	sāñvāsa	123			
共謀倫	sāñvidhāvahāra	86	故意に	sampajāna; sañcetana; sañcicca	120, 154, 188
情賞彌	Kosambi	110, 262, 298, 334, 386	故妄語	sampajānamusavāda	95
教役	adhiṭṭhāya	123	屈住婦	bhogavāsinī	236
衆翅衣	ulūkapakkhaka	54	交易	kayavikkaya	353, 408
欽婆羅	kambala	(衣) 218	交易衣	pārīvattakacivara	353
祇樹給孤獨園	Jetavārañā Anāthapiṇḍikassa ārāmo(國)		坑陷	opāta	126
	185, 200, 213, 221, 227, 302, 303, 333, 341,		香持現	gandhūpahāra	128
	346, 355, 362, 367, 383, 385, 389, 394, 404,		恒布者	dhuvacolā	217
	407, 410, 420, 426, 429, 434, 439, 443, 447		講堂	upaṭṭhanasālā	115
祇夜經	geyya	12	乞食者	piṇḍapātika	22, 287, 390
耆闍崛	Gijjhakūta (山)	66, 95, 136, 175, 268, 280	米	tāṇḍula	101
耆婆伽梨	Jivakamba	(國) 269	毘摩訶語	kammavācā	292, 297
迦摩	ummasanā	204	五種の大財	pañcīca mahācorā	147
魚肉	macchamarīsa	288	五事	pañcīca vatthūni	287
			五級	pañcīcabandhana	416
			語讚歎	vācāya sañvāṇeti	125
			淇河	Gaṅgā	(河) 17, 26, 246
拘絏	udāna	12	業報	kammassa vipāko	176
拘薩羅	Kosala	(族) 394			
拘迦利迦	Kokālika	287, 293			
拘那含牟尼	Konāgamana	(佛) 12			
拘樓孫	Kakusandha	(佛) 12	作處	vatthu	252, 255

漢字索隱

ア		
阿伽梨婆精舍	Aggājavacetiya	380
阿闍梨	ācariya	38
阿闍梨弟子	antevāsika	39, 285
阿迦婆	Assaji	(比丘)
阿鞞	Ajuka	(居士)
阿跋祇筏底	Aciravati	(河)
阿那波那念三昧	ānāpānasatisamādhi	116
阿難	Ānanda	(比丘) 10, 35, 330, 411
阿羅漢	arahant	145, 170
阿羅漢果	arahatta	29, 266
阿羅尼	Ālavī	(邑) 244, 380
阿羅毘比丘	Ālavaka bhikkhū	133, 244
阿蘭若	arañña	63, 75, 168, 200
阿蘭若住者	āraññaka	22, 390, 443
惡口性	dubbacājātika	299
惡作	dukkata	285
惡說	dubbhāsita	285
油	tela	78, 403, 423
安居	vassa	9, 304
安居施	vassāvasika	440
安闍三昧	ānañja-samādhi	182
安般具	upanikkhipana	127
安陀	Andha	(林) 59, 105
安陀會	Antaravāsaka	(衣) 333, 336, 347, 446
菴羅	amba	98
イ		
已成	kata	405
倚發	apassena	127
異界	nānupacāra	337
異事	aññīabhañgiya-adhikaraṇa	282
慰周側	uccālinā	(蟲) 190
一根	ekindriya	262
一根草	ekamūlaka	162, 205, 237
一來	sakadāgāmin	145
糸	sutta	433
因緣經	itivuttaka	12
ウ		
有隔	santhata	48
有行處	saparikkamana	255
有主	sassāmika	263
ア		
有難處	sārambha	254
有漏	bhavaśava	8
雨安居	vassa	66, 144, 443
雨季衣	vassikasāti-kacivara	427
雨行	Vassakāra	(婆羅門) 69
優陀夷	Udayī	185, 200, 214, 221, 227, 316, 346
優波斯那朋健陀子	Upasena-Vaṭṭagantaputta	(人) 389
優波難陀釋子	Upananda-Sakyaputta	(比丘) 355, 362, 367, 370, 400, 407, 429, 434
優波離	Upāli	(比丘) 61, 109, 357
優婆夷	upāsikā	319
白	udukkhala	10, 131
鬱多羅僧	uttarāśāṅga	(衣) 333, 336, 351, 394, 446
鬱單越	Uttarakuru	(洲) 11
エ		
衣, 衣服	civara	438; 148, 222, 310
衣物得歸	pāṭavāsinī	236
衣料	civāracetāpana	364, 369, 370
易者	ikkhaṇika	179
オ		
王舍	Rājagaha	(市) 61, 66, 173, 244, 266, 280, 287, 293, 350, 400, 420, 432
黃門	pāṇḍaka	44
往來使設	gatapaccāgata-dūta	124
溫浴室	jantāghara	94
飲食	pīṇḍapāta	148, 222, 310
隱處法	rahassa	32
カ, ガ		
火光三昧	tejodhātu	268
可共語	vacanīya	299
瓜果	timbarūsaka	95, 99
迦維羅衛	Kapilavatthu	397, 414
迦稀那	kaṭhina	330, 334, 343, 442
迦尸	kāsi	(國) 304
迦斐	Kassapa	(佛) 12, 178
迦吒無迦利	Katāmorakatissa	287, 293
迦提戻	kattikacoraka	443
迦提月の満月	kattikatemāsi-pūṇyamā	441, 445
迦蘭陀	Kalanda	(邑) 17, 175, 244, 266, 280, 287, 293, 350, 400, 432

エ

エーサーリ	Vesāli	毘舍離(市) 17, 113, 144
エーバーラ	Vebhāra	毘婆羅(山) 269
エーランジャー	Verañjā	毘蘭若(邑) 1
エールバナ	Veluvana	竹林(園) 175
エッタブー	Vessabhu	隨樂(佛) 12

發音索隱(リ—ヰ)

ソービタ	Sobhita	輸毘陀(比丘)	182	バッディヤ	Bhaddiya	拔提(市)	59				
ソーレッヤ	Soreyya	須離(町)	17	バッバヂャ	babbaja	婆娑(草)	149,244				
ビ, ピ											
タボーダ	Tapoda	多浮陀(國)	269	ピリングダブッチャ	Pilindavaccha	單闍陀婆蹉(比丘)	110,419				
タボーダー	Tapodā	多浮陀(河)	180	ピンビーシーラ	Bimbisāra	頻毘婆羅(王)	69				
ターラ・パッカ	tālapakka	(果)	99	ブ							
タッカ	takka	(飲料)	142	ブチマンダ	Pucimanda	(樹)	1				
ダニヤ	Dhaniya	檀尼迦(比丘)	66	ブナッバスカ	Punabbasuka	富那婆娑(比丘)	302				
ダルヒカ	Dañhika	(比丘)	111	マ							
ダッバ・マラ・ブッタ	Dabba-Mallaputta	沓婆摩羅子(比丘)	266	マガダ	Magadha	摩揭陀(國)	69				
チ, チ											
チャンナ	Channa	闇陀(比丘)	262,298	マニカンタ	Mañikantha	摩尼健大(龍王)	246				
チャンパー	Campā	嘗波(市)	106	マハーバ・チャーバティーゴータミー	Mahāpajāpati-Gotamī	摩訶波闍波提瞿曇彌	397				
チャンブ	jambu	(果)	98	マハーモッガラーナ	Mahāmoggallāna	大目連(比丘)	175				
チャーティヤー	Jātiyā	(林)	59	マーサカ	māsaka	(貨幣量)	72				
チャーヴカ・アン・ババナ	Jivakambavana	耆婆伽梨(園)	269	マッダクッチャ	Maddakucchi	曼直(林)	269				
テ, ヂ											
ティンドゥカ	Tinduka	(艤)	269	ム							
デーヴダッタ	Devadatta	提婆達多	287	ムンヂャ	muñja	鬱叉(草)	149,244				
ト											
トゥラー	tulā	(量)	101,384	ムッガ	mugga	(豆)	105				
トゥラ・ナンダー	Thullanandā	偷蘭難陀(比丘尼)	108	モ							
ドーナ	dona	(量)	101	モーダカ	modaka	(菓子)	96				
ナ											
ナレール	Nañeru	那隣羅(夜叉)	1	ラブヂャ	labuja	(果)	8				
ナーリ	nāli	(量)	412	ラッカナ	Lakkhaṇa	勒法(比丘)	175				
ニ											
ニグローダ	Nigrodha	尼拘律(國)	397,414	ラッタバーラ	Ratṭhapāla	賴吒波羅(比丘)	250				
ハ, ハ, ハ											
ハーリカ	Hārika	(殺賊者)	179	リ							
パンサ	panasa	(果)	98	リッチャギ	Licchavi	離車(族)	27,62,181				
ペヤーガ	Payāga	波夜迦(渡場)	17	ヴ							
パンダカ	Pandaka	(比丘)	110	ヴァグムダ	Vaggumudā	婆突摩(河)	114,144				
ペーダ	pāda	(貨幣量)	72	ヴァジ	Vajji	跋耆(族)	22,35				
バット	pattha	(量)	10,412	ヰ							
バーシッタ	Vāsiñha	(姓)	284	ギサーカー・ミガーラ・マーター							
バーラーナシー	Bārāṇasi	波羅奈(市)	17,110	Visākha-Migāramātā							
バールカッチャ	Bhārukaccha	婆菟迦車(地)	61	ギバッシー	Vipassī	毘舍佉(佛)	316				
							12				

發音索隱

ア				
アチラブティー	Aciravati	阿致羅筏底(河)	103	カッティカチヨーラカ kattikacoraka 達提祇
アンド	Andha	安陀(林)	59, 105	ガンガ Gaṅgā 沢河(河)
アーラギー	Ālāvī	阿羅毘(邑)	133, 412	
アールハカ	ālhaka	(量)	100, 412	
アッガーラブチエーティヤ	Aggālavacetiya	阿伽羅婆精舍	244, 380	キターギリ Kitāgiri 雜咤山(邑)
アッサヂ	Assaji	阿溫婆(比丘)	302	キンニカ kiñkiñika (鈴)
アッデュカ	Ajjuka	阿醜(居士)	109	
アッパンタラ	abbhantara	(尺度)	339	
イ				ヰ
インダゴーバカ	indagopaka	(蟲)	67	コーカーリカ Kokālika 拘迦利迦
ウ				コーサンビー Kosambi 橋賞彌(國)
ウダーキ	Udāyi	優陀夷(比丘)	200, 316	コーナガマ Konāgamana 拘那含牟(尼佛)
ウバセーナヴァンガンタブック				ゴーシタ Ghosita 罷師羅(國)
Upasena-Vaigantaputta		優波斯那朋健陀子	389	ゴータマカチエーティヤ Gotamakacetiya 罷曇廟
ウバナンダサクヤブッタ				ゴーマタ Gomata (船)
Upananda-Sakyaputta		優波難陀釋子	355	
ウバーリ	Upāli	優波離(比丘)	61, 109	サ
ウッタラクル	Uttarakuru	鬱單越(洲)	11	サムダダット Samuddadatta 婆勿陀達
ウッチャーリンガ	uccaliṅga	(蟲)	59	サンカッサ Sarikassa 僧迦尸(國)
カ				サーフラ Sāgara 沙竭(市)
カクサンダ	Kakusandha	拘樓孫(佛)	12	サークーク Sāketa 沙祇(市)
カタモーラカティッサカ				サッカ Sakka 釋迦(族)
Katāmorakatissa		迦吒無迦利	287, 293	サッカリ sakkhali (菜子)
カティナ	kaṭhina	迦繩那(衣)	442	サッダー Saddhā (優婆夷)
カハーバナ	lahāpaṇa	(貨幣)	401	サッピニカ Sappinikā 葉毘尼(河)
カビラ	Kapila	(比丘)	110	
カビラップトゥ	Kapilavatthu	迦維羅衛(市)	397, 414	シ
カランド	Kalanda	迦蘭陀(邑)	17, 175	シキー Sikhi 式(佛)
カンダデギヤーブッタ				シータvana Sitavana 尸陀林(林)
Khaṇḍadeviyā-putta		驚陀毘耶子	287, 293	
カンナクッチャ	Kaṇṇakujja	(國)	17	ス
カンバラ	kambala	欽婆羅(衣)	218	スディンナカルダカブッタ Sudinna-Kalandakaputta 須提那迦蘭陀子
カーシ	Kāsi	迦尸	304	スパッバー Supabbā (優婆夷)
カーラブンナ	Kālavaṇṇa		426	スギーラ suvīra (飲料)
カーリング	Kāliṅga	(國)	179	スングラ Sundara (比丘)
カッサバ	Kassapa	迦葉(佛)	12	スンバカ Sumbhaka
カッチャーナ	Kaccāna	(姓)	284	

— (1) —

索

隱

南傳大藏經初刊關係者

高楠博士功績記念會纂譯

代表者
文學博士
文學士
辻直四郎
宇井真伯
琴壽

昭和十一年一月八日發行
昭和四十五年八月二十日再刊印刷
昭和四十五年九月一日再刊發行
東京市本鄉區本鄉3丁目2
大藏出版株式會社

第一卷

監修

マスター
オブオーラル
ドクターフォローアップ
マスター
オブオーラル
ドクターフォローアップ

高楠順次郎

再刊發行者
再刊印刷所
株式會社
木村省吾

東京都文京區目白台一丁目17番6号

大藏出版株式會社内

厚德泰造

發行所
大正新脩大藏經刊行會

電話
東京局
一六〇五九〇番〇

文文文學編	文文文文文學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學	翻譯
學學博	學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學	
士士士	士士士士士士士士士士士士士士士士士士	
高山小崎本野	山山水水逸平林西中高末佐木荻宇和阿本崎野見等	野田水藤原井泉郡
森快玄暢龍妙	智良弘梅通五義義真密泰雲伯得文教順元榮昭邦雄照修海雄賢來壽成雄	
文文學學士士	文文文文文文文學學學學學學學學學學學學學	
士士	士士士士士士士士士士士士士士士士士士	
葛金蓮澤	渡山宮增辻千羽長立田佐久金上石青 邊田水渴溪山中藤野倉田川原	
三西成一俊淳	模龍菱靈四龍了真俊基良芳國天海慶 雄城道鳳祥詳諦琴道彌智照隆照瑞淨哉	
文文學學士士	文文文文文文文學學學學學學學學學學學	
士士	士士士士士士士士士士士士士士士士士士	
關山和根本泉	渡山宮松白平花成寺高坂栗神小石赤 邊本本齋松石山松田崎楠本原林野黑沼	
正智得行教成	照快正誠眞友信昌修次幸廣隆行彌智善 宏龍尊廉道嗣勝信一郎男郭淨忍致善	

相談役	編集委員	出版委員	東京都文京區目白台一丁目17番6號	東京都文京區目白台一丁目17番6號	大藏出版株式會社	木村省吾
宮中辻小王	松和望清長					
本野野生	本泉月水宗直清					
正義四一	一台德得桓恭泰					
主事	尊照郎舜明成匡順					
塙渡干長椎	結中城坂					
入邊渴井尾	城村戶本					
良模龍眞辨	令芳純					
道雄祥琴匡	聞元彥造					

--	--	--	--	--

